

保存版



共済 ハンドブック

Kyosai Handbook

PDF版



東京都職員共済組合

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>



ライフイベントに応じた手続・制度



- 第 1 章 病気やけがをしたとき 1
- 第 2 章 事故等にあったとき 33
- 第 3 章 災害にあったとき 38
- 第 4 章 こどもが生まれたとき 41
- 第 5 章 死亡したとき 53
- 第 8 章 年金について 89
- 第 11 章 退職するとき 186



福祉事業について

- 第 6 章 健康づくり 56
- 第 7 章 保養・宿泊施設 76
- 第 12 章 貸付事業について 194

共済組合について



- 第 9 章 組合員について 166
- 第 10 章 被扶養者について 177
- 第 13 章 共済組合について 202

〈第1章〉 病気やけがをしたとき

利用できる医療機関と窓口負担額	2
保険の対象とならない医療費等	3
保険外併用療養費	3
医療費の減額査定	4
公務によらない病気やけがをしたとき	4
訪問看護サービス	5
医療費が高額になったとき	6
高額な窓口負担の軽減	12
院外処方箋で調剤を受けたとき	17
公費の医療費助成の認定を受けたとき・受けられなくなったとき	18
柔道整復師、はり・きゅう師、マッサージ師の施術	19
申請が必要な給付	20
患者の移動	24
病気や負傷のために休業したとき（傷病手当金）	25
休業したとき（休業手当金）	30
介護休暇を取るとき（介護休業手当金）	31
障害の状態になったときの年金	32

〈第2章〉 事故等にあったとき

公務中・通勤途中の事故等で負傷したとき	33
第三者行為による事故・事件及び自損事故等にあったとき	34

〈第3章〉 災害にあったとき

災害で損害を受けたとき	38
災害で死亡したとき	40

〈第4章〉 こどもが生まれたとき

出産費・家族出産費（地方公務員等共済組合法第63条）	41
出産のため休業したとき	45
育児休業を取るとき	48

〈第5章〉 死亡したとき

葬儀を行ったとき	53
弔慰金・家族弔慰金	55
遺族に対する年金	55

〈第6章〉 健康づくり

特定健康診査・生活習慣病健診・特定保健指導	56
人間ドック	60
健康づくり支援／健康相談	65
東京都職員の健康管理事業（知事部局等職員）	66
森林セラピー [®] 利用助成	67
組合員のメンタルヘルス事業	70
東京都職員のメンタルヘルス事業（知事部局等職員健康管理事業）	70
医療機関	71
委託体育施設	73
直営体育施設（清瀬運動場）	74

〈第7章〉 保養・宿泊施設

保養施設（箱根路開雲）	76
総合保健施設（アジュール竹芝）	80
夏・冬の保健施設（借上施設）	85
リフレッシュ宿泊施設（借上施設）	86
都内宿泊施設	87
その他の事項	88

〈第8章〉 年金について

公的年金制度	89
老齢年金	93
障害年金 （障害厚生年金・障害基礎年金・障害共済年金（経過的職域）・公務障害年金）	105

遺族年金 (遺族厚生年金・遺族基礎年金・遺族共済年金(経過的職域)・公務遺族年金) ……	122
経過的職域加算額(共済年金) ……	138
年金払い退職給付 ……	141
年金の請求手続について ……	146
年金の併給調整について ……	150
年金情報の提供について ……	151
離婚時の年金分割 ……	154
3歳未満の子を養育している場合の特例 ……	158
その他の事項 ……	161
〈第9章〉組合員について	
組合員の定義と各種手続 ……	166
費用の負担 ……	169
掛金について ……	172
〈第10章〉被扶養者について	
被扶養者とは ……	177
被扶養者認定要件チェック表 ……	185
〈第11章〉退職するとき	
退職に伴う手続等 ……	186
退職後の健康保険制度 ……	187
退職後の短期給付 ……	190
組合員資格喪失後の保養施設等の利用 ……	191
退職派遣者になったとき ……	192
〈第12章〉貸付事業について	
新規貸付の終了と現在の貸付業務について ……	194
貸付金の償還 ……	194
線上償還 ……	195
償還額(償還回数)の変更 ……	197

貸付利率	197
育児休業中又は介護休業中の償還の猶予	198
団体信用生命保険	199
大規模災害に被災された場合	200
住宅貸付金の借受中に制限される行為等	200
その他の事項	201

〈第13章〉共済組合について

地方公務員共済組合制度の概要	202
東京都職員共済組合の機関	204
東京都職員共済組合の事業	205
個人番号（マイナンバー）の利用	210
付 録	211



このマークが章のタイトル横にある「第8章 年金について」は短期組合員等の方は対象となりません。注意してください。

※東京都職員共済組合で実施している福祉事業のうち、地方公務員等共済組合法等で利用対象者が組合員及び被扶養者に限定されていない事業については、パートナーシップ関係の相手方も利用することができます。

▶詳細はこちら

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/guide/cat/post-741.html>



※貸付事業は新規貸付を終了し、償還業務のみを実施中です。

ご相談やお問合せは事業部貸付課貸付収納担当へ

▶連絡先：裏表紙

※東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、一部の事務において手続等の窓口が総務事務センターになります。





第 1 章 病気やけがをしたとき

1 章 INDEX

医療機関を受診するとき

- ▶ 利用できる医療機関と窓口負担額
- ▶ 公務によらない病気やけがをしたとき

訪問看護サービスを受けたとき

- ▶ 訪問看護サービス

医療費が高額になったとき

- ▶ 医療費が高額になったとき
- ▶ 高額な窓口負担の軽減

公費の医療費助成を受けたとき

- ▶ 公費の医療費助成の認定を受けたとき・受けられなくなったとき

柔道整復師、はり・きゅう師、マッサージ師の施術を受けたとき

- ▶ 柔道整復師、はり・きゅう師、マッサージ師の施術

組合員証・被扶養者証を医療機関に提示できなかったとき

- ▶ 申請が必要な給付

休業したとき

- ▶ 病気や負傷のために休業したとき（傷病手当金）
- ▶ 休業したとき（休業手当金）
- ▶ 介護休暇を取るとき（介護休業手当金）

年金について

- ▶ 障害の状態になったときの年金



第 1 章 病気やけがをしたとき

利用できる医療機関と窓口負担額

担当 医療保険課
部署 医療保険担当

☎ 03-5320-7322 (内線57-211~4)

✉ s9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員証・被扶養者証を窓口に表示して診療等を受けることができる医療機関等と窓口負担は以下のとおりです。

1 | 医療機関の種類

厚生労働大臣の指定を受けた
保険医療機関

- 一般の病院・診療所
- 保険薬局
- 訪問看護ステーション

* 上記以外の医療機関等で診療を受けたり、組合員証・被扶養者証を提示しなかったりしたときは、原則として、都共済からの給付は受けられません。

2 | 窓口負担額

病気やけがをしたときの窓口負担額は年齢等によって異なります。

高額な医療費は、組合員証・被扶養者証と一緒に「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」(P. 9 参照)、「限度額適用認定証」(P.12 参照)を提示することによって、窓口負担額が軽減されます。

◆ 医療費の窓口負担

区 分	組合員の標準報酬月額	自己負担割合 (組合員・被扶養とも)
	未就学児	—
小学校就学後から 69 歳まで	—	3 割 ^{※1}
70 歳から 74 歳	260,000 円以下	2 割 ^{※2}
	280,000 円以上	3 割

※1 70 歳以上の被扶養者は 2 割。

※2 平成 26 年 3 月 31 日までに 70 歳に到達している方は、1 割。

(注) 1 小学校就学(児)の年齢区分の適用は、満 6 歳到達年度末日の翌月から、70 歳からの年齢区分の適用は、誕生日の翌月(1 日生まれは当該月)からです。

2 入院の場合は、食事又は生活療養の標準負担額を別途支払うことになります。

3 75 歳到達月は、当共済組合と後期高齢者医療制度の自己負担限度額がそれぞれ半額になります。「75 歳到達月の自己負担限度額の特例」(P. 8 参照)を参照してください。

保険の対象とならない医療費等

次のような場合の医療費等は自己負担になります。

- ① 差額ベッド代
- ② 健康診断、人間ドック、予防注射、虫歯予防処置
- ③ 正常な出産
- ④ 経済的な理由による人工妊娠中絶
- ⑤ 美容整形手術（負傷した後の処置を除く）
- ⑥ 近視、遠視、斜視等の矯正、歯の矯正
- ⑦ カイロプラクティクス（脊椎矯正療法）
- ⑧ 慢性的な肩こり、腰痛等で柔道整復師にかかるときの施術費
- ⑨ 証明書代（文書料）
- ⑩ 松葉杖（貸与の場合）
- ⑪ 既製の治療装具
- ⑫ 公務・通勤災害、労災の対象となるもの（地方公務員災害補償基金等が行う補償の対象となります。）
- ⑬ その他保険診療の対象とならない医療



保険外併用療養費

保険が適用されない保険外診療があると、**保険が適用される診療等も含めた医療費の全額が自己負担**となります。ただし、保険外診療を受ける場合でも、厚生労働大臣の定める「評価療養」、「患者申出療養」又は「選定療養」の場合は、保険診療との併用が認められ、保険診療部分のみ保険給付の対象になります。

◆ 保険診療との併用が認められる保険外診療例

	診療内容	診療例
評価療養	将来的な保険導入のための評価を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進医療 ・ 医薬品の治験に係る診療 ・ 医療機器の治験に係る診療
患者申出療養	患者からの申出を起点として、迅速に使用できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内未承認医薬品等の使用 ・ 国内承認済みの医薬品等の適応外使用
選定療養	保険導入を前提としないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差額ベッド ・ 歯科の金合金等 ・ 患者の都合による時間外診療等

医療費の減額査定

保険医療機関等で診療等を受けた場合の医療費については、審査支払機関の審査により査定を受け減額される場合があります。減額があった場合は、窓口負担額に過払いが生じている可能性があるため、該当者の組合員及び被扶養者（以下、組合員等）には以下のとおりお知らせします。

● 通知の対象

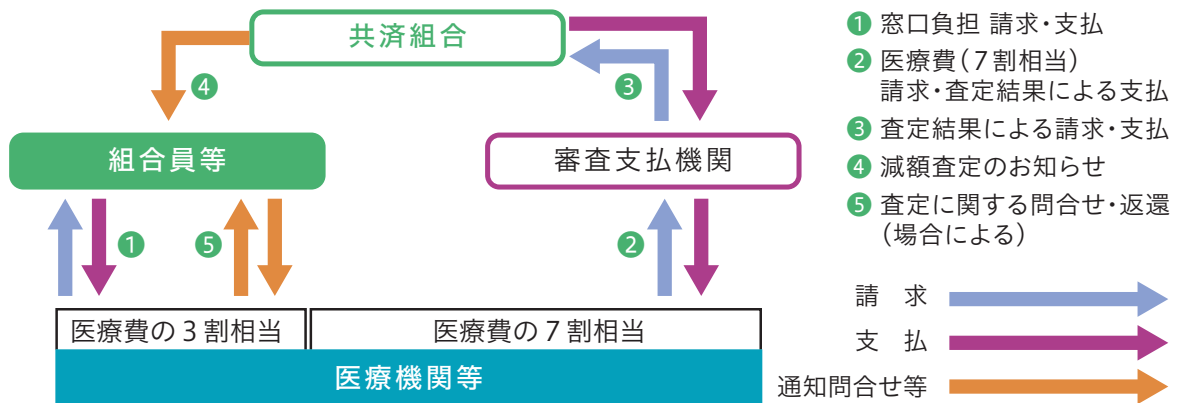
保険医療機関等での窓口負担額に10,000円以上の過払いが生じる場合が通知の対象になります。

● 注意事項 ●

この通知は審査減額についての情報提供です。医療機関等からの再審査の申出等により額が変更されることもあります。

減額された内容や過払いとなった窓口負担額の返還については、直接受診した医療機関等へお問合せください。

◆ 医療費の流れと減額査定通知



公務によらない病気やけがをしたとき

担当 医療保険課
部署 医療保険担当

☎ 03-5320-7322 (内線57-211~4)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

1 | 療養の給付

組合員等が公務によらない病気やけがをしたときは、保険医療機関や保険薬局等の窓口で、組合員証等を提示することで必要な療養を受けることができます。

組合員証等を使って療養を受けるときは、窓口負担額（P. 2 参照）の表のように組合員等は一部負担金を支払い、残りの額は都共済から医療機関等に支払われます。

2 | 一部負担金払戻金と家族療養費附加金

各診療月における窓口負担額(P. 2 参照)が、高額療養費の自己負担限度額(P.6～8 参照)以下であった場合、及び高額療養費の対象となる場合の自己負担限度額以下の部分については、各保険医療機関及び保険薬局ごとに基礎控除額の 25,000 円を控除した額を、組合員本人に係るものは「一部負担金払戻金」、被扶養者に係るものは「家族療養費附加金」として支給されます。ただし、金額が 100 円未満の場合は支給されません。

なお、標準報酬月額が 530,000 円以上の方の基礎控除額は 50,000 円です。

訪問看護サービス

訪問看護ステーションへの支払

1 訪問看護療養費と家族訪問看護療養費

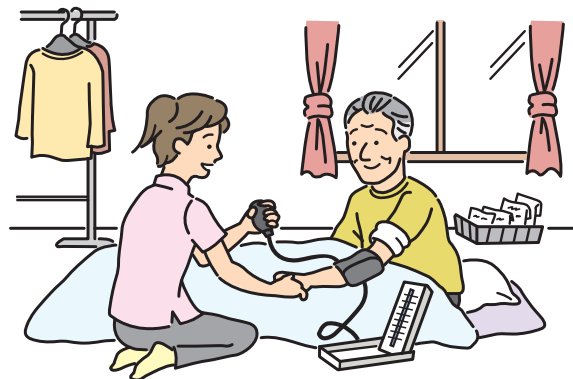
がんや難病等で在宅療養を行っている組合員及びその被扶養者が、主治医の指示により訪問看護ステーションから派遣された看護師等の訪問看護サービスを受けた場合には、医療機関に外来でかかる場合と同様に、療養に要した費用のうち、3割を窓口負担額として訪問看護ステーションへ支払うことになります。

残りの費用は、組合員については「訪問看護療養費」として、被扶養者については「家族訪問看護療養費」として都共済から訪問看護ステーションへ支払われます。

窓口負担額が高額になる場合は、「限度額適用認定証」を提示することにより、高額療養費を除いた額（自己負担限度額）に軽減されます（P.12 参照）。

2 一部負担金払戻金と家族訪問看護療養費附加金

組合員等が訪問看護ステーションへ支払った額が、基礎控除額（1人1か月 25,000 円、標準報酬月額が 530,000 円以上の場合は 50,000 円）を超える場合には、組合員については「一部負担金払戻金」として、被扶養者については「家族訪問看護療養費附加金」として、基礎控除額を超えた額を都共済から支払います。ただし、交通費、おむつ代等については給付の対象になりません。



3 週3日を超えて訪問看護が受けられる病気等

訪問看護ステーションの利用を希望される場合は、主治医に相談してください。なお、訪問看護療養費の制度を受けられるのは枠内の病気等を除き、原則として週3日までです。

- | | | |
|---------------|----------------|------------------|
| ● 末期の悪性腫瘍 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 |
| ● 多発性硬化症 | ● ハンチントン病 | ● 後天性免疫不全症候群 |
| ● 重症筋無力症 | ● 進行性筋ジストロフィー症 | ● 筋萎縮性側索硬化症 |
| ● スモン | ● 頸髄損傷 | ● 人工呼吸器を使用している状態 |
| ● パーキンソン病関連疾患 | ● 亜急性硬化性全脳炎 | ● 副腎白質ジストロフィー |
| ● 多系統萎縮症 | ● ライソゾーム病 | ● 脊髄性筋萎縮症 |
| ● 球脊髄性筋萎縮症 | ● プリオン病 | |

医療費が高額になったとき

担当
部署 医療保険課
医療保険担当

☎ 03-5320-7322 (内線57-211~4)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

高額療養費

1 高額療養費の支給

● 支給対象

組合員又は被扶養者が、病気やけがのため組合員証又は被扶養者証等を使用して医療機関等で療養を受けたとき、各診療月における窓口負担額が一定の金額（自己負担限度額）を超える場合には、超えた金額が「高額療養費」として支給されます。

● 支給されない医療費等

保険の対象とならない医療費等（P.3参照）、保険外併用療養費（P.3参照）や入院時の食事療養標準負担額（P.15参照）、生活療養標準負担額（P.16参照）は支給対象になりません。

2 自己負担限度額の算定方法

自己負担限度額は、医療機関ごと、ひと月ごと（当該月の1日から月末まで）に保険が適用される医療費について算定します。算定は年齢等によって異なります。

● 注意事項 ●

同一医療機関での2月以上にわたる療養でも、月ごとに自己負担限度額を算定します。

ア 69歳以下の場合

組合員の所得による区分	自己負担限度額（月額）
標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 0.01 < 多数回該当* 140,100円 >
標準報酬月額 53万円 ~ 79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 0.01 < 多数回該当 93,000円 >
標準報酬月額 28万円 ~ 50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01 < 多数回該当 44,400円 >
標準報酬月額 26万円以下	57,600円 < 多数回該当 44,400円 >
低所得者（住民税非課税等）	35,400円 < 多数回該当 24,600円 >

※「多数回該当」とは、同一医療機関等において自己負担限度額を超える窓口負担額の月が、過去12か月以内に3回以上あったとき、4回目から適用されます。

イ 70歳以上74歳までの場合

組合員の所得による区分		自己負担限度額（月額）		
		個人単位 （外来）	世帯単位 （入院, 入院 + 外来）	
現役並み	Ⅲ	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% < 多数回該当* 140,100円 >	
	Ⅱ	標準報酬月額 53万円 ~ 79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% < 多数回該当 93,000円 >	
	Ⅰ	標準報酬月額 28万円 ~ 50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 多数回該当 44,400円 >	
一般	標準報酬月額 26万円以下		18,000円 < 年間上限額 144,400円 >	57,600円
低所得者 （住民税非課税等）	Ⅱ	Ⅰ以外	8,000円	24,600円
	Ⅰ	年金受給額 80万円以下 等、総所得金額がゼロ となる場合		15,000円

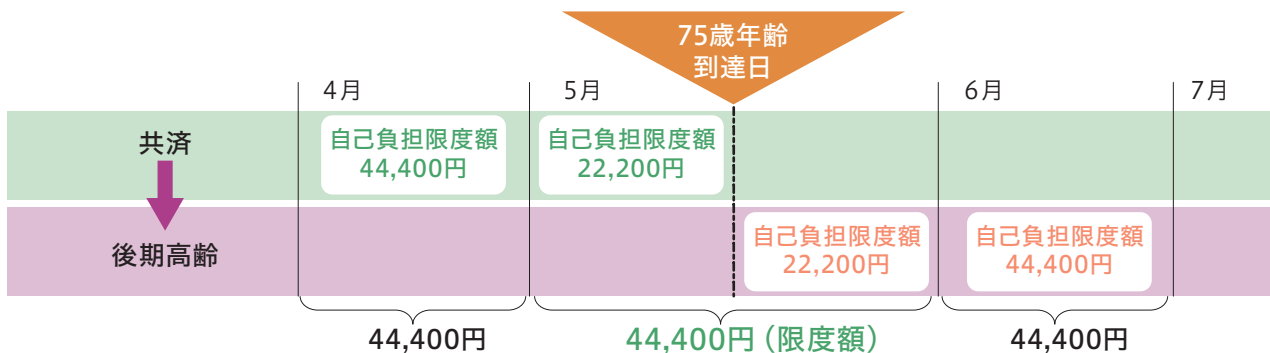
※「多数回該当」とは、同一医療機関等において自己負担限度額を超える窓口負担額の月が、過去12か月以内に3回以上あったとき、4回目から適用されます。70歳以上74歳までの現役並み所得者で、外来療養のみによる高額療養費の支給を受けた場合は、回数には含まれません。

ウ 組合員が69歳以下で被扶養者が70歳から74歳の場合における被扶養者の自己負担限度額

組合員の所得による区分		自己負担限度額（月額）	
		個人単位 （外来）	世帯単位 （入院，入院＋外来）
下記以外		18,000 円 < 年間上限額 144,000 円 >	57,600 円
低所得者 （住民税非課税等）	II I 以外	8,000 円	24,600 円
	I 年金受給額 80 万円以下 等、総所得金額がゼロと なる場合		15,000 円

エ 75歳到達月の自己負担限度額の特例

75歳到達月に限り組合員が「誕生日前に加入していた医療保険制度」と「新たに加入した後期高齢者医療制度」のそれぞれの自己負担限度額が半額になります。また、当該組合員の被扶養者についても、組合員の75歳到達月はそれぞれの自己負担限度額が半額になります。1日生まれの方は、月の初日から後期高齢者医療制度に加入するため、当該制度の対象外です。



3 高額療養費の対象

高額療養費の対象は次のアからエまでのいずれかに該当する場合があります。

ア 同一医療機関ごとに窓口負担額が自己負担限度額を超えるとき

組合員又はその被扶養者一人1か月（月単位）の医療機関ごとの窓口支払額が、自己負担限度額を超えるとき、その超える額。

イ 同一世帯の合算額が自己負担限度額を超えるとき（世帯合算）

同一世帯の組合員又はその被扶養者一人1か月の医療機関ごとの窓口支払額が、21,000円以上で複数あるとき、それらの額を合算し自己負担限度額を超えるとき、その超える額。

70歳以上の場合は、全ての窓口支払額を合算した額が自己負担限度額を超えるとき、その超える金額。

この場合、自己負担限度額から50,000円（標準報酬月額が530,000円以上の方は、100,000円）を控除した額が、「家族療養費附加金」等として支給されます。なお、公費負担医療の場合、合算の対象から除外されることがあります。

ウ 同一医療機関において自己負担限度額を超える窓口負担額の月が過去12か月以内に3回以上あったとき（多数回該当）

組合員又は被扶養者一人1か月の同一医療機関ごとの自己負担限度額を超える窓口支払額が、療養のあった月以前の12か月以内に3回以上あったとき、4回目からは44,400円（標準報酬月額830,000円以上の方は140,100円、530,000円から790,000円までの方は93,000円）を超える額。

なお、公費負担医療の場合で、世帯合算の対象から除外される場合は、回数に含みません。

エ 特定疾病と定められた疾病について

「特定疾病^{※1}」と定められた疾病については、10,000円（人工腎臓を実施している慢性腎不全の方のうち、69歳以下で、診療月の標準報酬月額が530,000円以上である組合員又はその被扶養者は20,000円）を超える額。

医師の証明を得た「**特定疾病療養受療証交付申請書**」を、所属を經由して^{※2}当共済組合へ申請し、当該受療証の交付を受け、組合員証と併せて受診する医療機関へ提出してください。窓口負担額は、同一医療機関ごとに1か月10,000円（又は20,000円）までとなります。

※1 「特定疾病」とは厚生労働大臣が定めた次の疾病で、保険者の認定を受けたもの

- (1) 人工腎臓を実施している慢性腎不全（人工透析）
- (2) 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病）
- (3) 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定めるもの（血液製剤による感染）に限る。

※2 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の場合は、当共済組合で直接申請手続をお受けします。

4 請求手続から振込みまで

医療機関等からの請求によって都共済が処理するので、組合員の請求手続は不要です。

● 給付決定通知及び振込み

原則として、受診月の約3か月後の25日（金融機関が休みのときは翌営業日）に、届出の個人口座又は所属口座に振込みます^{※1}。また、同時期に所属所（勤務先）を通して「医療給付金等決定兼支払通知書^{※2}」を組合員宛てに通知します。

※1 公費の医療助成を受けている場合は、受診月の約4か月後の振込みになります。

※2 「支払通知書」は再発行できません。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

● 高額な療養費の窓口での負担軽減

窓口負担額が高額になるときは、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けて、医療機関に提示することによって、窓口での支払額を自己負担限度額に軽減することができます（P.12参照）。70歳以上の方は「高齢受給者証」を提示することによって、窓口負担額が軽減されます。この場合、高額療養費に該当する額は、都共済が医療機関等に支払います。

5 医療費の基礎控除額、自己負担限度額、高額療養費の算定

医療費の基礎控除額・自己負担限度額・高額療養費は、次の種別ごとに算定します。

- 診療月ごと（月の1日から月末まで）
- 一人ずつ（組合員、その被扶養者）
- 医療機関等ごと（内科、歯科、調剤薬局ごと）
- （同一医療機関でも）入院、外来（通院）ごと
- （同一医療機関でも）内科、歯科、調剤薬局ごと



● 組合員（被扶養者）（所得区分㉔（P.14参照））の負担例

◆ 保健医療機関で療養した総医療費が1か月100万円の場合

（1か月＝月の1日から末日まで）

自己負担限度額 $80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01 = 87,430 \text{ 円} (1)$

総医療費 1,000,000 円 (2)			
都共済の負担額 (7割) (2) × 0.7	組合員の窓口負担額 (3割) : 入院時食事療養費、保険適用外の医療費等を除く 300,000 円 (3) (2) × 0.3		
	自己負担限度額 87,430 円 (1)		
	都共済からの法定給付 (高額療養費) 212,570 円 (4) (3) - (1)	都共済からの附加給付 (組合員の場合： 一部負担金払戻金) (被扶養者の場合： 家族療養費附加金) 62,430 円 (3) - (4) - (5)	基礎控除額 (組合員が最終的に 負担する額) 25,000 円 (5)

この額が受診月の約3か月後に届出済みの組合員の個人口座又は所属口座へ自動的に振込まれます。

◆ 保健医療機関で療養した総医療費が1か月20万円の場合 (1か月=月の1日から末日まで)

総医療費 200,000円 (1)			
都共済の負担額 (7割) (1) × 0.7	組合員の窓口負担額 (3割) : 入院時食事療養費、保険適用外の医療費等を除く 60,000円 (2) (1) × 0.3		
	都共済からの法定給付 (高額療養費) 0円	都共済からの附加給付 (組合員の場合: 一部負担金払戻金) (被扶養者の場合: 家族療養費附加金) 35,000円 (2) - (3)	基礎控除額 (組合員が最終的に 負担する額) 25,000円 (3)

この額が受診月の約3か月後に届出済みの組合員の個人口座又は所属口座へ自動的に振込まれます。

6 高額介護合算療養費の支給

組合員又はその被扶養者が、介護保険制度による給付を受けた際の世帯の自己負担額の合計と、医療保険制度による世帯の自己負担額の合計を合算した額が基準額を超えた場合に、その超えた額が当共済組合と区市町村から給付されます。

ア 対象期間

毎年8月1日から翌年の7月31日までの1年間の受診に係る自己負担額が計算の対象となります。したがって、申請手続は計算の対象となる期間が経過した後からとなります。

イ 基準額

所得区分		医療保険 + 介護保険 (70 ~ 74歳のみの世帯)	医療保険 + 介護保険 (69歳以下を含む世帯)
標準報酬月額 83万円以上		212万円	212万円
標準報酬月額 53万円 ~ 79万円		141万円	141万円
標準報酬月額 28万円 ~ 50万円		67万円	67万円
標準報酬月額 26万円以下		56万円	60万円
低所得者 (住民税非課税)	II I以外	31万円	34万円
	I 年金受給額 80万円以下等、 総所得金額がゼロとなる場合	19万円	

* 69歳以下の方は、自己負担額が1レセプト当たり21,000円以上の場合に合算します。

* 高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金を控除した額を合算します。

ウ 手続の流れ

- ① 区市町村介護保険担当窓口へ「支給兼負担額証明書」の交付を申請します。
- ② 区市町村介護保険担当窓口から「自己負担額証明書」の交付を受けます。
- ③ ②の証明書を添付し、当共済組合へ支給申請書を提出します。
- ④ 当共済組合では、②と医療保険の負担額を計算し、その結果を区市町村に通知します。
- ⑤ 当共済組合と区市町村から給付を行います。



高額な窓口負担の軽減

担当 医療保険課
部署 給付担当

☎ 03-5320-7326 (内線57-231~5)

✉ S900064@section.metro.tokyo.jp

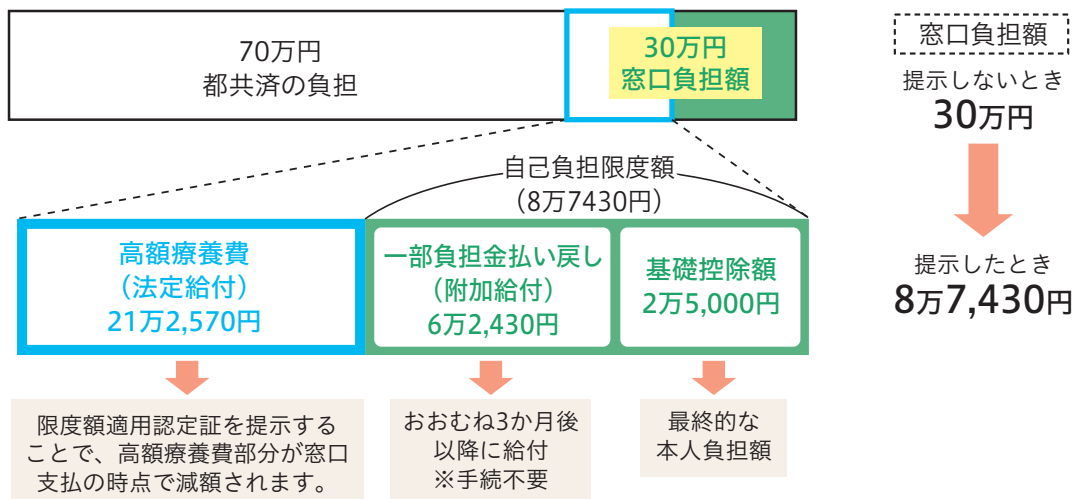
1 | 限度額適用認定証等

組合員等が保険医療機関等で療養を受けた場合、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「限度額適用認定証等」という。)を提示することにより、医療費の窓口負担額が、高額療養費を除いた自己負担限度額(P.6~8参照)に軽減されます。

この場合、都共済が保険医療機関等に対して軽減された高額療養費を支払います。なお、マイナンバーカードの保険証利用により、限度額適用認定証がなくても、同様の取扱いがされます。

◆ 限度額適用認定証の提示例

(組合員の入院、所得区分 **ウ** (P.14 参照)、総医療費 100 万円のと看)



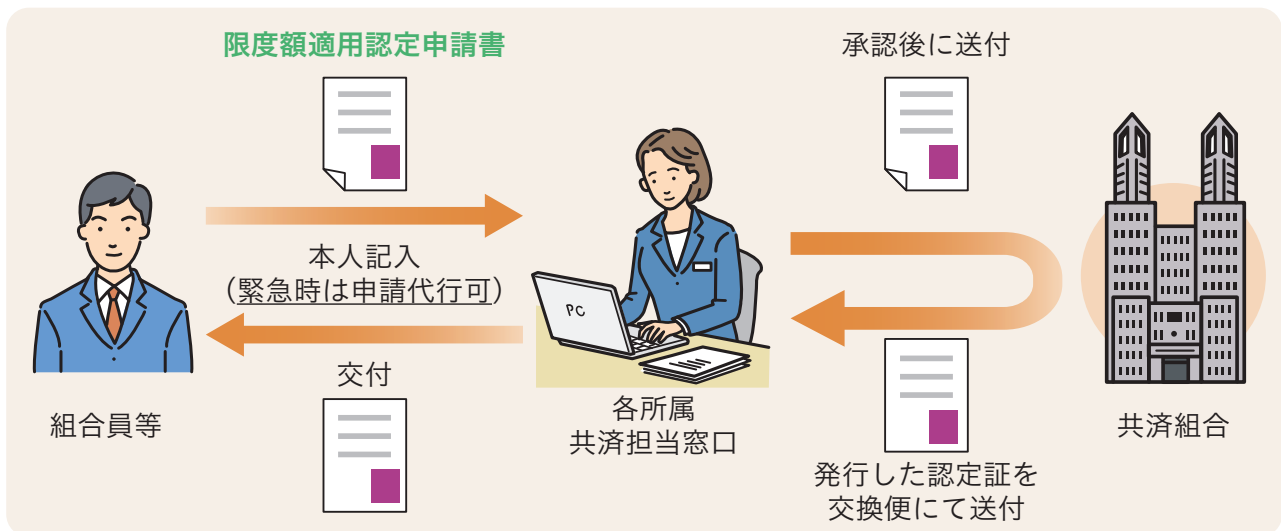
* 「限度額適用認定証等」を提示しない場合は、自己負担割合に応じた窓口負担額をお支払いください。後日、都共済から高額療養費と一部負担金払戻金、又は家族療養費附加金を支給します。

* 自己負担限度額の算定方法は P. 6~8 を参照してください。

1 「限度額適用認定証」等の申請のしかた

窓口負担額が高額になると予想される場合は、「**限度額適用認定申請書**」(所得区分 **才** (P.14 参照) の場合は「**限度額適用・標準負担額減額認定申請書(様式第26号)**」)により、所属所(勤務先)を経由して当共済組合へ申請してください。「限度額適用認定証等」を、所属所(勤務先)を経由して交付します。自宅等へ「限度額適用認定証等」の郵送を希望される方は、申請の際に返信用封筒及び切手を同封してください。

◆ 申請例



- 発行済みの「限度額適用認定証等」がある場合は、返納が必要です。
- 被扶養者の場合、認定期限を超える期間については申請できません。
- 直接当共済組合窓口での交付を希望する方は、交付の可否を確認するため、事前に電話連絡をして、申請書及び身分証明書を持参してください。受付時間は午前9時30分から11時30分まで及び午後1時15分から5時までです。土日祝日、年末年始は受けません。

2 「限度額適用認定証等」の注意事項

ア 「限度額適用認定証」の有効期限

原則として、当共済組合が申請書を収受した日の属する月の1日から最長1年以内の月末までです。発効日を前月からとすることはできませんのでご注意ください。

* 申請書の当共済組合への到着が遅れると、療養期間に使用できない恐れがあります。緊急の場合は、窓口での交付をご利用ください。

イ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限

原則として、当共済組合が申請書を受け取った日に属する月の1日から次の7月末日までです。

◆ 請求書の入手先

所定の請求書等は、所属所(勤務先)の共済事務担当者(所属へ配布の「短期給付請求書等様式集」をコピー)又は[都共済ホームページ](#)から入手してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク(03-6258-0685)にお問合せください。

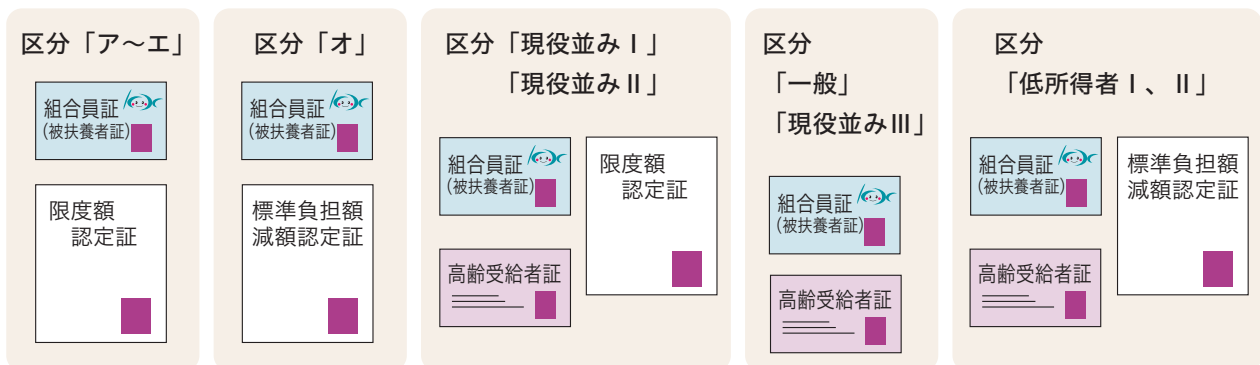
ウ 所得区分が変更になったとき

所得区分が変更した場合は、自己負担限度額が変わるため発行済みの「限度額適用認定証等」を返納してください。引き続き「限度額適用認定証等」が必要な場合は、再度申請手続きが必要になります。

所得区分	標準報酬月額	対象者年齢
ア	83万円以上	69歳以下
イ	53万円～79万円	
ウ	28万円～50万円	
エ	26万円以下	
オ	住民税非課税世帯等	
現役並みⅢ	83万円以上	70歳以上
現役並みⅡ	53万円～79万円	
現役並みⅠ	28万円～50万円	
一般	26万円以下	
低所得者Ⅰ、Ⅱ	住民税非課税世帯等	

エ 医療機関での限度額認定証等の提示

医療費が高額になる際には、限度額認定証等を医療機関へ提示してください。70歳以上の組合員及び被扶養者は、限度額適用認定証の代わりに高齢受給者証を提示してください。ただし、70歳以上の組合員のうち、高齢受給者証の一部負担金の割合が3割であり、「現役並みⅠ」、「現役並みⅡ」の所得区分に該当する組合員及びその被扶養者は、限度額適用認定証の提示が併せて必要となります。



オ 退職後に任意継続組合員になったとき

組合員証に記載の記号が「都」から「都任継」に変わりますので、発行済みの「限度額適用認定証等」を返納してください。引き続き「限度額適用認定証等」が必要な場合は、改めて申請手続きをしてください。掛金を納付している間が有効期間です。

3 「限度額適用認定証等」の返納

次のいずれかに該当した場合は、速やかに「限度額適用認定証等」を返納してください。また、有効期限内であっても返納することができます。

- ① 組合員（任意継続組合員）の資格を喪失したとき。
- ② 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。
- ③ 有効期限に達したとき。
- ④ 組合員の所得区分に変更があったとき（2 - ウ参照）。
- ⑤ 任意継続組合員になったとき（2 - オ参照）

4 「限度額適用認定証等」を使用しなかった場合

まずは自己負担割合に応じた窓口負担額をお支払いください。後日、共済組合から高額療養費と一部負担金払戻金（又は家族療養費附加金）が支給されます。この場合、組合員の手続は不要です。最終的な組合員の負担額（基礎控除額）は、「限度額適用認定証等」の提示とは無関係であり同額となります。

2 | 入院時食事療養費（地方公務員等共済組合法第57条の3）

組合員及びその被扶養者が入院中に提供される食事を受けたとき、医療費の一部負担（自己負担）とは別に、法令等で定められた食事療養標準負担額を支払うことによって、残りの額は、組合員の場合「入院時食事療養費」として、被扶養者の場合「家族療養費」として、都共済から医療機関へ支払われます。ただし、自己都合による特別な食事の費用は、給付の対象になりません。

なお、「食事療養標準負担額」は、附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金）及び高額療養費の対象になりません。

1 食事療養標準負担額（1食当たりの自己負担額）

令和5年3月時点

A	一般（B、C、Dのいずれにも該当しない方）			460円
B	指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等（C、Dのいずれにも該当しない方）			260円
C	住民税 非課税世帯等	所得区分「オ」 又は低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	210円
			過去1年間の入院期間が90日超	160円
D	低所得者Ⅰ			100円

● 以下の減額対象の場合は、指定された受給者証等を医療機関へ提示してください。

指定難病患者……………特定医療費（指定難病）受給者証^{※1・2}

小児慢性特定疾病児童……………小児慢性特定疾病医療受給者証^{※1・3}

C又はD……………限度額適用・標準負担額減額認定証

※1 受給者証に記載された傷病で入院中に提供される食事のみ、減額の対象となります。

※2 特定医療費（指定難病）受給者証については、お近くの保健所にお問合せください。

※3 小児慢性特定疾病医療受給者証については、お住まいの市区町村窓口又は保健所にお問合せください。

2 標準負担額減額認定の申請

前表のC、Dに該当する組合員又は被扶養者が入院する場合には、「[限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第26号）](#)」に最新の住民税非課税証明書（療養月が4月から7月までの場合は前年度の住民税非課税証明書）を添付し、所属所（勤務先）を經由して当共済組合へ申請してください。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を組合員に交付します。

情報提供ネットワークシステムを活用し、住民税非課税証明書の提出を省略する場合は、地方税関係情報の取得に関する同意書を提出してください。

3 入院時食事療養費の請求

組合員証（被扶養者証）を提示できずに入院したときは、「療養費・家族療養費」（P.20 参照）の請求と併せて「入院時食事療養費」の請求を、所属所（勤務先）を經由して行ってください。「食事療養標準負担額」を除いた額が、都共済から支払われます。

4 標準負担額の差額請求

標準負担額の減額対象者が、医療機関等で減額を受けなかった場合には、標準負担額の差額請求を、所属所（勤務先）を經由して申請してください。申請時は「[標準負担額差額請求書（様式第27号）](#)」に領収証（原本）及び標準負担額減額対象であることを証明する書類を添付してください。

3 | 入院時生活療養費（地方公務員等共済組合法第57条の4）

療養病床に入院する65歳以上75歳未満の高齢者（後期高齢者医療制度受給対象者を除く。）が生活療養（食事療養や適切な療養環境をつくるための療養）を受けたときは、その生活療養に要した費用について生活療養標準負担額を支払います。残りの額は、組合員の場合「入院時生活療養費」として、被扶養者の場合「家族療養費」として、都共済から医療機関に支払います。ただし、自己都合による特別な食事の費用は、給付の対象になりません。

なお、「生活療養標準負担額」は、附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金）及び高額療養費の対象になりません。

1 生活療養標準負担額（食費1食当たり、居住費1日当たりの自己負担額）

表1 （指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者以外の者）

令和5年3月時点

区 分			食費	居住費
A	B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関 ^{※1} に入院している者	460円	370円
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関 ^{※2} に入院している者	420円	370円
B	住民税非課税世帯等 ^{※4}	所得区分「オ」又は低所得者Ⅱ	210円	370円
C		低所得者Ⅰ	130円	370円

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

表2 (指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者)

令和5年3月時点

区分			食費	居住費	
A	B、Cのいずれにも該当しない者	指定難病患者以外の厚生労働大臣が定める者 ^{※3}	460円	370円	
		指定難病患者 ^{※4}	260円	0円	
B	住民税非課税世帯等 ^{※4}	所得区分「オ」又は低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	210円	0円
			過去1年間の入院期間が90日超	160円	0円
C		低所得者Ⅰ	100円	0円	

※1 「入院時生活療養費（Ⅰ）を算定する保険医療機関」とは、栄養士による食事療養が行われている等一定の要件を満たす届出をしている保険医療機関を指します。

※2 「入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する保険医療機関」とは、※1以外の保険医療機関のことを指します。

※3 症状の程度が重篤な者又は常時若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者です。

※4 減額対象の場合は、指定された受給者証等を医療機関へ提出してください。

2 入院時生活療養費の請求

組合員証（被扶養者証）を提示できずに入院したときは、「療養費・家族療養費」の請求と併せて「入院時生活療養費」の請求を、所属所（勤務先）を経由して行ってください。「入院時生活療養標準負担額」を除いた額が支払われます。標準負担額減額認定の申請及び標準負担額の差額請求についてはP.16を参照してください。

院外処方箋で調剤を受けたとき

担当
部署

医療保険課
給付担当

☎ 03-5320-7326（内線57-231~5）

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

1 医療費・調剤費合算賦課金が給付される場合

組合員又は被扶養者個人単位で、診療月ごとに同一医療機関の通院（外来）で支払った医療費と、その際に発行された処方箋により調剤を受けた調剤薬局で支払った調剤費を合算して基礎控除額（25,000円。標準報酬月額が530,000円以上の方は50,000円。）を超える場合は、医療費・調剤費合算附加金の給付対象となります。

2 申請のしかた

医療費・調剤費合算附加金の請求は、所属所（勤務先）を経由して申請してください。申請は、「療養費・家族療養費請求書（様式第8号）」に処方箋を発行した医療機関の領収書（写し）とその処方箋から調剤を受けた調剤薬局の領収書（写し）を添付して、月ごとに行ってください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

公費の医療費助成の認定を受けたとき・受けられなくなったとき

担当
部署医療保険課
公費担当

☎ 03-5320-7329 (内線57-238)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

公費の医療費助成制度とは、社会福祉や公衆衛生上の観点から、国又は地方公共団体が医療費の自己負担分を助成する制度です。助成内容等の詳細は、居住地の市区町村や保健所等にお問合せください。

公費の医療費助成を受けている場合、助成により自己負担額が軽減されるため共済組合からの附加給付が制限され給付されません。ただし、助成後の自己負担額が基礎控除額を超えたときは給付の対象となります。

1 認定を受けたとき（新規、再認定、更新時の条件変更等）

医療費助成の認定を受けたときは、「**公費医療助成認定該当者届**」に認定された医療証等の写しを添付し、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して提出してください。認定を受けているにもかかわらず、届出をせずに都共済から給付を受けたときは、助成額との重複分を返還していただきます。更新時に助成条件が変更になったとき、及び非該当となった後、再度認定されたときも「該当者届」を提出してください。なお、期限延長のみであれば届出は不要です。

2 医療助成が受けられなくなったとき（治ゆ、転居、所得超過、年齢到達、制度変更等）

「**公費医療助成認定非該当者届**」に受給資格消滅通知書の写しを添付し、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して提出してください。添付する書類がない場合は備考欄に非該当理由を記載してください。この届が提出されないと、公費の医療費助成を受けているとみなされ、都共済からは給付されない場合があります。

◆ 公費の医療費助成該当者の居住地と届出手続の関係

	対象者が関東地方・山梨県に在住	対象者が左記以外の地域に在住
乳幼児・義務教育就学児 医療費助成	該当者届・非該当者届 いずれも不要（例外は★参照）	該当者届…必要 非該当者届…不要（例外は★参照）
上記以外の医療費助成	該当者届・非該当者届いずれも必要	

★ 所得制限により助成が受けられないときは非該当者届、所得制限が見直され再度助成が受けられるようになったときは該当者届を提出してください。

● 公費の医療費助成と共済組合の給付例

共済組合の負担額（7割）	医療費の3割		
	高額療養費 （共済組合）	公費 （自治体等）	自己負担額 （組合員）

* 自己負担額が基礎控除額を超えた場合には、都共済から附加給付が支給されます。

* 公費の医療証等が使えない地域での受診、公費の医療証等の未提示及び学校等でけがをして乳幼児・義務教育就学児医療費助成が受けられない等のため、基礎控除額を超える金額を医療機関等の窓口で支払った場合は、公費担当までお問合せください。

* 養育医療、更生医療、育成医療等の支給認定を受けている方で、基礎控除額を超える自己負担額を区市町村に支払った場合は、都共済の給付の対象となります。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

柔道整復師、はり・きゅう師、マッサージ師の施術





担当
部署 医療保険課
給付担当

☎ 03-5320-7327 (内線57-239)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

柔道整復の受領委任制度（療養費を本人に代わり保険者から受け取れる制度）を利用している施術師から療養費の対象となる施術を受ける場合は、組合員証・被扶養者証を提示して、3割の一部負担金で施術を受けることができます。なお、柔道整復師、はり・きゅう師、マッサージ師等から施術を受ける場合、健康保険の対象となる施術は限られています。

◆ 療養費の対象となる施術・対象外の施術

	対象となる施術	対象とならない施術
柔道整復師の場合	<p>骨折、脱臼 応急手当を除き、 医師の同意が必要</p> <p>打撲及び捻挫</p> 	<p>単なる(疲労性、慢性的な要因からくる)肩こり、筋肉疲労、五十肩や腰痛等</p> <p>スポーツ等による筋肉疲労、筋肉痛</p> <p>脳疾患後遺症、神経痛、リウマチ等の慢性病からくる痛みや痺れ</p> <p>症状の改善が見られない長期の施術</p> 
はり師、きゅう師、指圧師の場合	<p>はり師、きゅう師</p> <p>神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症のうち慢性病であって、はり師、きゅう師の施術に医師が同意したもの</p> <p>あん摩・マッサージ・指圧師</p> <p>筋麻痺、関節拘縮等の麻痺の施術に医師が同意したもの</p> 	<p>疲労回復や慰安を目的としたマッサージ</p> 

* 保険医療機関（病院等）で同じ対象疾患の治療を受けている場合、健康保険は適用されません。

● 注意事項 ●

- 受領委任制度を利用していない施術師から施術を受ける場合や、鍼灸・マッサージ等の施術費用については、全額を一旦支払い、後日療養費として当共済組合へ請求してください。
- 保険医療機関（病院等）で同じ対象疾患の治療を受けている場合、健康保険は適用されません。
- 都共済では各施術師の保険請求が適正に行われているか審査及び点検を行っていますので、後日、受診内容について問合わせることがあります。

申請が必要な給付

担当
部署医療保険課
給付担当

03-5320-7326 (内線57-231~5)



S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員証・被扶養者証等を当該医療機関に提出できない場合は、医療費の全額を医療機関の窓口へ支払わなければなりません。ただし、下表のような場合は、当共済組合が必要と認めた場合に限り、組合員の請求に基づき、組合員証・被扶養者証等を使用したときの給付に相当する費用を「療養費・家族療養費」として支給します。(公務によらない病気又は負傷に限ります。)

なお、組合員証・被扶養者証等を提出できず入院した場合に、食事又は病室に要した費用を全額負担したときには、「入院時食事療養費」又は「入院時生活療養費」を支給します(標準負担額は自己負担)。

◆ 支給対象一覧表 (公務によらない病気又は負傷に限る。)

区分		療養費・家族療養費	
請求 手続 等	請求手続	請求書と各添付書類を、所属所(勤務先)の共済事務担当者を經由して提出してください。任意継続組合員は、旧所属の証明は不要ですので、直接給付担当宛てに請求してください(郵送可)。請求書は受診者、診療月、医療機関ごとに1部ずつ必要です。	
	請求書類	療養費・家族療養費請求書(様式第8号)	
	支給方法	1 振込日	毎月 5日までに当共済組合において收受・決定したものは原則として 当月 25日 毎月 20日までに当共済組合において收受・決定したものは原則として 翌月 10日 (金融機関が休みのときは、翌営業日)
		2 振込先	届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所(勤務先)の共済事務担当者にお問合せください。
時効	給付事由が生じた日の翌日から2年です。 この間に請求をしなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。		
保険医療機関がない地域で受診したとき	支給要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 居住地付近に保険医療機関がないとき。 2 保険医がいても、その医師が傷病等のため治療に当たることができないとき。 3 保険医がいても、その医師の専門外の治療を要するため、その治療ができないとき。 	
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病名、診療内容、部位及び治療方法等が具体的に記入されている診療内容明細書等(原本) ○ 医療費等支払時に発行される「領収書兼明細書」、「診療明細書」等は認められません。 2 領収書(写し) 	

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク(03-6258-0685)にお問合せください。

区分	療養費・家族療養費	
保険医療機関がない地域で受診したとき	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療内容明細書等は、その診療内容（例えば投薬・注射等についてはその薬品名及び量を、処置・手術についてはその部位及び方法等、検査内容）を医療機関で具体的に記入してもらいます。 2 内容が不明なもの、診療に直接関係ないもの、消費税等は支給の対象とはなりません。 3 療養費、家族療養費として支給される額の算定については、厚生労働大臣の定める基準によって算定されますので、実際に支払った額と異なる場合があります。
組合員証・被扶養者証を提出できずに受診したとき	支給要件	国内旅行・出張先等で急病になったとき、組合員の資格取得手続中、被扶養者の認定手続中に受診したとき等組合員証・被扶養者証を提出できずに受診し、やむを得ずその医療費等の全額を支払ったとき。
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の場合は「診療報酬明細書」（原本）、薬局の場合は「調剤報酬明細書」（原本） <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関に「診療報酬明細書」又は「調剤報酬明細書」の発行を依頼してください。 ○ 医療費等支払時に発行される「領収書兼明細書」、「診療明細書」等は認められません。 2 領収書（写し） 3 診療報酬領収済明細書又は調剤報酬領収済明細書（原本） <ul style="list-style-type: none"> ○ 1、2の書類が提出できないとき。
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療報酬領収済明細書・調剤報酬領収済明細書は、その診療内容（例えば投薬・注射等についてはその薬品名及び量を、処置・手術についてはその部位及び方法等、検査内容）を医療機関で具体的に記入してもらいます。 2 内容が不明なもの、診療に直接関係ないもの、消費税等は支給の対象とはなりません。 3 保険が適用されない医療（自由診療）は支給対象とはなりません。（例：視力回復を目的とした手術、美容整形、歯科の自由診療（インプラント）等）
国外で受診したとき	支給要件	国外で発生した傷病について、国外で療養を受けたとき。（国内において保険診療と認められる範囲内のもの。）
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病名、診療内容、部位及び治療方法等が具体的に記入してある診療内容明細書等（原本） なお、短期給付請求書等様式集の「診療内容明細書（医科・歯科）[英語版]」、「領収明細書（医科）[英語版]」、「領収明細書（歯科）[英語版]」をあらかじめ持参されると便利です。 2 支払った金額が分かる領収書等（写し） 3 上記添付書類（診療内容明細書及び領収書等）の日本語翻訳文 日本語翻訳文には、翻訳者（組合員本人による翻訳も可）の住所、電話番号、氏名を記載し、押印してください。 4 調査に関する同意書 5 旅券の写し等の渡航証明書類

区分	療養費・家族療養費								
国外で受診したとき	備考	<ol style="list-style-type: none"> 診療内容が不明なもの、診療に直接関係ないもの、税金等は支給の対象となりません。 療養費、家族療養費として支給される額の算定については、厚生労働大臣の定める基準によって算定されますので、実際に支払った額と大きく異なる場合があります。 (海外旅行保険の対応をお勧めします。) 翻訳料は自己負担となります。 							
以前加入していた健康保険の保険証で受診したため、当該健康保険組合へ医療費を返還したとき	支給要件	組合員の資格取得手続中、被扶養者の認定手続中等により、以前加入していた健康保険制度の保険証で受診したため、当該健康保険組合へ医療費を返還したとき。							
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 『診療報酬明細書の写し』在中（開封厳禁）の当該健康保険組合発行の封書 当該健康保険組合への医療費返還の領収書（写し） 							
治療上必要な装具の費用	支給要件	医師が治療上必要と認めた関節用装具、コルセット等の治療用装具を作製したとき。							
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 医師が装具の装着を必要と認めた証明書（原本） 装具の作製日は医師の作製指示日以後となります。 装具の製作所発行の領収書（写し） 装具の明細書（写し） 領収書に明細が記載されている場合は不要です。 							
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 日常生活や職業上の不便解消のための装具（眼鏡、補聴器等）は、給付の対象となりません。 リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の治療に必要な弾性ストッキング・弾性スリーブ等は支給の対象となります。 * 保険給付可能な上限額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>弾性ストッキング両足用</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>弾性ストッキング片足用</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>弾性スリーブ</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>弾性グローブ</td> <td>15,000円</td> </tr> </table> 以前に作製した装具と同種のを製作するとき、使用期間（耐用年数）が定められているため、給付の対象とならない場合があります。 治療用という観点から、医師の診断から最長でも3か月以内に装具を作製してください。 障害者手帳をお持ちの方は装具を作製する前に「補装具費の支給」について区市町村の障害福祉の窓口にご相談してください。 	弾性ストッキング両足用	28,000円	弾性ストッキング片足用	25,000円	弾性スリーブ	16,000円	弾性グローブ
弾性ストッキング両足用	28,000円								
弾性ストッキング片足用	25,000円								
弾性スリーブ	16,000円								
弾性グローブ	15,000円								
小児弱視等の治療用眼鏡等	支給要件	小児（9歳未満）の弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療のため、医師が必要と認めた眼鏡及びコンタクトレンズ（以下「治療用眼鏡等」）を購入したとき。							
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 保険医の治療用眼鏡等の作製指示書等（写し） 購入日より指示日が後日の場合は認められません。 治療用眼鏡等を購入した際の領収書（写し） 患者の検査結果（写し） 作製指示等に記載されている場合は不要です。 							

区分	療養費・家族療養費										
小児弱視等の治療用眼鏡等	備考	<p>1 原則、近視・遠視・乱視等の視力矯正は給付の対象となりません。 [例外事例] 小児用弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について</p> <p>2 治療用眼鏡等の更新 5歳未満の小児に係わる治療用眼鏡等の更新については、更新前の装着期間が1年以上ある場合にのみ支給対象となります。 5歳以上の小児に係わる治療用眼鏡等の更新については、更新前の装着期間が2年以上ある場合にのみ支給対象となります。</p> <p>3 その他 斜視の矯正等に用いるアイパッチ及びフレネル膜プリズムについては、保険の適用対象外です。 保険給付可能な上限額は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>～令和6年3月31日まで</th> <th>令和6年4月1日～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3倍未満</td> <td>38,902円</td> <td>40,492円</td> </tr> <tr> <td>3倍以上</td> <td>62,010円</td> <td>60,208円</td> </tr> </tbody> </table>		～令和6年3月31日まで	令和6年4月1日～	3倍未満	38,902円	40,492円	3倍以上	62,010円	60,208円
			～令和6年3月31日まで	令和6年4月1日～							
		3倍未満	38,902円	40,492円							
3倍以上	62,010円	60,208円									
<p>親子、兄弟、配偶者等の親族以外の者から輸血のため生血液の提供を受けたとき。(保存血は対象外です。)</p> <p>1 輸血が必要であるという医師の証明書 2 生血液購入先の領収書(写し)</p>											
柔道整復師の施術費用	支給要件	骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷等で柔道整復師の施術を受けたとき。ただし、骨折、脱臼については、医師の同意(応急手当を行う必要があるときを除く。)が必要です。									
	添付書類	<p>1 柔道整復施術療養費領収済明細書</p> <p>2 医師の同意書(応急手当以外の骨折・脱臼のとき)</p>									
はり、きゅうの施術費用	支給要件	次の場合に医師の同意を得て、はり、きゅう師の施術を受けたとき。 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他									
	添付書類	<p>1 所定の医師の同意書(原本) 更新の場合は施術料金領収書の再同意記録欄の記入で可能です。</p> <p>2 はり、きゅう師の施術料金領収書(原本)</p>									
	備考	<p>1 保険医療機関でこの疾病について治療(投薬を含む。)を受けている場合は、支給対象外です。</p> <p>2 同意書記載の「施術を必要と認めた期間」は、平成30年10月からの施術分は最長6か月となります(平成30年9月以前は3か月)。</p>									
マッサージの施術費用	支給要件	脳出血等による片麻痺(ひ)及び関節拘縮等、主として麻痺に対するもので、医師の同意を得て、マッサージ師の施術を受けたとき(ただし、はり、きゅうとの併給はできません。)									
	添付書類	<p>1 所定の医師の同意書(原本) 更新の場合は施術料金領収書の再同意記録欄の記入で可能です。</p> <p>2 マッサージ師の施術料金領収書(原本)</p>									
	備考	保険医療機関でこの疾病について治療(投薬を含む。)を受けている場合は支給対象外です。									
感染症により隔離収容されたときの食事代	支給要件	感染症法に定める感染症のため、医療機関等へ隔離収容されたときの食事代を支払ったとき。									
	添付書類	食事代の領収書(写し)									

* 療養費・家族療養費は、**非課税**です。

患者の移動

担当
部署

医療保険課
給付担当

☎ 03-5320-7326 (内線57-231~5)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

移送費・家族移送費の支給 (地方公務員等共済組合法第58条の3、第59条の4)

1 支給要件

組合員・被扶養者が療養を受けるために、救急車を利用できずに病院又は診療所に移送された場合、下記の1～3の全てを満たし、当共済組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について「移送費・家族移送費」として支給します。

- 1 移送の目的である療養が保険診療として適切であること。
- 2 患者が当該療養の原因である負傷、疾病のため移動困難であること (仰臥位等)。
- 3 緊急その他やむを得ないこと。

2 支給金額・請求手続等

区分	移送費・家族移送費	
支給金額	1 移送先の医療機関までの交通費が、その傷病の状態に応じて最も経済的な経路及び交通機関の運賃により算定された額で支給されます。 2 医師、看護師等付添者については、医師が医学的管理を必要と判断した場合に限り、原則として1人までの交通費が支給されます。 3 天災その他やむを得ない事情により、上記のような取扱いが困難である場合には、現に要した費用を限度として例外的な取扱いも認められます。	
請求手続	請求書と各添付書類を、所属所(勤務先)の共済事務担当者を経由して提出してください。任意継続組合員は旧所属の証明は不要なので、直接給付担当宛てに請求してください(郵送可)。	
請求書類	移送費・家族移送費請求書(様式第25号)	
請求手続等	支給方法	1 振込日 毎月 5日までに 当共済組合において収受・決定したものは原則として 当月 25日 毎月 20日までに 当共済組合において収受・決定したものは原則として 翌月 10日 (金融機関が休みのときは、翌営業日) 2 振込先 届出済みの組合員の個人口座です。 個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。 振込口座が不明な場合は、所属所(勤務先)の共済事務担当者にお問合せください。
時効	給付事由が生じた日の翌日から2年です。 この間に請求をしなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。	
添付書類	1 移送を必要とする医師の意見書 (原本) (救急車(民間を除く。))を使用できない理由を必ず記入してください。 2 移送に要した費用の領収書及び明細書(写し)	
備考	1 通院等一時的、緊急とは認められない場合及び本人や家族の都合による転院、国外から日本国内への転院等は移送費の対象とはなりません。 2 医師、看護師等付添者による医学的管理等について、本人がその医学的管理等に要する費用を支払った場合、現に要した費用の額の範囲で、移送費とは別に療養費が支給されます。医学的管理等の療養費については、消費税非該当となります。	

* 移送費・家族移送費は**非課税**です。

病気や負傷のために休業したとき（傷病手当金）

担当
部署

医療保険課
給付担当

☎ 03-5320-7326 (内線57-231~5)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

傷病手当金（地方公務員等共済組合法第68条）

1 支給要件

組合員が公務外の傷病による療養のため勤務できなくなり、手当金が報酬を上回るときは、その差額を傷病手当金として支給します。

出産手当金（第4章「出産のため休業したとき」参照）が支給されている期間内に傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の金額が出産手当金の金額を上回った場合には、その差額を支給します。

2 支給期間・金額等

一般傷病と結核性傷病では、支給期間等が異なります。

区分		傷病手当金	
		一般傷病	結核性傷病
支給期間	法定給付	最長1年6か月	最長3年
	法定給付	1 原則として、当該傷病で3日間連続して勤務することができなかった（待期間）後に支給が開始されます。 2 待期間後の勤務することができない期間において、傷病手当金の金額がその期間に支払われる報酬を上回っていないときは、支給開始にはなりません。傷病手当金の金額が報酬を上回った、あるいは報酬が支払われなくなった時点で支給開始となります。 3 傷病手当金の支給が一旦開始されると、その後の手当金支給の有無に関わらず、同一傷病によって勤務することができなかった期間（病気休暇・病気休職等）が支給期間に通算されます。復職した期間のみ支給期間に含まれません。	
	附加給付	法定給付期間満了後最長6か月	—
	附加給付	次の場合には、附加給付は対象となりません。 1 退職後の給付を受けるとき。 2 年金等を受給するとき。 3 附加給付が支給されていても、年金の受給を開始した場合、掛金を支払わなかった場合は、その後の附加給付は支給されません。	

● 注意事項 ●

- 報酬が支払われなくなる前に手当金が報酬を上回った場合には、その時点から支給開始となります。
- 傷病名が異なっても相互に因果関係のある傷病は、同一傷病に該当します。
- 復帰への取組みも判断材料とさせていただきます。

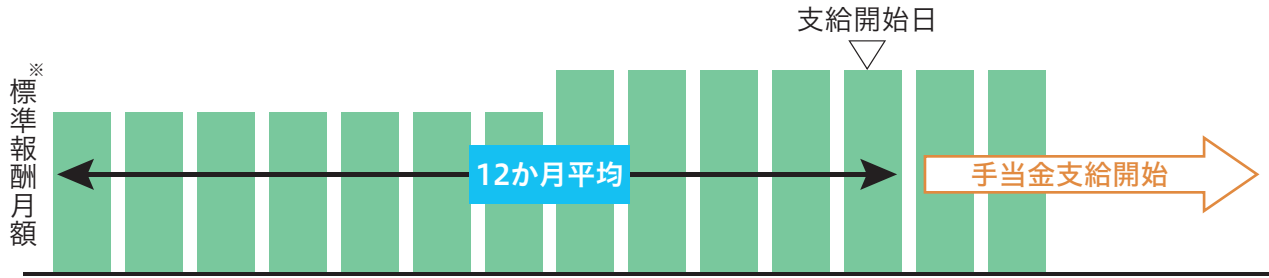
区分		傷病手当金					
		一般傷病	結核性傷病				
支給金額	支給日数	支給期間内において、各月の週休日を除いた日数					
	法定給付	<p>1 日につき</p> <p>支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額の平均額[※] $\times 1/22$ (10円未満四捨五入) $\times 2/3$ (円未満四捨五入)</p> <p>※ 支給開始日の属する月以前の直近の継続した標準報酬月額が定められている期間が12か月に満たない場合は次の1、2いずれか少ない額</p> <ol style="list-style-type: none"> 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額 前年度9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額 <p>●注意事項●</p> <ol style="list-style-type: none"> 支給開始日とは、実際に傷病手当金の支給を開始した日となります。 同一傷病についての支給開始日は固定され、復職等を経て再度請求する場合にも支給開始日は変更されません。 退職後から給付を開始する場合は、退職日を支給開始日として支給金額を算定します。 報酬が支払われている場合には、給付額から報酬分を調整して支給します。 					
	附加給付	法定給付と同じ	—				
	退職後の給付	<p>退職のときまで引き続き1年以上組合員であった者が、退職時に傷病手当金を受けている場合（待期間を経過して勤務することができないが、報酬との調整により手当金が支給されていない場合を含む。）には継続して支給します。</p> <p>●注意事項●</p> <ol style="list-style-type: none"> 退職後他の組合の組合員資格を取得したとき、自家営業を行ったとき、事業所に雇用されたとき等の就労能力を失っていると判断できない場合には、支給されません。 待期間後1日が経過していない状態で退職した場合は支給対象となりません。 					
	年金との調整	<p>以下の年金を受給する場合は、傷病手当金の額を調整します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">対象となる年金</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 障害厚生年金（平成27年10月から在職期間中でも支給します。） 障害基礎年金（障害基礎年金のみ受給する場合は、調整されません。） 障害共済年金（経過的職域） 老齢厚生年金（在職中を除く） 老齢基礎年金（在職中を除く） 退職共済年金（経過的職域）（在職中を除く） </td> </tr> <tr> <td>支給額算定方法</td> <td> $[(\text{傷病手当金の支給日額}) - (\text{年金等の日額}^{\text{※}})] \times \text{支給日数}$ ※ 年金の日額 = 年金の年額の合計 ÷ 264日（円未満切り捨て） </td> </tr> </table> <p>●注意事項●</p> <ol style="list-style-type: none"> 遡及して年金が支給される場合は、傷病手当金支給中又は支給終了後であっても傷病手当金の支給額は全て返納していただきます。 年金払い退職給付（退職等年金給付）は、調整対象になりません。 障害手当金の支給を受ける場合は、傷病手当金の累計額が障害手当金の額に達するまでの支給を調整します。 障害厚生年金は、傷病手当金の傷病と同一の傷病で受給している場合に調整します。 		対象となる年金	<ol style="list-style-type: none"> 障害厚生年金（平成27年10月から在職期間中でも支給します。） 障害基礎年金（障害基礎年金のみ受給する場合は、調整されません。） 障害共済年金（経過的職域） 老齢厚生年金（在職中を除く） 老齢基礎年金（在職中を除く） 退職共済年金（経過的職域）（在職中を除く） 	支給額算定方法	$[(\text{傷病手当金の支給日額}) - (\text{年金等の日額}^{\text{※}})] \times \text{支給日数}$ ※ 年金の日額 = 年金の年額の合計 ÷ 264日（円未満切り捨て）
対象となる年金	<ol style="list-style-type: none"> 障害厚生年金（平成27年10月から在職期間中でも支給します。） 障害基礎年金（障害基礎年金のみ受給する場合は、調整されません。） 障害共済年金（経過的職域） 老齢厚生年金（在職中を除く） 老齢基礎年金（在職中を除く） 退職共済年金（経過的職域）（在職中を除く） 						
支給額算定方法	$[(\text{傷病手当金の支給日額}) - (\text{年金等の日額}^{\text{※}})] \times \text{支給日数}$ ※ 年金の日額 = 年金の年額の合計 ÷ 264日（円未満切り捨て）						
	請求手続	傷病手当金 同附加金 請求書（様式第11号）					

区分		傷病手当金	
		一般傷病	結核性傷病
添付書類	初回請求	<p>次の1から7のうち必要な書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 請求期間において、療養のために勤務できなかったことに関する医師の証明 報酬支給額証明書 <ol style="list-style-type: none"> 待期間初日から請求月までの勤務できなかった期間について全て（各月作成） 請求月以前に給付が生じている場合にはその時点まで遡って請求してください。 請求期間における短期給付掛金納付書（写し） ＊ 無給休職の場合に提出してください。 出勤簿（写し） ＊ 当該請求のための待期間初日から支給開始日までの期間 医師の診断書（写し） <ol style="list-style-type: none"> 当該傷病による服務事案（病気休暇・休職・復職）の根拠となるもの全て 当該傷病による服務事案がないまま退職した場合には、待期間から退職まで引き続き勤務できないことが分かるもの 傷病手当金の受給に係る誓約書 公的年金証書（写し） <ol style="list-style-type: none"> 年金を受給している、又は受給予定のときに提出してください。 年金額が決定及び改定になるたびに添付してください。 東京都職員共済組合に關係する年金については不要です。 <p>● 注意事項 ●</p> <ol style="list-style-type: none"> 請求内容によってその他必要な書類を求めることがあります。（例：所属長からの申立書） 一度復職し、再度同一傷病で傷病手当金の請求をする場合は、復職以降の出勤簿（写し）、医師の診断書（写し）が必要です。 	
	継続請求	<ol style="list-style-type: none"> 在職中の給付は、請求書及び上記1から3を月ごとに提出してください。 退職後の給付は、請求書及び上記1を月ごとに提出してください。 	
請求手続		<ol style="list-style-type: none"> 月ごとに所定の請求書と上欄の添付書類を所属所（勤務先）の共済事務担当者を經由して提出してください。 退職後国民健康保険に加入した方は、退職時の所属所（勤務先）を經由してください。 任意継続組合員は、在職期間中の休業となる初回請求分は退職時の所属所（勤務先）を經由し請求し、2回目以降は直接給付担当宛てに請求してください（郵送可）。 	
支給方法	1 振込日	<p>毎月 5日までに当共済組合において収受・決定したものは原則として当月 25日 毎月 20日までに当共済組合において収受・決定したものは原則として翌月 10日 （金融機関が休みのときは、翌営業日） なお、初回請求については審査に時間を要することから上記振込日の取扱いから外れます。</p>	
	2 振込先	届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。	
時効	給付事由が生じた日の翌日から2年間です。 この間に請求しなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。		
備考	「勤務ができない」とは、病気や負傷のために仕事ができないことを指します。したがって、傷病が軽快し、仕事ができる状態にあるにもかかわらず、単に仕事をしない場合は、傷病手当金は支給されません。		

* 傷病手当金は、**非課税**です。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

支給金額の算定方法イメージ

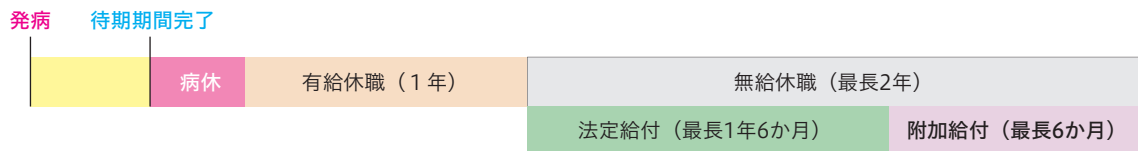


※ 標準報酬月額が定められている期間が12か月に満たない場合は、次のア及びイのいずれか少ない額によって算定します。

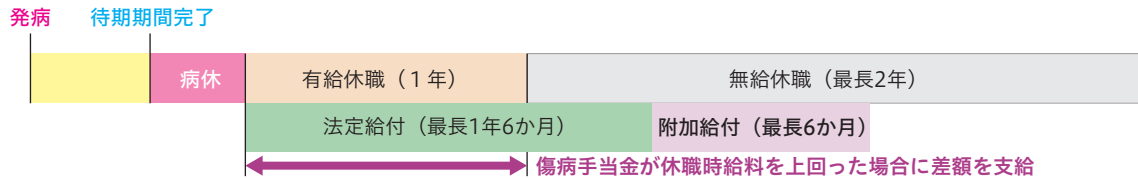
- ア 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額（12か月未満の標準報酬月額の平均額）
- イ 前年度9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

支給期間例

例1 病気休暇、病気休職（有給1年）時の報酬額が傷病手当金を上回った場合



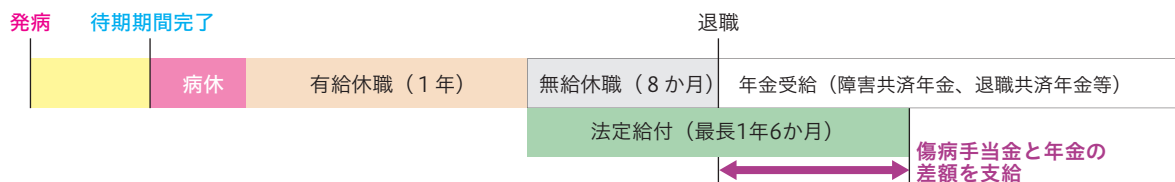
例2 傷病手当金の支給額が有給休職時の報酬額を上回った場合



例3 傷病手当金の受給中に退職した場合（病休時、有給休職時の報酬額 > 傷病手当金）



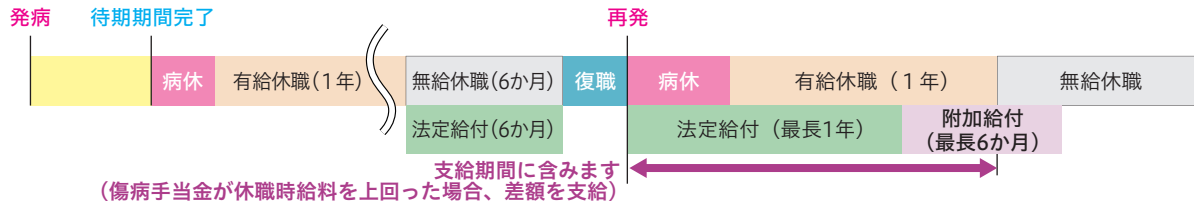
例4 傷病手当金の受給中に退職し、退職後に年金を受給する場合（病休時、有給休職時の報酬額 > 傷病手当金）



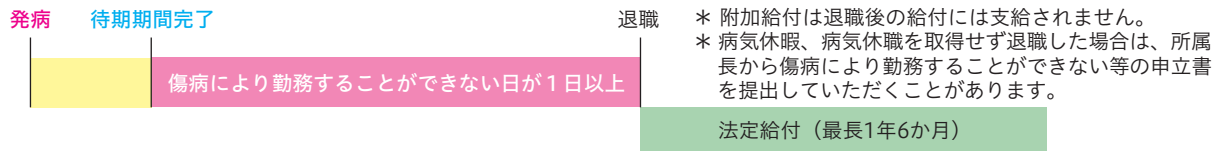
例5 同一傷病で有給休職を繰り返し取得し、その後無給休職を取得した場合（病休時、有給休職時の報酬額 > 傷病手当金）



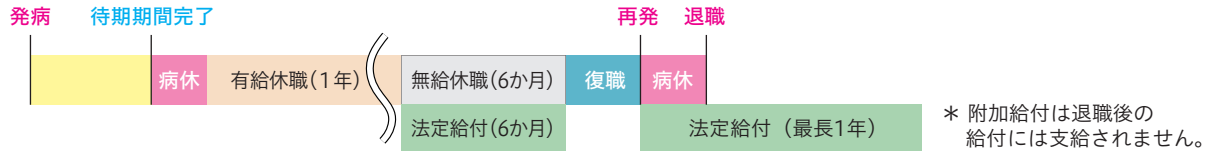
例6 過去に傷病手当金を受給(6か月)し、復職した後に病気が再発した場合(病休時、有給休職時の報酬額>傷病手当金)



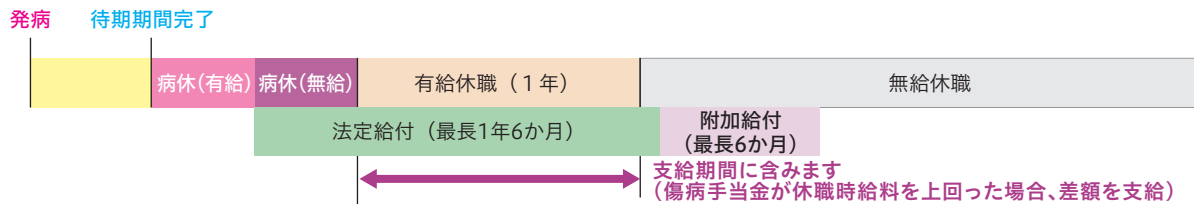
例7 待期間を経過して勤務することができずに退職した場合(勤務することができない期間中の報酬額>傷病手当金)



例8 過去に傷病手当金を受給(6か月)し、復職した後に病気が再発し、退職した場合(病休時、有給休職時の報酬額>傷病手当金)



例9 病気休暇から病気休職(有給)へ移行する際に無給の病気休暇等が発生した場合(病休時の報酬額>傷病手当金)



● 注意事項 ●

- 附加給付受給中に組合員資格を喪失した場合、年金を受給開始した場合は、その後の附加給付は支給されません。
- 退職共済年金等の受給者は、傷病手当金の当該月支給額から退職共済年金等の当該月支給額を差し引いた額が支給されます。
- 傷病手当金の支給が一旦開始されると、その後の手当金支給の有無に関わらず、同一傷病により勤務することができなかった期間(病気休暇・病気休職等)が支給期間に通算されます。復職した期間は支給期間に含みません。
- 退職後の給付は、病気や負傷のために引き続き勤務ができない場合に支給します。したがって、傷病が軽快し、仕事ができる状態にあるにもかかわらず、単に適職がない等により仕事をしないために収入がない場合は、傷病手当金は支給されないことになります。
- 傷病手当金は課税所得ではありませんが収入としてみなされます。このため、傷病手当金を一定額以上受給する場合は被扶養者になれません。
- 勤務不能であることから、他の被用者保険の被保険者になれません。

休業したとき（休業手当金）

担当
部署 医療保険課
給付担当

☎ 03-5320-7326 (内線57-231~5)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

1 支給要件

組合員^{※1}が次の表に掲げるような事由によって欠勤^{※2}し、手当金が報酬を上回るときは、その差額を休業手当金として支給します（地方公務員等共済組合法 70 条）。介護休暇を取得した場合は、支給の対象になりません。

※1 任意継続組合員には支給されません。

※2 「欠勤」とは、職務専念義務が免除されていないにもかかわらず、勤務に服さないことをいいます。

支給事由	支払対象期間
1 被扶養者の病気又は負傷	欠勤した全期間
2 配偶者（被扶養者でなくても可。内縁関係を含む。）の出産	14日以内の欠勤した期間
3 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者の不慮の災害	5日以内の欠勤した期間
4 組合員の結婚、配偶者（2 配偶者と同じ。）の死亡又は被扶養者等の結婚や葬祭	7日以内の欠勤した期間
5 被扶養者ではない配偶者（内縁関係を含む。）、子、父母の病気又は負傷	5日以内で所属所長が必要と認める日数

2 支給日数・金額等

区分	休業手当金
支給日数	支給期間内において、各月の週休日を除いた日数
支給金額	1日につき、標準報酬日額[※]×50/100 ※ 標準報酬日額 = 標準報酬月額 × 1/22（10円未満四捨五入）
請求書類	休業手当金請求書（様式第22号） 請求書には、上記支給要件の支給事由に該当するものについて、所属所長の証明を受けてください。
添付書類	1 欠勤している期間の出勤簿（写し） 2 給与減額整理簿（写し） 3 報酬支給額証明書 （休業手当金）
請求手続	所定の請求書（月ごとに）と上欄の添付書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して提出してください。
支給方法	1 振込日 毎月 5日までに 当共済組合において収受・決定したものは原則として 当月 25日 毎月 20日までに 当共済組合において収受・決定したものは原則として 翌月 10日 （金融機関が休みのときは、翌営業日）
	2 振込先 届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。
時効	給付事由が生じた日の翌日から2年間です。 この間に請求をしなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。
備考	1 傷病手当金、出産手当金が支給されている期間は、休業手当金は支給されません。 2 この休業手当金は、健康保険制度にはない共済組合独自の給付です。 3 休業手当金は、課税対象です。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

介護休暇を取るとき（介護休業手当金）

担当
部署

医療保険課
給付担当

☎ 03-5320-7326 (内線57-231~5)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

1 支給要件

組合員（任意継続組合員を除く。）が、要介護状態[※]にある対象家族を介護するために介護休暇を取得し、手当金が報酬を上回るときは、その差額を介護休業手当金として支給します。

※「要介護状態」とは

負傷、疾病、又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があり、介護を必要とする状態

● 注意事項 ●

1日の勤務時間の一部について取得した日（例えば、半日休暇又は時間休暇）は支給対象となりません。なお、短時間勤務職員の全日休暇は支給対象となります。

2 支給対象となる家族の範囲

同居を要件としないもの	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹
同居を要件とするもの	父母の配偶者（継父母）、配偶者の父母の配偶者（配偶者の継父母）、子の配偶者（子の嫁や婿）及び配偶者の子で養子でない人（継子）

3 支給期間・金額等

区分	介護休業手当金
支給期間	<p>介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間</p> <p>← 介護休業承認期間(初回) → (更新) →</p> <p>1か月目 2か月目 3か月目 4か月目 5か月目 6か月目 7か月目以降</p> <p>介護休暇 介護休暇 介護休暇 介護休暇</p> <p>通算して66日</p> <p>● 注意事項 ● 実際に介護休暇を取得した日数を通算するため、承認期間内で勤務した日、週休日等は支給期間に含みません。</p>
支給日数	支給期間内において、各月の週休日（例：土、日曜日）を除いた実際に介護休暇を取得した日数
支給金額	<p>1日につき、標準報酬日額[※]×67/100（円未満切捨）</p> <p>※ 標準報酬日額 = 標準報酬月額 × 1/22（10円未満四捨五入）</p> <p>● 注意事項 ●</p> <p>1 支給日額には上限があります（毎年8月1日に改定あり）。令和5年8月1日以後に介護休暇の初日がある場合の上限額は、15,513円です。</p> <p>2 請求月に調整対象の手当（扶養手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当）が支給されている場合は、支給金額を調整して給付します。</p>

区分	介護休業手当金	
請求書類	介護休業手当金（変更）請求書（様式第29号）	
添付書類	所属所（勤務先）の共済事務担当者は、次の書類を添付してください。 1 介護休暇承認書兼処理簿（写し）：承認期間、介護内容等が分かるもの 2 出勤簿（写し）：介護休暇を取得した期間 3 給与減額整理簿（写し） 4 報酬支給額証明書 5 住民票（写し）…同居を要件とする家族の場合（ 2 参照）	
提出先	所定の請求書（月ごとに）及び添付書類を休業月の翌月以降、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して提出してください。	
支給方法	1 振込日	毎月 5日までに 当共済組合において收受・決定したものは原則として 当月 25日 毎月 20日までに 当共済組合において收受・決定したものは原則として 翌月 10日 （金融機関が休みのときは、翌営業日）
	2 振込先	届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。
時効	給付事由が生じた日の翌日から2年間です。 この間に請求しなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。	
備考	雇用保険法の規定による給付を受けられる方は、共済組合からは支給されません。	

* 介護休業手当金は、**非課税**です。

- 都共済の貸付金を借り受けている組合員が、介護休業を取得した場合、当該期間に限り貸付金の償還猶予を受けることができます（第12章「育児休業中又は介護休業中の償還の猶予」参照）。



障害の状態になったときの年金

組合員又は組合員であった方が、組合員期間中の病気又は負傷で、一定の障害の状態になったときに受給できる障害年金については、第8章をご覧ください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。



第 2 章 事故等にあったとき

公務中・通勤途中の事故等で負傷したとき

担当
部署

医療保険課
求償担当

☎ 03-5320-7328 (内線57-237)

✉ s9000064@section.metro.tokyo.jp

1 | 組合員証の使用について

組合員の公務や通勤による疾病又は負傷については、地方公務員災害補償基金に基づく補償が行われるため、組合員証を使用して治療等を受けることができません。(地方公務員等共済組合法第56条 療養の給付)

ただし、地方公務員災害補償基金[※]に公務災害又は通勤災害の認定請求を行い、請求の結果が出るまでの期間については、以下の手続をして組合員証を使用できます。

※ 災害補償制度の実施機関が地方公務員災害補償基金である場合のみ、組合員証を使用できます。組合員証の使用に際しては所属所において実施機関を確認してください。

◆ 手続のしかた

- ア 医療機関受診前に、当共済組合に連絡しその了承を得る (03-5320-7328)
- イ 医療機関には、あらかじめ公務(通勤)中の負傷等であることを申し出た上で、組合員証の使用について共済組合の了承を得ていることを伝える
- ウ 当共済組合に「**公務(通勤)災害に伴う組合員証使用届**」及び、地方公務員災害補償基金に提出した「公務(通勤)災害認定請求書」(写し)を1部提出する

● 注意事項 ●

使用届を提出しないで組合員証を使用した場合、公務災害又は通勤災害であることを当共済組合が把握できず、停止すべき高額療養費や一部負担金払戻金の給付や医療機関(調剤薬局を含む。以下同じ)への医療費の二重払等が生じる恐れがあります。**公務災害や通勤災害に認定された場合、初診時に遡って窓口負担額を返還する医療機関の場合でも、組合員証を一度でも使用したときは必ず使用届の提出をお願いします。**

2 | 給付の停止と返還

使用届を提出し、組合員証を使用した場合は、公務災害・通勤災害による傷病に起因する一部負担金払戻金、高額療養費等の給付は停止されます。

● 注意事項 ●

当共済組合への連絡の遅れ等で一部負担金払戻金、高額療養費が給付され、公務災害や通勤災害に認定された場合は、後日返還していただきます。

3 | 認定されたとき

- 1** 公務災害又は通勤災害に認定されたら、当共済組合に「公務(通勤)災害認定通知書」(写し)2部を提出するとともに、医療機関に「認定通知書」(写し)と基金に提出する補償請求書等を渡し、災害発生時からの治療等を保険診療から公務災害・通勤災害扱いへ切り替えることを依頼してください。(その場合、医療機関は窓口負担額全額を返還します。)

切り替えられない場合は、組合員が窓口負担額を地方公務員災害補償基金東京都支部に請求することになります。

なお、地方公務員災害補償基金が認めていない転医は、同じく組合員証を使用しての保険診療とすることもできませんので、注意してください。後日返還していただきます。

- 2** 治ゆした場合は、速やかに地方公務員災害補償基金へ提出した「治ゆ報告書」(写し)を当共済組合に1部提出してください。

4 | 認定されなかったとき

非該当の「認定通知書」(写し)を当共済組合に提出してください。給付を停止していた高額療養費、一部負担金払戻金を給付します。

第三者行為による事故・事件及び自損事故等にあったとき

担当
部署

医療保険課
求償担当

☎ 03-5320-7328 (内線57-236)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

第三者行為による事故とは、交通事故、暴行、犬のかみつぎ等、相手方の行為による事故のことです。組合員証等は、当共済組合への連絡と賠償申告書類の提出(相手方の特定、事故状況の把握等のため。)をすることで、使用できます。

1 | 相手方が判明している事故・事件の場合

- 1** 組合員証・被扶養者証(以下「組合員証等」という。)を使用して診療等を受ける場合

本来、第三者行為は自由診療で治療し、相手方に医療費等の支払を求める等、当事者間で解決するのが原則です(民法第709条、不法行為による損害賠償)。組合員証等を使用する場合は、給付する必要のない医療費等を当共済組合が負担することになります。

このため当共済組合は、組合員証等の使用による医療費等を給付した場合、相手方への請求権を組合員から取得して、負担した医療費等を相手方へ請求します。(地方公務員等共済組合法第50条第1項損害賠償請求権)

なお、組合員は、組合員証等を使用することとなったときは、相手方に対し、組合員証等を使用して診療等を受けること、当共済組合からの医療費等の請求について支払義務があることを説明する必要があります。

2 手続及び提出書類

ア 事故後速やかに、当共済組合に組合員証等の使用を連絡してください。

ダイヤルイン **03-5320-7328**

- イ** 組合員証等の使用連絡をした後は、受診している医療機関（調剤薬局を含む。）にその旨を伝え、保険診療扱いとするよう申し出てください。
- ウ** 相手方にも、東京都職員共済組合の了承を得て保険診療扱いとしたこと、東京都職員共済組合からの求償には誠実に対応することを必ず伝えてください。
- エ** 事故後1週間以内に「**事故通報**」（書面）を提出してください。
- オ** 「損害賠償申告書」等の書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して、**事故通報提出後1か月以内**に提出してください。

交通事故の場合	交通事故以外の事故・事件の場合
<ul style="list-style-type: none"> ① 損害賠償申告書 ② 自動車安全運転センターの交通事故証明書（人身事故証明書）（写しでも可[※]） ※原本が必要な場合もあります ③ 事故発生状況報告書 ④ 念書（組合員用） ⑤ 念書（第三者用） ⑥ 第三者加入の自動車保険契約状況 ⑦ 交通事故に関する情報の開示について ⑧ 治ゆ報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ① 損害賠償申告書 ② 駅長等第三者の事故届証明書又は事故（事実）証明書 ③ 事故発生状況報告書（交通事故以外の事故用） ④ 念書（組合員用） ⑤ 念書（第三者用） ⑥ 治ゆ報告書

※ 上記のほか、診断書（写）が必要となる場合があります。その場合には、事故通報受理後に当共済組合から連絡します。

3 当共済組合への報告

適切な診療と正確な求償のために、次のような場合は必ず当共済組合に報告してください。

- ア** 治療の都合等で医療機関等を追加・変更するときは、書面又は口頭で報告する。
- イ** 治療が終了（治ゆ又は症状固定）したときは、「**治ゆ報告書**」を提出する。なお、後遺障害が生じたときは、「後遺障害診断書（写し）」を提出する。
- ウ** 相手方と示談をしたときは、「示談書（写し）」を提出する。
- エ** 相手方の**自賠償保険に被害者請求**しようとするときは、書面又は口頭で報告する。
- オ** 長期治療や訴訟等で解決が長引くときは、半年に1回以上、書面又は口頭で中間報告する。

4 示談するとき

示談するときは、**当共済組合と協議しながら進めてください**。示談書には、「**東京都職員共済組合が支払った医療費等については、東京都職員共済組合の指示に従い〇〇（相手方氏名）が別途支払うこと。**」の文言を入れる等してください。

当共済組合は、組合員に代わって支払った医療費等の請求権を取得するため、不利な示談をすると、相手方に請求できなくなり、その分を組合員自身が負担することになりますので、注意してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

5 給付対象外となるもの

次のものは加害者側に請求できるため、原則として当共済組合からは支給されません。

高額療養費／一部負担金払戻金／家族療養費附加金／傷病手当金（附加金を含む。）／
介護休業手当金／治療用装具の費用／埋葬料・家族埋葬料（附加金含む。）

当共済組合への連絡の遅れ等で、既にこれらが給付されている場合には、返還していただきます。

6 その他

第三者行為で、公務災害又は通勤災害を認定請求し、認定されなかった場合は、速やかに当共済組合に連絡し、「損害賠償申告書」等所定の書類を提出してください。

2 | 相手方が不明の事故・事件の場合

1 組合員証等を使用して診療等を受ける場合

交通事故でひき逃げされたとき、傷害事件で加害者が逃亡したとき等、相手が不明の場合、組合員証等は、当共済組合への連絡と事故報告書類（2 - ①）の提出をすることで使用できます。

2 手続及び提出書類

ア 事故後速やかに、当共済組合に組合員証等の使用を連絡してください。

ダイヤルイン **03-5320-7328**

イ 下記の表の「事故報告書」等の書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して、**事故後1か月以内**に提出してください。

交通事故の場合 (ひき逃げ等相手不明のとき)	交通事故以外の事故・事件の場合 (傷害事件等でけがをしたとき)
① 事故報告書 ② 自動車安全運転センターの交通事故証明書（人身事故証明書）（写しでも可※） ※ 原本が必要な場合もあります。 ③ 事故発生状況報告書	① 事故報告書 ② 事故発生状況報告書（交通事故以外の事故用）

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

＊ 自動車損害賠償保障事業(自賠法第 71 条、72 条第 1 項)について

- ① 相手方不明のひき逃げ事故
- ② 自賠責保険契約を締結していない無保険車による事故
- ③ 盗んだ自動車による事故

①～③のような事故にあった場合、自賠責保険からは補償が受けられません。そのため、被害者の救済のため政府が保障事業を行っており、損害保険会社等が窓口になっています。

これらの事故にあった場合は、治療については組合員証等を使用し、被害者が負担した医療費等と、その他の損害について、保障事業に請求することができます。

3 | 自損事故等の場合

1 組合員証等を使用して診療等を受ける場合

②の表に該当する自損事故の場合、当共済組合への使用の連絡と、表に記載された事故報告書類を提出することで、組合員証等を使用できます。

＊ 自動車保険の人身傷害保険に加入している場合は、求償担当までお知らせください。

2 手続及び提出書類

ア 事故後速やかに、当共済組合に組合員証等の使用を連絡してください。

ダイヤルイン **03-5320-7328**

イ 下記の表の「事故報告書」等の書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を經由して、**事故後 1 か月以内**に提出してください。

交通事故の場合 (交通事故での死亡を含む)	死亡した場合	自殺未遂をした場合 (精神疾患に起因する場合のみ対象)
<ol style="list-style-type: none"> ① 事故報告書 ② 自動車安全運転センターの交通事故証明書（人身事故証明書）（写しでも可*） ※ 原本が必要な場合もあります ③ 事故発生状況報告書 	<ol style="list-style-type: none"> ① 事故報告書 ② 死体検案書又は死亡診断書（写しでも可） 	<ol style="list-style-type: none"> ① 事故報告書 ② 診断書（精神疾患であることの診断書、写しでも可）

4 | その他

理由もなく、書類の提出が遅れた場合や事実と異なることを意図的に記入した場合は、当共済組合で給付した額を返還していただく場合があります。

＊ 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。



第 3 章 災害にあったとき

災害で損害を受けたとき

担当
部署

医療保険課
求償担当

☎ 03-5320-7328 (内線57-236)

✉ s9000064@section.metro.tokyo.jp

1 | 災害見舞金 (地方公務員等共済組合法第73条)

1 支給要件

災害によって、組合員の住居、家財に損害を生じ、その損害の程度が次ページの「災害見舞金支給基準表」のいずれかに該当する場合に支給されます。なお、別居の被扶養者が住んでいる住居についても支給されます。

2 災害の範囲と支給金額等

区 分		災 害 見 舞 金
災 害 の 範 囲		洪水、津波、地震、火災、落雷、地割れ、竜巻、台風、豪雨による浸水、がけ崩れ等、主として、自然現象による災害をいいます。
住 居 ・ 家 財 の 範 囲		<p>住居 組合員が現に生活の本拠として居住している建物をいい、自家、借家、借間、公営住宅、職員住宅の別を問いません。 なお、門、塀、垣根、倉庫、物置、納屋及び車庫は対象外とします。</p> <p>家財 住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産や現金、預貯金、有価証券等は含まれません。車両は1台のみ対象です。また、家畜及び日常生活する衣類・生活雑貨等の比較的低廉な物は対象外とします。</p>
支 給 金 額		<p>損害の程度に応じた月数[*] × 標準報酬月額</p> <p>[*] 次ページ「災害見舞金支給基準表」参照 (支給限度月数：3か月) 住居及び家財の両方に損害があったときは、それぞれについて計算した額の合計額が支給されます。</p>
支 給 方 法	1 振 込 日	<p>毎月 5日までに当共済組合において収受・決定したものは原則として当月 25日</p> <p>毎月 20日までに当共済組合において収受・決定したものは原則として翌月 10日 (金融機関が休みのときは、翌営業日)</p>
	2 振 込 先	届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所(勤務先)の共済事務担当者にお問合わせください。
時 効		災害によって、組合員の住居、家財に損害が生じた日の 翌日から 2年間請求しなかったときは 、時効によって給付を受ける権利を失います。
請 求 手 続 等	1 災 害 速 報 の 提 出	「 災害速報 」によって、所属所(勤務先)の共済事務担当者を経由して速やかに届け出てください。
	2 現 地 調 査	提出された「 災害速報 」に基づき、当共済組合が現地調査を行います。
	3 請 求 手 続	現地調査後に、所定の請求書と添付書類(1から6)を、所属所(勤務先)の共済事務担当者を経由して提出してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク(03-6258-0685)にお問合わせください。

区 分	災 害 見 舞 金
請 求 書 類	災害見舞金請求書（様式第16号）
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災証明（家屋）（市区町村長又は消防署等で証明したもの）（原本） 2 動産り災証明（申告によって消防署等で証明したもの）（原本） 3 被害状況明細書 4 損害内訳書（住居・家財） 5 建物平面図（要面積表示） 6 り災写真、新聞記事、世帯全員の住民票謄本（原本[※]）、登記簿謄本（原本[※]）又は賃貸借契約書（写し）等が必要です。 ※ 原本は確認後、速やかに返却します。
備 考	地方公務員等共済組合法第108条（給付制限）に該当する場合は、支給の対象となりません。

* 災害見舞金は、非課税です。

◆ 災害見舞金支給基準表

損 害 の 程 度	月数 ^{※2}
<ol style="list-style-type: none"> 1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 	3 か月
<ol style="list-style-type: none"> 1 住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 	2 か月
<ol style="list-style-type: none"> 1 住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 5 浸水により平屋建の家屋^{※1}（家財を含む。）が損害を受け、その損害の認定が困難なとき で、浸水の程度が床上120cm以上のとき 	1 か月
<ol style="list-style-type: none"> 1 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 浸水により平屋建の家屋^{※1}（家財を含む。）が損害を受け、その損害の認定が困難なとき で、浸水の程度が床上30cm以上のとき 	0.5 か月

※1 二階建（一階のおおむね3分の2以上が住居である場合に限る。）も平屋建に準じて取り扱います。

※2 月数は、標準報酬月額に乘じる数値です。

● 注意事項 ●

漏水による被害は対象外となります。

2 | 災害のために欠勤したとき（地方公務員等共済組合法第70条第1項第3号）

復旧作業等のため欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないときは、「休業手当金」の支給対象となります。第1章の「休業したとき（休業手当金）」を参照してください。

災害で死亡したとき

担当
部署 医療保険課
求償担当

☎ 03-5320-7328 (内線57-236)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

3 | 弔慰金・家族弔慰金（地方公務員等共済組合法第72条）

災害によって死亡した場合は、当共済組合の弔慰金・家族弔慰金を請求できます。
災害発生後、速やかに当共済組合及び所属所（勤務先）の共済事務担当者に連絡してください。

1 支給要件と支給金額

区 分	弔 慰 金	家 族 弔 慰 金
支 給 要 件	災害によって、組合員が死亡したとき	災害によって、被扶養者が死亡したとき
支 給 金 額	標準報酬月額	標準報酬月額 × 70 / 100

2 災害の範囲、必要書類、支給方法等

区 分	弔 慰 金 ・ 家 族 弔 慰 金
災 害 の 範 囲	洪水、津波、地震、火災、落雷、地割れ、竜巻、台風、豪雨による浸水、がけ崩れ等、主として、自然現象による災害をいいますが、その他の予測し難い事故 [※] も含まれます。
請 求 書 類	弔慰金・家族弔慰金請求書（様式第23号）
添 付 書 類	1 死体検案書（写し）〔死体検案書が発行されない場合は、死亡診断書（写し）〕 2 事故報告書 3 交通事故の場合は、交通事故証明書（原本） 4 新聞記事
支 給 方 法	1 振込日 毎月 5日までに 当共済組合において收受・決定したものは原則として 当月 25日 毎月 20日までに 当共済組合において收受・決定したものは原則として 翌月 10日 （金融機関が休みのときは、翌営業日）
	2 振込先 届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。
時 効	災害によって死亡した日の翌日から2年間請求しなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。（地方公務員等共済組合法第144条の23）
備 考	地方公務員等共済組合法第108条（給付制限）に該当する場合は、支給の対象となりません。

※「その他の予測し難い事故」であるかについては、次の要件の全てに該当するかどうかを検討して判定します。

- ① その事故による死亡の要素が、客観的に見て、予想し難い不慮の事故であること。
- ② その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。
- ③ その事故による死亡が、原則として、他動的原因に基づくものであること。

* 弔慰金・家族弔慰金は、**非課税**です。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。



第 4 章 こどもが生まれたとき

出産費・家族出産費（地方公務員等共済組合法第 63 条）

担当
部署

医療保険課
給付担当



03-5320-7326（内線57-231～5）



s9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員が出産した場合に出産費が、被扶養者が出産した場合には家族出産費*が支給されます。

※ 家族出産費は、当共済組合の被扶養者の資格認定を受けた方が出産した場合に支給します。

区 分		出 産 費 ・ 家 族 出 産 費	
支 給 金 額	法定給付	定額 50 万円 又は 48 万 8 千円 （「参考」の 1 参照） （令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの出産は定額 42 万円 又は 40 万 8 千円 ）	
	附加給付	定額 5 万円	
	参 考	1 「産科医療補償制度（P.43「備考」の 3 参照）」に加入している医療機関等での制度対象分娩の場合は、50 万円を給付します。当該制度未加入の医療機関等での出産及び同制度の制度対象外分娩の場合は、48 万 8 千円を給付します。 2 多胎児の場合は、出産児数分が支給されます。	
支 給 要 件	出 産 費	組合員が出産したとき	
	家 族 出 産 費	被扶養者として認定された家族が出産したとき ○ 被扶養者認定日から 6 か月以内に出産した場合については「他保険の証明」を参照してください。 ○ 被扶養者の認定が抹消された後に出産した場合は支給されません。	
			妊娠 4 か月（85 日）以上*の場合、流産及び死産（母体保護法に基づく人工妊娠中絶を含む。）の場合でも支給されます。この場合、「家族埋葬料」は当共済組合の被扶養者であることが要件ですので支給されません。 ※ 妊娠月数…1 月を 28 日として換算します。



請求手続	<p>次のいずれかを利用し請求してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出産後に申請する直接支払制度[※]を利用する。 2 出産予定日の2か月前までを目途に事前に申請する受取代理制度[※]を利用する。 3 上記のいずれも利用せず、出産に要した費用全額を直接医療機関等に支払う。 <p>請求書と各添付書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して提出してください。任意継続組合員は、旧所属の証明は不要ですので、直接給付担当宛てに請求してください（郵送可）。</p> <p>※「直接支払制度」と「受取代理制度」についてはP.44を参照してください。</p>
請求書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 出産費同附加金・家族出産費同附加金請求書（様式第9号） 請求書の「証明者」欄に医師又は助産師の証明を受けてください。ただし、直接支払制度及び受取代理制度を利用された場合は証明書は不要です。 2 出産育児一時金等支給申請書（受取代理用） 受取代理制度を希望する場合は、1の請求書と併せて請求してください。
支給方法	<p>1 振込日</p> <p>毎月 5日までに当共済組合において収受・決定したものは原則として当月 25日 毎月 20日までに当共済組合において収受・決定したものは原則として翌月 10日 (金融機関が休みのときは、翌営業日)</p> <p>直接支払制度及び受取代理制度を利用された方は、病院からの請求を受け取ってからの給付処理となります。</p>
	<p>2 振込先</p> <p>届出済みの組合員の個人口座です。 個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。 振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。</p>
時効	<p>給付事由が生じた日の翌日から2年が請求期間です。 この間に請求をしなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。</p>
退職後の給付	<p>1年以上組合員であった方が退職し、資格を失ってから6か月以内に出産した場合は、「他保険の証明」を参照してください。</p>
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 分娩料、代理受取額、窓口支払額、産科医療補償制度掛金等の内訳が記載されたもの（写し） <ul style="list-style-type: none"> ○ 領収書や出産費明細書に記載されています。 ○ 受取代理制度を利用された場合は不要です。 2 医療機関等が発行する出産費の直接支払制度に合意しない旨の文書（写し） <ul style="list-style-type: none"> ○ 直接支払制度を利用しない場合に必要です。 ○ 領収証・明細書に直接支払制度を利用しない旨の記載がある場合は不要です。 ○ 直接支払制度又は受取代理制度を利用された場合は不要です。 3 健康保険の加入期間証明書（原本） * 「出産費の請求に係る証明書」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 備考の「他保険の証明」を参照してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

1 他保険の証明

区分	給付
組合員	資格喪失後6か月以内に出産した場合は、出産費が支給されます。
被扶養者	他の共済組合（健康保険）の組合員（被保険者）であった者が被扶養者として認定された場合も同様に、以前加入していた健康保険制度から給付を受けられます。

このため、組合員の資格喪失後6か月以内に出産した場合及び被扶養者として認定された日から6か月以内に出産した場合の請求については、[組合員が他保険者への請求権を放棄したことをその保険者が証明した書類（出産費の請求に係る証明書）](#)を提出してください。なお、直接支払制度又は受取代理制度を利用された場合は請求権放棄を証する書類の提出は不要です。（病院からの通知で出産費の支給状況が確認できるため。）

なお、国民健康保険に加入していた場合は、他保険者の給付が優先されるため、加入期間のみ記載してください。

2 国外で出産した場合

国外で出産した場合は出産証明書（原本）及び日本語訳（翻訳者の住所・氏名を記載し、押印のこと。）を添付してください。翻訳料は自己負担です。

出産証明書がない場合は、現地の出生届（原本）又は大使館の証明（原本）を添付してください。

3 産科医療補償制度

(1) 産科医療補償制度

産科医療補償制度とは、新生児が分娩に関連して重度脳性麻痺^ひとなった場合で一定の基準に該当する場合、補償金が支払われる制度です。

(2) 産科医療補償制度の対象出産である際の法定給付額

産科医療補償制度に加入している医療機関等かつ制度対象の出産であった場合は、当該制度の掛金相当額を加算した金額が法定給付額になります。

令和5年4月1日以降生まれの場合

対象	給付額
産科医療補償制度	55万円 （法定給付50万円 [*] + 附加給付5万円）
産科医療補償制度 対象外	53万8千円 （法定給付48万8千円+ 附加給付5万円）

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに生まれた場合

対象	給付額
産科医療補償制度	47万円 （法定給付42万円 [*] + 附加給付5万円）
産科医療補償制度 対象外	45万8千円 （法定給付40万8千円+ 附加給付5万円）

※ 制度掛金相当額1万2千円含む。

備考

* 出産費・家族出産費は、**非課税**です。

直接支払制度と受取代理制度の比較

直接支払制度、受取代理制度を利用すると出産時の窓口支払額を軽減することができます。医療機関等により採用している制度が異なるので、医療機関等に確認してください。

どちらの制度も利用しないことを選択した場合は、出産費用の全額を支払い、共済組合に請求することになります。

項目	直接支払制度	受取代理制度
申請時期	出産後に申請	出産予定日の2か月前までを目途に事前申請
医療機関で作成する書類	医療機関にある様式で 「 出産費の直接支払制度に関する合意文書 」を作成 * 退職後6か月以内の出産の場合は、医療機関に対して「資格喪失証明書」を提出する必要があります。	「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」 * 医療機関等に変更を生じた場合「出産育児一時金等受取代理申請取下書」「受取代理人変更届」 * 退職後6か月以内の出産の場合は、医療機関に対して「 資格喪失証明書 」を提出する必要があります。
利用可能額	法定給付額 50万円 まで (産科医療補償制度の対象外分娩の場合48万8千円まで)	55万円 (法定給付額50万円+附加給付額5万円)まで (産科医療補償制度の対象外分娩の場合53万8千円まで)
窓口清算	出産費用が50万円を超えた場合は、超えた額を医療機関等に支払 (産科医療補償制度の対象外分娩の場合48万8千円まで)	出産費用が55万円を超えた場合は、超えた額を医療機関等に支払 (産科医療補償制度の対象外分娩の場合53万8千円まで)
差額・附加金の支給	出産費用が法定給付額未満の場合に差額を支給します。 (例) 出産費 35万円の場合 法定給付額 50万円 - 35万円 = 15万円 附加給付額 5万円 合計 20万円を支給します。 [*]	出産費用が55万円(法定給付額50万円+附加給付額5万円)未満の場合に差額を支給します。 (例) 出産費 35万円の場合 55万円 - 35万円 = 20万円 20万円を支給します。 [*]

※ 令和5年4月1日以降に生まれた場合の額

出産のため休業したとき

担当
部署医療保険課
給付担当

03-5320-7326 (内線57-231~5)



S9000064@section.metro.tokyo.jp

出産手当金（地方公務員等共済組合法第69条）

組合員（任意継続組合員を除く）が出産のため勤務できなくなり、手当金が報酬を上回るときは、その差額を出産手当金として支給します。

区 分	出 産 手 当 金		
支 給 金 額	1日につき 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額 [※] × 1/22（10円未満四捨五入）× 2/3（円未満四捨五入）		
	<p>※「支給開始日の属する月以前の直近の継続した標準報酬月額が定められている期間」が12か月未満の場合は、次の1か2、いずれか少ない額を支給します。</p> <p>1 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額</p> <p>2 前年度9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額</p>		
	<p>● 注意事項 ●</p> <p>1 支給開始日とは、実際に出産手当金の支給を開始した日となります。</p> <p>2 退職後から給付を開始する場合は、退職日を支給開始日として支給金額を算定します。</p> <p>3 報酬が支払われている場合には、給付額から報酬分を調整して支給します。</p>		
支 給 対 象 期 間	<p>出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は、98日）から出産の日後56日までの間で勤務することができなかった期間が対象となります。</p> <p>なお、出産日が出産予定日の前か後かで異なります。</p>		
	区 分	予定日以前の出産の場合	予 定 日 後 の 出 産 の 場 合
	産前の支給期間	<p>出産の日以前42日 (多胎妊娠の場合98日)</p>	<p>出産予定日以前42日 + a日[※] (多胎妊娠の場合98日)</p> <p>※ a日 = 出産予定日から出産日までの期間</p>
産後の支給期間	<p>出産日後 56 日</p>		
	* 上表の期間のうち各月の週休日（例：土、日曜日）は支給対象外です。		
退 職 後 の 給 付	<p>1年以上組合員（任意継続組合員は除く）であった方が退職後に出産した場合で、出産日あるいは出産予定日前42日が退職前であるとき。又は、出産後56日以内に退職日があるとき。ただし、退職後に他の組合の組合員の資格を取得したときは、当共済組合の給付は受けられません。</p>		
請 求 書 類	<p>出産手当金請求書（様式第21号）</p> <p>所定の請求書に医師又は助産師の証明を受けてください。</p> <p>* 出産費は、出産費同附加金・家族出産費同附加金請求書（様式第9号）で請求してください。</p>		

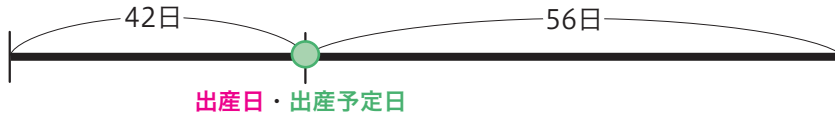
添付書類	1 報酬支給額証明書（出産手当金） 2 出産手当金証明書 ＊ 資格喪失後、受給期間中に他の共済組合（健康保険）の組合員（被保険者）になっている場合 3 出勤簿の写し（産前産後の休暇を取得した期間）
請求手続	支給期間を経過した後、所定の請求書と上欄の添付書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して提出してください。
支給方法	1 振込日 毎月 5 日まで に当共済組合において収受・決定したものは原則として 当月 25 日 毎月 20 日まで に当共済組合において収受・決定したものは原則として 翌月 10 日 （金融機関が休みのときは、翌営業日）
	2 振込先 届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。
時効	給付事由が生じた日の翌日から2年間で請求期間です。 この間に請求しなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。

* 出産手当金は、**非課税**です。

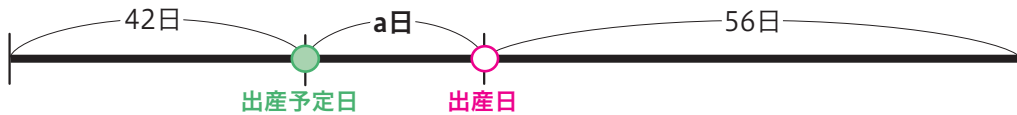
* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

◆ 支給期間の例

1 出産予定日に出産した場合

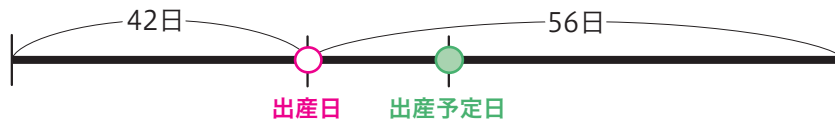


2 出産予定日より遅れて出産した場合



* 出産予定日よりも出産が遅れた場合は、その遅れた期間（a日）についても支給します。

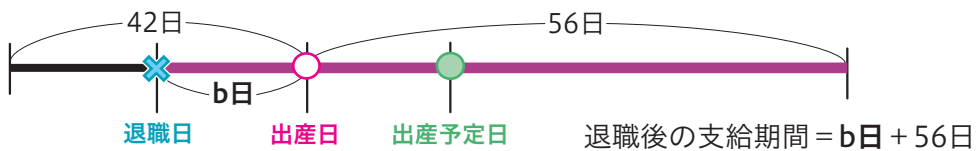
3 出産予定日よりも早く出産した場合



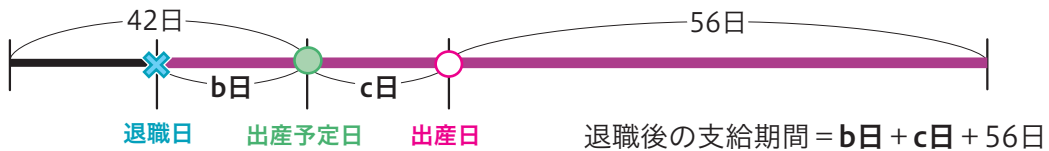
4 出産前に退職した場合

* 退職時に在職期間が1年以上あることが必要

① 出産日が出産予定日よりも早かった場合

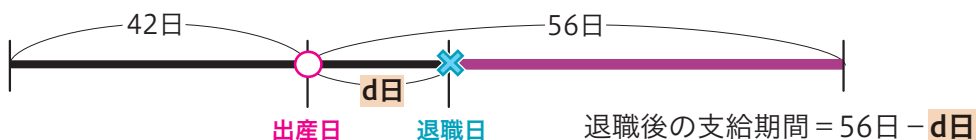


② 出産日が出産予定日よりも遅れた場合



5 出産後退職した場合

* 退職時に在職期間が1年以上あることが必要



育児休業を取るとき

担当
部署 医療保険課
給付担当

☎ 03-5320-7326 (内線57-231~5)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

育児休業手当金（地方公務員等共済組合法第70条の2）

育児休業手当金とは、組合員（任意継続組合員を除く。）が育児休業中に支給を受けることができる現金給付をいいます。育児の対象となる子の1歳の誕生日を基準に、子の1歳の誕生日の前日までの期間（パパママ育休プラスを活用する場合には1歳2か月までの期間）について請求できる**1歳前請求**と、1歳の誕生日から最長2歳の誕生日の前日まで請求できる**1歳後請求**があります。なお、パパママ育休プラスについては、P.49を参照してください。

1 育児休業手当金（1歳前請求）

区 分	育児休業手当金（1歳前請求）								
支 給 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ パパママ育休プラスを活用しない場合 育児休業期間のうち、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで ○ パパママ育休プラスを活用する場合（次ページ参照） 配偶者が子の1歳の誕生日の前日までに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日まで。ただし、父母ともに、支給期間の上限はそれぞれ通算で1年間です（母は誕生日と産後休暇期間を含む）。 * 各月の週休日の日数は支給対象外です。 								
支 給 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">育児休業開始から 180日まで</td> <td style="text-align: center;">1日につき、標準報酬日額^{※1}×67/100^{※2} (円未満切り捨て)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">育児休業開始から 181日以降</td> <td style="text-align: center;">1日につき、標準報酬日額^{※1}×50/100^{※2} (円未満切り捨て)</td> </tr> </table> <p>※1 標準報酬日額＝標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入） ※2 育児休業手当金の給付率40/100は、当分の間、67/100ないし50/100に引き上げることとされています（地方公務員等共済組合法附則第17条の2、参考：雇用保険法附則第12条）。</p> <p>● 注意事項 ● 支給日額には上限があります（毎年8月1日に改定あり）。令和5年8月1日以後に育児休業の初日がある場合は、下記のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">上限額（支給率67%）</td> <td style="text-align: center;">14,097円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上限額（支給率50%）</td> <td style="text-align: center;">10,520円</td> </tr> </table>	育児休業開始から 180日まで	1日につき、標準報酬日額 ^{※1} ×67/100 ^{※2} (円未満切り捨て)	育児休業開始から 181日以降	1日につき、標準報酬日額 ^{※1} ×50/100 ^{※2} (円未満切り捨て)	上限額（支給率67%）	14,097円	上限額（支給率50%）	10,520円
育児休業開始から 180日まで	1日につき、標準報酬日額 ^{※1} ×67/100 ^{※2} (円未満切り捨て)								
育児休業開始から 181日以降	1日につき、標準報酬日額 ^{※1} ×50/100 ^{※2} (円未満切り捨て)								
上限額（支給率67%）	14,097円								
上限額（支給率50%）	10,520円								
請 求 書 類	育児休業手当金請求書（1歳前請求）（様式第28号）								

支給期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ パパママ育休プラスを活用しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属が発行する育児休業に関する承認書（写し） ・ 育児休業手当金の支給に係る誓約書 ・ 報酬支給額証明書 ○ パパママ育休プラスを利用する場合（下記参照） <ul style="list-style-type: none"> 上記3点に加え、 ・ 配偶者の育児休業承認書（写し） ・ 配偶者の記載のある住民票（写し）… 配偶者が当組合員であれば不要 	
支給方法	1 振込日	初回請求分 毎月 5日までに 当共済組合において収受・決定したものは原則として 当月 25日 毎月 20日までに 当共済組合において収受・決定したものは原則として 翌月 10日 2回目以降の継続的な支給分については、 毎月 25日 （例：8月分は9月25日支給）（金融機関が休みのときは、翌営業日）
	2 振込先	届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。
時効	給付事由が生じた日の 翌日から2年 が請求期間です。 この間に請求しなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。	
備考	雇用保険法の規定による給付を受けることができる方は、共済組合からは支給されません。	

* 育児休業手当金は**非課税**です。

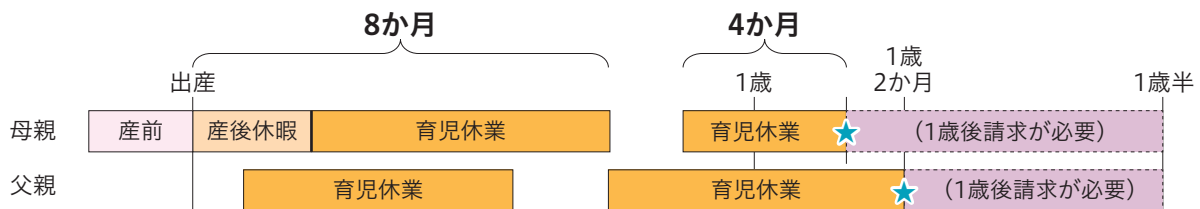
パパママ育休プラス制度について

組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合（同時期に取得する必要はありません。組合員の配偶者が子の1歳の誕生日前日以前に育休を取得している必要があります。）、育児休業手当金の**支給対象期間を1歳から1歳2か月に延長**できます。父親と母親が同時に育児休業を取得する場合は、両方に育児休業手当金が支給されます。

なお、母親が産後休暇中に父親が育児休業を取得し終えている場合は、当該子が1歳2か月になるまでに父親は再度育児休業を取得することが可能ですが、育児休業手当金の**支給期間は最長1年間**です（母親は、出生日と産後休暇期間と育児休業手当期間を合わせて1年間。父親は、育児休業手当金支給期間を通算して1年間。）。

パパママ育休プラスを利用して、引き続き後述の1歳後請求を行う場合は、子の1歳の誕生日以降の手当金支給終了日において、1歳後請求の要件に該当している必要があります。

◆ パパママ育休プラス制度活用例



* 母親の支給期間の上限は、出生日、産後休暇、育児休業期間を合わせて1年間です。

* 1歳に達する日後の手当金支給終了日（★）に延長要件を満たすときは、1歳後請求できます。

（添付書類例「基準日の翌日以前を入所希望日とする保育園入所不承諾通知」）

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

2 育児休業手当金（期間変更請求）

区 分	育児休業手当金（期間変更請求）
要 件	育児休業の承認期間又は請求期間に変更（延長・短縮）が生じたとき（例：復職することになった等）。手当金支給が終了した後も、承認期間が変更したときは、変更手続を行ってください。
請求書類	育児休業手当金期間変更請求書（様式第28号）
添付書類	1 育児休業期間の変更に関する所属承認書等（写し）（承認期間の延長、短縮がある場合） 2 保育所の利用に関する市町村長の証明書（写し）（1歳後請求の期間延長のために、新たに入所不承諾（保留）通知書等を得た場合） * 育児休業手当金受給中に退職する場合には、育児休業期間の変更に関する所属承認書等（写し）の提出は不要ですが、「変更分」の請求は必要です。この場合、退職日が育児休業終了日となります。退職辞令（写し）又は組合員資格喪失届（写し）等、退職の事実を確認できるものを添付してください。
備 考	育児休業手当金請求期間を変更する場合、速やかに変更手続を行ってください。請求期間短縮手続が間に合わず、過支給となった場合、過支給金は全て返納していただきます。

3 育児休業手当金（1歳後請求）

区 分	育児休業手当金（1歳後請求）
支給要件	<p>子の1歳の誕生日以後に引き続き育児休業が承認されている場合で、次のいずれかの要件を満たした場合</p> <p>要件1 育児休業の申出に係る子について、次の1から3を満たしている場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所[*]における保育の利用を希望していること。 2 1歳に達する日（誕生日の前日）までに保育所の入所申込みを行っていること。 3 その子が1歳に達する日後（誕生日後）の期間について当面保育が実施されないとき。 <p>※ 児童福祉法第39条に規定する保育所、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、認証保育園等いわゆる無認可保育施設は含みません。認可保育所であれば、公立・私立を問いません。</p> <p>● 注意事項 ●</p> <p>ア 育児休業手当金の1歳後の請求については、組合員の復職の意志があることが前提です。欠員等がなく入所見込みがない場合でも、必ず申込みを行ってください。</p> <p>イ 子の1歳の誕生日以前を入所希望日とする申込みをしていなければ、要件に該当しません。 入所の申込みを行ったが、子が1歳の誕生日時点で保育所への入所が実施されないことが分かる保育所の利用に関する市町村長の証明書（例：入所不承諾（保留）通知書等）が必要となります。入所申込手続、保育実施状況等の詳細については、早い段階で保育所のある各自治体に確認してください。自治体が入所の申込みをしていない月がある場合は、前倒しで申込みを行ってください。</p> <p>ウ 育児休業手当金の延長期間が保育所の利用に関する市町村長の証明書の有効期限を超える場合、有効期限が切れた後の期間について、再度、入所申込みをする必要があります。</p> <p>エ 保育所の入所を申込み後、入所希望を取り下げていた場合、また、前記ウの場合で、有効期限が切れてからの期間の保育所の入所申込みを行っていない等、組合員の復職の意志がないことが判明した場合、期間を短縮した場合には、延長分の育児休業手当金を遡って全て返納する必要があります。</p> <p>オ 自治体により、育児休業中であることから、保育所の入所手続を不可としていることがあります。この場合は、組合員の復職を条件とすることで入所手続が可能となることもありますので、復職を希望している旨を伝えて、必ず申込みを行ってください。</p> <p>カ 入所日以降（慣らし保育期間を含む）は、支給対象外です。</p>

支給要件	<p>要件 2 育児休業の申出に係る子の1歳に達する日後の期間について、主としてその子の養育を行う予定であった配偶者が、次のいずれかに該当したため、当該組合員の育児休業が承認された場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡したとき。 2 負傷、疾病又は身体上若しくは、精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。 3 婚姻の解消その他の事情により、配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。 4 6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。 				
支給期間	育児休業期間のうち、子の1歳の誕生日から最長2歳に達する日まで（入所不承諾（保留）通知等の有効期限切れ等、支給要件を充足しなくなった場合、それ以降は支給されません。）				
支給日数	支給期間内において、各月の週休日を除いた日数				
支給金額	1歳前請求と同様				
請求書類	育児休業手当金請求書（1歳後請求）（様式第28号）				
添付書類	<p>1歳後の支給対象要件が確認できる次の証明書等</p> <p>要件1の場合（前ページ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の利用に関する市町村長の証明書（写し）（P.50の 注意事項 参照） 2 保育のしおり、入所案内等（写し） <p>* 申込日、入所希望月、申込有効期限が1に記載されていれば、2は省略可能です。</p> <p>要件2の1～3の場合</p> <p>養育予定配偶者の育児休業承認書、住民票（写し）、母子健康手帳（写し）、医師の診断書等事項を確認できるもの</p> <p>要件2の4の場合</p> <p>養育予定配偶者の産前産後休暇承認書、母子健康手帳（写し）等事項を確認できるもの</p>				
変更手続	<p><承認期間にだけ変更が生じる場合、又は請求期間が短縮される場合></p> <p>育児休業期間の変更に関する所属承認書等（写し）を添付して期間変更請求を行ってください。</p> <p><請求期間が延長される場合></p> <p>申込有効期限が切れ、再度入所申込みをした場合には、保育所の利用に関する市町村長の証明書（写し）を添付して、期間変更請求を行ってください。</p> <p><1歳6か月を迎えた日以降に支給期間を延長する場合></p> <p>子が1歳6か月を迎えた日後の期間に、支給要件に該当することが分かる保育所の利用に関する市町村長の証明書（写し）を添付して、再度の1歳後請求を行ってください。以前請求した時に添付した書類であっても再度添付する必要があります。</p> <p>*「子が1歳6か月を迎えた日後2歳に達する日まで」延長する場合は改めて1歳後請求を行う必要があります。</p>				
提出先	所定の請求書と上欄の添付書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して請求してください。				
支給方法	<table border="1"> <tr> <td>1 振込日</td> <td>1歳前請求の場合と同様</td> </tr> <tr> <td>2 振込先</td> <td>1歳前請求の場合と同様</td> </tr> </table>	1 振込日	1歳前請求の場合と同様	2 振込先	1歳前請求の場合と同様
1 振込日	1歳前請求の場合と同様				
2 振込先	1歳前請求の場合と同様				
時効	1歳前請求の場合と同様				

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

- 都共済の貸付金を借り受けている組合員が、育児休業を取得した場合、当該期間に限り貸付金の償還猶予を受けることができます。(第12章「育児休業中又は介護休業中の償還の猶予」参照)
- **育児休業中の掛金免除の申出**は、管理部会計課出納担当宛に提出してください。その際、育児休業承認書(写し)を添付してください。(第9章「掛金について」参照)

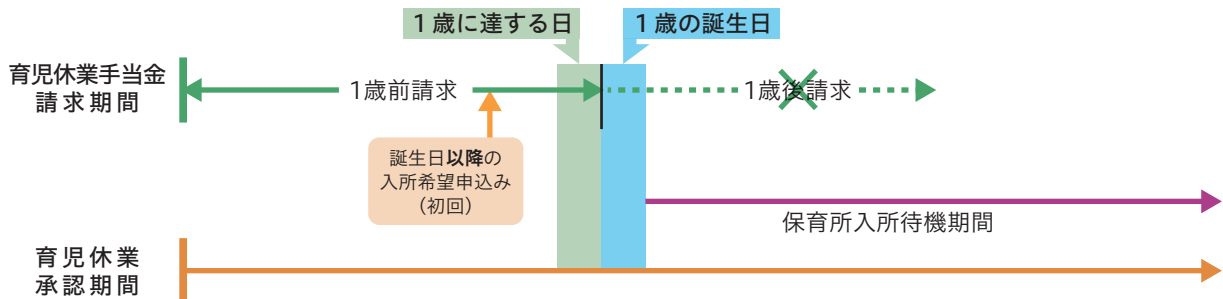
管理部会計課出納担当：03-5320-7317 (内線 57-173 ~ 6)

◆ 育児休業手当金の1歳後請求(要件1の例)

復職を前提として、子の1歳の誕生日以前を入所希望日として保育所入所申込みをした結果、入所できなかった場合に対象となります。

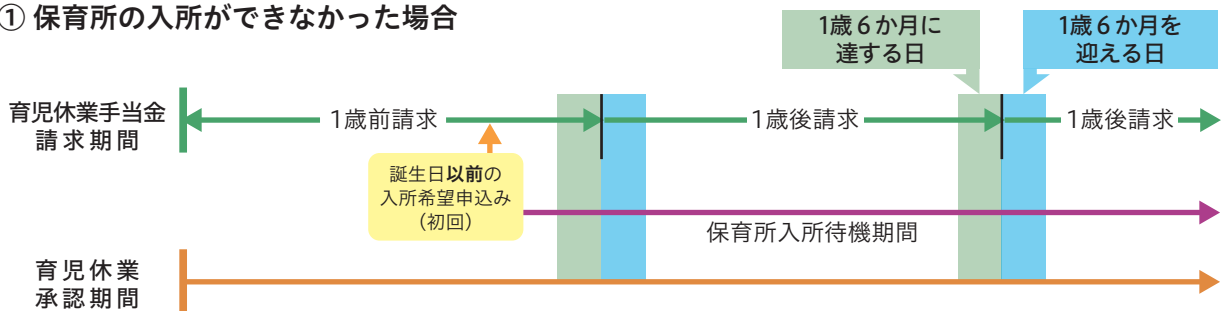
育児休業手当金の給付が認められない例

保育所の入所希望日を誕生日以降にした場合

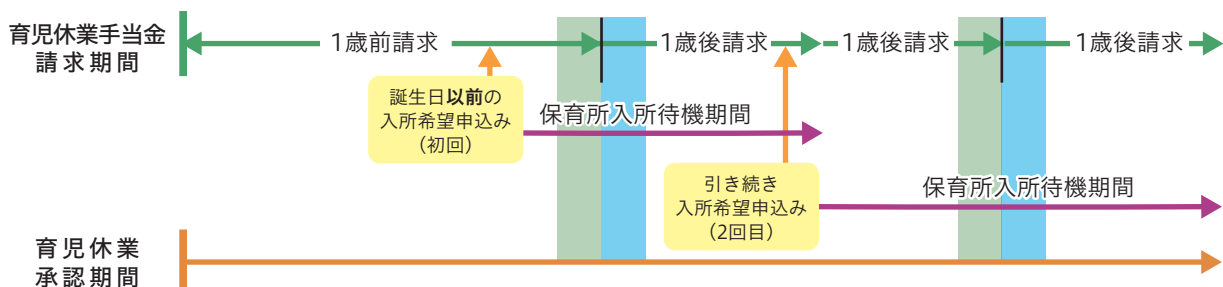


最長1年間受給できる例

① 保育所の入所ができなかった場合



② 保育所の初回申込み後、不承諾通知の有効期間が切れたため再度入所申込みをしたが、入所できなかった場合





第 5 章 死亡したとき

葬儀を行ったとき

担当
部署

医療保険課
給付担当



03-5320-7326 (内線57-231~5)



s9000064@section.metro.tokyo.jp

埋葬料・家族埋葬料（地方公務員等共済組合法第65条、第66条）

埋葬料は、組合員が公務外で死亡した場合に被扶養者又は葬儀を行った方へ支給します。

家族埋葬料は、当共済組合の被扶養者の認定を受けた方が死亡した場合に支給します。実際に扶養している家族であっても、当共済組合の被扶養者として認定を受けていない場合は支給されません。

また、後期高齢者医療制度の適用を受ける方[※]は同制度の支給対象なので、共済組合の支給対象外です。埋葬料・家族埋葬料については市区町村の後期高齢者医療制度担当部署にお問合せください。

※ 75 歳以上又は 65 歳から 74 歳で一定の障害の状態にある方。

区 分	埋 葬 料		家 族 埋 葬 料
	被 扶 養 者 が い る 場 合	被 扶 養 者 が い な い 場 合	
支 給 要 件	組合員が公務によらないで死亡したとき		被扶養者として認定された家族が死亡したとき
支 給 金 額	法定給付（定額 5 万円） 附加給付（定額 5 万円） 合計 10 万円	○ 埋葬に要した費用[※] < 10 万円 実際に要した費用に当たる金額が支給されます。 ○ 埋葬に要した費用 ≧ 10 万円 10 万円が支給されます。 ※ 祭壇料、霊柩車代、埋（火）葬料、供物及びお経代等が対象。葬祭時の飲食費等及び消費税は対象外	法定給付（定額 5 万円） 附加給付（定額 5 万円） 合計 10 万円
支 給 対 象 者	被 扶 養 者	実 際 に 埋（ 火 ） 葬 を 行 っ た 方	組 合 員
請 求 者	被 扶 養 者	実 際 に 埋（ 火 ） 葬 を 行 っ た 方	組 合 員
請 求 書 類	埋葬料同附加金家族埋葬料同附加金請求書（様式第 10 号）		
添 付 書 類	1 市区町村長発行の「埋（火）葬許可証」（写し） →上記許可証が提出できない場合は「死亡診断書又は死体検案書」（写し）でも可能です。 2 口座振込依頼書 [短期給付金用]	1 市区町村長発行の「埋（火）葬許可証」（写し） →上記許可証が提出できない場合は「死亡診断書又は死体検案書」（写し）でも可能です。 2 埋葬に要した費用の領収書（写し）及び明細書（写し）[※] ※ 祭壇料、霊柩車代、埋（火）葬料、供物及びお経代等の領収書。葬祭時の飲食費、香典返し等の領収書は、不要です。 3 口座振込依頼書 [短期給付金用]	市区町村長発行の「埋（火）葬許可証」（写し） →上記許可証が提出できない場合は「死亡診断書又は死体検案書」（写し）でも可能です。

区 分	埋 葬 料		家族埋葬料
	被扶養者がいる場合	被扶養者がいない場合	
必要な場合 の書類	証明願が必要な場合 組合員であった者が、 資格喪失後3か月以内 に死亡した場合の埋葬料		証明願が必要な場合 被扶養者として認定されていた者が 認定後3か月以内 に死亡した場合の家族埋葬料
	証明願 （詳細は、備考1参照） ○勤めていた会社の証明ではなく、 加入していた保険者の証明 です。		
	事故報告書 事故（自殺を含む。）による死亡の場合は、 事故報告書 を添付してください。		
提出先	所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して請求してください。 任意継続組合員は、旧所属の証明は不要ですので、直接給付担当宛てに請求してください（郵送可）。		
支給方法	1 振込日	毎月 5日までに 当共済組合において収受・決定したものは原則として 当月 25日 毎月 20日までに 当共済組合において収受・決定したものは原則として 翌月 10日 （金融機関が休みのときは、翌営業日） なお、組合員死亡の場合は、組合員資格喪失登録完了後、また、被扶養者死亡の場合は、被扶養者抹消登録完了後に処理を行うため、振込みが遅くなる場合があります。	
	2 振込先	届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。 振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。 本人死亡の場合、口座振込依頼書で指定した口座に振込まれます。	
時 効	給付事由が生じた日の 翌日から2年 が請求期間です。 この間に請求をしなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。		
備 考	1 他保険の証明		
	区 分	給 付	
	組 合 員	資格喪失後3か月以内に死亡した場合は、埋葬料を支給します。 ただし、退職後死亡するまでの間に他の共済組合（健康保険）の組合員（被保険者）となっていた場合は、資格喪失後に加入した健康保険制度からの給付があるため、当共済組合の給付は受けられません。	
被扶養者	被扶養者として認定された日から3か月以内に死亡した場合で、その被扶養者が認定前に他の共済組合（健康保険）の組合員（被保険者）であった場合は、以前に加入していた健康保険制度から給付を受けられます。		
組合員の資格喪失後、3か月以内に死亡した場合及び被扶養者として認定された日から3か月以内に死亡した場合の請求については、 組合員が他の保険者への請求権を放棄したことをその保険者が証明した書類 を提出してください。 なお、国民健康保険に加入していた場合は、他保険者の給付が優先されるため、国民健康保険の加入期間のみ記載してください。			

備 考	2 支払未済の給付について	
	要件	死亡した組合員が支給を受けることができた医療費等給付金で支払を受けなかったものがあるとき。
	請求権者	死亡した組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、又はこれらの者以外の3親等内の親族のうち最も先順位であり、死亡の当時組合員と生計を共にしていた者
	請求書類	各種給付金所定の請求書類（対象となる給付金が高額療養費等の医療費の場合は不要）
	添付書類	1 口座振込依頼書 [短期給付金用] 2 死亡した組合員と請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍謄本等 3 死亡した組合員の死亡の当時生計を同じくしていたことを証する住民票除票等 4 その他必要な資料（上記2・3が提出できない場合にはお問合せください。）
注意	1 死亡前に入院していた等により高額療養費等の払戻金が生じうる場合には、埋葬料の請求と併せて上記添付書類を提出してください。 2 埋葬料の請求者と支払未済の給付の請求権者が異なる場合があります。	

* 埋葬料・家族埋葬料は**非課税**です。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

弔慰金・家族弔慰金

災害によって死亡した場合の弔慰金・家族弔慰金については、第3章を参照してください。

遺族に対する年金

死亡した方によって生計を維持されていた遺族の方に支給される遺族年金については、第8章を参照してください。



第 6 章 健康づくり

特定健康診査・生活習慣病健診・特定保健指導

担当 健康増進課
部署 特定健診担当

☎ 03-5320-7466 (内線57-434・437)
03-5320-7465 (内線57-432・417)

詳細は、[都共済ホームページ](#)▶
[組合員ページ](#)▶[特定健診](#)・[特定保健指導](#)

医療保険者として、40～74歳の組合員及び被扶養者の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査（以下「特定健診」）・特定保健指導を実施しています。

都共済では、被扶養者、任意継続組合員及び職場の定期健康診断を受診できない一部短期組合員の方を対象に、法定の「特定健診」に加え、検査項目が充実した「生活習慣病健診」を実施しています。ぜひ健診を受診していただき、生活習慣病等疾病の早期発見と早期予防にお役立てください。

なお、職場の定期健康診断を受診される組合員ご本人については、法令に基づき、健康診断結果を各任命権者から収集することで、特定健診に代えています。

特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行っています。ぜひご利用ください。

1 | メタボリックシンドロームとは

メタボリックシンドロームとは、内臓の周囲に脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加えて、脂質異常、高血圧、高血糖のうち二つ以上を併せ持った状態をいいます。

脂質や血圧、血糖の一つ一つの数値は治療を必要とするほど高なくても、重複することによって心筋梗塞などの心血管病の発症リスクが増加します。食事や運動などの生活習慣改善により内臓脂肪を減少させることで、それらの発症リスクを低減させることが期待できます。

メタボリックシンドロームが進行すると…

食べ過ぎ、飲み過ぎ、運動不足、喫煙など、悪い生活習慣

内臓のまわりに脂肪がたまる（内臓脂肪型肥満）

脂質異常

血液中の中性脂肪が増加、HDL
コレステロールが減少

高血圧

血圧が高くなる

高血糖

血糖値が高くなる

メタボリックシンドローム

動脈硬化を促進

内臓脂肪が分泌する物質の働きで、各病気の症状が進行したり、血栓ができやすくなったりし、動脈硬化が進む。

心臓病

心筋梗塞
狭心症など

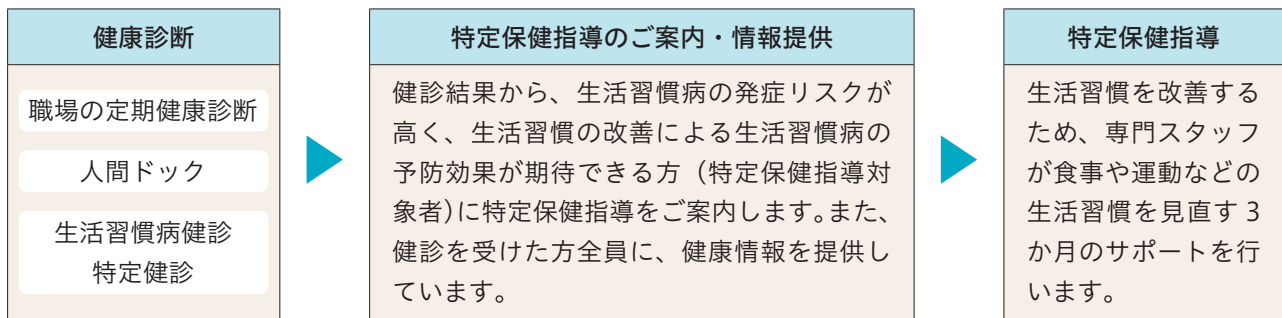
脳卒中

脳出血
脳梗塞

その他の 動脈硬化性疾患

大動脈瘤^{リポ}など

2 | 東京都職員共済組合の特定健康診査・特定保健指導の流れ



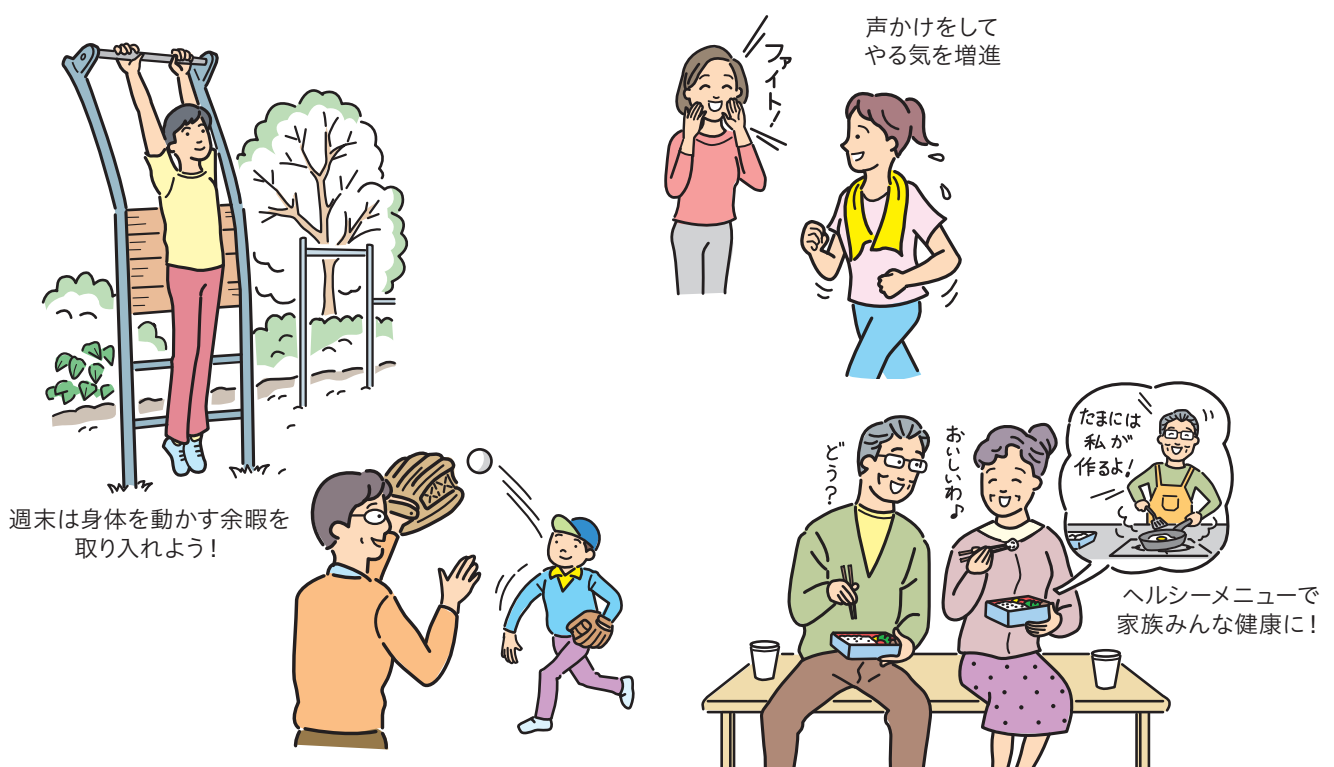
1 組合員（任意継続組合員を除く）

組合員は、事業主が実施する職場の定期健康診断や都共済で助成している人間ドックを受診してください。健診結果から特定保健指導対象者を選定し、特定保健指導のご案内や健康情報を所属（勤務先）を経由して提供いたします。

2 被扶養者、任意継続組合員及び職場の定期健康診断を受診できない一部の短期組合員

生活習慣を改善することにより、生活習慣病の発症や重篤化は予防することができます。組合員同様、年に1回は特定健診や生活習慣病健診を必ず受診して、ご自分の健康状態をチェックし、疾病予防・健康管理にお役立てください。

なお、都共済の特定健診・生活習慣病健診・人間ドックを受診せず、パート先等で健診を受診した方は、健診結果のコピーを代行機関まで郵送してください。その健診結果から特定保健指導対象者を選定し、対象の方には特定保健指導のご案内をお送りします。また、健診を受けた方全員に健康情報を提供いたします。



◆ 被扶養者、任意継続組合員及び職場の定期健康診断を受診できない一部の短期組合員向け 特定健診・生活習慣病健診の内容

利用対象者	<p>実施年度の4月1日現在において都共済に加入している40～74歳の任意継続組合員及び被扶養者（当該年度中に40歳になる方、また75歳になる方も74歳のうちは対象者です。） 4月1日現在において都共済に加入している方を対象としていますので、年度途中に加入した方は、利用対象となりません。</p> <p>職場の定期健康診断を受診される組合員の方については、法令に基づき、健康診断結果を各任命権者から収集し、特定健診に代えています。</p> <p>また、利用対象者は、健診受診当日に組合員・被扶養者の資格がある方に限ります。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になりますので、ご注意ください。</p>
費用	<p>無料（全額助成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳がん検診などをオプションで追加する場合は、その部分のみ自己負担になります。 ○ オプション検査は、医療機関によって異なります。詳しくは、都共済ホームページをご覧ください。
実施時期	7月～2月（予定）
実施場所	<p>指定する医療機関又は巡回健診会場 （指定する医療機関以外で特定健診の受診を希望される場合は、都共済までお問合せください。）</p>
案内文書 ・ 申込み	<p>6月頃「生活習慣病健診・特定健診受診のご案内」をご自宅に送付します。なお、職場の定期健康診断を受診できない一部の短期組合員の方については、別途、所属経由でご案内いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申込先：代行機関もしくは都共済 2 申込方法：電話、ファクス、WEB、郵送で申込みができます。 3 申込期限 2月上旬（予定）
検査項目	こちら をご覧ください。
健診結果 通知	<p>健診結果については、受診をした医療機関から、1か月程度でご自宅に送付されます。</p> <p>さらに、健診結果から生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善による予防効果が期待できる方（下記「3 特定保健指導」参照）に特定保健指導をご案内します。また、健診を受けた方全員に、健康情報をお送りしています。</p>

* 健診実施時期・実施場所・申込方法・申込期限等の詳細については、6月頃ご自宅にお送りする「生活習慣病健診・特定健診受診のご案内」の冊子、又は都共済ホームページをご覧ください。

！ご注意ください！ 人間ドック、特定健診、生活習慣病健診は重複して受けられません

都共済が行っている人間ドック・特定健診・生活習慣病健診は、同じ年度内に重複して助成を受けるとはできません。いずれか一つを選択してお申込みください。

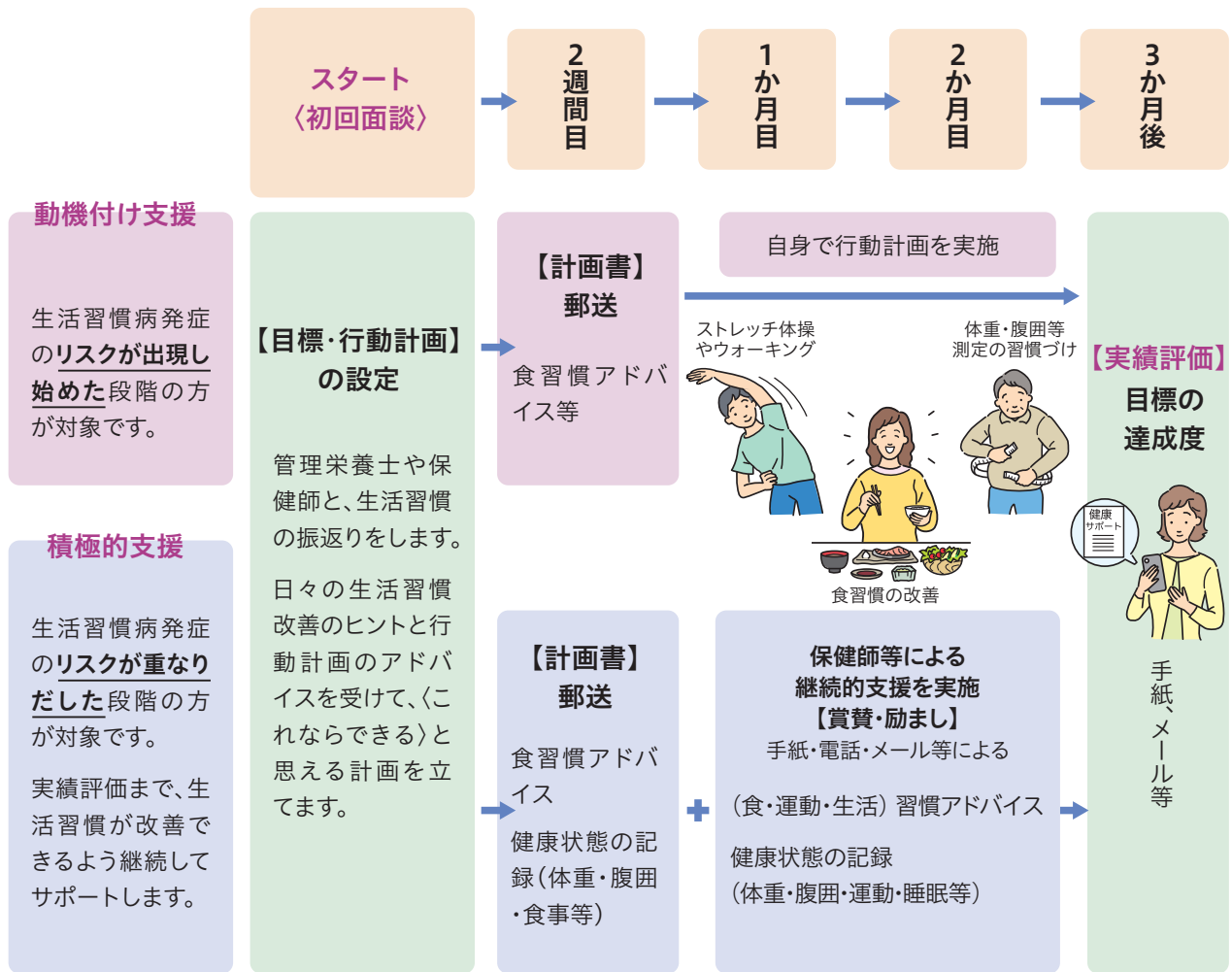
3 | 特定保健指導

特定健診等の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方（選定方法は[こちら](#)）に対して、食生活や運動などの生活習慣を見直すサポート（3か月間）を行うものです。

* 特定保健指導は、リスクの程度に応じて「積極的支援」と「動機付け支援」の2種類があります。対象の方には、特定保健指導のご案内をお送りします。

* 特定保健指導の対象以外の方には、生活習慣の見直しや改善に必要な健康情報を提供いたします。

◆ 特定保健指導のプログラム一例



対象者	実施年度の4月1日現在において都共済に加入している40～74歳の組合員及び被扶養者の方の中から、健康診断(職場の定期健康診断・人間ドック・特定健診等)の結果に基づいて、都共済が対象者を選定します(対象者の選定方法は こちら 参照)。
費用	無料
初回面接実施時期	7月～翌年6月(予定) なお、初回面接後の支援の継続期間が年度を越える場合は、年度末で終了せず、3か月間継続して指導を実施します。
実施場所	組合員の所属する事業所、又は都共済が委託した保健指導機関 (詳細については、決定後、都共済のホームページや特定保健指導の利用案内等でお知らせします。)
申込方法	対象者には特定保健指導のご案内文書を送付します。 所属する事業所等で初回面接を行う場合は、ご案内文書に記載されている日時に実施しますので申込みは不要です。 それ以外の組合員及び被扶養者の方はご案内文書に記載されている保健指導機関へ直接お申込みください。

* 特定保健指導の継続期間中に、退職、脱退等によって組合員(又は被扶養者)の資格を失った場合は、その時点で継続支援は終了(中断)とします。

人間ドック

担当 健康増進課
部署 特定健診担当

☎ 03-5320-7352 (内線57-415)

詳細は、[都共済ホームページ](#)▶[組合員ページ](#)▶[人間ドック](#)▶[人間ドックの利用方法](#)▶[人間ドック助成の利用方法](#)

生活習慣病の早期発見・早期治療のため、組合員及びその被扶養者の人間ドックの受診に対し、費用の一部を組合が負担します。なお、組合員は職場の定期健康診断を受けた方も都共済が指定している医療機関で人間ドックの助成を受けることができます。

1 | 人間ドックの概要

助成区分	一般	節目ドック	永年勤続退職予定者
助成対象者	35歳以上(年度末現在)の組合員及び被扶養者	年度内に満45、50歳の誕生日を迎える組合員及び被扶養者	次のいずれかに該当する組合員 ① 定年又は勧奨により退職する ② 組合員期間が20年以上で退職する ③ 他共済組合から引き続き当組合員期間が通算して20年以上で退職する
助成額	25,000円	30,000円	35,000円
種別	「日帰り人間ドック」「大腸人間ドック」「脳ドック」「女性ドックA」「女性ドックB」 医療機関によって異なりますので、詳細については、医療機関一覧をご覧ください。		
利用期間	実施年度の3月末日まで (医療機関によっては、上記の期限が早まることがあります。)	実施年度の12月末日まで (各機関年末休業を除く。)	退職予定日の1年前から 退職日翌日の6か月後まで (退職日までに受診券発行依頼までの手続きが必要です。)
利用回数：年度内いずれか1回			
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続組合員、被扶養者及び職場の定期健康診断の対象外の短期組合員等については、受診日の属する年度に特定健診、生活習慣病健診を受けていないこと。 資格喪失後の受診はできません。 	<ul style="list-style-type: none"> 退職予定日の属する年度に人間ドック助成(一般・節目)を受けていないこと。 再任用職員等の期間満了の方は対象にはなりません。 	
利用方法 (次ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関への受診日の予約後、受診券発行代行機関に受診券の発行を依頼してください。 		<ul style="list-style-type: none"> 申込みは必ず退職日までに行ってください。 医療機関への受診日の予約後、受診券発行代行機関に受診券発行を依頼してください。
医療機関	アジュール竹芝総合健診センター他、 都共済の指定医療機関	アジュール竹芝総合健診センター又は 東京都教職員互助会三楽病院	
医療機関一覧はこちらをご覧ください。 https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/medical-check/dock-riyou/post-621.html			
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> * 永年勤続退職予定者で退職後、任意継続組合員・再任用職員等になる方は退職前の受診をお勧めします。退職後に「永年勤続退職予定者の助成」を受ける場合は、当該年度に他の人間ドック・生活習慣病健診・特定健診の助成を受けることができません。 * 次の場合は「一般」助成(25,000円)でお申し込みください(資格喪失後の受診不可)。 <ol style="list-style-type: none"> ① 節目ドック対象年齢の方、永年勤続退職予定の方がアジュール竹芝総合健診センター又は三楽病院以外の指定医療機関で受診する場合 ② 節目ドック対象年齢の方が、1月以降に受診する場合 		

！ご注意ください！ 人間ドック、特定健診、生活習慣病健診は重複して受けられません

	35歳以上40歳未満	40歳以上(年度末現在)	永年勤続退職予定者
組合員(任意継続組合員を除く。)		人間ドック	人間ドック
任意継続組合員	人間ドック	特定健診・生活習慣病健診	/
被扶養者		人間ドック 上記いずれか一つを選択	

2 | 利用方法

予約申込み・受診券発行依頼の際は、お手元に組合員証等をご用意ください。

step 1 予約申込みをする 都共済の人間ドック直営・指定医療機関	受診日の3週間前までに 、電話等で人間ドック直営、指定医療機関へ予約してください。 ＊ 節目ドック (30,000円)、永年勤続退職予定者 (35,000円) の助成を受けられるのは、アジュール竹芝総合健診センター又は東京都教職員互助会三楽病院を受診する場合のみです (節目ドック受診は12月まで)。
step 2 受診券の発行を依頼する 受診券発行代行機関	受診日の2週間前までに 、受診券発行代行機関に受診券の発行を依頼してください。受診券発行代行機関のお申込み方法は こちら をご覧ください。
step 3 受診券を受け取る	受診券の発行を依頼した後、2週間程度で受診券発行代行機関から「受診券」を送付します。
step 4 受診する	受診券、組合員証等 (保険証) 及び医療機関から指示されたものを持参してください。 ＊ 窓口での支払額は契約料金から助成額を除いた額です。 ＊ 後期高齢者等短期組合員は、東京都職員共済組合員カードも必ず持参してください。
step 5 健診結果を受け取る	健診結果は受診後、1か月程度で医療機関から送付します。

● 予約変更等について

- 予約の取消し又は予約日・医療機関・助成区分等の変更は、医療機関及び受診券発行代行機関にご連絡ください。

● 留意事項

- 自己負担額は契約料金から前ページの助成額を除いた額です。各区の互助会等の会員には、それらからも助成がある場合がありますのでご確認ください。
- 健診結果 (特定健診項目) は都共済が各医療機関から適正に収集し、特定保健指導等に活用させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 35歳未満の組合員及び被扶養者は、都共済と医療機関との契約料金で、人間ドックを受診できます。

◆ 人間ドック種別検査項目一覧

検査項目		日帰り 人間ドック	大腸 人間ドック	脳ドック	女性 ドック A	女性 ドック B
問診、診察（内科：胸部聴診、腹部触診を含む。）		○	○	○	○	○
身体計測	身長・体重・腹囲・BMI	○	○	○	○	○
血液検査	脂質	総コレステロール・HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪・Non-HDLコレステロール	○	○	○	○
	肝・胆・ 膵機能	AST (GOT)・ALT (GPT)・ γ-GT (γ-GTP)	○	○	○	○
		総蛋白・アルブミン	○	○	○	○
		ALP・総ビリルビン	○	○		○
	腎機能	クレアチニン (eGFR)・尿酸	○	○	○	○
	糖	空腹時血糖・HbA1c	○	○	○	○
	血液学	ヘマトクリット・血色素・赤血球	○	○	○	○
		白血球・血小板	○	○	○	○
		MCV・MCH・MCHC	○	○		○
	血清	HBs 抗原・HCV 抗体	○	○		○
CRP		○	○		○	
生理検査	血圧	○	○	○	○	
	心電図	○	○	○	○	
	心拍数	○	○	○	○	
	肺機能	○	○		○	
	眼底	○	○	○	○	
	眼圧	○	○		○	
	視力・聴力	○	○	○	○	
画像検査	胸部 X 線	○	○	○	○	
	上部消化管 X 線（胃部 X 線）	○			○	
	大腸 X 線又は大腸内視鏡		○			
	腹部超音波	○	○			
	頭部 MRI・MRA			○		
婦人科検査	内診				○	
	子宮頸部細胞診				○	
	経膈超音波検査				○	
	骨密度検査				○	
乳房検査	視診・触診※				○	
	マンモグラフィ又は乳房超音波				○	
尿検査	糖・蛋白	○	○	○	○	
	PH	○	○		○	
	潜血・沈査・比重	○	○		○	
便検査	潜血	○		○	○	

※ 検査項目に含まれない医療機関があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、検査項目の一部が中止している場合があります。

3 | アジュール竹芝総合健診センター（人間ドック）

都共済の直営健診施設です。東京湾に面した明るい環境と充実した検査機能を備えています。



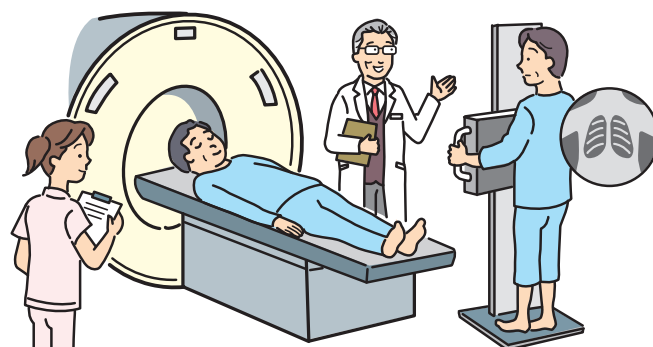
所在地	〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2 アジュール竹芝 17階
施設の特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本総合健診医学会の優良施設に認定されています。 2 受診当日、医師による検査結果の説明・指導と、管理栄養士又は保健師による保健相談を実施しています。 3 乳房X線検査（マンモグラフィ）の施設認定を取得しています。 4 個人情報を実質的に保護します（プライバシーマーク取得）。
予約・お問合せ先	03-3437-2701（直通）
ホームページ	https://www.genkiplaza.or.jp/azur/

◆ 実施コース・利用対象者

実施コース	<ol style="list-style-type: none"> 1 日帰りドック 2 女性ドックA 3 女性ドックB
利用対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 35歳以上の組合員及び被扶養者 2 節目ドック対象者（45歳：50歳）の組合員及び被扶養者 3 永年勤続退職予定者 4 その他の組合員 5 準組合員 <p>※ 節目ドック、永年勤続退職予定者の助成を受けられるのは、当健診センター又は東京都教職員互助会三楽病院のみです。</p>

◆ 自己負担額

	日帰りドック	女性ドック A	女性ドック B
35歳以上 組合員及び被扶養者	11,000円	22,770円	11,000円
節目ドック対象者（45歳・50歳）	5,500円	17,270円	5,500円
永年勤続退職予定者	無料	11,770円	無料
その他の組合員	38,500円	50,270円	38,500円
準組合員	41,800円	53,570円	41,800円



◆ 人間ドックの内容

実施日	日帰りドック：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く。） 女性ドックA及び女性ドックB：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。） 月2～3回、レディースデー（女性受診者のみ）を設けています。 午前中の受診のほか、午後ドックも実施しています。	
検査項目	P.62 又はアジュール竹芝総合健診センター（人間ドック）ホームページをご覧ください。	
オプション検査	胃内視鏡検査（観察のみ） 各種腫瘍マーカー（血液検査：1項目につき） 胃がんリスクチェック（血液検査） ロックスインドックス（血液検査） アミノインデックス（血液検査） 喀痰細胞診検査 乳がん検査（乳房視触診のみ） ^{※3} 乳がん検査＋マンモグラフィー又は乳腺超音波検査 ^{※3} 子宮がん検査（内診＋細胞診＋コルポスコープ診＋経膈超音波検査） ^{※4} 頭部MRI検査（MRI＋MRA） ^{※5} CTによる内臓脂肪検査 ^{※5} 全身用骨密度装置による骨密度検査（大腿骨又は腰椎） ^{※2・※5}	胃内視鏡検査＋生検 ^{※1} ヘリコバクター・ピロリ検査（血液検査） 甲状腺刺激ホルモン検査（血液検査） ヒトパピローマウイルス検査 骨密度検査（前腕） ^{※2} 簡易内臓脂肪測定（インピーダンス法） 胸部ヘリカルCT検査 ^{※5} 腸内フローラ検査

※1 生検：医師が必要と認めた場合に生体の胃粘膜の小片を採取し、顕微鏡で組織の状態を調べる検査法

※2 骨密度測定：妊娠中及び妊娠の可能性のある方は実施できません。

※3 乳がん検査：マンモグラフィー検査は妊娠及び妊娠の可能性のある方、豊胸手術をされている方、ペースメーカーご使用の方は実施できません。授乳中から断乳後6か月以内の方は正確な診断が難しいため避けてください。乳がん視触診検査、乳房超音波検査は授乳中から断乳後6か月以内の方、豊胸手術をされている方は正確な診断が難しいため避けてください。

※4 子宮がん検査：生理中は正確な診断が難しいため避けてください。妊娠中は妊娠経過に悪い影響を引き起こす場合がありますので避けてください。

※5 頭部MRI検査 / 胸部CT/CTによる内臓脂肪検査 / 骨密度検査（大腿骨又は腰椎測定）については、後日「こころとからだの元氣プラザ」（所在地 / 神保町）での実施となります。

◆ 食事

検査終了後にアジュール竹芝のレストラン等でご利用いただける昼食券をご用意しています。

◆ 利用方法（P.61 又は施設ホームページを参照してください。）

- 人間ドックのお申込みは「電話」「Web」「FAX」で承っています（ただし、「Web」「FAX」の場合は確認のため電話が入ります。）。施設ホームページで3か月先までの予約状況が閲覧できますのでご利用ください。
- 当日は受診券（受診券発行代行機関から発行を受けたもの）及び組合員証を忘れずに持参してください。

◆ キャンペーン

種類や期間を限定した各種キャンペーンについては「共済だより」でお知らせします。

健康づくり支援／健康相談

担当
部署 健康増進課
健康増進担当

☎ 03-5320-7464 (内線57-411・413・436)
03-5320-7462 (内線57-412)

✉ S9000062@section.metro.tokyo.jp

健康づくり支援事業、健康相談事業を通じて、組合員の総合的な健康づくりをサポートしています。また、知事部局等職員の健康診断等の健康管理事業を実施しています。さらに都共済は、コラボヘルス（事業主と保険者との協働で取り組む効果的な健康づくり）の取組を行い、組合員の健康づくり活動を支援しています。

1 | 健康づくり支援

1 専門講師派遣

職場における健康づくりの充実・強化を図るため、職場で開催される講習会等に専門講師を派遣し、心身の健康づくりのための実践的なノウハウ提供と啓発を実施しています。

（令和4年度の例）

種別	講義名	講師
共済組合講師	血糖値を知ってヘルスケア	医師
	こころのセルフケア	心理
外部講師	睡眠・休養の視点を取り入れた運動	健康運動指導士等
	肩こり・腰痛予防の視点を取り入れた運動	健康運動指導士等
	食事、運動、睡眠・休養の3要素を総合的に扱う講座	健康運動指導士、栄養士等
	からだ測定&アドバイス	健康運動指導士、栄養士等
	歯と口の健康セミナー	歯科衛生士
	禁煙・受動喫煙対策講習会	医師

* テーマは毎年度見直します。

◆ 申込方法

部・課・事業所単位等の申込みとなります。

都共済ホームページから申込書をダウンロードし、原則として電子メール（電子メールが使えない場合に限りファクス）で、お申し込みください。

* 講義内容により申込先が異なります。詳しくは都共済ホームページをご確認ください。

* 申込多数の場合、所属のご希望に沿えない場合があります。

◆ その他

会場の準備、職員への周知・募集については各所属で行ってください。

講義内容によって、パソコン、プロジェクター、スクリーンなど所属でご準備いただくものがあります。

2 保健指導教材の貸出

各事業所に健康づくりに関する教材の貸出しを無料で実施しています。

● 貸出教材の例

BC チェッカー（血管年齢測定器）、脂肪模型（1kg）、乳がん触診モデル、健康づくりに関する DVD 等

* 教材の詳細は都共済ホームページをご確認ください。

● 教材の活用例

各事業所で行う保健指導や健康教室などで展示、視聴及び測定会の実施

3 運動動画オンデマンド配信サービス（無料）

運動不足から生じる生活習慣病や肩こり・腰痛予防、VDT による疲労回復等のため、組合員のスマホや PC で、いつでも・どこでも・何度でも繰り返し視聴できる運動動画を配信しています。

詳細は都共済ホームページをご覧ください。

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-care/video/post-725.html>

2 | 健康相談

● 健康相談事業

共済組合医師による生活習慣病に関する健康相談を行っています。組合員だけでなく被扶養者からの相談もお受けしています。相談内容については秘密を厳守します。

電話相談	<p>① 受付窓口 03-5320-7462 共済組合の医師が電話相談を行います。</p> <p>② 電話相談日及び時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00</p>
------	--

東京都職員の健康管理事業（知事部局等職員）

担当
部署

健康増進課 職員健康担当

☎ 03-5320-7355（内線57-421）
03-5320-7353（内線57-431）

都共済は、東京都知事部局等職員の健康管理事業を受託しています。健康診断、健診後の保健指導等に関するお問合せ先は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断と健康診断の結果に関すること。 ● 健診後の保健指導、健康相談・講習会に関すること。 	<p>職員健康担当 電話 03-5320-7355（内線 57-421） 03-5320-7353（内線 57-431）</p>
---	--

森林セラピー® 利用助成

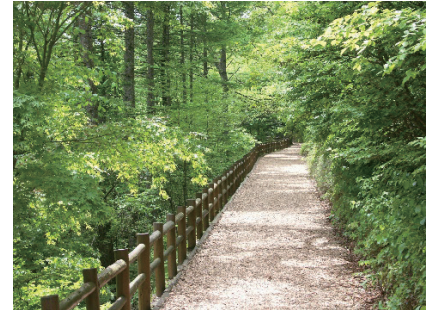
担当 健康増進課
部署 健康増進担当

☎ 03-5320-7464
(内線57-411~3・436)

✉ S9000062@section.metro.tokyo.jp

森林セラピーとは、癒しや免疫力アップに効果があるとされ、科学的な証拠に裏付けされた森林浴のことです。

都内には、奥多摩町と檜原村に NPO 法人森林セラピーソサエティの認定を受けた「森林セラピーロード」「森林セラピー基地」があります。都共済では、奥多摩町と檜原村で森林セラピーと森の中での様々な体験を組み合わせたコースを実施し、参加費の一部を助成しています。



1 | 参加資格と助成額等

参加資格	① 組合員（助成あり） ② 被扶養者（助成あり）※ ¹ ③ 上記①又は②に同伴して参加する配偶者及び2親等以内の家族（助成なし）※ ²
助成額	日帰りコース：3,200円 宿泊コース：13,500円 上記①組合員、②被扶養者は1名につき、奥多摩町コース（日帰り・宿泊）、檜原村コース（日帰り・宿泊）がそれぞれ年度内1回助成の対象となります。
実施時期	4月～11月（予定）
年間実施回数	（令和5年度の例） 天候等により中止となる場合があります ● 奥多摩町 日帰りコース 12回 宿泊コース 4回 ● 檜原村 日帰りコース 8回 宿泊コース 0回

※¹ コースにより対象年齢が異なりますのでご注意ください。

※² 都共済以外の健康保険組合に加入している方が参加できるのは、③に該当する場合のみです。



2 | 募集・申込方法

「共済だより」、都共済ホームページ等で募集のご案内をいたしますので、都共済ホームページ（組合員ページ）森林セラピー®総合ガイドに掲載の「現在募集中のコース（募集時期のみ開設）」からご希望のコースを選び、奥多摩町コース、桧原村コースそれぞれの専用申込フォームに必要事項を入力し、申込みをお願いいたします。抽選後、個別に結果をお知らせいたします。

◆ 募集コースの一例

【奥多摩町コース】

宿泊 第4回	10月15日（土）～ 10月16日（日）	森林セラピー&ログケビン に泊まるプチキャンプ体験	募集人数： 16人	対象： 小学生以上	歩行距離： 3km
			<p>参加資格 ① 組合員 ② 被扶養者 ③ ①又は②に同伴する2親等以内の家族</p> <p>参加費 4名申込①② 9,500円、③ 23,000円 3名申込①② 10,500円、③ 24,000円 2名申込①② 12,000円、③ 25,500円</p> <p>1日目：【9:30】集合（10月15日（土）） ⇒そば打ち体験・昼食⇒ガイドウォーク（奥多摩湖いこいの路）⇒夕食・朝食の準備⇒チェックイン⇒カレーづくり・夕食⇒ナイトハイク 2日目：朝食づくり・朝食⇒チェックアウト⇒溪流釣り⇒昼食⇒溪流釣り⇒魚処理⇒塩焼き試食⇒【15:00】解散</p>		
<p>キャンプには興味があるけど、道具も無いし自分ではちょっと、という方にお勧めのプチキャンプ体験です。夕食、朝食は自炊します。夕食は飯ごうを使ってご飯を炊き、カレーを作ります。朝食は前の日から仕込み、ダッチオーブンで焼く手作りパンです。満天の星空や火を使っての料理等、キャンプならではの体験ができます。また、人気のそば打ち体験や溪流釣りもできる欲張りなコースです。</p>					



【檜原村コース】

日帰り 第8回	11月19日(土)	秋の滝巡り&温泉	募集人数： 8人	対象： 小学生以上	歩行距離： 5km
			参加資格 ① 組合員 ② 被扶養者 ③ ①又は②に同伴する2親等以内の家族 参加費 ①② 2,300円(1,800円) ③ 5,500円(5,000円) ()内は小学生の料金		
11月19日(土)【9:00】集合⇒ガイドンス⇒滝巡り(檜原村内)⇒昼食⇒ガイドウオーク(大滝の路)⇒温泉入浴⇒【17:00】解散					
<p>緑豊かな檜原村には、透き通った清流や多くの滝があります。ガイドの案内で、セラピーロード「大滝の路」にある「三頭大滝」をはじめとした滝を巡ります。昼食は都民の森でのセラピー食、帰りには温泉をお楽しみください。</p>					

詳細は都共済ホームページをご覧ください。

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-care/shinrin/shinrin-guide.html>



組合員のメンタルヘルス事業

担当
部署

健康増進課 精神保健担当

☎ 03-5320-7765 (内線25-270)

組合員及びその家族のメンタルヘルスの維持・向上のため、相談事業、こころの健康チェック&アドバイスの提供、訪問健康教室などを行っています。

1 | こころの相談事業

こころの悩みやストレスについて、ご相談に応じます。組合員だけでなくご家族からの直接の相談もお受けしています。相談内容については秘密を厳守します。

心理カウンセラーによる電話相談・面談相談

相談日・相談時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）

9：00～12：00、13：00～17：00 電話 **03-5320-7765**

* 面談相談は予約制です。事前にお電話をお願いします。

2 | メンタルヘルス事業

組合員及びその家族のこころの健康づくりを支援します。

こころの健康チェック & アドバイス	都共済ホームページにて、ストレス反応（心身の不調感）、ストレス要因（仕事や人間関係に対する負担感）、ストレス対処法（ストレスに対する意識・行動）、職場環境などのチェックシート（PDF版）を提供しています。
訪問健康教室	各事業所を心理カウンセラーが訪問し、職場の要望に沿った健康教室を実施します。 申込先 03-5320-7765 （都庁内線 25-270）
メンタルヘルス 情報の発信	メンタルヘルスに関する情報やストレスへの対処法を「共済だより」や都共済ホームページなどでお知らせします。

東京都職員のメンタルヘルス事業（知事部局等職員健康管理事業）

担当
部署

健康増進課 精神保健担当

☎ 03-5320-7763 (内線25-268)

都共済は、東京都知事部局等職員の職場のメンタルヘルス事業を受託しています。相談、ストレスチェックに関するお問合せ先は下記のとおりです。

心の健康に関する相談 精神疾患による休職や復職後の相談 ストレスチェックに関すること	相談窓口（都庁第一本庁舎 16階） 電話 03-5320-7763 （都庁内線 25-268）
--	---

医療機関

1 | (直営医療機関) シティ・ホール診療所

都共済では、組合員等の健康回復と維持を図ることを目的にシティ・ホール診療所を開設しています。シティ・ホール診療所は、6科（内科、外科（整形外科）、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科）からなり、病気の初期の診断・治療、慢性疾患への対応、他医療機関との連携など幅広く組合員等の健康管理を担っています。診療所では、顧客満足度の向上を目指し、検査機能の充実等、診療内容の拡充を図っています。


また、感染症対策として、季節性インフルエンザのワクチン接種などの予防接種を実施しています。



所在地	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 17 階北側	
取扱内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 都庁第二本庁舎 17 階にある、組合員に身近で比較的大きな診療所です。 ● 充実した設備と経験の豊富なスタッフの下、高度な知識と技術を持つ専門医による診療を行っています。 ● 診療機能の充実のために、他医療機関と連携を密にしています。 ● 窓口負担の軽減を図るため、後発医薬品の導入を推進しています、なお、当診療所では、院内処方原則としています。 ● 共済組合員、退職者、ご家族のほか、一般の方もご利用いただけます。 	
診療科目	内科	内科一般診療、急病への対応のほか、循環器科、消化器科の専門医による専門性の高い診療も行っています。検査では、心電図検査、レントゲン検査の他に、血管年齢を調べる脈波検査や、心臓・腹部・頸部のエコー検査、ホルター心電図検査等も実施しています。また、睡眠時無呼吸症候群の検査・治療も行っています。生活習慣病の治療や健康診断の結果で気になることがある場合、体調がすぐれない場合等、ご心配なことがあるときは何でもご相談ください。
	外科・整形外科	一般外科、整形外科、消化器科の診療を行っています。整形外科では腰痛、膝痛、肩痛の原因となる疾患、すなわち腰痛症、腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症、変形性膝関節症、五十肩等について、検査・治療を行っています。また、骨密度検査も実施しています。
	皮膚科	水虫、湿疹・かぶれ、イボ、にきび等皮膚科全般の診療を行っています。漢方治療等も実施しています。小手術など対応が困難なものについては、ご希望の病院へ適宜紹介しますので、皮膚や爪について、ご心配なことがありましたら何でもご相談ください。
	眼科	眼の疾患全般の診療を行っています。緑内障、ドライアイ、眼底出血、糖尿病性網膜症などの慢性疾患の管理に力を入れています。
	耳鼻咽喉科	耳、鼻、咽頭の疾患全般の診療を行っています。聴力・内視鏡検査、その他の各種検査も実施しています。
	歯科口腔外科	一般歯科診療を中心に、専門性の高い診療も行っています。また、基礎疾患のある患者さまにも安心して受診していただけます。
診療受付時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療受付時間 8:45~11:00 12:30~15:45 ● 都庁閉庁日は休診です。 ● 休診予定をホームページでお知らせしています。 (https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/city-hall/main.html) 	
電話	● ダイヤルイン 03-5320-7358 (内線 63-821)	

2 | (公社) 東京都教職員互助会三楽病院

都共済は、(公社) 東京都教職員互助会 三楽病院と医療連携・協力を行っており、次のような取扱いを受けることができます。

所在地	〒101-8326 東京都千代田区神田駿河台 2-5 (JR 中央・総武線御茶ノ水駅 徒歩 3 分)	
取扱内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院時の個室使用料の 50% 助成 ● 保険対象外料金（実費弁償を除く）の 20% 助成 <p>* 金額などの詳細は、三楽病院のホームページをご確認ください。</p>	
電話	03-3292-3981 (代表)	
ホームページ	https://www.sanraku.or.jp/	

委託体育施設

担当 厚生課
部署 保健施設担当

☎ 03-5320-7388 (内線57-351~2)

✉ S9000065@section.metro.tokyo.jp

組合員及び被扶養者の元気回復と体力の向上、健康の維持・増進並びに運動の習慣づけを支援することを目的として、民間の会員制スポーツクラブを低廉な料金で利用できるよう、クラブの運営者と利用契約を結んでいます。都共済では、利用者の負担を軽減するために契約利用料金を助成しています。

1 | 利用対象者等

<p>利用対象者</p>	<p>組合員及び被扶養者</p> <p>※ 退職派遣されている組合員（派遣事業適用職員[※]）及びその被扶養者、東京都職員共済組合員カードをお持ちの組合員の方（後期高齢者医療制度が適用される方）を含みます。</p> <p>※ 派遣事業適用職員とは：（一財）東京都人材支援事業団が「派遣事業適用職員に対する福利厚生事業に関する協定」を締結している営利法人に「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、退職派遣されている職員のことです。</p> <p>注意事項</p> <p>公立学校共済組合員、既に退職された方（任意継続組合員を除く）、被扶養者ではない家族等については対象外です。</p>
<p>利用上の留意点</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 各スポーツクラブの利用可能施設及び利用料金等は、都共済ホームページの施設一覧で確認してください。 ② 施設の営業時間、休館日等についてはあらかじめ利用する施設に確認してください。 ③ 子供の利用については、施設によって異なります。直接施設にお問合せください。 ④ 施設利用の際は、各施設に掲示してある利用規約を守り、インストラクターの指示に従って利用してください。 ⑤ 種目によっては、予約や別途料金が必要となりますので、事前に確認してください。 ⑥ 水着、Tシャツ、バスタオル等をレンタル（有料）できるところがあります。 ⑦ 同一のスポーツクラブへ重複して会員証の申込みをしないでください（紛失した場合は再発行となります）。 ⑧ その他不明な点は、利用施設に直接お問合せください。

2 | 提携先クラブ・利用方法等

提携先クラブ及び利用方法等はこちらをご覧ください。各クラブのキャンペーン情報等も適宜ご案内しています。

● 委託体育施設（スポーツクラブ）総合ガイド：

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/sports/itaku-taiiku/guide.html>

○ 提携先クラブ：<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/sports/clubsougou.html>

○ 委託体育施設一覧：<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/sports/ichiran.html>

直営体育施設（清瀬運動場）

担当
部署 厚生課
保健施設担当

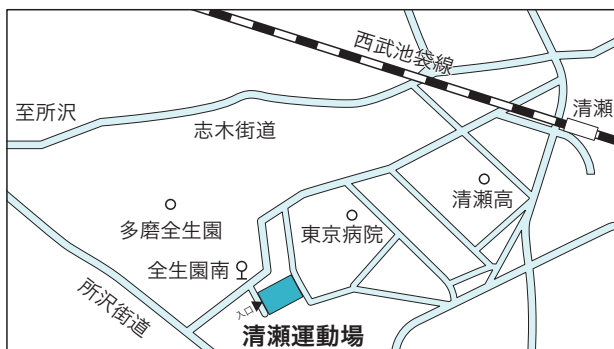
☎ 03-5320-7388（内線57-351～2）

✉ S9000065@section.metro.tokyo.jp

1 | 清瀬運動場の概要

所在地	〒204-0023 清瀬市竹丘 3-10-5	電話	042-492-5445
交通	西武池袋線「清瀬」駅（南口）からバス（久米川駅行き）で「全生園南」下車徒歩2分 西武新宿線「久米川」駅からバス（清瀬駅行き）で「全生園南」下車徒歩2分		
休業日	毎週水曜日（祝日の場合は営業）・年末年始（12/29～1/3）		
利用対象者	組合員及び被扶養者（配偶者、組合員とパートナーシップ関係にある相手方 [※] 、子及び父母については被扶養者でない者を含む） 共済施設利用証をお持ちの方、その他の方		

※ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七條の二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある方で組合員と同居し生計を同一としている方。



2 | 施設案内など

施設案内	<p>野球場A・B 2面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● B面は打席上にファールボール対策用ネットが設置してあります。外野は全面天然芝。B面は内野も天然芝です。 ● 2面を同時に利用すれば、サッカーやグラウンドゴルフなどに利用できます。なお、サッカー利用時はスパイクシューズの使用は禁止です。
	<p>テニスコート6面（砂入り人工芝コート） 休憩室（屋内・屋外） 更衣室・温水シャワー室・駐車場 75台 （大会などの場合、駐車場が足りなくなることがあります。できる限り公共交通機関をご利用ください。） ＊ 障害者用トイレ及び温水シャワーがあります。</p>

利用申込み	(平日の利用) 利用日の2か月前の同日（同日が休業日の場合は翌日）から受け付けます。電話で直接運動場へ申し込んでください。
	(土曜・日曜・祝日の利用) 1 所定の 往復はがき で申し込み、利用者の決定は抽選で行います（申込代表者は組合員に限ります）。 2 申込みはがきの対象期間は、抽選月（奇数月）の翌月と翌々月の利用分となります。 3 申込みはがきの締切は、抽選月の9日到着分までです。 4 申込みはがきは、2か月を通じて1グループ又は申込代表者1通までです。 5 申込みは原則として、野球場・テニスコートそれぞれ1面となります。 （ただし、野球場のサッカー利用、又は野球大会は2面まで、テニス大会は4面まで可） 6 抽選は奇数月の10日（10日が休業日のときは翌日）に実施します。 7 抽選実施後の施設の空き状況は、抽選月（奇数月）の20日以降に直接運動場へ照会してください。
電話予約時間	午前9時から午後5時まで
利用時間	午前9時から午後5時まで

◆ 留意事項

- ① 施設内での飲酒はできません。
- ② 申込みはがきの記載内容不備、締切後到着、返信用切手のないもの、重複申込みは無効となります。
- ③ ペットを連れてのご利用はできません。
- ④ 利用当日は組合員証又は東京都職員共済組合員カード（準組合員は共済施設利用証）を持参してください。

3 | 利用料金

区分	使用単位	組合員・被扶養者	その他の方
野 球 場	野球以外で2面使用の場合1回2時間につき	4,000 円	12,000 円
	1面1回2時間につき	2,000 円	6,000 円
テニスコート	1面1回2時間につき	1,000 円	3,000 円

◆ 留意事項

- ① 何人で利用しても使用単位ごとの料金は同じです。
- ② 使用承認後に、使用を取り消しする場合の違約金
 - 使用日当日に申し出た場合……………使用料相当額
 - 使用日3日前（使用日を含まず）から使用日前日までに申し出た場合…… 使用料の50%相当額
- ③ 準組合員の料金…退職者（被扶養者を含む）で、共済施設利用証を提示された方は、「組合員・被扶養者」料金が適用されます。
- ④ 申込者が組合員（又は退職者）であっても、利用当日、組合員（又は退職者）のご利用がない場合は、「その他の方」の料金が適用されます。
- ⑤ 抽選に当選した方は、利用当日に当選のはがきを持参してください。



第 7 章 保養・宿泊施設

保養施設（箱根路開雲）


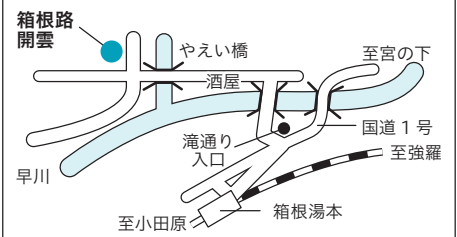
担当
部署 厚生課
保養担当

☎ 03-5320-7386 (内線57-341~3)

✉ s9000065@section.metro.tokyo.jp

箱根湯本から近く須雲川沿いにあり、湯坂山を望むことができる露天風呂や大浴場。落ち着いたの
あるお部屋で、心身ともにゆったりとおくつろぎいただけます。

1 | 所在地等

所在地	〒 250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 521-4 電話 0460-85-6678 ホームページ https://www.ichinoyu.co.jp/kaiun/	
アクセス	箱根登山鉄道「箱根湯本」から徒歩 8 分 * 「箱根湯本」駅から箱根湯本温泉郷 巡回バス（滝通り A コース）あり。（有料）	

2 | 設備

客室 36 室 定員 138 名	一般和室	17 室	トイレ付
	一般和洋室	12 室	
	特別室 A	3 室	バス・トイレ付
	特別室 B	3 室	
	バリアフリー客室	1 室	
浴場	大浴場 露天風呂 貸切風呂	〈お部屋の一例〉 	
宴会室			
会議室 (Wi-Fi 対応)			
麻雀室			
カラオケルーム			
ラウンジ (Wi-Fi 対応)・売店			

3 | 利用方法等

お申込み、お問合せは、直接「箱根路開雲」にご連絡ください。

◆ 申込のしかた

予 約 申 込 日	個人…利用希望日の属する月の3か月前の1日から 団体…利用希望日の属する月の6か月前（組合員の場合は1年前）の1日から
予 約 方 法	電話による予約 0460-85-6678 9:00～18:00（年末年始期間予約を除く）
	インターネット予 約 ホームページアドレス https://www.ichinoyu.co.jp/kaiun/
	年末年始の特例 年末年始は、抽選となります。 詳細はホームページ等でお知らせします。
空 室 情 報	施設にご確認ください。
予 約 確 認	電話予約の方には、利用日4～2日前に施設から予約確認の電話が入ります。 インターネット予約の方には、予約確認のメールが送られます。
予 約 取 消	変更及び取消がある場合は、できるだけ早く施設へご連絡ください。 予約を取り消す場合は申出日に応じて取消料（キャンセル料）がかかります。 利用日 4～2日前 宿泊料金の 20% 利用日 前日 宿泊料金の 50% 利用日 当日 宿泊料金の 70% * 20名以上の団体の取消料金については 施設に確認してください。

◆ 利用者区分

料金は以下の利用者区分ごとに定められています。料金の詳細は次ページの表を参照してください。

組 合 員	組合員とその被扶養者
準 組 合 員	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員の被扶養者でない配偶者、子及び父母 ● 都共済の組合員期間を10年以上有し、組合から年金の支給を受けている方と被扶養者^{※1} ● 都共済の組合員期間を10年以上有し、組合員資格喪失時50歳以上の方と被扶養者^{※1} ● 他の地方公務員等及び国家公務員共済組合法等に基づく組合員と被扶養者^{※1} ● 組合員とパートナーシップ関係にある相手方^{※2} <p>* 都共済組合員の被扶養者であった後期高齢者医療制度移行者及び他共済組合金受給者は準組合員に準じます。</p>
一 般 利 用 者	組合員、準組合員以外の方

※1 被扶養者でない配偶者、子及び父母を含みます。

※2 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明又は同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として東京都職員共済組合理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある方で組合員と同居し生計を同一としている方。

4 | 利用料金

◆ 宿泊利用料金

令和4年4月1日改定

1人1泊2食の料金（サービス料、消費税・入湯税込、単位：円）

利用区分 (1部屋の人数)	組合員			準組合員			一般利用者				
	一般室 (和室・ 和洋室)	特別室A (和室・ 和洋室)	特別室B (和洋室)	一般室 (和室・ 和洋室)	特別室A (和室・ 和洋室)	特別室B (和洋室)	一般室 (和室・ 和洋室)	特別室A (和室・ 和洋室)	特別室B (和洋室)		
平日 料金	大人	5人以上	－	9,500	－	－	11,700	－	－	13,350	－
		4人	8,400	9,500	10,050	10,600	11,700	12,800	13,350	14,450	15,550
		3人	9,500	10,600	11,150	11,700	12,800	13,900	14,450	15,550	16,650
		2人	10,600	11,700	12,250	12,800	13,900	15,000	15,550	16,650	17,750
		1人	12,800	13,900	14,450	15,000	16,100	17,200	17,750	18,850	19,950
	こども	6,050	6,050	6,050	7,700	7,700	7,700	10,450	10,450	10,450	
休前 日	大人	5人以上	－	11,700	－	12,250	13,900	－	15,550	16,650	－
		4人	10,600	11,700	12,250	12,800	13,900	15,000	15,550	16,650	17,750
		3人	12,800	13,900	14,450	15,000	16,100	17,200	17,750	18,850	19,950
		2人	15,000	16,100	16,650	17,200	18,300	19,400	19,950	21,050	22,150
		1人	18,300	20,500	21,050	20,500	22,700	23,800	24,350	25,450	26,550
	こども	7,700	7,700	7,700	9,350	9,350	9,350	12,100	12,100	12,100	
夏 季 期 間	大人	5人以上	－	9,500	－	11,700	12,800	－	14,450	15,550	－
		4人	9,500	10,600	11,150	11,700	12,800	13,900	14,450	15,550	16,650
		3人	11,700	12,800	13,350	13,900	15,000	16,100	16,650	17,750	18,850
		2人	13,900	15,000	15,550	16,100	17,200	18,300	18,850	19,950	21,050
		1人	16,100	18,850	19,950	20,500	21,600	22,700	23,250	24,350	25,450
	こども	6,270	7,150	7,150	8,800	8,800	8,800	11,550	11,550	11,550	
年 末 年 始	大人	5人以上	12,250	14,450	－	14,450	16,650	－	19,950	21,050	－
		4人	14,450	16,100	16,650	16,650	18,300	19,400	19,950	21,050	22,150
		3人	16,650	18,300	18,850	18,850	20,500	21,600	22,150	23,250	24,350
		2人	18,850	20,500	21,050	21,050	22,700	23,800	24,350	25,450	26,550
	こども	9,350	9,350	9,350	11,000	11,000	11,000	13,750	13,750	13,750	

- 期間の区分は以下のとおりです。

休前日：土曜日及び国民の祝日の前日並びに12月28日及び12月29日

夏季期間：7月25日から8月30日まで

年末年始：12月30日から1月2日まで（一般利用者は12月30日から1月3日まで）

- こどもは、3歳以上12歳未満をいいます。

◆ 会議使用料

項目		組合員 準組合員	一般利用者	備考
会議室 A	全室 120 名	13,200 円	26,400 円	● 利用単位は、次の3区分です。 午前（9時～12時） 午後（13時～16時） 夜間（18時～21時）
	3/4 室 90 名	9,900 円	19,800 円	
	1/2 室 60 名	6,600 円	13,200 円	
	1/4 室 30 名	3,300 円	6,600 円	
会議室 B	全室 80 名	8,800 円	17,600 円	● 宿泊を伴わない会議室のみの使用は、規定の会料の20%増です。 ● 会議区分は、会議主催者の区分によります。
	3/4 室 60 名	6,600 円	13,200 円	
	1/2 室 40 名	4,400 円	8,800 円	
	1/4 室 20 名	2,200 円	4,400 円	

* 会議室は年末年始には使用できません。

◆ その他の料金

(消費税込)

項目		組合員 準組合員	一般利用者	備考
器具使用料	マージャン	3,300 円	5,500 円	1 卓、1 泊につき
	カラオケ	5,500 円	5,500 円	1 セット、1 宴会につき
会席料		1,100 円	1,650 円	宿泊をしないで、夕食の提供を受けるときに適用します。
貸切風呂使用料		1,100 円	2,200 円	1 回 40 分
カラオケルーム使用料		990 円	1,100 円	1 時間あたり室料、 営業時間 15:00 ~ 23:00 (最終受付 22:00)

* マージャン室、カラオケルームは禁煙です。

◆ 利用時の留意点

利用時	宿泊当日に、組合員の方は「組合員証」又は「東京都職員共済組合員カード」を、準組合員の方は「共済施設利用証」等を持参し、施設のフロントにご提示ください。
利用時間	チェックイン 15:00 (組合員 14:00) チェックアウト 10:00 (組合員 11:00)

総合保健施設（アジュール竹芝）

組合員、準組合員、一般の方を対象に、婚礼、宿泊、会議、宴会の設備と、健康管理・増進の機能を併せ持った総合保健施設です。目的に応じて直接施設にお申し込みください。

1 | 所在地等

所在地	〒105-0022 港区海岸1-11-2 03-3437-2011 ホームページ ホテル http://www.hotel-azur.com/kyosai/ 総合健診センター https://www.genkiplaza.or.jp/azur/	
アクセス	JR 山手線・京浜東北線 浜松町駅北口から徒歩7分 東京モノレール 浜松町駅から徒歩7分 都営浅草線・大江戸線 大門駅 B1 出口から徒歩8分 臨海新交通（ゆりかもめ）竹芝駅から徒歩1分	

2 | 設備

施設案内	電話
宿泊用客室 122室、定員244人、各室バス・シャワートイレ付・加湿器・インターネット接続対応全室完備	TEL 03-3437-9431 (P.81 参照) (都共済専用宿泊予約)
結婚式場 チャペル、披露宴会場、最上階レストラン等	TEL 03-3437-2217 (P.82 参照)
宴会・会議室 大2（飛鳥・天平）、中2（白鳳・曙）、小6（桜1～3・橘・藤・憩）、和室2（隅田川、武蔵野）	TEL 03-3437-5566 (P.83 参照)
レストラン、ラウンジ	TEL 03-3437-2320 (P.84 参照)
大浴場	
総合健診センター (人間ドック)	TEL 03-3437-2701 (第6章「人間ドック」参照)
その他 ● 障害者用設備 (バリアフリー客室1001号室、車椅子利用者対応トイレ3・4・12・13・14・15・16・18・21階、4階はオストメイト設備あり) ● 駐車場 (ニューピア竹芝駐車場：60分660円、駐車後24時間3,960円)	

3 | 宿泊

予約・お問合せ ☎ 03-3437-9431

1 宿泊料

組合員向けに各種宿泊プランをご用意しています。

都共済ホームページの組合員ページから宿泊施設のアジュール竹芝のページをご覧ください。

詳細については宿泊の東京都職員共済組合員専用ページでご確認ください。

2 利用方法

予 約	<p>利用希望日の属する月の1年前（一般の方は6か月前 *一部除外日があります。）の1日午前9時から直接施設で予約を受け付けます。</p> <p>アジュール竹芝ホームページよりインターネットで宿泊予約する場合は、東京都職員共済組合員専用ページから予約してください。一般用のページから予約された場合は、組合員料金が適用されませんのでご注意ください。（パスワード：kyosai）</p>
当日の組合員等の確認	<p>（組合員料金、準組合員料金の適用を受ける場合）</p> <p>組合員証（後期高齢者医療制度の被保険者に該当する組合員の方は東京都職員共済組合員カード）又は共済施設利用証を施設のフロントで提示してください。</p> <p>（都共済組合員の被扶養者ではない配偶者、組合員とパートナーシップ関係にある相手方[※]、子及び父母の場合）</p> <p>組合員との続柄等の関係性を証明できるもの又は関係組合員の組合員証等（又は写し）を提示してください。</p>
予約取消	<p>予約を取り消す場合は、申出日に応じて取消料（キャンセル料）がかかります。</p> <p>利用日の3日前から前日まで……宿泊料金の20% 利用日当日……宿泊料金の80% 取消のご連絡がない場合……宿泊料金の100%</p>
そ の 他	<p>島しょ及び都外の事業所に勤務する組合員については、「都内宿泊施設」（P.87）を参照してください。</p>

※ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明又は同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として東京都職員共済組合理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある方で組合員と同居し生計を同一としている方。

3 組合員への宿泊に関する優遇措置

項 目 ^{※1}	内 容
1 組合員宿泊者	<p>① 大浴場の入場無料（チェックイン時に無料券お渡し）（15:00～23:00）</p> <p>② ラウンジ「カフェアジュール」の喫茶券プレゼント</p>
2 当日予約による宿泊料金（当日予約の受付開始時間）	準組合員料金の50%割引（13:00）
3 組合員が1室2名以上で宿泊した場合	① 12:00 チェックイン ② 12:00 チェックアウト
4 低稼働日及び閑散期の宿泊料金	規定料金の10～50%割引 ^{※2}
5 組合員又は準組合員同伴者の宿泊料金 ^{※3}	準組合員料金を適用

6	予約受付開始時期	利用日の属する月の1年前の1日（一部除外日があります）
7	客室の確保	1か月前まで客室総数の30%確保
8	宿泊に伴う駐車場料金	無料（上記2・4の割引適用を除く） * 1室当たり24時間券1枚サービス
9	その他	各種企画プラン ^{※2・※4}

※1 優遇措置の2、4、5の割引を重複して受けることはできません。

※2 期間割引、企画プランについては、直接施設にお問合せいただくか、ホテルアジュール竹芝ホームページ（<http://www.hotel-azur.com/kyosai/>）をご覧ください。

※3 準組合員への優遇措置は、5「組合員又は準組合員同伴の宿泊料金」のみです。

※4 各種企画プランで宿泊された場合は、優遇措置の8「宿泊に伴う駐車場料金」は適用になりません。

※5 優遇措置については、一部除外日があります。直接施設にお問合せください。

4 | 婚礼

予約・お問合せ ☎ 03-3437-2217

アジュール竹芝では、いろいろなスタイルの婚礼をお手伝いいたします。組合員のためのウェディングプラン、少人数のファミリーウェディング、レストランウェディングなどもあります。電話による婚礼の相談も行っていますので、お気軽にお問合せください。

利 用 料 金	<p>婚礼料理 11,000 円～（税込1人当たり） 挙式料 110,000 円～（税込） * 詳細な案内書及び料金表は、アジュール竹芝に用意してあります。電話等で請求してください。</p>
利 用 方 法 等	<p>1 利用希望日の属する月の1年前の1日から直接施設で予約を受け付けます。 受付時間 平日 /10:30～19:00 土・日・祝日 /10:00～20:00 電話にて受付 * 毎週火曜日は定休。なお、婚礼に伴う宿泊の予約も承ります。</p> <p>2 予約料は30,000 円です。</p> <p>3 利用手続 仮予約をした後、7日以内に予約料を施設に納付してください。 組合員等の特典を受ける場合は、正式申込時に組合員証又は共済施設利用証等を提示</p>
予 約 の 取 消	<p>利用者が自らの都合により予約を取り消す場合は、申出日に応じて、取消料がかかります。</p>
組 合 員 等 の 特 典	<p>1 組合員、準組合員及び組合員の紹介により挙式を申し込んだ場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引出物代 10%割引 ● 引菓子代 5%割引 ● 貸衣裳代（列席者を含む。） 30%割引（新郎・新婦衣裳セットプランを除く。） ● 記念撮影 DVD 代 20%割引 ● スタジオ写真用台紙（2点セット）1冊を進呈 ● 婚礼列席者が、アジュール竹芝に宿泊する場合の宿泊料は、準組合員料金を適用 ● 駐車場料金 挙式打合せ者：1回の打合せにつき2時間まで、駐車料金無料券進呈 挙式当日：両家合わせて24時間券8枚まで、駐車料金無料券進呈 <p>2 組合員の紹介により一般の方が婚礼を申し込んだ場合、挙式後、紹介者である組合員にアジュール竹芝ご利用券5万円相当を贈呈。</p> <p>次の場合は、上記1、2の特典を受けられません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 初回来館時に組合員紹介である旨をお申し出いただかなかった場合 ② 婚礼相談センター・婚礼情報誌・婚礼情報サイト等の婚礼・式場あっせん業者に紹介を受けた場合

5 | 宴会・会議

予約・お問合せ ☎ 03-3437-5566

1 宴会・会議室料金

階	室名	広さ		利用可能人員				宴会利用料金	会議室利用料金
				宴会場		会議室		組合員・準組合員	組合員・準組合員
		㎡	種別	立食	着席	スクール 形 式	シアター 形 式	2 時間	1 時間
12階	白 鳳	144	中	90	80	90	162	無料	27,500 円
	隅 田 川	31	和	/	16	/			/
	武 蔵 野	49	和		28				
13階	飛鳥の間	287	大	250	150	198	384	無料	55,000 円
	飛鳥(東)	148		90	60	90	132		27,500 円
	飛鳥(西)	125		80	60	72	132		
14階	天平の間	287	大	250	150	198	384	無料	55,000 円
	天平(東)	148		90	60	90	132		27,500 円
	天平(西)	125		80	60	72	132		
15階	桜 1	36	小	25	20	24	36	無料	6,500 円
	桜 2	36	小	25	20	24	36		
	桜 3	36	小	25	20	24	36		
16階	橘	36	小	25	20	24	36	無料	6,500 円
	藤	36	小	25	20	24	36		
	曙	167	中	90	80	120	196	27,500 円	
	憩	51	小	35	30	36	60	無料	10,000 円

- (注) 1 利用希望日の属する月の1年前の1日午前10時から直接施設で予約を受け付けます。
 2 利用料金には、サービス料(10%)と消費税(10%)が含まれています。
 3 会議室は2時間から承ります。(2時間以降は1時間毎の料金)
 4 婚礼繁忙期の土日・祝日については一部予約できない日がございます。詳細は直接施設にお問合せください。
 5 宴会利用料金につきましては、季節ごとの企画商品であるパーティープランご利用時に限らせていただきます。

2 組合員の駐車場利用の特典

会議で、会議資料の搬出入、講師・来賓の送迎等に駐車場を利用する場合、4時間分を無料とします。ホテルのスタッフに直接申し込んでください。

6 | レストラン・ラウンジ

レストラン	店名	階	営業時間	
	オーシャンビューレストラン 「Bright Coast」	21	ランチ ディナー	休業中
	鉄板焼 「天燈 RanTan」	21	ディナー	17:00 ~ 22:00 ※毎週月・火定休
	おまかせ会席 「漣 ~さざなみ~」	3	朝食 ランチ ディナー	7:00 ~ 10:00 11:00 ~ 14:00 ※平日のみ 事前予約のみ
* 詳細についてはホテルアジュール竹芝ホームページをご覧ください。				
組合員・準組合員の割引（組合員証などをご提示ください。）				
食 事 料 金		20%割引		
飲 物 料 金		20%割引		
テーブルチャージ		無料		
* 組合員は大浴場料金を無料とします。レストランのスタッフにお申し出ください。				
* 駐車場は 5,000 円以上のご利用で 1 時間無料となります。ただし、心身に障害をお持ちの方は無料となります。				
ラウンジ	店名	階	営業時間	
	カフェ アジュール	4	11:00 ~ 17:00	
* ラストオーダーは、16:30 です。				

7 | 大浴場

(18 階) 準天然光 明石温泉 (人 工) 天空の湯	利用料金（サービス料（10%）・消費税込）営業時間 15:00 ~ 23:00 【最終受付 22:30】				
	区分	組 合 員	準 組 合 員	一 般 利 用 者	
	ホテル宿泊者 レストラン利用者	大 人	無料	550 円	900 円
		こ ども	無料	350 円	550 円
	ホテル利用者 (上記以外の宴会・婚礼の利用者等)	大 人	550 円	550 円	900 円
		こ ども	350 円	350 円	550 円
上記以外	大 人	550 円	1,050 円	1,700 円	
	こ ども	350 円	550 円	900 円	

(注) 大人は12歳以上、こどもは6歳～11歳まで。6歳未満は幼児で無料。

夏・冬の保健施設（借上施設）

担当 厚生課
部署 保健施設担当

☎ 03-5320-7388（内線57-351～2）

✉ S9000065@section.metro.tokyo.jp

組合員の皆さまに利用していただくため、夏季及び冬季（年末年始）期間、民間の宿泊施設を借り上げ、それぞれ「夏の保健（借上）施設」、「冬の保健（借上）施設」として開設しています。

申込方法や施設名等、詳しくはホームページ等でお知らせします。

◆ 実施予定日と施設概要

施設 区分	夏季保健施設	冬季保健施設
開設期間	7月21日～8月31日 (延長期間：7月1日～7月20日 9月1日～9月30日) 開設期間は施設によって異なります。	12月28日～ 1月3日
施設案内 の提供等	都共済のホームページで、施設案内及び空室情報等の提供をしています。 https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/	
お知らせの案内	5月中旬	10月中旬
利用対象者	<p>① 組合員^{*1}及び被扶養者</p> <p>② 組合員の被扶養者となっていない配偶者及び三親等内の親族</p> <p>③ 組合員の配偶者の三親等内の親族で被扶養者の要件に該当しない者</p> <p>④ 組合員とパートナーシップ関係にある相手方^{*2}及びその三親等内の親族</p> <p>⑤ 障害を有する組合員の介助者（一人）</p> <p>※1 退職派遣されている組合員（派遣事業適用職員）及び東京都職員共済組合員カードをお持ちの組合員（後期高齢者医療制度が適用される方）を含みます。 （派遣事業適用職員とは：（一財）東京都人材支援事業団が「派遣事業適用職員に対する福利厚生事業に関する協定」を締結している営利法人に「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、退職派遣されている職員のことです。）</p> <p>※2 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある方で組合員と同居し生計を同一としている方。</p> <p>● 注意事項 ●</p> <p>○ 組合員以外の未成年者のみ、及び上記②～⑤の方のみでの利用はできません。</p> <p>○ 公立学校共済組合員など上記①～⑤のいずれにも該当しない方は対象外です。</p>	
申込方法	所属を通じて、別途お知らせします。また、都共済ホームページ（ https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/ ）でもお知らせします。	
利用日数	3泊4日まで	2泊3日まで

* 開設期間は令和4年度の実施期間です。当該年度の開設期間は都共済ホームページでご確認ください。

リフレッシュ宿泊施設（借上施設）

担当
部署 厚生課
保健施設担当

☎ 03-5320-7388（内線57-351～2）

✉ S9000065@section.metro.tokyo.jp

リフレッシュ宿泊施設（借上施設）概要

都共済の借上施設には、「夏季及び冬季」のほかに、年間を通じて利用できる「週末施設」と「春季及び秋季」のリフレッシュ宿泊施設があります。人気のある良質な宿を厳選しています。心身のリフレッシュにご活用ください。

開設日	週末施設 夏・冬季施設の開設期間を除いた、金曜日、土曜日、月曜日が祝日となる週の日曜日、及び指定日 春季施設 4月下旬から5月上旬までのゴールデンウィーク 秋季施設 10月上旬から11月下旬までの紅葉シーズン * 施設により、開設日が異なります。開設日は都共済ホームページ（ https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/ ）掲載の「リフレッシュ宿泊施設 開設日カレンダー」をご覧ください。
借上施設等	借上施設・利用料金等については、都共済ホームページ（ https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/ ）掲載の「リフレッシュ宿泊施設施設案内（利用料金等）」をご覧ください。
利用日数	1回の利用は連泊2泊まで * 年間の利用回数及び利用泊数の制限はありません。

◆ 利用対象者等

利用対象者	<ol style="list-style-type: none"> ① 組合員^{※1}及び被扶養者 ② 組合員の被扶養者となっていない配偶者及び三親等内の親族 ③ 組合員の配偶者の三親等内の親族で被扶養者の要件に該当しない者 ④ 組合員とパートナーシップ関係にある相手方^{※2}及びその三親等内の親族 ⑤ 障害を有する組合員の介助者（一人） <p>※1 退職派遣されている組合員（派遣事業適用職員）及び東京都職員共済組合員カードをお持ちの組合員（後期高齢者医療制度が適用される方）を含みます。 （派遣事業適用職員とは：（一財）東京都人材支援事業団が「派遣事業適用職員に対する福利厚生事業に関する協定」を締結している営利法人に「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、退職派遣されている職員のことです。）</p> <p>※2 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある方で組合員と同居し生計を同一としている方。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員以外の未成年者のみ、及び上記②～⑤の方のみでの利用はできません。 ○ 公立学校共済組合員など上記①～⑤のいずれにも該当しない方は対象外です。
利用者人数	2人以上、部屋の定員まで
申込手続	所属を通じて、別途お知らせいたします。また、都共済ホームページ（ https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/ ）でもお知らせいたします。

留 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 予約の取消日により取消料（キャンセル料）がかかる場合があります（取消料は宿泊施設により異なります）。空室が出るのを待っている組合員がいらしゃいますので、キャンセルの際はできる限り早めにご連絡ください。 2 特定日（土曜・金（祝日）・日（祝日前）・GW期間等[*]）に1室を2名で利用する場合は、利用者負担額に1,100円を加算した額となります（大人のみ加算）（一部施設を除く）。 [*] 特定日は都共済ホームページ掲載の「リフレッシュ宿泊施設 開設日カレンダー」をご覧ください。 3 「共済借上額の消費税（1室当たり）」は、当組合が施設を借り上げる負担金にかかる消費税で、利用者の負担となりますので、現地の旅館・ホテルでお支払いいただきます。 4 「こども」の料金区分は、利用日現在、次の年齢に該当する場合です。 こども A：6歳以上11歳以下（寝具付、食事はほぼ大人並みで、こどもの好むメニューにアレンジ） こども B：3歳以上5歳以下（寝具付、食事はお子さまメニュー） 5 「入湯税」は、原則、各旅行社の営業所窓口扱いとなります（入湯税のかからない施設もあります。）。 6 アルコール類の持込みは、別途料金がかかります。持込む際には、事前に施設までお問い合わせください。
---------	---

都内宿泊施設

担当部署 厚生課
保健施設担当

☎ 03-5320-7388 (内線57-351~2)

✉ S9000065@section.metro.tokyo.jp

島しょの支庁等や伊豆・房総・被災地など都外にある事業所に勤務する組合員等が都内に宿泊するために、2か所の「都内宿泊施設」を開設しています。

◆ 遠隔地（島しょ及び伊豆・房総等）勤務者用

施設区分	アジュール竹芝	銀座キャピタルホテル茜
所在地	〒105-0022 港区海岸1-11-2	〒105-0045 中央区築地2-1-4
電話	03-3437-2011	03-3543-7888
交通	JR浜松町北口から徒歩7分 都営浅草線・大江戸線大門駅から徒歩8分 臨海新交通（ゆりかもめ）竹芝駅から徒歩1分	地下鉄日比谷線築地駅から徒歩1分 地下鉄有楽町線新富町駅からすぐ JR有楽町駅から徒歩15分
略 図		

利用対象者	島しょ地区及び都外（伊豆、房総、被災地等）に所在する事業所に勤務している組合員（公務外で宿泊する場合に限り）及び被扶養者（被扶養者となっていない方のうち、配偶者、パートナーシップ関係の相手方 [※] 及び同居している1親等の親族、祖父母及び孫を含みます。）ただし、被扶養者となっていない方のみでの利用はできません。 * 島しょ地区については、別居であっても同一島内に居住する場合は同居とみなします。	
申込手続等	申込受付	利用日の前々月の1日から、直接、施設へ電話等で申し込んでください。（その際、「都内宿泊施設として利用」と教えてください。） なお、アジュール竹芝の申込みは利用日の3日前までをお願いします。
	宿泊受付	組合員証（保険証）及び委託保健施設使用申込書を提示してください。 委託保健施設使用申込書は都共済ホームページに掲載しています。 * 宿泊受付時に組合員証（保険証）を提示できない場合は、都内宿泊施設として宿泊できません。
	料金支払	直接、施設に支払う。
	利用日数	連続3泊以内
留意点	公務での利用はできません。	
1人当たりの利用料（税・サ込）	デラックスシングル（陸側） 3,560 円 フレキシブルツイン（陸側） 1,440 円	シングルルーム 3,560 円 ツインルーム 1,440 円
	注1 ツインルームの1人利用は、できません。 注2 3歳以上は、大人も子どもも同一料金です。なお、3歳未満は無料です（添寝となります。）。 注3 利用料は改定になる場合があります。	
取消料	利用日の3日前から前日まで 宿泊料金の 20% 利用日当日（14:00 まで） 宿泊料金の 80% 利用日当日（14:00 以降） 宿泊料金の 100%	利用日の前日まで 宿泊料金の 20% 利用日当日（15:00 まで） 宿泊料金の 80% 利用日当日（15:00 以降） 宿泊料金の 100%

※ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七條の二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある方で組合員と同居し生計を同一としている方。

その他の事項

公務員共済組合相互利用宿泊施設について

公務員共済組合等では、「公務員共済組合等相互利用宿泊施設」として組合員等が相互に利用できるようにしています。

相互利用できる他の公務員共済組合等の宿泊施設はこちらをご覧ください。

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-resort/tihoukoumuin/sougoshisetu.html>



第 8 章 年金について

対象外
短期組合員等

公的年金制度

担当
部署

年金課

【ナビダイヤル】0570-03-4165

✉ 59000063@section.metro.tokyo.jp

1 | 公的年金制度とは

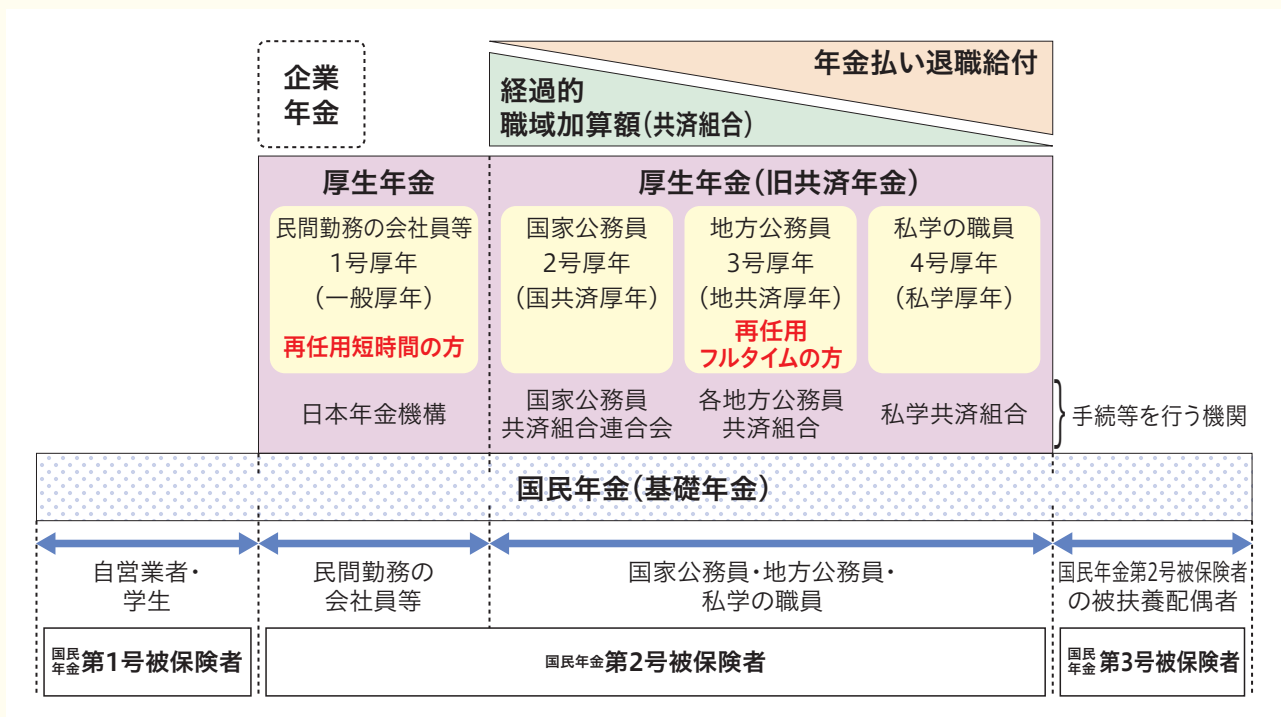
公的年金制度は社会保障制度の一環として、国の法律によって運営する社会保険の一つです。老後の生活を世代が順送りで支えあうとともに、若いうちに障害を負ったときや死亡した場合に、本人や遺族の生活を支える重要な機能を果たすものです。

2 | 日本の年金制度のしくみ

公的年金制度には、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満のすべての方が加入する「国民年金」と、民間企業等に勤めている方、公務員、私立学校の教職員等が加入する「厚生年金保険」があります（厚生年金保険の加入者は、厚生年金保険の制度を通じて国民年金に加入する形になっています。）。厚生年金保険は国民年金の上乗せとしての年金になっています。

平成 27 年 10 月からは被用者年金制度の一元化に伴い、公務員、私立学校の教職員等も厚生年金保険の被保険者になりました。

また、公務員の共済組合の年金には、平成 27 年 9 月 30 日までの共済組合員期間に応じた額が支給される「経過的職域加算額（共済年金）」及び平成 27 年 10 月に新設された、平成 27 年 10 月 1 日以降の共済組合員期間に応じた額が支給される「年金払い退職給付」があります（共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分は平成 27 年 9 月で廃止されました。）。



3 | 国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する年金制度です。また、20歳未満及び60歳以上の方でも、厚生年金保険の被保険者は、国民年金の被保険者になります（ただし、65歳以上で老齢厚生年金を受け取る権利（以後、受給権）を持っている方を除きます。）。

国民年金の被保険者は職業等に応じて、以下のように区分されています。

国民年金第1号被保険者

自営業者や学生などで、国民年金のみに加入している方。自分で保険料を納付します。

国民年金第2号被保険者

厚生年金保険に加入している方。同時に国民年金にも加入しています。保険料は厚生年金保険料から支払う形になっています。

国民年金第3号被保険者

国民年金第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方。保険料は第2号被保険者全員で負担しており、第3号被保険者の方が個人的に支払う必要はありません。

4 | 厚生年金保険

厚生年金保険は、民間企業等に勤めている方、公務員、私立学校の教職員等が加入する年金制度で、国民年金の年金に上乘せする形の年金を支給する制度です。

平成27年10月からは被用者年金制度の一元化に伴い、公務員、私立学校の教職員等も厚生年金保険の被保険者になりました。厚生年金保険の被保険者の種別は以下のようになっています。

厚生年金保険の被保険者として加入する期間は、70歳未満（70歳の誕生日の前日が属する月の前月まで）です。

第1号厚生年金被保険者（一般厚年被保険者）

民間企業等に勤める会社員等

第2号厚生年金被保険者（国共済厚年被保険者）

国家公務員共済組合の組合員

第3号厚生年金被保険者（地共済厚年被保険者）

地方公務員共済組合の組合員

第4号厚生年金被保険者（私学共済厚年被保険者）

私立学校教職員共済制度の加入者

* 国共済厚年、地共済厚年を併せて公務員厚年と表現する場合があります。

5 | 共済組合独自の年金

1 経過的職域加算額

平成27年9月以前の共済組合員期間がある方に、経過措置として、その期間に応じて支給される年金で、「退職共済年金」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」があります（共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分は平成27年9月で廃止されました。）。（P.138 参照）

2 年金払い退職給付

年金払い退職給付は、共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分の廃止後に創設された新たな年金制度です。平成 27 年 10 月以降の共済組合員期間のある方に支給されるもので、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」があります。(P.141 参照)

6 | 受け取れる公的年金の種類

受け取れる公的年金の種類は大きく分けて次の 3 種類があります。

老 齢 年 金	老後の生活を支える年金で、基本は 65 歳になると受給できる年金です。
障 害 年 金	病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになったときに、現役世代の方も含めて受給できる年金です。
遺 族 年 金	公的年金に加入している方、加入していた方及び年金を受け取っている方が死亡したときに、死亡した方に生計を維持されていた遺族に対して支給される年金です。

年金の種類 年金制度	老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
年金払い退職給付	退職年金	公務障害年金 ^{※3}	公務遺族年金 ^{※4}
経過的職域加算額	退職共済年金 (経過的職域)	障害共済年金 (経過的職域) ^{※1}	遺族共済年金 (経過的職域) ^{※2}
厚生年金保険	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
国民年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

※1 障害共済年金（公務及び公務以外）は初診日が平成 27 年 9 月 30 日以前の場合のみ支給されます。

※2 遺族共済年金は公務遺族年金を受給する場合は支給されません。

※3 初診日が平成 27 年 10 月 1 日以降の公務災害（通勤災害を除く）による障害の場合に支給されます。

※4 平成 27 年 10 月 1 日以降の公務災害（通勤災害を除く）による死亡の場合に支給されます。

7 | 年金メモ

被用者年金とは

公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等で働く方が加入する年金のことを「被用者年金」といいます。被用者年金を運営実施する機関として、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、各地方公務員共済組合、私立学校教職員共済*があります。平成27年10月前までは、日本年金機構からは厚生年金、各共済組合からは共済年金が、それぞれ異なる法律に基づいて支給されていました。

平成27年10月の被用者年金制度一元化後は、各共済組合からも「厚生年金保険法」に基づいた年金が支給されるようになりました。

※正式名称は「日本私立学校振興・共済事業団」です。

年金実施機関とは

年金実施機関は、年金の支給及び手続を行う「日本年金機構」、「国家公務員共済組合連合会」、「各地方公務員共済組合」、「私立学校教職員共済」のことをいいます。

共済組合とは

共済組合には、国家公務員共済組合、各地方公務員共済組合、私立学校教職員共済があります。私立学校教職員共済は、公務員共済とは別組織ですが、年金のしくみは公務員共済と同様のものです。

公務員共済について

「国家公務員共済組合員期間」と、「地方公務員共済組合員期間」は通算して、最後に加入していた公務員共済組合から年金が支給されます。

過去に公務員としての職歴をお持ちの方は、新たに公務員共済に加入される際には、過去の公務員としての職歴をお知らせいただいております。



老齢年金

1 | 老齢年金受給の流れ

老齢厚生年金（公務員厚年）と老齢基礎年金及び公務員独自の年金の支給の流れは次の図のようになっています。

61～64歳	65歳
	年金払い退職給付
経過的職域加算額の退職共済年金	経過的職域加算額の退職共済年金
定額部分が支給される場合に支給 加給年金	加給年金額
特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
特別支給の老齢厚生年金 定額部分	(経過的加算) 老齢基礎年金

1 65歳前の年金

65歳前に受給開始年齢になられる方は、受給開始年齢到達時から「特別支給の老齢厚生年金」及び「退職共済年金（経過的職域加算額）」が受給できます。これらの年金は東京都職員共済組合から支給されます。ただし、日本年金機構及び私学共済の厚生年金保険に加入した期間がある方の場合は、各々の機関から、各々の加入期間に応じた老齢厚生年金等が支給されます。

また、「障害者特例及び長期在職者特例（P.95）」に該当する方には、65歳前に「特別支給の老齢厚生年金」を受給できるようになったときに、老齢基礎年金に相当する「定額部分」が支給されます。この特例に該当する方で、特例に該当したときに、生計を維持している配偶者や子がいるときには、加給年金額（P.99）も支給されます。

ただし、この二つの特例で支給される「定額部分及び加給年金額」は、厚生年金に加入していない場合のみに支給されるもので、厚生年金保険に加入した場合には全額支給停止となります。

2 65歳以降の年金

65歳になると「特別支給の老齢厚生年金」は「本来支給の老齢厚生年金」となり、65歳になったときに生計を維持している配偶者や子がいるときには、老齢厚生年金に「加給年金額」が加算されます。

また、日本年金機構からは「老齢基礎年金」が支給されるようになります。この「老齢基礎年金の年金額」と「定額部分の計算式で計算した年金額」との間に差が生じた場合には「経過的加算」が老齢厚生年金に加算する形で支給されます。

65歳以降で、公務員共済組合を退職している場合には、「年金払い退職給付」が支給されます。

2 | 年金受給開始年齢

特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日によって異なります。共済組合の場合は男女で違いがありませんが、日本年金機構が支給する一般厚年の老齢厚生年金では、男女で受給開始年齢が異なります。

1 共済組合の老齢厚生年金受給開始年齢

生年月日 (一般組合員)	生年月日 (特定消防会員※)		
昭和29年10月2日から 昭和30年4月1日まで	昭和34年4月2日から 昭和36年4月1日まで	61歳 特別支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金	65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金
昭和30年4月2日から 昭和32年4月1日まで	昭和36年4月2日から 昭和38年4月1日まで	62歳 特別支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金	65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金
昭和32年4月2日から 昭和34年4月1日まで	昭和38年4月2日から 昭和40年4月1日まで	63歳 特別支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金	65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金
昭和34年4月2日から 昭和36年4月1日まで	昭和40年4月2日から 昭和42年4月1日まで	64歳 特別支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金	65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金
昭和36年4月2日から	昭和42年4月2日から		65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金

※ 年金制度一元化後に受給開始年齢になった方を表示しています。

2 一般厚年の老齢厚生年金受給開始年齢

生年月日 ()内は女性		
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 (昭和33年4月2日～昭和35年4月1日)	61歳 特別支給の 老齢厚生年金	65歳 本来支給 老齢厚生年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 (昭和35年4月2日～昭和37年4月1日)	62歳 特別支給の 老齢厚生年金	65歳 本来支給 老齢厚生年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 (昭和37年4月2日～昭和39年4月1日)	63歳 特別支給の 老齢厚生年金	65歳 本来支給 老齢厚生年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 (昭和39年4月2日～昭和41年4月1日)	64歳 特別支給の 老齢厚生年金	65歳 本来支給 老齢厚生年金
昭和36年4月2日以降 (昭和41年4月2日以降)		65歳 本来支給 老齢厚生年金

3 受給開始年齢の特例

65歳前に「特別支給の老齢厚生年金」の受給開始年齢に達する方には、「障害者特例」と「長期在職者特例」という特例があります。この特例は、特別支給の老齢厚生年金受給開始年齢から、報酬比例部分に加えて「定額部分」及び「加給年金額」を受給できるというものです。「加給年金額」は受給要件を満たす配偶者や子がいる場合に加算されます。

この特例は65歳になるまでの間に適用されます。また、厚生年金保険の被保険者である間は支給停止になります。

1 障害者特例

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）受給開始年齢に達している方で、厚生年金保険の被保険者ではなく、障害の状態^{*}にある場合、受給者の請求により、請求月の翌月から報酬比例部分に加えて「定額部分」等が受け取れる特例です。

なお、平成26年4月1日以降の請求については、障害年金の受給権を有している方は、請求月の翌月からではなく、受給開始年齢以後で障害年金を受け取ることができる月に障害者特例の請求があったものとみなし、遡って特例が適用された年金を受け取ることができます（ただし、平成26年4月1日前には遡りません。）。

※ 障害の程度が1～3級（身体障害者手帳等の障害等級とは異なります）であり、その傷病の初診日から起算して1年6か月を経過しているか、症状が固定していることが必要です（障害年金の受給権を有していない方については、障害の程度の審査が必要になります。）。

2 長期在職者特例

長期在職者特例は、国共済及び地共済の被保険者期間の合計が44年（528月）以上あり、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢になっている方で、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（退職）している場合に、報酬比例部分に加えて「定額部分」等が受給できる特例です。この特例は、被保険者でなくなった月の翌月から適用されます。

長期在職者特例は、一般厚年のみ、公務員厚年のみ、私学厚年のみで44年以上の加入期間があることが必要です。

◆ 長期在職者特例の例

60歳の定年退職時に公務員共済組合員期間が42年（採用時18歳の方など）あり、定年退職後に再任用フルタイムとして2年以上働いた場合には、公務員厚生年金被保険者期間が44年以上になりますので、長期退職者特例の条件を満たすことができます。

一方、同じ退職状況でも、再任用短時間になられた場合は一般厚生年金被保険者となりますので、44年の条件を満たすことができず、「長期在職者特例」は適用されません。

● 注意事項 ●

「障害者特例」又は「長期在職者特例」が適用される老齢厚生年金受給者の方が、厚生年金保険に加入した場合は、定額部分及び加給年金額は全額支給停止となります。

3 | 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方が、65歳になったときに支給される年金です。老齢基礎年金は日本年金機構から支給されます。厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険の制度を通じて、国民年金に加入する形になっています。

1 老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金の受給要件は以下のようになります。

- ① 国民年金の加入期間があること。
- ② 公的年金加入期間等[※]が10年以上（平成29年8月より前は「25年以上」）あること。

※ 「公的年金の加入期間等」とは、国民年金と厚生年金保険の加入期間に、合算対象期間（加入期間には加えるが、年金額の計算には入れない期間）を合計した期間です。

2 老齢基礎年金の年金額

国民年金に加入した期間に応じて算出される年金で、20歳の誕生日の前日が属する月から、60歳の誕生日の前日が属する月の前月までの40年間の加入で満額の年金が支給されます。

令和4年度の満額の老齢基礎年金額：777,800円／年

老齢基礎年金額(年額) = 777,800円 × 国民年金加入月数 / 480

◆ 国民年金保険料を納める期間

4 / 2 生まれの方：20歳の誕生月の4月分から、60歳の誕生月の前月である3月分まで、保険料を納付。

4 / 1 生まれの方：20歳の誕生月の前月3月分から、60歳の誕生月の前々月の2月分まで、保険料を納付（法律上は誕生日の前日に1つ歳をとったと考えるため）。

4 | 老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であった方が、基本 65 歳になったときに受給できる年金で、この 65 歳からの老齢厚生年金を「本来支給の老齢厚生年金」といいます。また、生年月日によっては、65 歳前に受け取ることができる「特別支給の老齢厚生年金」があります。

公務員として最後に加入した共済組合が東京都職員共済組合の場合は、国家公務員及び他の地方公務員共済組合の被保険者期間に係る老齢厚生年金も、東京都職員共済組合が取りまとめて支給します（受給開始年齢は P.94 を参照）。

1 老齢厚生年金の受給要件

ア 65 歳前の特別支給の老齢厚生年金の受給要件

- ① 支給開始年齢に達していること。
- ② 被用者年金の加入期間が 1 年以上であること。
- ③ 公的年金加入期間等が 10 年以上（平成 29 年 8 月より前は「25 年以上」）あること。

イ 65 歳以降の本来支給の老齢厚生年金受給要件

- ① 65 歳以上であること。
- ② 被用者年金の加入期間があること。
- ③ 公的年金加入期間等が 10 年以上（平成 29 年 8 月より前は「25 年以上」）であること。

2 老齢厚生年金の年金額

老齢厚生年金の年金額は、厚生年金保険被保険者月数と平均標準報酬月額及び平均標準報酬額をもとに計算されます。平成 27 年 10 月の被用者年金一元化後の老齢厚生年金の計算式は、一般厚年、公務員厚年、私学厚年はすべて同じになりました。一般厚年、公務員厚年、私学厚年に加入した期間の年金は、各々の加入期間に応じて、各々の機関が支給します。

また、厚生年金保険に加入する期間は、70 歳未満（70 歳の誕生日の前日の属する月の前月まで）です。

ア 報酬比例部分

厚生年金保険の加入期間及び過去の報酬等に応じて計算される年金です。平成 15 年 3 月までと平成 15 年 4 月以降で計算方法が異なります。下記の①と②の合計された金額が支給されます。

$$\text{報酬比例部分の年金額} = \text{① 平成15年3月以前の期間分の年金額} + \text{② 平成15年4月以降の期間分の年金額}$$

$$\text{① 平均標準報酬月額}^{\ast 1} \times 7.125/1000 \times \text{平成15年3月までの被保険者月数}$$

$$\text{② 平均標準報酬額}^{\ast 2} \times 5.481/1000 \times \text{平成15年4月以降の被保険者月数}$$

（上記の計算式は一元化後の厚生年金法に基づく計算式です。年金制度一元化前の地方公務員共済組合員期間における年金額の計算には、平均標準報酬月額及び平均標準報酬額のかわりに、平均給料月額^{※3}及び平均給与月額^{※4}を使用します）。

- ※1 平均標準報酬月額
「平成15年3月以前の被保険者であった期間の標準報酬月額の総額」を、「平成15年3月以前の被保険者期間の月数」で除した額。
- ※2 平均標準報酬額
「平成15年4月以後の被保険者であった期間の標準報酬月額及び標準賞与額（賞与額の1,000円未満を切り捨て、150万円を超える場合は150万円）の総額」を、「平成15年4月以降の被保険者期間の月数」で除した額。
- ※3 平均給料月額
「平成15年3月以前の掛金の基礎となった各月の給料額に手当率を乗じたものの総額」を、「平成15年3月以前の被保険者期間の月数」で除した額（ただし、昭和61年3月以前は引き続き5年間の給与で計算する等の特例あり）。
- ※4 平均給与月額
「平成15年4月から平成27年9月までの掛金の基礎となった各月の給料額に手当率を乗じたものの総額に期末手当等の総額を加えた合計額」を、「平成15年4月から平成27年9月までの被保険者期間の月数」で除した額。

イ 定額部分

65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受け取れる長期在職者特例、障害者特例に該当する方に支給される年金です。

定額部分は「定額単価」と「厚生年金保険被保険者月数」で計算され、本来65歳から受給できる「国民年金の老齢基礎年金」に相当する金額です。65歳になるまでの間、特例的に「特別支給の老齢厚生年金」に加算する形で支給されます。

$$\text{定額部分} = \text{定額単価}^{\ast} \times \text{被保険者月数}$$

※令和4年度の定額単価は1,621円です。

定額単価の計算に用いられる厚生年金保険被保険者月数は、一般厚年、公務員厚年、私学厚年のそれぞれの被保険者期間月数において「480月」の上限があります。

定額部分は、一般厚年、公務員厚年、私学厚年各々の加入期間に応じて、各々の制度から支給されます。定額単価は毎年度改定されます。

* 定額単価及び被保険者月数の上限は、昭和21年4月2日以降生まれの方に適用のものです。

ウ 加給年金額

加給年金額は、厚生年金保険の被保険者期間（共済組合員期間を含む）の合計が20年以上ある方が、65歳になったとき（又は定額部分を受け取ることができるようになったとき）に、その方に生計を維持されている配偶者や子がいるときに加算されます。

配偶者の場合は、65歳未満、年収850万円未満の場合に支給されます。子の場合は、18歳到達年度の末日までの間の子又は1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子に支給されます。

複数の老齢厚生年金を受け取っている場合には、加入期間が最も長い老齢厚生年金に加算されます。

加給年金額 (令和4年度の金額)	配偶者……………	388,900円
	第1・2子……………	223,800円
	第3子以降……………	74,600円

* 加給年金額は毎年度改定されます。加給年金額の配偶者の額は、年金受給者が昭和18年4月2日以降生まれの方の金額です。

ただし、配偶者が被用者年金に20年以上加入していて老齢厚生年金（共済年金）を受給できる場合及び障害年金を受け取っている場合には加給年金額は停止になります。

令和4年4月以降は、配偶者が在職中又は雇用保険基本手当（失業給付）の受給中で、老齢厚生年金（共済年金）が全額支給停止になっている場合でも、配偶者の加給年金額は支給停止されるようになりました。

エ 経過的加算

経過的加算は、65歳になったときに、老齢基礎年金の金額と定額部分の計算式で計算した金額との間に差が生じた場合に支給されます（この場合の定額部分の計算には、老齢基礎年金の計算期間に入れない「20歳前の期間」だけではなく「60歳～65歳未満の期間」も、被保険者月数としますが、上限が「480月」という規定はそのまま適用されます。）。

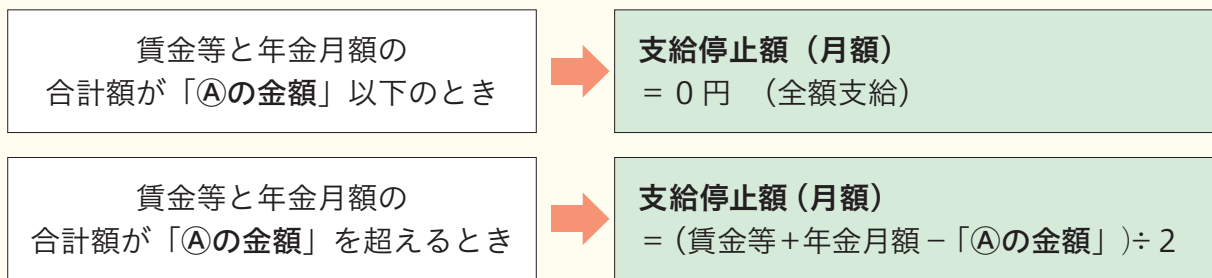
一般厚年、公務員厚年、私学厚年の各々の被保険者月数に対して計算され、各々の老齢厚生年金に加算される形で支給されます。

$$\text{経過的加算} = \text{定額部分の年金額} - 777,800\text{円} \times \frac{\text{20歳以上65歳未満の被保険者月数}}{480\text{月}}$$

5 | 在職老齢年金

在職老齢年金とは、老齢厚生年金を受給されている方が厚生年金保険の被保険者として働きながら受け取る老齢厚生年金のことです。

受取っている「賃金等^{※1}」及び老齢厚生年金の「年金月額^{※2}」に応じて、老齢厚生年金額の一部又は全額が支給停止になります（国会議員又は地方議会議員になった場合にも適用されます）。

◆ 令和4年4月以降の停止額^{※3}

「**①の金額**」は毎年度見直されます。令和4年度は47万円、令和5年度は48万円です。

- ※1 賃金等：「標準報酬月額」とその月以前1年間に受けた「標準賞与額を12等分」した額との合計額で、正式には「総報酬月額相当額」といわれます。
- ※2 年金月額：老齢厚生年金の報酬比例部分の金額を12等分した額で、正式には「基本月額」といわれます。
- ※3 65歳未満の方の令和4年3月以前の年金については、支給停止の計算方法が異なります。
- * 厚生年金の加入は70歳未満までとなっていますが、70歳以上の共済組合員及び民間会社の被用者（在職者）もこの制度の適用を受けます。

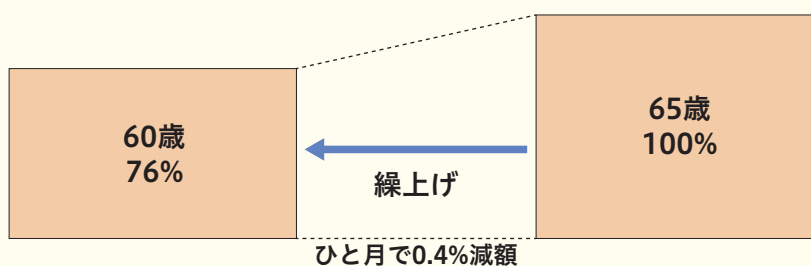
6 | 年金の繰上げ及び繰下げ

1 年金の繰上げ受給

65歳から受け取ることができる「老齢基礎年金」及び「本来支給の老齢厚生年金」は、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰上げすることによって、減額した年金を受け取ることができます。

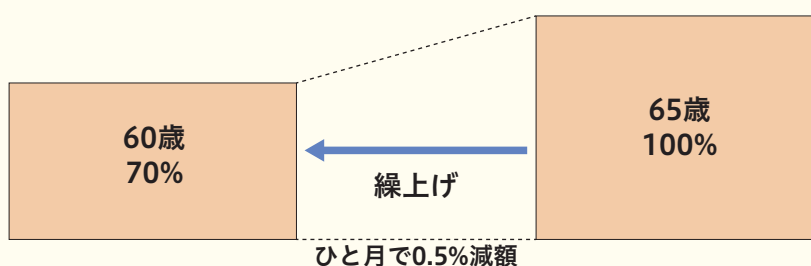
① 昭和37年4月2日以降生まれの方の繰上げ

昭和37年4月2日以降生まれの方のひと月の減額率は「0.4%」で、5年の繰上げで「最大24%」の減額率になります。



② 昭和37年4月1日以前生まれの方の繰上げ

昭和37年4月1日以前生まれの方のひと月の減額率は「0.5%」で、5年の繰上げで「最大30%」の減額率になります。



【繰上げの注意点】

繰上げをする場合には、以下の注意が必要です。

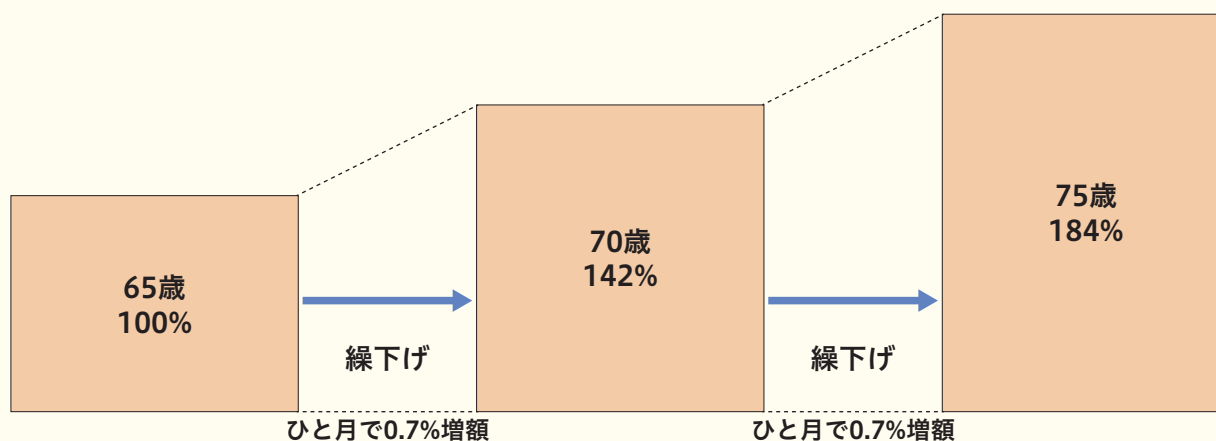
- 繰上げをする場合には、老齢基礎年金とすべての制度の老齢厚生年金（退職共済年金（経過的職域加算額）を含む）を同時に繰上げ請求する必要があります。
- 繰上げをした期間によって年金額は減額され、その減額率は一生変わりません。
- 繰上げ請求の老齢厚生年金は、請求日（繰上げ請求書の受付日）の翌月分からの受給となります。
- 年金を繰り上げて受給すると、障害者特例や長期在職者特例が適用されません。
- 65歳の誕生日の前々日まで請求ができる障害基礎年金及び障害厚生年金の請求はできなくなります。
- 遺族年金を受給できるようになった場合、65歳前は遺族年金と老齢年金のどちらかの選択になります。65歳以降に併給が可能になった場合でも繰上げによる減額率は変わりません。

2 年金の繰下げ受給

65歳から受け取ることができる「老齢基礎年金」及び「本来支給の老齢厚生年金」は、65歳で受け取らずに66歳以降に繰下げすることによって、増額した年金を受け取ることができます。「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」は別々に繰下げをすることができます。

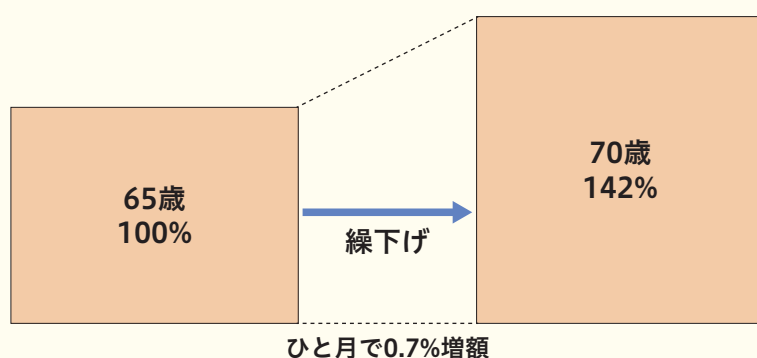
① 昭和27年4月2日以降生まれの方の繰下げ

繰下げの割増率はひと月で0.7%です。昭和27年4月2日以降生まれの方は、繰下げの上限年齢が75歳（権利が発生してから10年後）で、最大で84%の増額率になります。



② 昭和27年4月1日以前生まれの方の繰下げ

繰下げの割増率はひと月で0.7%です。昭和27年4月1日以前生まれの方は、繰下げの上限年齢が70歳（権利が発生してから5年後）までですので、最大で42%の割増率になります。



【繰下げの注意点】

- 繰下げは1年以上繰下げることが必要です（66歳以降で受け取れます）。
- 繰下げをした期間によって年金額は増額され、その増額率は一生変わりません。
- 繰下げた場合は、加給年金額は支給停止となりますが、加給年金額は割増にはなりません。
- 繰下げは65歳時点での年金額に対して計算されます。
- 65歳以降に厚生年金保険に加入していた期間がある場合や、70歳以降に厚生年金保険の適用事業所に勤務していた期間がある場合は、在職老齢年金制度により支給停止される額は増額の対象になりません。
- 65歳以降に年金を受け取る権利が発生した場合は、年金を受け取る権利が発生した月から繰下げ申出月の前月までの月数で計算します。
- 特別支給の老齢厚生年金は「繰下げ制度」はありません。特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢に達したときは速やかに請求してください。

7 | 再任用と年金の関係

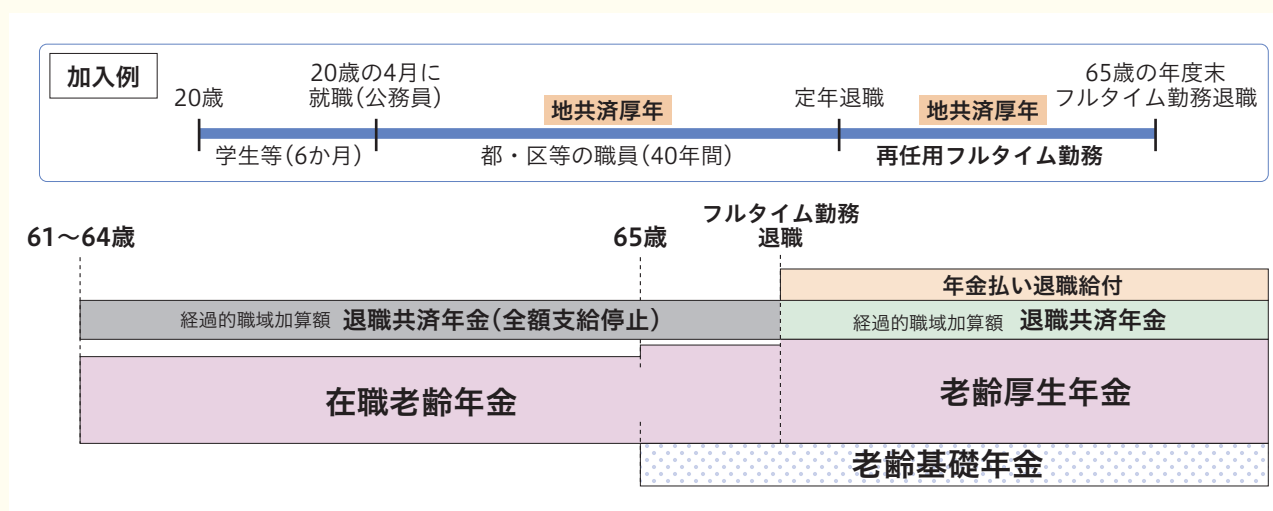
1 加入する年金制度

雇用形態 \ 年度制度名	第3号厚生年金 (地共済厚年)	第1号厚生年金 (一般厚年)
再任用フルタイム勤務	○	
再任用短時間勤務		○

2 年金の受給と停止の関係

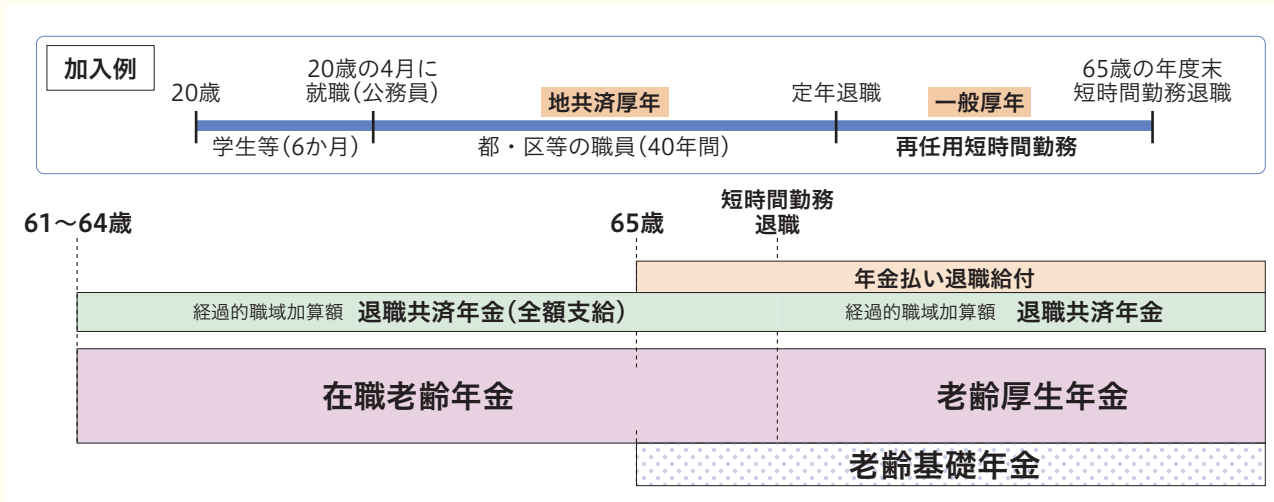
再任用フルタイム勤務の方と、再任用短時間勤務の方の年金受取りイメージは以下の通りです。老齢厚生年金は、東京都職員共済組合から支給する年金額のイメージです。

① 再任用フルタイム勤務の場合



- 経過的職域加算額の退職共済年金は、再任用フルタイム勤務中（公務員厚年加入中）は全額支給停止です。
- 年金払い退職給付は、退職後に受給開始となります。

② 再任用短時間勤務の場合



- 経過的職域加算額の退職共済年金は、再任用短時間勤務中（1号厚年加入中）は全額支給となります。
- 年金払い退職給付は、65歳時点で公務員厚年を退職しているため、65歳から受給開始となります。
- 一般厚年の受給開始年齢は、生年月日だけではなく、性別によっても異なります。
- 再任用短時間勤務となって初めて一般厚年に加入した場合で、受給開始年齢に達していた場合には、一般厚年加入1か月後に一般厚年の老齢厚生年金が受給できます。
- 公務員厚年はすでに退職しているため、東京都職員共済組合から支給する「老齢厚生年金」は増えませんが、一般厚年の「老齢厚生年金」は65歳時及び退職時に年金額が改定されます。

● 障害年金 (障害厚生年金・障害基礎年金・障害共済年金 (経過的職域)・公務障害年金) ●

障害厚生年金は、共済組合員期間中に初診日のある傷病（病気・負傷）により、障害認定日^{*1}において、障害等級（1級から3級までのいずれか）に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。

さらに、① 初診日が平成27年9月以前にある場合は障害共済年金（経過的職域）が、② 障害等級が1級又は2級に該当する場合は障害基礎年金が併せて支給されます。

また、公務による傷病が原因で障害の状態になったときは、公務等障害共済年金（経過的職域）又は公務障害年金が支給されます。

◆ 障害の状態になったとき支給される年金

	障害等級	
	1級・2級	3級
共済組合から支給	障害厚生年金	障害厚生年金
	障害共済年金（経過的職域） 【初診日が平成27年9月以前の方】	障害共済年金（経過的職域） 【初診日が平成27年9月以前の方】
	公務障害年金 【初診日が平成27年10月以降で、 公務災害認定された方】	公務障害年金 【初診日が平成27年10月以降で、 公務災害認定された方】
日本年金機構から支給	障害基礎年金	

◆ 支給される組合せ

		障害等級 1級又は2級	障害等級 3級
初診日が平成27年9月以前	公務等(公務災害・通勤災害)によらない傷病	障害厚生年金 + 公務外障害共済年金 (経過的職域) + 障害基礎年金	障害厚生年金 + 公務外障害共済年金 (経過的職域)
	公務等(公務災害・通勤災害)による傷病	障害厚生年金 + 公務等障害共済年金 (経過的職域) + 障害基礎年金	障害厚生年金 + 公務等障害共済年金 (経過的職域)
初診日が平成27年10月以降	公務災害によらない傷病	障害厚生年金 + 障害基礎年金	障害厚生年金
	公務災害による傷病 (通勤災害は対象外)	障害厚生年金 + 公務障害年金 + 障害基礎年金	障害厚生年金 + 公務障害年金

1 | 障害厚生年金

1 支給要件

障害厚生年金の請求方法には、「障害認定日による請求」と「事後重症による請求」とがあります。それぞれ次の支給要件に該当するときに支給されます。「障害認定日による請求」と「事後重症による請求」の年金額は同じですが、支給開始時期が異なります。

① 障害認定日による請求

障害認定日^{※1}に受給権（年金を受ける権利）が発生する年金です。

次のア～ウのすべてに該当する方は、障害認定日の属する月の翌月分から年金が支給されます。ただし、5年以上前の年金については、時効により受け取ることができません。

- ア 厚生年金の被保険者（共済組合員）である間に初診日があること。
- イ 障害認定日において、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に定める程度の障害の状態（1級、2級又は3級）に該当していること（P.119～121「障害等級表」参照）。
- ウ 初診日の前日において保険料納付要件^{※2}を満たしていること。

② 事後重症による請求

年金請求日（受付日）に受給権が発生する年金です。

上記①のイ要件について、障害認定日において1級、2級又は3級の障害の状態になかった方が、その後その症状が悪化して、65歳の誕生日の前々日までの間に1級、2級又は3級に該当する障害の状態になったときは、年金を請求した月の翌月分から年金が支給されます。これを「事後重症制度」といいます。他の要件は「障害認定日による請求」と同じです。

なお、「障害認定日による請求」では、障害認定日以降3か月以内の現症年月日の診断書が必要になります。当該診断書が用意できない場合は、「事後重症による請求」により請求することになります。「事後重症による請求」では、年金請求日以前3か月以内の現症年月日の診断書が必要になります。

※1 障害認定日とは、障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、又は1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

<初診日から起算して1年6か月を経過する前に障害認定日として取り扱う事例>

診断書	傷病が治った状態
聴覚等	喉頭全摘出
肢体	人工骨頭、人工関節を挿入置換
	切断又は離断による肢体の障害
	脳血管障害による機能障害
呼吸	在宅酸素療法
循環器 (心臓)	人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓
	CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換
腎臓	人工透析療法
他	人工肛門造設、尿路変更術
	新膀胱造設
	遷延性植物状態

※2 初診日の前日における保険料納付要件とは、次のア又はイに該当している必要があります。なお、20歳前に初診日がある場合は、初診日に係る保険料の納付要件は問われません。

ア 初診日のある月の前々月までの国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

イ 初診日が令和8年4月1日前であるときは、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。

2 年金額

次の計算式により計算された額です。障害等級に応じて年金額が異なります。

障害等級	年金額
1級	<p>平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)</p> <p>平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × (A) の期間月数 × 125/100</p> <p>+</p> <p>平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)</p> <p>平均標準報酬月額 × 5.481/1000 × (B) の期間月数 × 125/100</p> <p>+</p> <p>加給年金額</p>
2級	<p>平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)</p> <p>平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × (A) の期間月数</p> <p>+</p> <p>平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)</p> <p>平均標準報酬月額 × 5.481/1000 × (B) の期間月数</p> <p>+</p> <p>加給年金額</p>
3級	<p>平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)</p> <p>平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × (A) の期間月数</p> <p>+</p> <p>平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)</p> <p>平均標準報酬月額 × 5.481/1000 × (B) の期間月数</p>

* 当組合における障害厚生年金の一人当たり平均年額（令和3年度額）は、約85万円（障害等級1～3級の平均）です。

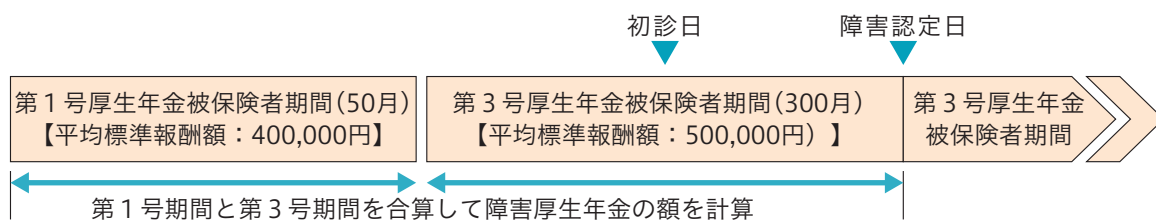
3 加給年金額

障害等級が1級又は2級の場合で、障害厚生年金受給権者によって生計を維持する65歳未満の配偶者がいるときは、加給年金額として223,800円（令和4年度額）が加算されます（子については、子の加算額として障害基礎年金に加算）。

なお、生計維持の要件は基本的に老齢厚生年金と同じですが、老齢厚生年金と異なり、障害厚生年金に係る加給年金額は、受給権を取得したときに生計を維持している配偶者がいなくとも、後に婚姻や収入要件等により生計を維持する配偶者を有することとなった場合には加算が行われます。

- (注1) 被保険者期間については、「障害認定日」が属する月まで加入していたすべての厚生年金保険の被保険者期間（共済組合員期間のほか、民間厚年加入期間も含む。）が年金額算定の対象期間となります。
- (注2) 2つ以上の種別の厚生年金保険の被保険者期間を有する方に係る障害厚生年金の額については、下記の計算事例のように、2つ以上の種別の被保険者期間を合算し、一つの種別の厚生年金被保険者期間のみを有するものとみなして計算します。
- (注3) 被保険者期間の月数が300月未満のときは、300月として算定します。
- (注4) 障害基礎年金が支給されない方（障害等級が3級である場合等）においては、上記計算式により算出した金額が583,400円より少ないときは、583,400円を年金額とします。（最低保障額：令和4年度）
- (注5) 傷病が公務災害に起因するものであっても、計算式は同じです。

◆ 2つ以上の厚生年金保険の被保険者種別を有する方に係る障害厚生年金の計算事例（障害等級3級の場合）



$$(400,000円 \times 5.481 / 1000 \times 50月) + (500,000円 \times 5.481 / 1000 \times 300月) = 931,770円$$

● 注意事項 ●

2つ以上の種別の厚生年金保険被保険者期間を有する方においては、初診日において加入していた年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）がすべての被保険者期間分を取りまとめて決定手続（年金請求書受付・年金額決定及び支給）を行います。

■ 障害の程度が変わった場合の年金額の改定

- ① 受給権発生後においては、定期的に障害の程度の再審査を行います。再審査の結果、障害等級に変更が生じたときは、年金額が改定されます。
- ② 障害の程度が増進した場合は、共済組合に対し、年金額の改定を請求することができます。改定の請求は、次の場合に行うことができます。
 - ア 障害の程度の再審査を受けた日から1年を経過した日以降
* 再審査で等級に変更がない場合は1年を経過しなくても請求できます。
 - イ 年金受給権発生日から1年を経過した日以降
 - ウ 次の表に掲げる27種の障害については、1年を経過しなくても改定請求をすることができます。受給権発生日又は障害の程度の再審査日のどちらか遅い日以降に該当した場合に限ります。

No	障 害 の 状 態	
眼の障害		改定請求時の障害の等級
1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの	2 級 (3 級)
2	一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	2 級 (3 級)
3	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの	3 級
4	一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	3 級
5	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの	2 級 (3 級)
6	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	2 級 (3 級)
7	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの	3 級
8	ゴールドマン型視野計による測定の結果、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1 / 2 視標による両眼の視野がそれぞれ 5 度以内のもの	3 級
9	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	3 級
聴覚・言語機能の障害		改定請求時の障害の等級
10	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2 級 (3 級)
11	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの	3 級
12	咽頭を全て摘出したもの	3 級
肢体の障害		改定請求時の障害の等級
13	両上肢の全ての指を欠くもの	2 級 (3 級)
14	両下肢を足関節以上で欠くもの	2 級 (3 級)
15	両上肢の親指及び人差し指又は中指を欠くもの	3 級
16	一上肢の全ての指を欠くもの	3 級
17	両下肢の全ての指を欠くもの	3 級
18	一下肢を足関節以上で欠くもの	3 級
19	四肢又は手指若しくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害又は脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が 6 月を超えて継続している場合に限る） * 完全麻痺の範囲が広がった場合も含む	2 級 (3 級)
内部障害		改定請求時の障害の等級
20	心臓を移植したものの又は人工心臓（補助人工心臓を含む）を装着したもの	2 級 (3 級)
21	心臓再同期医療機器（心不全を治療するための医療機器をいう）を装着したもの	3 級
22	人工透析を行うもの（3 月を超えて継続して行っている場合に限る）	3 級
その他の障害		改定請求時の障害の等級
23	6 月を超えて継続して人工肛門を使用し、かつ、人口膀胱（ストーマの処置を行わないものに限る）を使用しているもの	3 級
24	人工肛門を使用し、かつ、尿路の変更処置を行ったもの（人工肛門を使用した状態及び尿路の変更を行った状態が 6 月を超えて継続している場合に限る）	3 級
25	人工肛門を使用し、かつ、排尿の機能に障害を残す状態（留置カテーテルの使用又は自己導尿（カテーテルを用いて自ら排尿することをいう）を常に必要とする状態をいう）にあるもの（人工肛門を使用した状態及び排尿の機能に障害を残す状態が 6 月を超えて継続している場合に限る）	3 級
26	脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態をいう）又は遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が 3 月を超えて継続している場合に限る）となったもの	2 級 (3 級)
27	人工呼吸器を装着したもの（1 月を超えて常時装着している場合に限る）	2 級 (3 級)

③ 65歳以上の方の改定請求

3級の障害厚生年金を受けている方（65歳になるまでに過去に一度も1級・2級に認定されたことのない方）は、年金額の改定請求はできません。

■ 障害厚生年金の支給停止

障害の程度が減退して障害等級に該当しなくなったときは、障害等級に該当しない間、障害厚生年金の支給が停止されます。

障害の程度が増進したときは、共済組合に対し、改定の届をすることができます。

■ 障害厚生年金の失権

以下に該当したときは、障害厚生年金の受給権は消滅します。

- ① 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、65歳に達したとき。ただし、65歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過していないときを除く。
- ② 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過したとき。ただし、3年を経過した日において、当該受給権者が65歳未満であるときを除く。

2 | 障害共済年金（経過的職域）【公務外・公務等】

1 支給要件

障害共済年金（経過的職域）は、次の①又は②の支給要件に該当するときに、障害厚生年金と併せて支給されます。

① 障害認定日による請求

次のア及びイに該当する方は、障害認定日の属する月の翌月分から年金が支給されます。

- ア 平成27年9月30日以前の共済組合員である間に初診日がある。
- イ 平成27年10月1日以後の障害認定日において、1級、2級又は3級に該当する障害の状態にある。

② 事後重症による請求

上記①のイ要件について、障害認定日において1級、2級又は3級の障害の状態になかった方が、その後その症状が悪化し、65歳の誕生日の前々日までの間に1級、2級又は3級に該当する障害の状態になったときは、年金を請求した月の翌月分から年金が支給されます。

2 年金額

次の計算式により計算された額です。障害等級に応じて年金額が異なります。

① 公務等によらない傷病に係る年金額

障害等級	年金額
1級	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ & \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (A) \text{ の期間月数} \times 125/100 \\ & \quad + \\ & \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ & \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (B) \text{ の期間月数} \times 125/100 \end{aligned}$
2級 ・ 3級	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ & \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (A) \text{ の期間月数} \\ & \quad + \\ & \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ & \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (B) \text{ の期間月数} \end{aligned}$

* 当組合における障害共済年金（経過的職域）の一人当たり平均年額（令和3年度額）は、約14.7万円です。

② 公務等による傷病に係る年金額

障害等級	年金額
1級	$\left(\begin{array}{l} \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ \left(\begin{array}{l} \text{平均給料月額} \times 12 \times 28.5/100 + \\ \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (\text{組合員期間の月数} - 300) \times 125/100 \end{array} \right) \times \frac{\text{(A)の月数}}{\text{組合員期間の月数}} \\ + \\ \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ \left(\begin{array}{l} \text{平均給与月額} \times 12 \times 21.923/100 + \\ \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (\text{組合員期間の月数} - 300) \times 125/100 \end{array} \right) \times \frac{\text{(B)の月数}}{\text{組合員期間の月数}} \end{array} \right)$
2級 ・ 3級	$\left(\begin{array}{l} \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ \left(\begin{array}{l} \text{平均給料月額} \times 12 \times 19/100 + \\ \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (\text{組合員期間の月数} - 300) \end{array} \right) \times \frac{\text{(A)の月数}}{\text{組合員期間の月数}} \\ + \\ \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ \left(\begin{array}{l} \text{平均給与月額} \times 12 \times 14.615/100 + \\ \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (\text{組合員期間の月数} - 300) \end{array} \right) \times \frac{\text{(B)の月数}}{\text{組合員期間の月数}} \end{array} \right)$

*「公務等」とは、地方公務員災害補償基金から「公務災害」又は「通勤災害」の認定を受けている方に適用される年金です。

■ 最低保障額

上記計算式による年金額が、障害等級に応じた次のアからウまでに掲げる金額から厚生年金相当額（障害厚生年金受給権者が有する「障害厚生年金」、「老齢厚生年金」又は「遺族厚生年金」の額のうち最も高い額）を控除して得た額より少ないときは、当該金額（控除して得た額）を公務等障害共済年金（経過的職域）の額とします（令和4年度の最低保障額）。

ア 1級 4,136,000円

イ 2級 2,554,500円 - 厚生年金相当額 = 最低保障年金額

ウ 3級 2,311,300円

■ 傷病・障害補償年金との調整

地方公務員災害補償基金から「傷病補償年金」又は「障害補償年金」の支給を受けることになった場合（基金の傷病等級：1級～7級に該当）は、これらの補償年金が支給される間、公務等障害共済年金（経過的職域）の全部又は一部の支給が停止されます。

■ 障害の程度が変わった場合の年金額の改定、障害の状態に該当しない間の支給停止、障害の状態に該当しない場合の失権

障害厚生年金と同じ取扱いです。

■ 組合員である間の支給停止

障害共済年金（経過的職域）の受給権者が共済組合員であるときは、組合員である間、全額が支給停止になります。

3 | 障害基礎年金

1 支給要件

障害基礎年金は、初診日において次の①又は②に該当し③の要件を満たしている方が、障害認定日において1級又は2級の障害の状態にあるときに日本年金機構から支給されます。

- ① 国民年金被保険者であること*。
- ② 国民年金被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。
- ③ 初診日の前日において保険料納付要件（P.106～107参照）を満たしていること。

※ 厚生年金の被保険者は国民年金第2号被保険者ですが、老齢基礎年金を受給することのできる65歳以降においては、国民年金の第2号被保険者ではなくなります。そのため、65歳以降に初診日のある厚生年金被保険者（共済組合員）については、障害認定日に1級又は2級の障害の状態に該当したとしても、障害基礎年金は支給されず、1級又は2級の障害厚生年金のみ支給されます。

2 事後重症制度

障害認定日において1級又は2級の障害の状態になかったが、その後その症状が悪化し、65歳の誕生日の前々日までの間に、1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、年金を請求した月の翌月分から年金が支給されます。

* 障害厚生年金の事後重症と同じ制度ですが、障害基礎年金には障害等級の3級がなく、また、障害基礎年金と障害厚生年金の障害等級は必ず一致します。そのため、3級の障害厚生年金を受給している方が65歳を過ぎてから症状が増進し、1級又は2級に該当する障害の状態になったとしても、障害基礎年金を受給することはできず、障害厚生年金が1級又は2級に増進改定することはありません（P.105～106参照）。

3 年金額

令和4年度額

- 障害等級1級 972,250円（2級：777,800×1.25）
- 障害等級2級 777,800円
- 子の加算額（18歳到達年度の末日までの子又は20歳未満で1・2級の障害の状態にある子）
2人までは1人につき 223,800円
3人目からは1人につき 74,600円

■ 障害の程度が変わった場合の年金額の改定、障害の状態に該当しない間の支給停止、障害の状態に該当しない場合の失権
障害厚生年金と同じ取扱いです。

■ 20歳前に初診日がある傷病による障害基礎年金について

20歳前に初診日のある障害については、20歳に達したときに支給される障害基礎年金と20歳に達する前から支給される障害基礎年金があります。

① 20歳に達したときから支給される障害基礎年金

国民年金に加入していない20歳未満の期間中に初診日がある方については、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳到達日において、障害認定日が20歳到達日以後であるときはその障害認定日において、1級又は2級の障害の状態にあるときに障害基礎年金が支給されます。

国民年金未加入者の年金であるため、前年の所得が政令で定める一定額を超える場合は、年金額の全部又は一部が支給停止されます。

② 20歳未満の障害認定日から支給される障害基礎年金

20歳未満の初診日において厚生年金被保険者（共済組合員）であった方については、国民年金第2号被保険者であるため、障害認定日において1級又は2級の障害の状態にあるときは、20歳未満であっても障害厚生年金と併せて障害基礎年金が支給されます。①のように前年の所得額に応じて支給停止されることはありません。

4 | 障害手当金**① 支給要件**

障害手当金は、病気にかかり、又は負傷した方で、その傷病に係る初診日において厚生年金の被保険者（共済組合員）であった方が、初診日から起算して5年以内にその傷病が治った日において、その傷病により軽度の障害の状態（P.119～121「障害等級表」参照）にあるときに支給される一時金です。

障害厚生年金と同様に、保険料納付要件を満たしている必要があります。

② 障害手当金の額

障害等級3級の障害厚生年金額の2倍に相当する額です。

③ 支給調整

障害の程度を定める日に次のいずれかに該当する方には、障害手当金は支給されません。

- ① 年金の受給権者（1～3級の障害の状態に該当しなくなった日から3年を経過した障害基礎年金、障害厚生年金の受給権者で、今も障害の状態に該当しない者を除く。）
- ② 同一傷病についての地方公務員災害補償法による障害補償の受給権者

■ 障害手当金の請求手続

障害手当金を単独で請求することはできません。

障害厚生年金を請求していただき、障害の程度を審査した結果、障害手当金に該当する障害の程度と認定された場合に支給されます。

なお、初診日から起算して5年以内に傷病が治癒（症状固定）していることが支給要件なので、傷病手当金が適用される事例は稀です。

5 | 公務障害年金（年金払い退職給付）

公務障害年金は、公務により病気にかかり、又は負傷した方で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であった方が1級～3級の障害の状態にある場合に、障害厚生年金と併せて支給されます。

公務等障害共済年金（経過的職域）と異なり、「通勤災害」は対象となりません。

1 支給要件

次の①又は②の支給要件に該当するときに、障害厚生年金と併せて支給されます。

① 障害認定日による請求

次のアからウのすべてに該当する方は、障害認定日の属する月の翌月分から年金が支給されます。

- ア 地方公務員災害補償基金から「公務災害」の認定を受けている。
- イ 平成27年10月1日以後の共済組合員である間に初診日がある。
- ウ 障害認定日において、1級、2級又は3級に該当する障害の状態にある。

② 事後重症による請求

上記①のウ要件について、障害認定日において1級、2級又は3級の障害の状態になかった方が、その後その症状が悪化し、65歳の誕生日の前々日までの間に1級、2級又は3級に該当する障害の状態になったときは、年金を請求した月の翌月分から年金が支給されます。

2 年金額

次の計算式により計算された額です。

$$\text{① 公務障害年金算定基礎額} \div \text{② 公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢に応じた終身年金原価率} \times \text{③ 調整率}$$

① 公務障害年金算定基礎額は、次のアとイの合計額です。

ア 給付算定基礎額^{※1} × 5.334（障害等級1級の場合は8.001） ÷ 組合員期間月数^{※2} × 300

イ 給付算定基礎額^{※1} $\left[\begin{array}{l} \text{障害等級1級の場合は} \\ \text{給付算定基礎額に} \\ \text{1.25を乗じて得た額} \end{array} \right] \div \text{組合員期間月数}^{\text{※2}} \times \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間月数}^{\text{※2}} \\ \text{(300月以下のときは300月)} \end{array} \right] - 300\text{月}$

※1 給付算定基礎額は、公務障害年金受給権者が退職年金の受給権者である場合、次のとおりとなります。

- (1) 組合員期間^{※2}が10年未満の場合
⇒ 公務障害年金の給付事由が生じた日における終身退職年金算定基礎額 × 4
- (2) 組合員期間^{※2}が10年以上の場合
⇒ 公務障害年金の給付事由が生じた日における終身退職年金算定基礎額 × 2

※2 組合員期間は、平成27年10月1日以降の期間となります。

- ② 終身年金原価率は、年齢が64歳に満たないときは、64歳（当分の間、59歳に満たないときは59歳）に応じた終身年金原価率で計算されます。
- ③ 調整率 = 公務障害年金を支給する各年度における国民年金法の改定率 ÷ 公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率

■ 最低保障額

上記計算式による年金額が、障害等級に応じた次のアからウまでに掲げる金額から厚生年金相当額（障害厚生年金受給権者が有する「障害厚生年金」、「老齢厚生年金」又は「遺族厚生年金」の額のうち最も高い額）を控除して得た額より少ないときは、当該金額（控除して得た額）を公務障害年金の額とします。（令和4年度の最低保障額）

ア	1級	4,136,000円	} - 厚生年金相当額 = 最低保障年金額
イ	2級	2,554,500円	
ウ	3級	2,311,300円	

■ 傷病・障害補償年金との調整

地方公務員災害補償基金から「傷病補償年金」又は「障害補償年金」の支給を受けることになった場合（基金の傷病等級：1級～7級に該当）は、公務等障害共済年金（経過的職域）の場合と異なり、地方公務員災害補償基金が支払う「傷病補償年金」又は「障害補償年金」が減額調整されます。

■ 組合員である間の支給停止

公務障害年金の受給権者が共済組合員であるときは、組合員である間、全額が支給停止になります。

6 | 厚生年金被保険者である間の支給停止について

障害厚生年金及び障害基礎年金は、在職中（厚生年金に加入）の方にも支給されます。総報酬月額相当額に応じた支給額調整は行われません。ただし、公務員共済組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金（経過的職域）及び公務障害年金の全額が支給停止になります。

受給年金 厚生年金加入種別	障害厚生年金	障害基礎年金	障害共済年金 (経過的職域)	公務障害年金
第1号厚生年金被保険者	全額支給	全額支給	全額支給	全額支給
第2・3号厚生年金被保険者 (公務員共済組合員)	全額支給	全額支給	(全額停止)	(全額停止)
第4号厚生年金被保険者 (私学共済)	全額支給	全額支給	全額支給	全額支給

7 | 障害年金請求手続

1 請求先

平成 27 年 10 月 1 日（被用者年金制度の一元化法施行日）以降に受給権が発生する老齢厚生年金（「退職共済年金（経過的職域）」を含む。）及び遺族厚生年金（「遺族共済年金（経過的職域）」を含む。）については、各年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）で統一した請求様式を使用し、どの年金実施機関においても年金請求手続を行うことができるようになりました。

しかし、障害厚生年金（「障害共済年金（経過的職域）」を含む。）及び公務障害年金の年金請求については、ワンストップサービスの対象外とされていますので、必ず、初診日において加入していた年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）に年金請求をしてください。

なお、障害基礎年金については、初診日において加入していた年金実施機関が障害厚生年金と併せて年金請求の事務処理を行います。

2 請求時の事前確認

傷病の状況を確認した上で請求書等を送付しますので以下に連絡をお願いします。

0 5 7 0 - 0 3 - 4 1 6 5 【ナビダイヤル】

◆ 主な確認事項

- ・ 職員番号 ・ 氏名 ・ 初診日 ・ 傷病名 ・ 電話番号
- ・ 納付要件を満たしているか
- ・ 医療機関等で「初診日」の証明が受けられるか
- ・ 請求方法（障害認定日による請求又は事後重症による請求）

* メールにて問合せをする場合は、件名を【障害年金の請求について】とし、上記（主な確認事項）を記入してください。

* 来庁し相談される場合は事前に日時の予約をお願いします。

予約がなく来庁された場合は対応できないことがありますのでご承知おきください。

● 注意事項 ●

- 初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。
- 障害認定日とは、障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、又は1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。
- 障害厚生年金等の障害の等級は障害者手帳の等級とは異なります。
- 傷病手当金を受給している場合は、請求日によって傷病手当金の返還となる場合があります。
- 傷病の原因が公務上の場合は提出書類が通常とは異なります。

3 請求時の提出書類の留意点

① 初診日の証明書

障害厚生年金の請求に当たっては、初診日を証明する書類（初診時の医療機関が作成した「受診状況等証明書」）の提出が必要です。医療機関が閉鎖されたり、カルテが保存期間5年を経過しているなどにより破棄されて初診日を証明する書類を提出できない場合は、たとえ1～3級に該当する障害の状態にあったとしても、障害年金を請求することはできません。厚生年金の被保険者（共済組合員）である間に初診日があることが障害厚生年金の支給要件であるため、初診日については厳格な審査を行います。

なお、「受診状況等証明書」を提出することができない場合であっても、複数の資料を提出することにより、請求者が申し立てている初診日が認められる場合があります。具体的には、次の条件を満たしていることが必要です。

ア 初診日について、複数の第三者（同僚・友人・民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考となる書類が提出され、第三者証明の信憑性が高いと認められたとき。

イ 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出されたとき。

② 診断書

障害年金を請求するには、障害年金請求用「診断書」を添付する必要があります。診断書には、具体的な障害の程度が明確に判断できるよう8種類の様式があります。

ア 眼の障害用（様式第120号の1）

イ 聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用（様式第120号の2）

ウ 肢体の障害用（様式第120号の3）

エ 精神の障害用（様式第120号の4）

オ 呼吸器疾患の障害用（様式第120号の5）

カ 循環器疾患の障害用（様式第120号の6-(1)）

キ 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用（様式第120号の6-(2)）

ク 血液・造血器・その他の障害用（様式第120号の7）

③ その他添付書類

診断書のみで障害の程度を審査することが難しい場合は、必要に応じて診療録（写）等の提出をお願いしています。

4 再審査の手続

- おおむね誕生月の3か月前の月末に診断書、日常生活に関する申立書（精神を除く）を送付いたしますので期日までに提出をお願いします。
- 診断書内の現症年月日は、誕生月の前3か月以内となっていることが必要です。
- 診断書が未提出の場合、障害年金が支給停止になることがあります。

5 障害の状態が重くなった場合の提出書類

- ① 請求書
- ② 診断書（診断書内の現症年月日は、請求日の前3か月以内となっていることが必要です。）

8 | 障害等級表

1 国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1 級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの <p>2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの <p>2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p>

2 級	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考

* 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2 厚生年金保険法施行令別表第1

障害の程度	障害の状態
3 級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の10趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考

* 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

* 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

* 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

* 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

3 厚生年金保険法施行令別表第2〔障害手当金〕

障害の程度	障害の状態
障害 手 当 金	1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
	2 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
	3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
	5 両眼の調節機能及び輻輳（ふくそう）機能に著しい障害を残すもの
	6 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
	7 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	8 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	9 脊柱の機能に障害を残すもの
	10 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	11 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	12 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
	13 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
	14 一上肢の2指以上を失ったもの
	15 一上肢のひとさし指を失ったもの
	16 一上肢の3指以上の用を廃したもの
	17 ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
	18 一上肢のおや指の用を廃したもの
	19 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
	20 一下肢の5趾の用を廃したもの
	21 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考

- *1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- *2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- *3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- *4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- *5 趾の用を廃したものとは、第1趾を末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

● 遺族年金（遺族厚生年金・遺族基礎年金・遺族共済年金（経過的職域）・公務遺族年金） ●

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者（共済組合員は第3号被保険者。以下同じ。）又は被保険者であった方（支給要件は1-2を参照のこと。）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた「遺族」に対して支給されます。

また、子のある配偶者又は子が遺族である場合は「遺族基礎年金」が、平成27年9月以前の共済組合員期間がある方が死亡した場合は「遺族共済年金（経過的職域）」が、併せて支給されます（子の範囲は1-1を参照のこと。）。

なお、死亡の原因となった公務による傷病に係る初診日（公務負傷発生日）が平成27年10月以後にある場合は、「公務遺族年金」が支給されます。

◆ 遺族に支給される年金の種類

	遺 族		
	子のある配偶者又は子	子のない配偶者	父母・孫・祖父母
共 済 組 合 か ら 支 給	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金
	中高齢寡婦加算額(遺族が妻の場合) 【遺族基礎年金受給中は支給停止】	中高齢寡婦加算額 (遺族が妻の場合)	
	遺族共済年金(経過的職域) 【平成27年9月以前の 共済組合員期間分】	遺族共済年金(経過的職域) 【平成27年9月以前の 共済組合員期間分】	遺族共済年金(経過的職域) 【平成27年9月以前の 共済組合員期間分】
	公務遺族年金* 【初診日(公務負傷発生日) が平成27年10月以降】	公務遺族年金* 【初診日(公務負傷発生日) が平成27年10月以降】	公務遺族年金* 【初診日(公務負傷発生日) が平成27年10月以降】
日本年金機構 か ら 支 給	遺族基礎年金		※ 公務遺族年金が支給される場合は、公務等遺族共済年金 (経過的職域)は支給されません。

◆ 支給される組合せ

		子のある配偶者	子のない配偶者
初診日が平成27年9月以前にある傷病が原因で、平成27年10月以降死亡	公務等(公務災害又は通勤災害)によらない死亡	遺族厚生年金 + 公務外遺族共済年金(経過的職域) + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務外遺族共済年金(経過的職域)
	公務等(公務災害又は通勤災害)による死亡	遺族厚生年金 + 公務等遺族共済年金(経過的職域) + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務等遺族共済年金(経過的職域)
初診日が平成27年10月以降にある傷病が原因で、平成27年10月以降死亡	公務災害によらない死亡	遺族厚生年金 + 公務外遺族共済年金(経過的職域) + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務外遺族共済年金(経過的職域)
	公務災害による死亡	遺族厚生年金 + 公務遺族年金 + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務遺族年金
	通勤災害による死亡	遺族厚生年金 + 公務等遺族共済年金(経過的職域) + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務等遺族共済年金(経過的職域)

1 | 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者（共済組合員）又は被保険者（共済組合員）であった方が、下記②支給要件（P.125 参照）のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持されていた「遺族」に支給されます。

1 遺族とは

「遺族」とは、厚生年金被保険者（共済組合員）又は被保険者（共済組合員）であった方の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた次の①～④に該当する方をいいます（次ページ「生計維持関係の認定基準」参照）。

遺族は、①～④の順に優先順位が定められており、遺族厚生年金の支給を受けるには、生計維持関係のある「遺族」として認定される必要があります。

上位順位の遺族が遺族厚生年金を受けると、後順位の遺族は遺族厚生年金を受けることができません。また、上位順位者の死亡等により受給権（年金を受ける権利）が消滅したとしても、後順位の方に遺族厚生年金の権利が移ることはありません。

① 配偶者と子

配偶者と子は同順位です。

ア 配偶者が「夫」の場合は、厚生年金被保険者（共済組合員）又は被保険者であった方の死亡の当時、55歳以上である方に限ります。

イ 「子」の場合は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間（通常は高校3年生の3月末日）にある未婚の子、又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある20歳未満の未婚の子に限ります。

② 父母（配偶者及び子がない場合）

厚生年金被保険者（共済組合員）又は被保険者であった方の死亡の当時、55歳以上である方に限ります。

③ 孫（配偶者、子及び父母がない場合）

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある20歳未満の未婚の孫に限ります。

④ 祖父母（配偶者、子、父母及び孫がない場合）

厚生年金被保険者（共済組合員）又は被保険者であった方の死亡の当時、55歳以上である方に限ります。

（注1） ②から④の遺族については、遺族が2人以上の場合、年金額を受給権者の数で除した金額をそれぞれの遺族に支給します。

（注2） 配偶者については、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

（注3） 子、父母については、養子、養父母も含まれます。（養子縁組者）

◆ 生計維持関係の認定基準

遺族に係る生計維持関係の認定基準は、厚生労働省により次のとおり定められています。

1 生計同一に関する認定要件

① 生計維持認定対象遺族が配偶者又は子の場合

- ア 住民票上同一世帯に属しているとき。
- イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき。
- ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき。
 - イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき。
 - (a) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。
 - (b) 定期的に音信、訪問が行われていること。

② 生計維持認定対象遺族が父母、孫、祖父母の場合

- ア 住民票上同一世帯に属しているとき。
- イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき。
- ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき。
 - イ 生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき。

③ 認定の方法

生計同一を証明する書類の提出が必要です。法律婚による配偶者であっても、死亡した方と住民票上の住所が異なる場合は、申立書、理由書、その他の証明書類をご提出いただき、住民票上の住所が異なっていたことが止むを得ない事情によるものであること及び生計を同じくしていたことの審査を行います。

* 生計維持関係の認定基準では、死亡した方と遺族の住所が住民票上同一であることを生計同一関係認定の原則としています。

そのため、死亡した方と遺族が別居していた（住民票上の住所が異なる）場合は、経済的援助（生活費の送金）や定期的な音信・訪問を証明する書類が必要になることがありますので、十分ご注意ください。

2 収入に関する認定要件

生計維持認定対象遺族には、収入に関する要件があります。厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる方については、遺族として認定することができません。次のいずれかの収入要件に該当することが必要です。

- ア 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であること。
- イ 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること。
- ウ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記ア及びイに該当すること。
- エ 前記のア、イ又はウに該当しないが、定年退職等の事情により、近い将来（おおむね5年6か月以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められること。

2 支給要件

厚生年金の被保険者（共済組合員）又は被保険者（共済組合員）であった方が、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に、「遺族」に支給されます。

- ① 厚生年金被保険者（共済組合員）が死亡したとき（在職死亡）。
- ② 厚生年金被保険者（共済組合員）であった方が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。
- ③ 障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金、平成27年9月以前に決定した既裁定の障害共済年金又は昭和61年3月以前に決定した旧法の障害年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金、平成27年9月以前に決定した既裁定の退職共済年金若しくは昭和61年3月以前に決定した旧法の退職年金等の受給権者又は被保険者期間等（国民年金・厚生年金の保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間等）が25年以上ある方が死亡したとき。
- ⑤ 上記要件①と②に該当する場合は、次の保険料納付要件を満たしていること。
 - ア 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。
 - イ 死亡日が令和8年4月1日前であるときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。

3 年金額

支給要件の「①②③」と「④」は、それぞれ年金額の計算方法が異なります。①②③の要件を「短期要件」、④の要件を「長期要件」といいます。

「短期要件」と「長期要件」の両方に該当する場合は、短期要件①②③の該当状況、死亡した方の生年月日、共済組合員期間などを考慮のうえ、年金額が有利な（決定額が多い）要件を適用して遺族厚生年金を決定します。

短期要件と長期要件の計算例は下記のとおりです。

受給権発生要件	年金額
支給要件 ①②③ 【短期要件】	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 7.125/1000 \times (A) \text{の期間月数}^{\ast 1} \times 3/4 \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 5.481/1000 \times (B) \text{の期間月数}^{\ast 1} \times 3/4 \end{aligned}$
支給要件 ④ 【長期要件】	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 7.125/1000^{\ast 2} \times (A) \text{の期間月数} \times 3/4 \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 5.481/1000^{\ast 2} \times (B) \text{の期間月数} \times 3/4 \end{aligned}$

※1 短期要件①～③の被保険者期間月数について

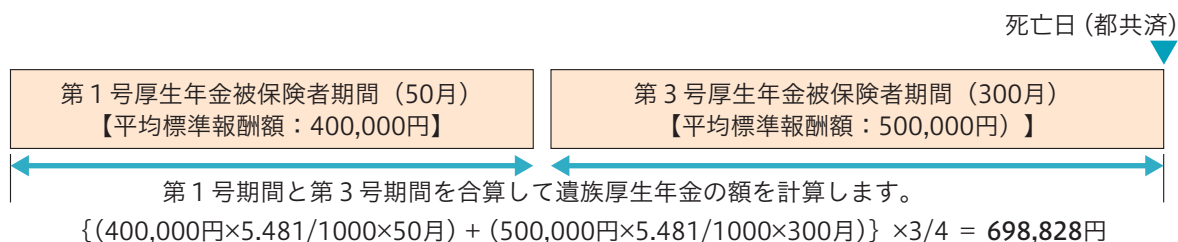
ア 厚生年金被保険者期間が300月に満たないときは、300月として計算します。

イ 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の死亡に係る「短期要件」の遺族厚生年金においては、死亡した方が有していた2つ以上の厚生年金被保険者期間を合算し、一つの種別の厚生年金被保険者期間のみを有するものとみなして年金額を計算します。

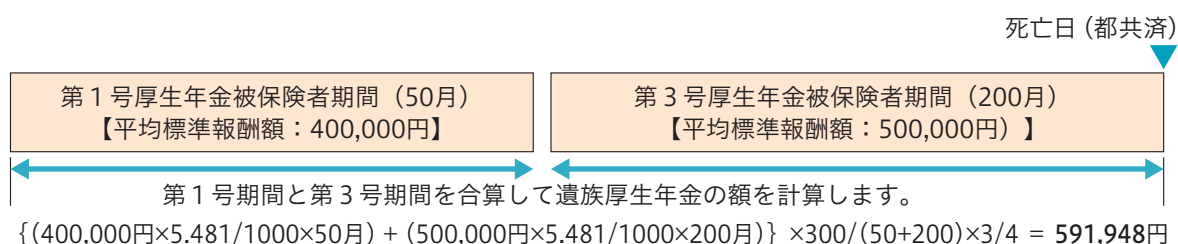
この場合においては、「短期要件」に該当していた年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）において他の年金実施機関の加入期間分も含めて年金額が算定され、遺族厚生年金が支給されます。

◆ 2つ以上の厚生年金保険の被保険者種別を有する方の死亡に係る遺族厚生年金の計算事例

● 短期要件の①在職死亡で算定した場合



● 短期要件の①在職死亡で、厚生年金保険期間が300月に満たないとき



● 注意事項 ●

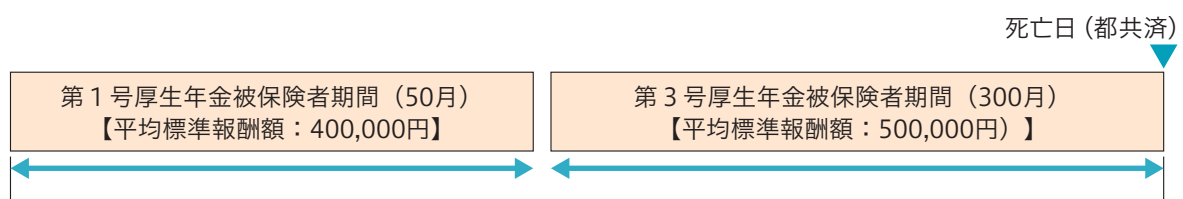
厚生年金第3号被保険者（都共済）加入中の在職死亡のため、遺族厚生年金の決定事務及び年金支給は、都共済が行います。

※2 長期要件④の給付乗率等について

- ア 死亡した方の生年月日が昭和21年4月1日以前である場合、生年月日に応じた給付乗率の経過措置が設けられています。(高齢の方ほど年金額は高くなります)
具体的には、平成15年3月31日までの期間については9.5/1000～7.125/1000、平成15年4月1日以降の期間は7.308/1000～5.481/1000です。
- イ 短期要件のような300月保障はなく、実組合員月数で計算されます。
- ウ 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の死亡に係る「長期要件」の遺族厚生年金においては、死亡した方が有していた第1号から第4号までの各号の被保険者期間ごとに、各号の年金実施機関がそれぞれ年金額を決定し、支給します。

◆ 2つ以上の厚生年金保険の被保険者種別を有する方の死亡に係る遺族厚生年金の計算事例

● 長期要件④で算定した場合



第1号期間と第3号期間の遺族厚生年金は、別個に計算されます。

- 第1号厚生年金保険被保険者期間(50月)に係る遺族厚生年金 → 日本年金機構が決定事務及び年金支給を行います。 $(400,000 \text{円} \times 5.481/1000 \times 50 \text{月}) \times 3/4 = 82,215 \text{円}$
- 第3号厚生年金保険被保険者期間(300月)に係る遺族厚生年金 → 都共済が決定事務及び年金支給を行います。 $(500,000 \text{円} \times 5.481/1000 \times 300 \text{月}) \times 3/4 = 616,613 \text{円}$

■ 中高齢寡婦加算額

遺族厚生年金の受給権者である妻が65歳に達するまでの間、加算されます。加算の要件は次のとおりです。

① 死亡した夫の要件

- ア 短期要件による死亡であること。
- イ 長期要件による死亡の場合は、厚生年金の被保険者期間(第1号～第4号期間の合計)が20年以上であること。

② 受給権者である妻の要件

- ア 夫の死亡の当時、40歳以上65歳未満であること。
- イ 夫の死亡の当時40歳未満であるが、夫の死亡時から生計同一の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子がいること。

③ 加算額

583,400円(令和4年度額)

④ 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する夫が死亡した場合(長期要件による決定)

加入期間が最も長い年金実施機関の遺族厚生年金に加算されます。加入期間が同じ場合は、第1号期間～第4号期間の優先順で加算されます。

⑤ 支給停止

遺族基礎年金が支給されているときは、その間、支給が停止されます。

* 妻が65歳になると、昭和31年4月1日以前生まれの妻には、生年月日に応じて決められた「経過的寡婦加算額」が引き続き支給されます。

■ 遺族厚生年金の支給停止

① 年齢による支給停止

夫、父母又は祖父母については、60歳に達するまで遺族厚生年金の支給が停止されます。ただし、遺族基礎年金の受給権を有する夫については、支給が停止されません。

② 同順位者である配偶者と子の間の支給停止

配偶者と子が受給権を有する場合は、配偶者を優先します。子に対する遺族厚生年金は全額支給停止されます。

■ 遺族厚生年金の失権

① 一般的な失権

遺族厚生年金の受給権者が、次のいずれかに該当したときは、遺族厚生年金を受給する権利を失います。

- ア 死亡したとき（次順位の遺族に転給しません。）。
- イ 婚姻したとき（事実婚を含みます。）。
- ウ 直系血族及び直系姻族以外の養子となったとき（届け出をしていない事実上養子縁組関係を含みます。）。
- エ 離縁によって親族関係が終了したとき。

② 子又は孫のみに係る失権

子又は孫が、次のいずれかに該当したときは、受給する権利を失います。

- ア 子又は孫が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
- イ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子又は孫について、障害の程度が減退し、1級又は2級に該当しなくなったとき。
- ウ 障害等級の1級又は2級に該当する障害状態にある子又は孫が20歳に達したとき。

③ 若年配偶者（妻）に係る失権

受給権者が30歳未満の妻である場合は、次のいずれかに定める日から起算して5年を経過したときは、受給する権利を失います。

- ア 受給権を取得した当時において30歳未満である妻が、同一の支給事由による遺族基礎年金の受給権を有しないとき（子がない場合）は、遺族厚生年金の受給権を取得した日（夫が死亡した日）から5年を経過したとき。
- イ 遺族厚生年金と同一の支給事由による遺族基礎年金の受給権を有する妻が、30歳に達する日前に遺族基礎年金の受給権が消滅したとき（遺族に該当する子がいなくなったとき）は、消滅した日から5年を経過したとき。

2 | 遺族共済年金（経過的職域）【公務外・公務等】

遺族共済年金（経過的職域）は、平成 27 年 10 月以後において、平成 27 年 9 月以前の共済組合員期間を有する共済組合員又は共済組合員であった方が下記 2 支給要件のいずれかに該当するとき、遺族厚生年金と併せてその方の遺族に支給されます。

1 遺族の範囲について

遺族厚生年金に係る遺族と同じです（前記のとおり）。

2 支給要件

- ① 共済組合員が死亡したとき（在職死亡）。
- ② 共済組合員であった方が、退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により、初診日から起算して 5 年を経過する日前に死亡したとき。
- ③ 障害等級が 1 級若しくは 2 級に該当する障害の状態にある障害共済年金（経過的職域）、平成 27 年 9 月以前に決定した既裁定の障害共済年金又は昭和 61 年 3 月以前に決定した旧法の障害年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 退職共済年金（経過的職域）、平成 27 年 9 月以前に決定した既裁定の退職共済年金若しくは昭和 61 年 3 月以前に決定した旧法の退職年金等の受給権者又は組合員期間等（組合員期間、国民年金・厚生年金の保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間等）が 25 年以上ある方が死亡したとき。
- ⑤ 上記要件①と②に該当する場合は、次の保険料納付要件を満たしていること。
 - ア 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が 3 分の 2 以上あること。
 - イ 死亡日が令和 8 年 4 月 1 日前であるときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納期間がないこと。

3 年金額

遺族厚生年金と同様に、支給要件の「①②③」（短期要件）と「④」（長期要件）は、それぞれ年金額の計算方法が異なります。

「短期要件」と「長期要件」の両方に該当する場合は、短期要件①②③の該当状況、死亡した方の共済組合員期間などを考慮の上、年金額が有利な（決定額が多い）要件を適用して遺族共済年金（経過的職域）を決定します。

短期要件と長期要件の計算例は後記のとおりです。

① 公務等によらない死亡に係る年金額

受給権発生要件	年金額
支給要件 ①②③ 【短期要件】	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ & \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (\text{A}) \text{の期間月数}^{\ast 1} \times 3/4 \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ & \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (\text{B}) \text{の期間月数}^{\ast 1} \times 3/4 \end{aligned}$
支給要件 ④ 【長期要件】	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ & \text{平均給料月額} \times \left\{ \begin{array}{l} 1.425/1000 \text{ (組合員期間 20年以上の方)}^{\ast 2} \\ 0.713/1000 \text{ (組合員期間 20年未満の方)}^{\ast 2} \end{array} \right\} \times (\text{A}) \text{の期間月数} \times 3/4 \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ & \text{平均給与月額} \times \left\{ \begin{array}{l} 1.096/1000 \text{ (組合員期間 20年以上の方)}^{\ast 2} \\ 0.548/1000 \text{ (組合員期間 20年未満の方)}^{\ast 2} \end{array} \right\} \times (\text{B}) \text{の期間月数} \times 3/4 \end{aligned}$

■ 公務外遺族共済年金（経過的職域）の減額経過措置

令和7年10月1日以後に受給権が発生する遺族共済年金（経過的職域）は、毎年10月を切り替え月として2.5%ずつ決定年金額が引き下げられることになっています。最後の引き下げが行われるのは、令和16年10月以降に受給権発生する年金です。

	受給権発生年月	死亡した方が受給していた退職共済年金（経過的職域）に対する支給割合
遺族共済年金（経過的職域）	令和7年9月以前	75.0%
	令和7年10月～令和8年9月	72.5%
	令和8年10月～令和9年9月	70.0%
	令和9年10月～令和10年9月	67.5%
	令和10年10月～令和11年9月	65.0%
	令和11年10月～令和12年9月	62.5%
	令和12年10月～令和13年9月	60.0%
	令和13年10月～令和14年9月	57.5%
	令和14年10月～令和15年9月	55.0%
	令和15年10月～令和16年9月	52.5%
	令和16年10月以降	50.0%

② 公務等による死亡に係る年金額

受給権発生要件	年金額
支給要件 ①②③④ 【短期・長期要件】	平成15年3月31日までの組合員期間 (A)
	平均給料月額 × 3.206/1000 × (A) の期間月数 ^{※1}
	+
	平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)
	平均給与月額 × 2.466/1000 × (B) の期間月数 ^{※1}

※「公務等」による年金額は、地方公務員災害補償基金から「公務災害」又は「通勤災害」の認定を受けている方に適用されます。ただし、初診日が平成27年10月以降にある傷病が原因で平成27年10月以降に死亡された「公務災害」については、公務遺族年金が支給されます。

- ※1 短期要件①～③の被保険者期間月数について
 組合員期間の月数が300月に満たないときは、300月として計算します。
- ※2 長期要件④の給付乗率等について
 ア 死亡した方の生年月日が昭和21年4月1日以前である場合、生年月日に応じた給付乗率の経過措置が設けられています。(高齢の方ほど年金額は低くなります)
 具体的には、平成15年3月31日までの期間については0.475/1000～1.425/1000(20年以上)、0.238/1000～0.713/1000(20年未満)、平成15年4月1日以降の期間は0.365/1000～1.096/1000(20年以上)、0.183/1000～0.548/1000(20年未満)です。
 イ 短期要件のような300月保障はなく、実加入月数で計算されます。

■ 最低保障額

上記計算式による年金額が、1,033,900円から厚生年金相当額(P.112「公務等障害共済年金(経過的職域)」参照)を控除して得た額より少ないときは、当該金額(控除して得た額)を公務等遺族共済年金(経過的職域)の額とします。(令和4年度の最低保障額)

■ 遺族補償年金との調整

地方公務員災害補償基金から「遺族補償年金」の支給を受けることになった場合は、当該遺族補償年金が支給される間、公務等遺族共済年金(経過的職域)の全部又は一部の支給が停止されます。

■ 遺族共済年金(経過的職域)の支給停止

遺族厚生年金と同じです。

■ 遺族共済年金(経過的職域)の失権

遺族厚生年金と同じです。

3 | 遺族基礎年金

1 支給要件

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者又は被保険者であった方が、次の要件に該当したときに、死亡した方の配偶者又は子に日本年金機構から支給されます。

- ① 国民年金被保険者が死亡したとき^{*}。
- ② 国民年金被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である方が死亡したとき。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が25年以上である方に限ります。）が死亡したとき。
- ④ 保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が25年以上である方が死亡したとき。
- ⑤ 上記要件①と②に該当する場合は、次の保険料納付要件を満たしていること。
 - ア 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。
 - イ 死亡日が令和8年4月1日前であるときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。

※ 厚生年金の被保険者は国民年金第2号被保険者ですが、老齢基礎年金を受給することのできる65歳以降においては、国民年金の第2号被保険者ではなくなります。

2 遺族の範囲について

遺族基礎年金を受給することができる遺族は、被保険者の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた配偶者又は子です。父母、孫及び祖父母には支給されません。

生計維持関係の認定基準は、遺族厚生年金と同じです。

① 配偶者の要件

死亡した方の配偶者であって、次の②に該当する子と生計を同じくしていること（配偶者が夫の場合であっても、老齢厚生年金のような「被保険者の死亡時55歳以上」の年齢要件はありません。）。

② 子の要件

死亡した方の子であって、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある未婚の子、又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある20歳未満の未婚の子。

3 年金額

① 配偶者の受給額

（令和4年度額）

区分	基本額	加算額	合計額
子が1人	777,800円	223,800円	1,001,600円
子が2人	777,800円	447,600円	1,225,400円
子が3人	777,800円	522,200円	1,300,000円

② 子の受給額

（令和4年度額）

区分	基本額	加算額	合計額
子が1人	777,800円	なし	777,800円
子が2人	777,800円	223,800円	1,001,600円
子が3人	777,800円	298,400円	1,076,200円

4 | 公務遺族年金（年金払い退職給付）

公務遺族年金は、共済組合員又は共済組合員であった方が、次の**1**支給要件のいずれかに該当するとき、その遺族に支給されます。

公務等遺族共済年金（経過的職域）と異なり、「通勤災害」は支給対象となりません。

1 支給要件

死亡の原因となった公務障害に係る初診日（初診日がない場合には、当該公務傷病の発した日）が平成27年10月以後である場合で、次の**1**～**3**の支給要件に該当するときに、遺族厚生年金と併せて支給されます。

- 1** 共済組合員が公務傷病により死亡したとき。
- 2** 共済組合員であった方が、退職後に、組合員であった間に初診日がある公務傷病により初診日から起算して5年を経過する日に死亡したとき。
- 3** 障害等級が1級又は2級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡したとき。

＊ **2****3**の支給要件について

1年以上の引き続き共済組合員期間があり、かつ、国民年金の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が25年以上ある方については、上記**2**と**3**の支給要件は次のとおりとなります。

- 2** 共済組合員であった方が、退職後に、組合員であった間に初診日がある公務傷病により死亡したとき。
- 3** 障害等級（1級～3級）に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡したとき。

2 遺族の範囲について

遺族厚生年金に係る遺族と同じですが、消防職員については遺族の特例措置があります。

消防職員が生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において火災の鎮火等一定の職務を遂行し、そのため公務傷病により死亡した場合には、その死亡した方と生計を同じくしていた遺族については、次の特例が適用されます。

- 1** 収入に関する認定要件に当てはまらなくても、遺族に該当するものとされます。
- 2** 夫、父母及び祖父母については、「組合員の死亡時55歳以上」の要件が適用されません。
- 3** 1級・2級の障害の状態にある子又は孫については、20歳に達しても受給権は消滅しません。

3 年金額

次の計算式により計算された額です。

$$\text{① 公務遺族年金算定基礎額} \div \text{② 死亡日における年齢に応じた終身年金原価率} \times \text{③ 調整率}$$

① 公務遺族年金算定基礎額は、次のアとイの合計額です。

ア 組合員期間が 300 月以上の場合 給付算定基礎額^{※1} × 2.25

イ 組合員期間が 300 月未満の場合 給付算定基礎額^{※1} × 2.25 ÷ 組合員期間月数^{※2} × 300

※1 給付算定基礎額は、公務遺族年金受給権者が退職年金の受給権者である場合、次のとおりとなります。

(1) 組合員期間^{※2}が 10 年未満の場合 ⇒ 死亡日における終身退職年金算定基礎額 × 4

(2) 組合員期間^{※2}が 10 年以上の場合 ⇒ 死亡日における終身退職年金算定基礎額 × 2

※2 組合員期間は、平成 27 年 10 月 1 日以降の期間となります。

② 終身年金原価率は、年齢が 64 歳に満たないときは、64 歳（当分の間、59 歳に満たないときは 59 歳）に応じた終身年金原価率で計算されます。

③ 調整率 = 公務障害年金を支給する各年度における国民年金法の改定率 ÷ 公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率

■ 最低保障額

上記計算式による年金額が、1,033,900 円から厚生年金相当額（P.112 参照）を控除して得た額より少ないときは、当該金額（控除して得た額）を公務遺族年金の額とします。（令和 4 年度の最低保障額）

■ 公務遺族年金支給停止

遺族厚生年金と同じです。

■ 公務遺族年金の失権

遺族厚生年金と同じです。

5 | 厚生年金被保険者である間の支給について

遺族厚生年金、遺族共済年金（経過的職域）、遺族基礎年金及び公務遺族年金は、厚生年金加入中（第 1 号～第 4 号被保険者）の遺族の方にも全額支給されます。

6 | 遺族厚生年金・遺族共済年金(経過的職域)の受給者の方が老齢年金の受給権を有する場合

[遺族厚生年金（1 号～4 号）・遺族共済年金（経過的職域）]（以下「遺族年金」といいます。）と自分自身の [老齢厚生年金（1 号～4 号）・退職共済年金（経過的職域）]（以下「老齢年金」といいます。）の受給権を有する遺族においては、受給時の年齢（65 歳未満時・65 歳以上時）によって受給する方法が異なります。

1 遺族年金受給権者が 65 歳未満のとき

遺族年金と老齢年金の年金額を比較し、受給する金額が多い方を選択することになります。（併給調整の制度により、両方受給することはできません。）

2 遺族年金受給権者が65歳以上のとき

① 一般原則

制度上、遺族年金と老齢年金のいずれかを選択することができなくなり、自分自身の老齢年金を優先して受給することになります^{※1}。

この場合において、遺族年金の額が老齢年金の額を上回るときは、その差額分が遺族年金として支給されます。

② 受給権者が配偶者である場合

①による老齢年金優先受給の一般原則が適用されますが、受給権者が配偶者の場合は、遺族年金の額の算定に当たって複雑な計算を行います。年金額算定の結果次第ですが、65歳未満のときと65歳以上のときとで遺族年金の年金額が異なることがあります。

遺族年金の受給権発生年齢が65歳未満であるときは、65歳到達時に遺族年金の額の見直し計算が行われます。

③ 受給権者が配偶者である場合の遺族年金の算定方法

次のア又はイのいずれか多い額を遺族年金の額として決定します。(計算式の詳細は前記のとおりです。なお、経過的職域の共済年金については、受給する年金の組み合わせによっては下記イと異なる計算方法になることがあります。)

ア 合算遺族給付

死亡者に係る『老齢厚生年金(第1号～第4号)』×3/4 + 死亡者に係る『退職共済年金(経過的職域)』×3/4

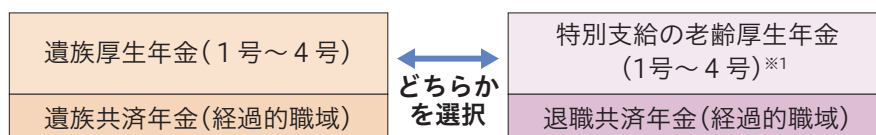
イ 次のアとイを合算した額

ア) アの額(合算遺族給付)×2/3

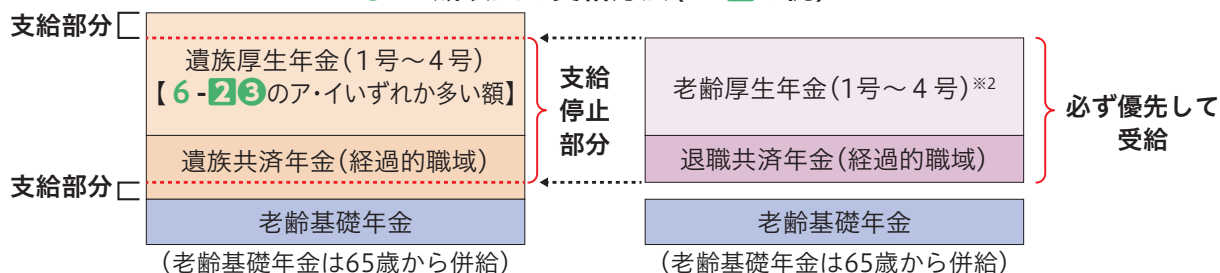
イ) 遺族(配偶者)に係る『老齢厚生年金(第1号～第4号)』×1/2 + 遺族(配偶者)に係る『退職共済年金(経過的職域)』×1/2

◆ 給付の構成図

● 60～64歳の受給方法(6-1の例)



● 65歳以上の受給方法(6-2の例)



※1 遺族に退職共済年金(経過的職域)が無いとき(2号、3号期間が無い場合)は、老齢年金を選択した場合においても遺族共済年金(経過的職域)は全額支給されます。

※2 遺族である妻が65歳以上において優先して受給することになる老齢厚生年金や退職共済年金(経過的職域)については、厚生年金(共済組合)に加入することにより、その全部又は一部が支給停止(在職老齢年金等)になることがありますが、この場合においても、遺族年金の支給停止相当額が変わることはありません。

◆ 遺族厚生年金の計算実例（妻が受給権者の場合）〔年金払い退職給付を除く。〕

1 夫婦がともに65歳以上で元公務員であった場合の受給例

① 死亡した夫が受けていた年金

- ア 老齢厚生年金：1,530,000円 報酬比例部分：1,500,000円；経過的加算（P.99参照：30,000円）
- イ 退職共済年金（経過的職域）：270,000円
- ウ 老齢基礎年金：777,800円
（合計年金額：2,577,800円）

* 夫が死亡すると、老齢厚生年金の経過的加算：3万円と老齢基礎年金：777,800円は失権します。

② 妻（昭和31年4月2日以後生まれ）が受けていた年金

- ア 老齢厚生年金：1,360,000円
- イ 退職共済年金（経過的職域）：240,000円
- ウ 老齢基礎年金：777,800円
（合計年金額：2,377,800円）

③ 夫婦2人の合計年金額

2,577,800円 (①) + 2,377,800円 (②) = 4,955,600円

④ 妻が受ける遺族年金の額

ア 遺族厚生年金

- ア 基本額：1,125,000円（1,500,000円 (①ア) × 3/4）
- イ 老齢1/2 + 遺族2/3 = 1,430,000円（680,000円 (②ア) × 1/2） + 750,000円 (④ア) × 2/3）
* ア < イ のため、1,430,000円で決定

イ 遺族共済年金（経過的職域）

- ア 基本額：202,500円（270,000円 × 3/4）
- イ 老齢1/2 + 遺族2/3 = 255,000円（120,000円 (②イ) × 1/2） + 135,000円 (④イ) × 2/3）
* ア < イ のため、255,000円で決定

ウ 妻が受ける遺族年金合計額

1,685,000円 (④の ア + イ の額)

エ 遺族年金支給停止額（優先して支給される老齢給付）

1,600,000円 (②の ア + イ の額)

オ 遺族年金差引支給額 (ウ - エ)

85,000円支給（遺族厚生年金：70,000円；遺族共済年金（経過的職域）：15,000円）

⑤ 妻が受給する年金総額

2,462,800円 (エ + オ + 老齢基礎年金)

⑥ 世帯収入（減収率）

(⑤ - ③) ÷ ③ = ▲ 50.3%

* 夫・妻が民間老齢厚生年金を受給していた場合等はより複雑になりますが、おおむねこの方式で算定されます。

2 夫婦がともに65歳以上で、妻が専業主婦（厚生年金加入歴なし）の受給例

夫の条件を**1**と同じとし、妻は老齢基礎年金のみ受給

- 1** 夫が受けていた年金額合計 2,577,800 円
- 2** 妻が受けていた年金額合計 777,800 円
- 3** 夫婦2人の合計年金額 3,355,600 円
- 4** 妻が受ける遺族年金の額 1,327,500 円 (1,125,000 円 (**4ア**ア) + 202,500 円 (**4イ**ア))
- 5** 妻が受給する年金総額 2,105,300 円 (**4** + 老齢基礎年金)
- 6** 世帯収入（減収率）
 $(5 - 3) \div 3 = \blacktriangle 37.3\%$

7 | 年金請求手続（請求先）

平成27年10月1日（被用者年金制度の一元化法施行日）以降に受給権が発生する被用者年金（障害年金を除く。）については、各年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）で統一した請求様式を使用し、いずれの年金実施機関でも年金請求手続を行うことができるようになりました。

遺族年金はワンストップサービスの対象とされていますので、最寄りの共済組合又は年金事務所に請求することができます。1か所の年金窓口で請求手続をすれば、すべての種別（1号～4号）の遺族厚生年金の決定が行われます。

経過的職域加算額（共済年金）

経過的職域加算額は、一元化改正前の職域年金相当部分（3階部分）が被用者年金制度の一元化に当たり廃止されたことに伴い、平成27年9月までの組合員期間を有する方に対して、経過措置として共済組合が支給するものです。

1 | 経過的職域加算額（共済年金）の種類

経過的職域加算額の年金には、老齢、障害、遺族の給付があり、それぞれに正式名称がありますが、年金証書等には下記の共済年金名称が記載されています。

老齢年金 **退職共済年金（経過的職域）**

障害年金 **障害共済年金（経過的職域）**

遺族年金 **遺族共済年金（経過的職域）**

（正式名称：旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付、旧職域加算遺族給付）

2 | 退職共済年金（経過的職域）

退職共済年金（経過的職域）は、下記の支給要件を満たしたときに、一元化前の平成27年9月までの共済組合員期間に係る年金を支給します。

1 | 支給要件

ア 65歳前の特別支給の退職共済年金（経過的職域）の受給要件

- ① 共済年金の支給開始年齢に達していること。
- ② 公的年金加入期間等が10年以上（平成29年8月より前は「25年以上」）であること。
- ③ 平成27年9月以前に1年以上の公務員組合員期間があること。

イ 65歳以降の本来支給の退職共済年金（経過的職域）の受給要件

- ① 65歳以上であること。
- ② 公的年金加入期間等が10年以上（平成29年8月より前は「25年以上」）であること。
- ③ 平成27年9月以前に1年以上の公務員共済組合員期間があること[※]。

※ 本来支給に関しては、平成27年9月までの1年未満の公務員組合員期間と当該期間に引き続く厚生年金被保険者期間（公務員厚年に限る）とを合算した期間が1年以上ある場合には、1年以上あるものとみなす。

2 年金額の計算

退職共済年金 (経過職域)	=	① 平成15年3月以前の 期間分の年金額	+	② 平成15年4月から平成27年9月 までの期間分の年金額
------------------	---	-------------------------	---	----------------------------------

① 平均給料月額 ^{※3} ×	$\left[\begin{array}{l} 1.425/1000 \\ \text{(組合員期間20年以上)} \\ 0.713/1000 \\ \text{(組合員期間20年未満)} \end{array} \right]$	×	共済組合員月数 平成15年3月まで
--------------------------	--	---	----------------------

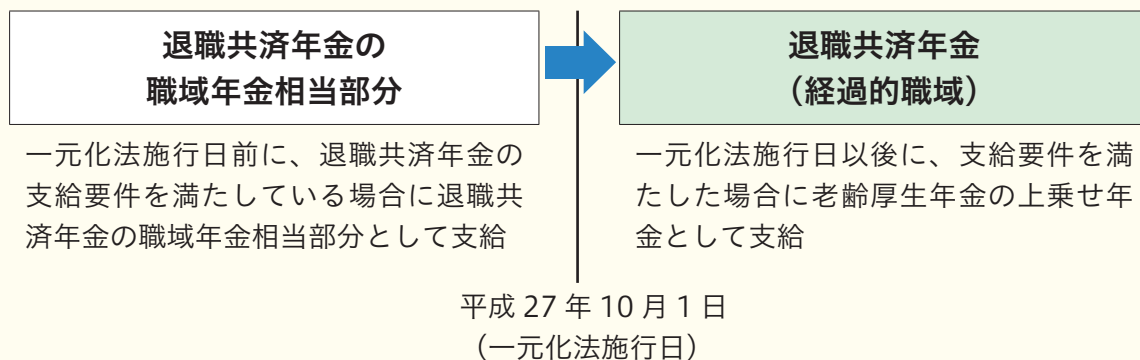
② 平均給与月額 ^{※4} ×	$\left[\begin{array}{l} 1.096/1000 \\ \text{(組合員期間20年以上)} \\ 0.548/1000 \\ \text{(組合員期間20年未満)} \end{array} \right]$	×	共済組合員月数 平成15年4月から 平成27年9月まで
--------------------------	--	---	-----------------------------------

※3、※4はP.98の※3、※4を参照。

3 退職共済年金の職域年金相当部分から退職共済年金（経過職域）への移行

平成27年10月1日時点で65歳未満であり、一元化改正前に特別支給の退職共済年金の受給権を有している場合には、65歳までは引き続き「退職共済年金の職域年金相当部分」が支給されます。

65歳以降は本来支給の老齢厚生年金の上乗せの年金として、退職共済年金（経過職域）の名称で支給されます。



3 | 障害共済年金（経過職域）

「障害共済年金（経過職域）」は、初診日が平成27年9月以前の共済組合員期間中にある場合であって、障害厚生年金（障害共済年金）が支給されるときに、併せて支給されます（詳しくはP.111を参照）。

4 | 遺族共済年金（経過職域）

「遺族共済年金（経過職域）」は平成27年9月までの共済組合員期間がある方が死亡した場合に支給されます。平成27年10月以降の公務災害（通勤災害を除く）による死亡の場合で「公務遺族年金（年金払い退職給付）」が支給される場合には、支給されません（詳しくはP.129を参照）。

5 | 経過的職域加算額の給付の制限

1 給付制限について

経過的職域加算額の「退職共済年金（経過的職域）」及び「障害共済年金（経過的職域）」は、組合員又は年金受給権者が、禁錮以上の刑や停職以上の懲戒処分を受けた場合又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合には、給付が制限されます（一元化前に発生した退職共済年金及び障害共済年金の職域年金相当部分も同様に給付が制限されます）。

なお、禁錮以上の刑に処せられて、その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた方が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、一部停止になっていた金額を遡って支給します。

また、給付制限を受けた方が死亡した場合には、その方の遺族が受給する遺族厚生年金の給付については、給付の制限は適用されません。

2 給付制限の期間及び制限額

組合員及び組合員であった方が以下の①～④のいずれかに該当した場合、各給付に対して、給付制限を行います。

給付制限は、給付の制限を開始すべき月から、併給調整、在職停止等により経過的職域加算額の支給を停止されている月を除き、通算して「60月」に達するまでの間に限って行われます。

ただし、禁錮刑の執行中は全額支給停止となります。

区分	制限額の計算式
① 禁錮以上の刑	退職共済年金 (経過的職域)の額 $\times \frac{50}{100}$ $\left(\text{禁錮刑の執行中} \frac{100}{100} \right)$
② 懲戒免職処分	退職共済年金 (経過的職域)の額 $\times \frac{\text{懲戒免職処分による退職に引き続く組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{50}{100}$
③ 停 職 処 分	退職共済年金 (経過的職域)の額 $\times \frac{\text{停職処分を受けた組合員期間の月数}^{**}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{25}{100}$
④ 退職手当支給 制限等処分	退職共済年金 (経過的職域)の額 $\times \frac{\text{退職手当支給制限等処分に係る組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{50}{100}$

※ 停職期間は1か月以上のもので、勤務した日があった月は対象となりません。

年金払い退職給付

「年金払い退職給付[※]」は、被用者年金制度の一元化に当たり共済年金の「職域年金相当部分（3階部分）」が廃止されたことに伴い、平成27年10月から新たな年金制度として創設されたもので、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料（掛金）で積み立てる「積立方式」による給付です。「年金払い退職給付」には、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

※「年金払い退職給付」の法律上の名称は「退職等年金給付」です。

1 | 年金払い退職給付の概要

- ① 「年金払い退職給付」は公的年金ではなく、退職給付の一部で民間の企業年金に相当するものです。
- ② 退職年金の半分は「有期年金」、半分は「終身年金」として支給されます。
- ③ 有期年金の支給期間は10年又は20年を選択できます（一時金の選択もできます。）。
- ④ 退職年金は原則として65歳から支給されますが、条件を満たせば、繰上げ、繰下げをすることもできます。繰上げ、繰下げをする場合は「有期年金（又は一時金）」「終身年金」を同時にすることが必要です。
- ⑤ 平成27年10月からの組合員期間について適用されます。
- ⑥ 本人死亡の場合は、終身部分は終了しますが、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。
- ⑦ 公務災害（通勤災害を除く）に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に「公務障害年金」、「公務遺族年金」が支給されます。
- ⑧ 受給中に在職者となった場合は支給停止となります。
- ⑨ 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。

2 | 保険料（掛金）と負担金

「年金払い退職給付」に要する費用は、組合員の保険料である「掛金」と、使用者（公共団体）が負担する「負担金」で賄われます。

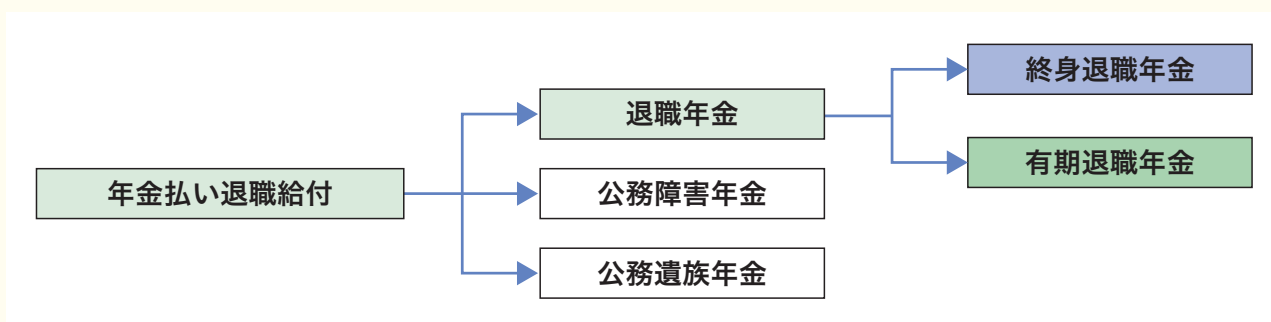
掛金及び負担金は、標準報酬月額及び標準賞与額等の額をもとに算出されますが、組合員の「掛金率」、使用者の「負担金率」は以下の通りです。

◆ 年金払い退職給付の掛金率と負担金率

掛金率	0.75%
負担金率	0.75%

3 | 年金払い退職給付の種類

「年金払い退職給付」には、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。「公務障害年金」、「公務遺族年金」は公務災害（通勤災害を除く）の場合に支給されます。



4 | 退職年金

1 退職年金の受給要件

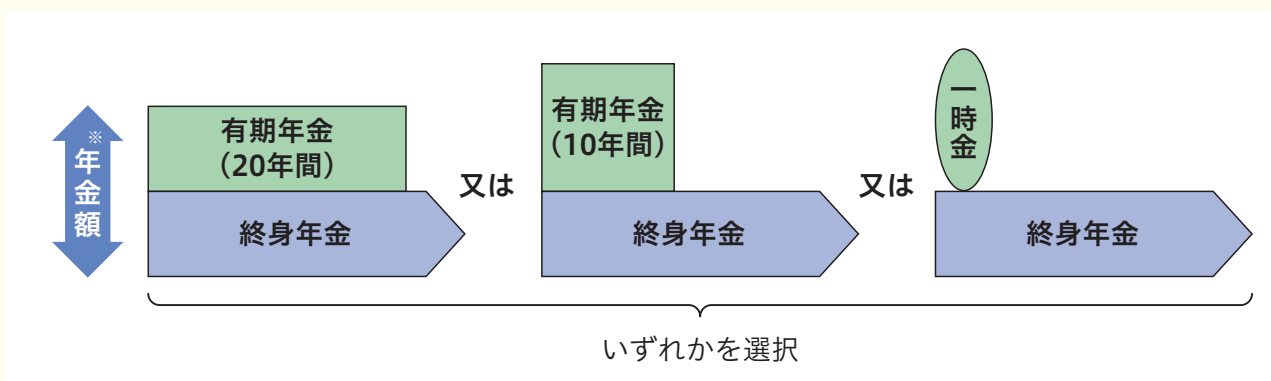
- ① 65歳以上であること。
- ② 退職していること。
- ③ 「平成27年10月1日」以後又は「平成27年10月1日に引き続く」1年以上の組合員期間を有していること。

2 退職年金の支給

退職年金は、退職時までに積み立てた「給付算定基礎額」の半分を「有期年金」、残りの半分を「終身年金」として支給します。「有期年金」は10年又は20年の支給期間を選択できます（一時金の選択も可能です）。

退職年金受給中の方が亡くなった場合は、終身年金の部分は終了しますが、有期年金部分は残余年月があれば、遺族に一時金を支給します。

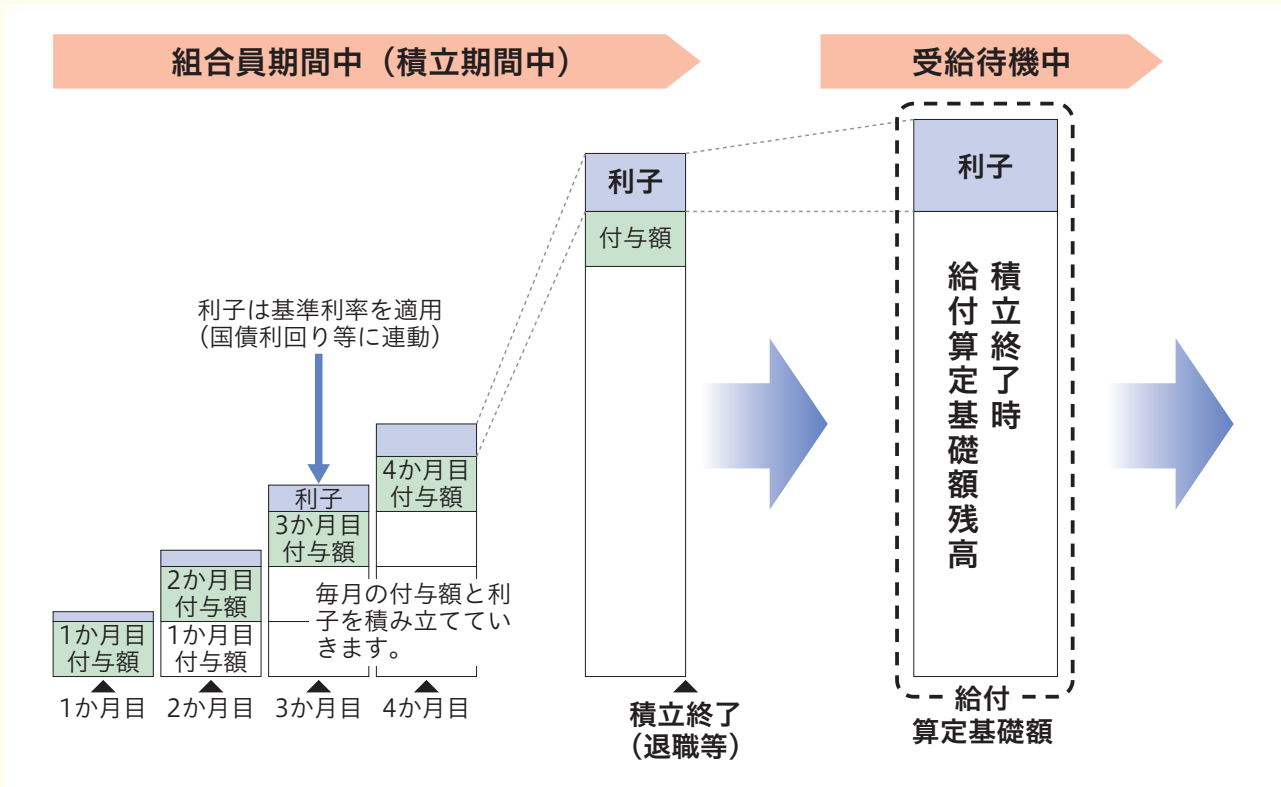
◆ 退職年金受取のイメージ



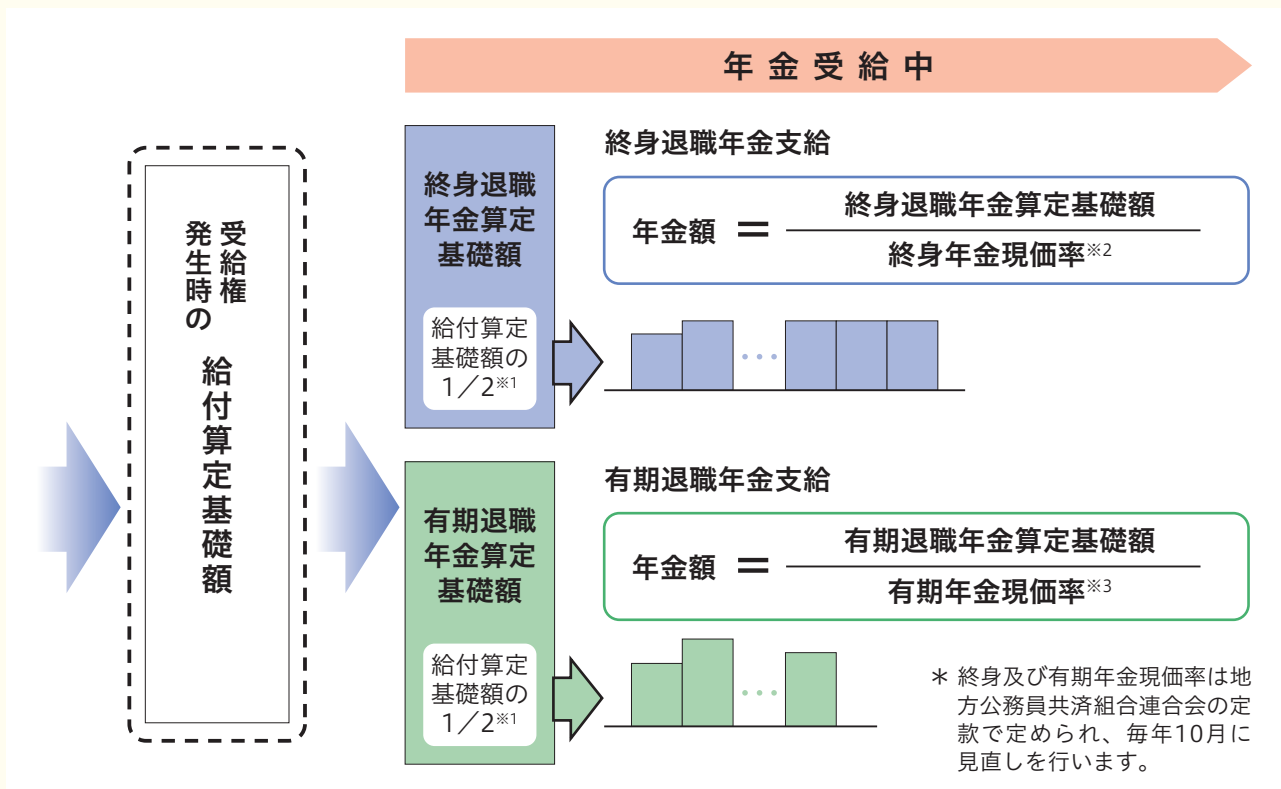
※ 「終身年金及び有期年金（20年）」を選択して受け取った場合の年金額は、被用者年金制度の一元化に当たり廃止された職域年金相当部分（3階部分）の約9割の年金額となるように設計されています。

5 | 年金の積立と退職年金の年金額の計算

◆ 年金の積立のイメージ



◆ 退職年金の年金額の計算



※ 1 組合員期間が10年未満の場合は1/4
 ※ 2 22.972879（65歳から受給の場合）
 ※ 3 19.959725（20年の場合） 9.989841（10年の場合）
 ※ 2及び※3は、令和4年10月～令和5年9月の現価率です。

6 | 給付算定基礎額と年金額

「年金払い退職給付」は、毎月の標準報酬月額及び標準賞与額等の額に付与率を乗じて得た付与額を「将来の年金給付に必要な原資」として積み立てています。この付与額に利息を加えた額が「給付算定基礎額」で、利息とともに退職するまで積み立てます。

受給権発生時の「給付算定基礎額」の半分を「終身年金」、残りの半分を「有期年金（一時金）」の年金額算定の基礎として、前ページの計算式で年金額を計算します。

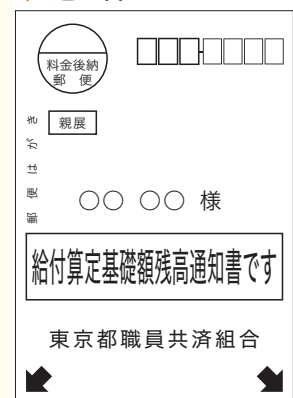
7 | 「給付算定基礎額残高通知書」

将来受け取る「年金払い退職給付」の給付に必要な原資となる「給付算定基礎額残高」に関する情報を、組合員及び組合員であった方に通知します。

通知は年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」という圧着はがきで、年一回発送します。記載されている情報は、通知書の送付の前年度末までのものになります。

送付されてきた通知書に記載されている「今回通知」又は「給付算定基礎額等合計」が各年度末の付与額と利息の累計で、通知書送付時点での「給付算定基礎額」の残高になります。

◆ 通知書のイメージ



【通知される時期】

毎年1回（東京都職員共済組合は毎年10月に、前年度末までの分を送付することにしています）。

【送付対象者】

- 組合員
- 退職者で退職した年度の翌年度にあたる方
- 退職者で節目年齢（35歳・45歳・59歳・63歳）到達の翌年度の方

8 | 公務障害年金

公務障害年金は、公務による傷病により障害の状態になった方に、その方が障害の状態である間、支給されます。通勤災害は対象となりません。支給水準は、2階部分の障害厚生年金と合わせて、一元化前の公務等による障害共済年金と同程度の支給額です（詳しくは P.115 を参照）。

9 | 公務遺族年金

公務遺族年金は、公務による傷病で亡くなられた場合に、遺族に支給されます。通勤災害は対象となりません。2階部分の遺族厚生年金と合わせて、一元化前の公務等による遺族共済年金と同程度の支給額です（詳しくは P.133 を参照）。

10 | 年金払い退職給付の給付制限

組合員及び組合員であった方が以下の①～④のいずれかに該当した場合、受給者となったときに受給できる「年金払い退職給付」に対して給付制限を行います。

給付制限は、給付の制限を開始すべき月から、併給調整、組合員である間の支給停止されている月を除き通算して「60月」に達するまでの間に限って行われます。

ただし、禁錮刑の執行中は全額支給停止となります。

区分	制限額の計算式
① 禁錮以上の刑	$\begin{aligned} & \text{終身退職年金} \times \frac{100}{100} \left(\text{禁錮刑の執行中 終身及び有期退職年金の額} \times \frac{100}{100} \right) \\ & \text{公務障害年金の額} \times \frac{50}{100} \left(\text{禁錮刑の執行中 公務障害年金の額} \times \frac{100}{100} \right) \end{aligned}$
② 懲戒免職処分	$\begin{aligned} & \text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{懲戒免職処分による退職に引き続く組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{100}{100} \\ & \text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{懲戒免職処分による退職に引き続く組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{50}{100} \end{aligned}$
③ 停職処分	$\begin{aligned} & \text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{停職処分又はこれに相当する処分を受けた日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{50}{100} \\ & \text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{停職処分又はこれに相当する処分を受けた日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{25}{100} \end{aligned}$
④ 退職手当支給制限等処分	$\begin{aligned} & \text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{退職手当支給制限等処分に係る組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{100}{100} \\ & \text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{退職手当支給制限等処分に係る組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{50}{100} \end{aligned}$

年金の請求手続について

1 | 老齢厚生年金の請求手続について

1 特別支給の老齢厚生年金の請求

特別支給の老齢厚生年金の請求は、老齢厚生年金の受給開始年齢になる約3か月前に、「共済組合」又は「日本年金機構」から自宅に送られてくる「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」を提出することによって行います。

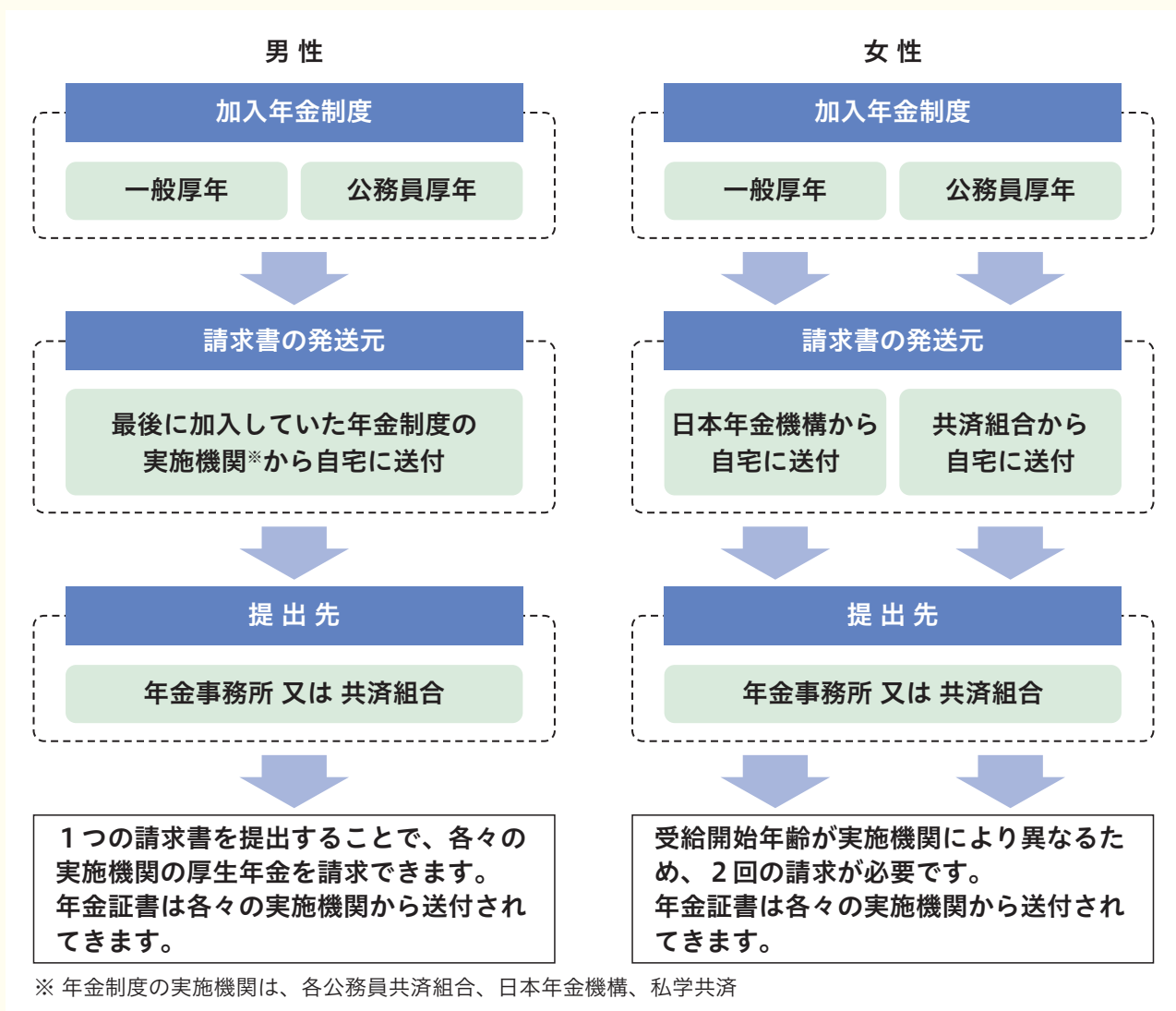
「年金請求書」に必要事項を記入し、必要な添付書類（誕生日の前日以降に取得したもの）を添付して、共済組合又は年金事務所に提出してください。

このときに、年金の支給に関わる配偶者や子がいる場合には、配偶者や子との身分関係を明らかにできる書類等を添付します。

経過的職域加算額の退職共済年金の請求は、老齢厚生年金の請求書を提出することで、同時に請求したことになります。

手続は日本年金機構、共済組合どちらでも受付が可能です。

◆ 特別支給の老齢厚生年金の請求の流れ



【男性の場合】

消防特例の方を除いて、「一般厚年、公務員厚年、私学厚年」の受給開始年齢が同じなので、一度の請求手続で完結します。

【女性の場合】

「一般厚年」と「公務員厚年及び私学厚年」の受給開始年齢が異なるので、2回の請求手続が必要になります。

一般厚年の期間がある方は、「一般厚年」の受給開始年齢に達したときに、日本年金機構から請求書が送られてきます。

その後「公務員厚年及び私学厚年」の受給開始年齢に達したときに、最後に加入していた共済組合から請求書が送られてきます。それぞれの請求書が届いたときに、請求を行う必要があります。

2 本来支給の老齢厚生年金の請求**① 特別支給の老齢厚生年金請求済みの方**

65歳以降の本来支給の老齢厚生年金の請求は65歳の誕生日前の1～3か月前に、年金の支給先である各共済組合及び日本年金機構から、それぞれの請求書が本人宛に送られてきます。請求書は、「はがきサイズ」又は「はがきタイプ」のもので、送付元の各共済組合及び日本年金機構に提出してください。

各共済組合に対して行う請求は、各共済組合の本来支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の請求のみになりますが、日本年金機構に対して行う請求は、一般厚年の本来支給の老齢厚生年金だけでなく老齢基礎年金の請求も兼ねて行うことになります。この65歳時の年金請求の際に「年金の繰下げをするかしないかの選択」ができます。

本来支給の老齢厚生年金請求時には、配偶者及び子の加給年金に関する確認を行いますが、変更がない場合には、追加の添付書類は必要ありません。

② 65歳になって初めて老齢厚生年金を請求する方

65歳になってから老齢厚生年金を請求する方は、被用者年金の加入期間が1年未満の方、又は受給開始年齢が65歳の方です。

請求手続は65歳になる約3か月前に、共済組合又は日本年金機構から自宅宛てに送られてくる「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」を提出することによって行います。

「年金請求書」に必要事項を記入し、必要な添付書類（誕生日の前日以降に取得したもの）を添付して、共済組合又は年金事務所に提出してください。

本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の請求を同時に行うことになります。この請求時に「年金の繰下げをするかしないかの選択」ができます。

2 | 老齢基礎年金（国民年金）の請求手続について

老齢基礎年金の手続先は、「混在者」と「単一者」で異なります。

「混在者」とは、公務員厚年のほかに、一般厚年、私学厚年、国民年金の第1号及び第3号被保険者としての加入期間がある方です。「単一者」は、65歳になるまでの間に公務員厚年被保険者期間（公務員共済組合員期間）しかない方です。

1 公務員厚年以外の加入期間のある「混在者」

① 特別支給の老齢厚生年金の請求済みの方

65歳前に「特別支給の老齢厚生年金」の請求が済んでいる方で、日本年金機構が支給する「特別支給の老齢厚生年金」を受給している方は、65歳時に日本年金機構から送られてくるはがきタイプの「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」で、「本来支給の老齢厚生年金（一般厚年）」及び「老齢基礎年金」の請求をすることができます。

一般厚年の加入期間のない方は、改めて日本年金機構に対して、老齢基礎年金の請求を行う必要があります（誕生日前に日本年金機構から請求の用紙が送られてきます。）。

この請求時に、「年金の繰下げをするかしないかの選択」をすることができます。

② 65歳になって初めて年金の請求をする方

65歳になってから年金を請求する方は、国民年金被保険者期間のみの方、被用者年金の加入期間が1年未満の方、又は受給開始年齢が65歳の方です。この方の場合、老齢厚生年金と老齢基礎年金の請求を同時に行います。請求の流れはP.147の「65歳になって初めて老齢厚生年金を請求する方」と同じです。

2 公務員厚年以外の加入期間のない「単一者」

単一者の老齢基礎年金の請求は、地方公務員共済組合の場合は、共済組合で代行して行うことになっています。老齢基礎年金請求時に単一の方で、最後に加入していた年金制度が東京都職員共済組合の方には、東京都職員共済組合から請求書を送付します。

この請求時に、「年金の繰下げをするかしないかの選択」をすることができます。

3 | 年金払い退職給付の退職年金の請求手続について

平成27年10月1日以後又は平成27年10月1日に引き続く1年以上の組合員期間を有している方が退職し、その後65歳になったときに当共済組合から「退職年金決定請求書」をご自宅に送付します。ただし、65歳時点で共済組合員である場合は、退職後の請求になりますので、請求書は退職後に送付いたします。

4 | 障害年金及び遺族年金請求手続について

障害年金（P.117）及び遺族年金（P.137）を参照してください。

5 | 年金の繰上げ繰下げ手続について

年金の繰上げ繰下げについては、年金課にお問合せください。

6 | 年金の支給月について

年金は年6回の偶数月の15日に支給します。基礎年金、厚生年金（共済年金）、年金払い退職給付はすべて、2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月に、前の2か月分の年金が支給されます。

請求手続後に初めて支給する年金に関しては、偶数月に関係なく、今までに支給すべき年金額をまとめて支給します。

支 払 月	支 払 対 象
2月15日	前年12月・1月分
4月15日	2月・3月分
6月15日	4月・5月分
8月15日	6月・7月分
10月15日	8月・9月分
12月15日	10月・11月分

年金の併給調整について

◆ 併給の組合せ

厚生年金及び 経過的職域 国民年金	老齢厚生年金 退職共済年金 (経過的職域)	障害厚生年金 障害共済年金 (経過的職域)	遺族厚生年金 遺族共済年金 (経過的職域)
老齢基礎年金	○	×	△
障害基礎年金	△	○	△
遺族基礎年金	×	×	○

厚生年金 厚生年金	老齢厚生年金 (公務員厚年)	障害厚生年金 (公務員厚年)	遺族厚生年金 (公務員厚年)
老齢厚生年金 (1号厚年・4号厚年)	○	×	○ (65歳以降先充て)
老齢厚生年金 (公務員厚年)	---	×	○ (65歳以降先充て)

経過的職域 厚生年金	退職共済年金 (経過的職域) [*]	障害共済年金 (経過的職域) [*]	遺族共済年金 (経過的職域) [*]
老齢厚生年金 (1号厚年・4号厚年)	○	○	○

経過的職域 経過的職域	退職共済年金 (経過的職域) [*]	障害共済年金 (経過的職域) [*]	遺族共済年金 (経過的職域) [*]
退職共済年金 (経過的職域) [*]	---	×	○ (65歳以降先充て)

※ 経過的職域は公務員共済組合が支給するもの

○：併給されるもの △：65歳以降併給されるもの ×：併給されないもの

○（65歳以降先充て）：65歳前は併給されませんが、65歳以降は自分の老齢年金を先に受取り、自分の老齢年金と遺族年金とを比べて遺族年金の方が高い場合にはその差額が支給されます。

年金情報の提供について

1 | ねんきん定期便

ねんきん定期便は被保険者の誕生月に、加入している年金実施機関から郵送されます。ねんきん定期便で確認できる主な内容は、年金加入期間（国民年金・厚生年金）、老齢年金の見込額、保険料納付額等です。

送られる時期と年齢		内容		送付形式
毎年（節目の年以外）	50歳未満	直近1年間の年金記録情報	これまでの加入実績に応じた「年金額」及び「保険料納付額（累計額）」	はがき
	50歳以上		現在の加入条件で60歳まで働いた場合の「年金見込額」及びこれまでの「保険料納付額（累計額）」	
節目の年	35歳、45歳	これまでの全期間の年金記録情報	これまでの加入実績に応じた「年金額」及び「保険料納付額（累計額）」	封筒
	59歳		現在の加入条件で60歳まで働いた場合の「年金見込額」及びこれまでの「保険料納付額（累計額）」	

毎年、節目の年以外の方には、直近1年間の加入記録（標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付額）が記載されています。

節目の年の方には、加入したこれまでの全期間の加入記録（標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付額）が記載されています。

また、50歳未満の方には、これまでの加入実績に応じた「年金額」が、50歳以上の方には、現在の加入条件で60歳まで働いた場合の「年金見込額」が記載されています。

ただし、受給開始年齢以後で厚生年金加入中の方には、「ねんきん定期便」は届きますが、年金額の記載はありません。

【保険料納付額（累計額）について】

ねんきん定期便に記載されている保険料納付額（累計額）は、地方公務員共済組合員期間については、**地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額のみ**を表示しています。

東京都職員共済組合から送る「ねんきん定期便」には、その旨の記載がありますが、日本年金機構から送られる「ねんきん定期便」には記載されておりませんので、ご注意ください。

2 | 地共済年金情報Webサイト

地共済年金情報「Web サイト」では、ご自分の標準報酬月額や年金の見込額などの最新の年金情報をご自身で確認することができます。

1 利用できる方

- ① 組合員
- ② 組合員であった方

* 老齢厚生年金（公務員厚年）の受給開始年齢に達していない方に限ります。

2 確認できる内容

- ① 年金見込額
- ② 年金加入履歴・加入期間
- ③ 標準報酬月額等
- ④ 保険料納付済額
- ⑤ 給付算定基礎額残高履歴

3 利用方法

- ① 地共済年金情報 Web サイトにアクセスして、利用の申込みを行ってください。申込み時に基礎年金番号^{※1}、ご自分で設定するパスワード^{※2}が必要になります。
- ② 利用の申込みをされると、当共済組合から「ユーザ ID 通知書」をご自宅宛てに郵送いたします。（お届けまでに2～3週間程度かかります。）
- ③ ユーザ ID とパスワードを入力してログインしてください。上記の内容を確認できるようになります。

※1 基礎年金番号は基礎年金番号通知書（年金手帳）、ねんきん定期便、給付算定基礎額残高通知書等に記載されています。

※2 ユーザ ID 通知書にはパスワードは表示されません。忘れないように必ず記録・メモをしてください。

【アクセス先】

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

アクセス先は「地共済年金 Web サイト」の上記のアドレスになります。
東京都職員共済組合ホームページからもアクセスできます。

3 | 日本年金機構の「ねんきんネット」

ねんきんネットでは、一般厚生年金・国民年金等に加入した期間における、ご自分の標準報酬月額や年金の見込額などの最新の年金情報をご自身で確認することができます（共済組合の加入期間等についても、一部確認が可能です）。

ご利用には「ねんきんネット」への登録が必要です。「ねんきんネット」に登録するには日本年金機構のサイトをご覧ください。

4 | 年金相談及び都共済から支給する年金額の概算書

50歳以上の方で、都共済から支給する「老齢厚生年金（退職共済年金）見込額」の確認を希望される方には随時情報を提供しています。電話で請求していただければ、後日、ご自宅宛てに「老齢厚生年金（退職共済年金）概算書」を送付いたします。また、年金課窓口までお越しいただいた方には、その場で概算書を作成し、お渡しいたします。窓口でお渡しを希望の方は、なるべく事前に電話でご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

その他、遺族年金等の概算、年金に関する相談も受け付けております。相談担当者が不在のときがありますので、なるべく事前に電話で担当者の在席をご確認いただきますようお願いいたします。

相 談 日	月曜日～金曜日（都庁開庁日） 9：00～11：30、13：00～16：30 （午前は11：00までに、午後は16：00までにお越しください。）
相 談 場 所	東京都職員共済組合事務局 年金保険部年金課 広報相談担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 電話 0570-03-4165 （ナビダイヤル） メールアドレス S9000063@section.metro.tokyo.jp

離婚時の年金分割

担当
部署

年金課

【ナビダイヤル】0570-03-4165

✉ S9000063@section.metro.tokyo.jp

1 | 年金分割制度について

離婚時の年金分割は、将来受け取る年金の計算の基礎となる厚生年金保険（共済組合含む）の「標準報酬等（保険料納付記録）」を分割する制度で、「合意分割」と「3号分割」の2つの制度があります。

1 合意分割制度

合意分割制度は、平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、以下の条件を満たしたときに、当事者双方、又は当事者の一方からの請求により、婚姻期間等における標準報酬等を当事者間で分割することができる制度です。

- 当事者の合意又は裁判手続により按分割合^{※1}を定めたこと。
- 請求期限は離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過していないこと^{※2}。

2 3号分割制度

3号分割制度は、離婚等をした場合において、以下の条件を満たしたときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、相手方の標準報酬等を2分の1ずつ分割できる制度です。対象になる期間は平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間です。

- 平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者期間があること。
- 請求期限は離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過していないこと^{※2}。

※1 P.155「按分割合」参照。

※2 家庭裁判所で審判が確定（又は調停が成立）した場合には、確定及び成立した日の翌日から起算して6か月を経過するまで、年金分割の請求をすることができます。また、按分割合決定後、当事者の一方が死亡した場合には、死亡した日から起算して1か月を経過すると年金分割の請求はできなくなります。

3 第1号改定者と第2号改定者

① 第1号改定者

第1号改定者は、当事者のうち対象期間の標準報酬等の総額が多い方で、相手方に年金の分割をする方です。ご自身の標準報酬等から、相手方に分割したことにより減額された標準報酬等に基づいて将来の年金額が計算されます。

② 第2号改定者

第2号改定者は、当事者のうち対象期間の標準報酬等の総額が少ない方で、相手方より年金の分割を受ける方です。相手方から分割されて増額された標準報酬等に基づいて将来の年金額が計算されます。

実際に年金を受給するには、ご自身の年金の加入期間等によって受給資格を満たしていることが必要で、年金の支給開始年齢はご自身の生年月日に応じて定められている年齢になります。

また、ご自身の年金加入期間に厚生年金被保険者期間（共済年金期間を含む）が合計で1年以上ない場合には、分割された厚生年金（共済年金）の支給開始年齢は65歳からになります。

公務員共済からの退職共済年金（経過的職域）の支給は、ご自身に公務員共済組合員期間が1年以上ない場合には、65歳からの支給になります。

2 | 年金分割の対象期間と按分割合

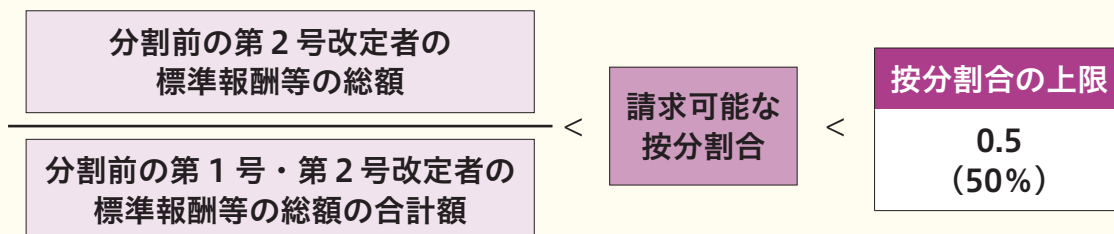
1 分割の対象期間

年金分割の対象期間は、婚姻期間及び事実婚関係にあった期間です。婚姻が取り消された場合は、その取り消された婚姻に係る婚姻期間です。

事実婚関係に関しては、事実婚関係にあった期間で当事者の一方が国民年金の第3号被保険者になっていた期間のみです。

2 按分割合

「按分割合」とは、当事者双方の対象期間における「標準報酬等の総額」の合計額のうち、年金分割をした後に分割を受ける方（第2号改定者）の持分を表したものです。按分割合の上限は50%です。

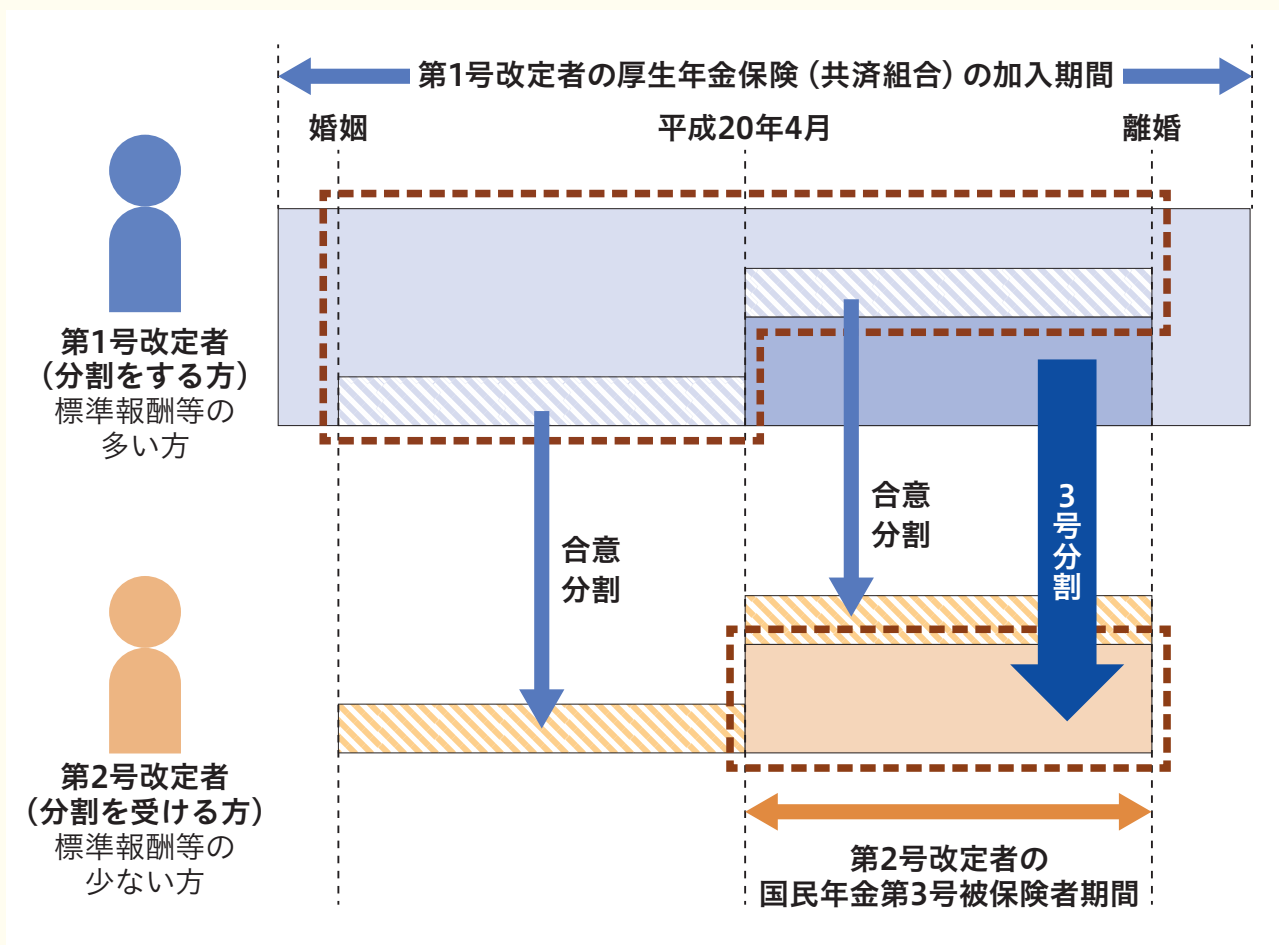


3 | 年金分割における標準報酬等の分割方法

年金分割における標準報酬等の分割は、以下のような流れで行います。

- 1 年金分割の対象期間に、合意分割と3号分割の両方の期間がある場合は、3号分割対象期間を先に分割します。まず、3号分割対象期間における第1号改定者の標準報酬等の1/2を、第2号改定者に分割します※（この時点での当事者それぞれの標準報酬等は点線□□で囲まれた部分となります）。
- 2 3号分割後の「第1号改定者と第2号改定者の標準報酬等の合計額の1/2」までを上限として、標準報酬等の多い方から少ない方へ分割します。

※「第1号改定者」が「第2号改定者」の扶養として、国民年金の第3号被保険者だった場合には、第2号改定者の標準報酬等の1/2を、第1号改定者に分割する期間が存在することもあります。

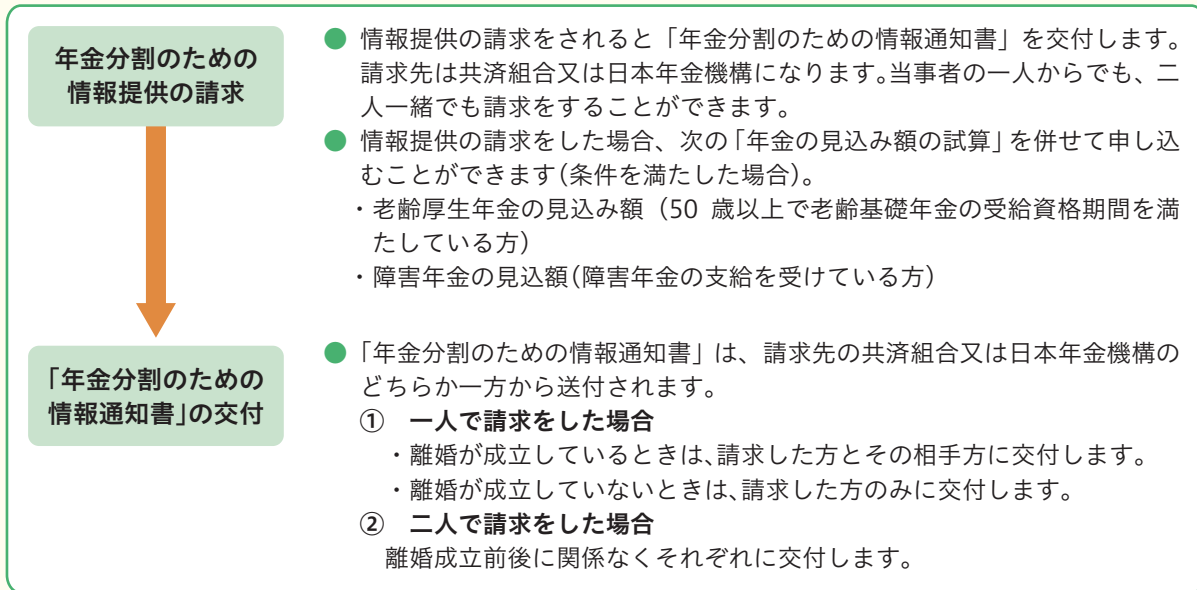


● 注意事項 ●

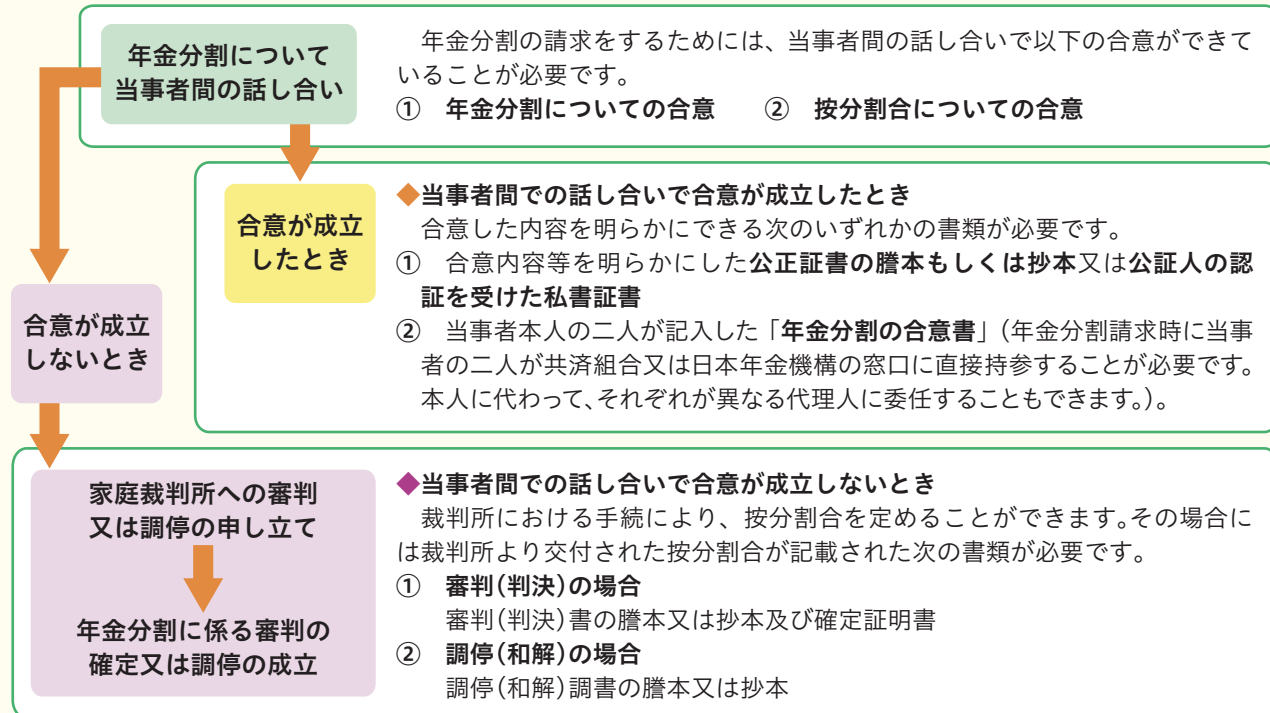
- 1 年金分割の効果は、厚生年金保険（共済組合を含む）の被保険者期間に限られ、国民年金の老齢基礎年金等には影響しません。
- 2 現に厚生年金（共済年金）を受けている場合は、年金分割の請求をした月の翌月から年金額が改定されます。
- 3 第2号改定者に厚生年金保険（共済組合を含む）の加入歴がある場合は、婚姻期間に係る第2号改定者の「標準報酬等」も考慮して分割を行います。

4 | 離婚時の年金分割の手続の流れ

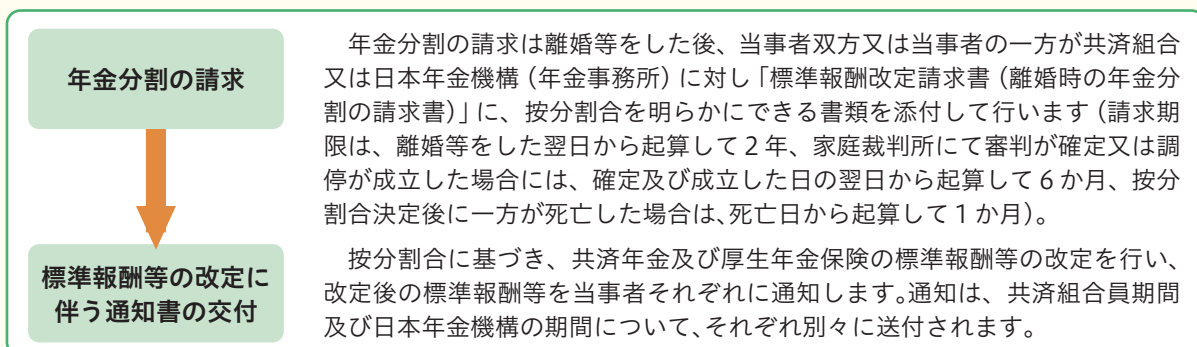
◆ 年金分割のための情報提供の請求



◆ 年金分割（按分割合）に関する話し合い



◆ 年金分割の請求



3 歳未満の子を養育している場合の特例

3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額には特例があります。この特例は、3歳未満の子の養育のため、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴って標準報酬月額が低下したことによって、将来の年金額が下がらないようにする制度です（以後、この特例を「3歳未満養育特例」という。）。

1 3歳未満養育特例の概要

「3歳未満養育特例」は、「3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額」が子を養育する前と比べて低くなったとき、低くなる前の「子の出生前の標準報酬月額[※]」を「低くなった月の標準報酬月額」とみなして、将来の年金額を計算するという特例です。

この「3歳未満養育特例」の適用は、3歳未満の子を養育している組合員、又は組合員であった方で、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を共済組合に提出した方が対象となります。

※ 子の出生した日の前月の属する月（基準月）の標準報酬月額

- 3歳未満の子：3歳未満の子は実子のほか、養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子も含まれます。
- 対象となる年金：対象となる年金は、「厚生年金」及び「年金払い退職給付」です。
- 制度の開始時期：共済組合において、この制度は被用者年金一元化に伴い施行されたものです。

2 3歳未満養育特例の対象期間

「3歳未満養育特例」の対象期間は、「養育を開始した日」の属する月から「養育を終了した日」の翌日の属する月の前月までとなります。

ただし、「3歳未満養育特例」が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となるので、注意が必要です。

ア 養育を開始した日

「養育を開始した日」は次のいずれかの日となります。

- ① 子が出生した日
- ② 別居していた子と同居することとなった日
- ③ 育児休業等（掛金免除の特例の対象）の終了日の翌日が属する月の初日^{※1}
- ④ 産前産後休業（掛金免除の特例の対象）の終了日の翌日が属する月の初日^{※2}
- ⑤ 子の出生後に、新たに組合員資格を取得した日
- ⑥ 今回の特例対象の子以外の子（先に特例対象になっている子）に係る特例対象期間の最後の月の翌月の初日（＝今回の特例対象の子の出生日の属する月の初日）

※1 産前産後休業（掛金免除の特例の対象）を開始した場合は除きます。

※2 育児休業等（掛金免除の特例の対象）を開始した場合は除きます。

イ 養育を終了した日

「養育を終了した日」は次のいずれかの日となります。

- ① 養育している子が3歳に到達した日（3歳の誕生日の前日）
- ② 組合員が死亡した日又は退職した日
- ③ 他に3歳に満たない子を養育することとなった日
- ④ 養育している子が死亡した日又は当該子を養育しなくなった日
- ⑤ 育児休業等（掛金免除の特例の対象）を開始した日
- ⑥ 産前産後休業（掛金免除の特例の対象）を開始した日

【育児休業等】

育児休業及び育児休業に準ずる休業をいいます。

【産前産後休業】

出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さないことをいいます。

3 3歳未満養育特例に関する手続

① 3歳未満の子を養育する旨の申出書

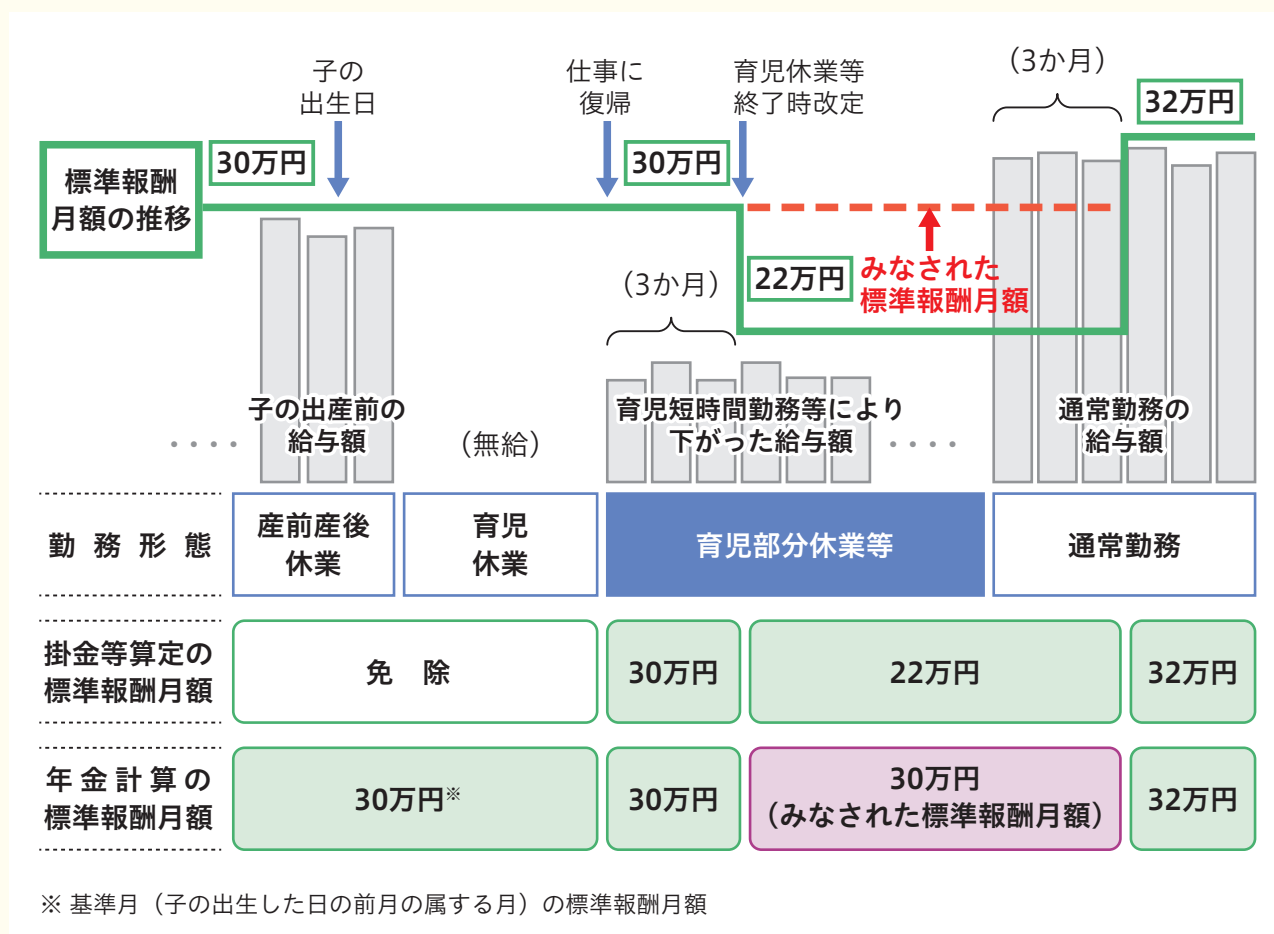
「3歳未満養育特例」の適用を受けるには「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の提出が必要です。申出書は、申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの、申出者と子が同居していることを確認できる書類を添付して、共済組合に提出してください。

② 3歳未満の子を養育しない旨の申出書

3歳未満の子を養育しなくなった場合には「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」の提出が必要です。ただし、「養育している子が3歳に到達した場合」及び「組合員が死亡又は退職した場合」は必要ありません。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

◆ 3歳未満養育特例のイメージ図



- 復帰時において、すでに基準月の標準報酬月額を下回っている場合は復帰時から3歳未満養育特例が適用できます。
- 育児休業終了時改定だけでなく、定時決定、随時改定により基準月の標準報酬月額を下回るときも適用できます。

その他の事項

1 | 年金額の改定（物価・賃金スライド及びマクロ経済スライド）

公的年金は、物価や賃金の変動率に応じて毎年度自動改定されます。これを年金額の「改定」又は「スライド」といいます。

また、少子高齢化や経済情勢の変化に応じて年金給付水準を調整し、年金財政を安定運営するためのしくみである「マクロ経済スライド」が平成16年の年金制度改正で導入されました。

「マクロ経済スライド」は、物価変動率や賃金変動率を調整（引下げ）するものです。

そのため、「マクロ経済スライド」が終了するまでの間、年金額の給付水準の調整が継続します。

1 年金額の改定方法について

公的年金の額は、「物価変動率」又は「賃金変動率」に基づいて改定されます。

① 物価変動率

物価変動率は、総務省が公表する全国消費者物価指数を用いて計算されます。

② 賃金変動率（名目手取り賃金変動率）

賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は、前年の物価変動率に、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得（いわゆる手取り）割合変化率を乗じて計算されます。

2 老齢厚生年金及び老齢基礎年金の年金額改定方法

「新規裁定者」と「既裁定者」は、年金額改定方法が異なります。

① 年金の新規裁定者

新規裁定者の年金額改定は、「賃金変動率」によって行われます。

新規裁定者とは、67歳に到達する年度末までの受給権者の方をいいます。賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は過去3年度の平均変動率等を用いて改定されるため、平均変動率が反映される年度の関係でこのようになります。

② 年金の既裁定者

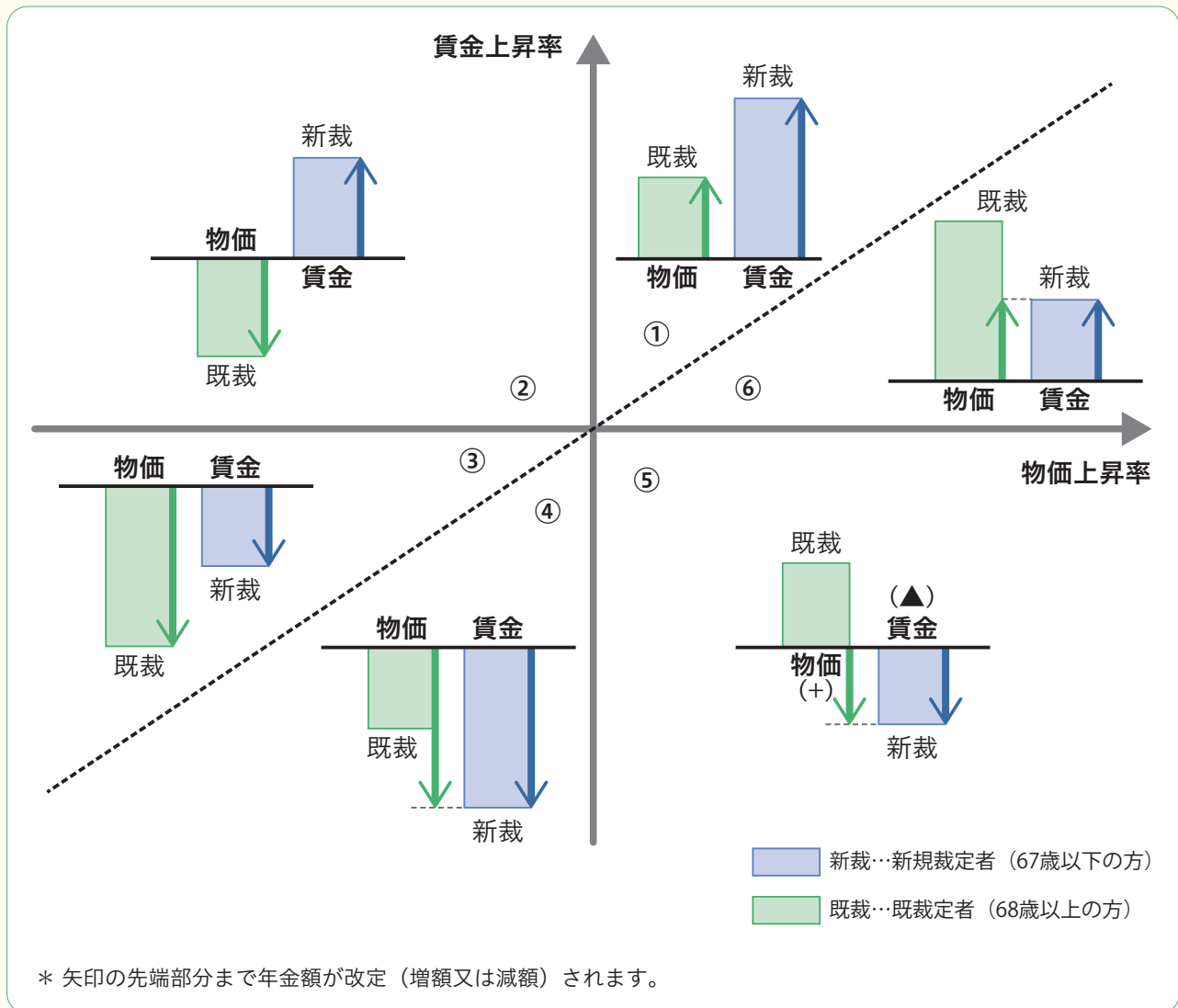
既裁定者の年金額改定は、基本的に「物価変動率」によって行われます。

既裁定者とは、68歳に到達する年度以降の受給権者の方をいいます。

既裁定者の年金額改定に物価変動率を用いるのは、現役世代の賃金水準上昇分を年金額に反映させるのは年金財政上困難なためです。

ただし、物価変動率が賃金変動率を上回る（物価変動率 > 賃金変動率）場合は、物価変動率ではなく、「賃金変動率」を用いて改定されることになっています（次ページ図の④⑤⑥）。

◆ 年金の改定（スライド）のルール



③ 令和5年度における年金額改定

「賃金変動率」が「物価変動率」を上回ったため、新規裁定者は「賃金変動率」により、既裁定者は「物価変動率」により年金額改定が行われます。

令和5年度の年金額改定は、スライドのルール①に該当します。

なお、令和5年度における老齢基礎年金の額は以下のとおりです。

* 令和5年度における老齢基礎年金（40年加入）の年額

- 65歳～67歳の方 795,000円
- 68歳以上の方 792,600円

4 マクロ経済スライドによる年金額の調整

マクロ経済スライドは、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、年金の給付水準を調整（引下げ）するしくみです。保険料等の収入と年金給付等の支出の均衡が保たれるよう、時間をかけて緩やかに年金の給付水準が引き下げられます。前記2による年金額の改定と合わせて毎年度実施されます。

調整（引下げ）が終了する年度については、少なくとも5年ごとに国が実施している「財政検証^{※1}」により見通しが作成されます。

直近の財政検証は、令和元年に実施されました。それによると、マクロ経済スライドの終了時期は、老齢厚生年金が令和7年度、老齢基礎年金が令和29年度とされています。

令和元年度における給付水準と令和7年度又は令和29年度の給付水準を比較すると、厚生年金は約3%、基礎年金は約28%、それぞれ給付水準が引き下げられる見通しとなっています。

なお、令和5年度における年金額改定では、▲0.6%^{※2}のマクロ経済スライド調整が実施されたため、老齢基礎年金（40年加入）では、4,600円（年額）の実質引下げ（目減り）となりました。

※1 財政検証とは、年金財政の見通しやマクロ経済スライド終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全化を検証するものです。この検証結果をもとに、将来に向かって持続可能な年金制度の改正が行われます。

※2 調整率は年度により異なります。

なお、賃金変動率・物価変動率による年金額改定率がマイナスとなった場合は、当該年度におけるマクロ経済スライド調整は実施されず、翌年度以降に繰り越されます。令和5年度の▲0.6%調整率は、前年度までの調整率の繰り越し分▲0.3%を含みます。

2 | 雇用保険法による失業給付と年金額の調整

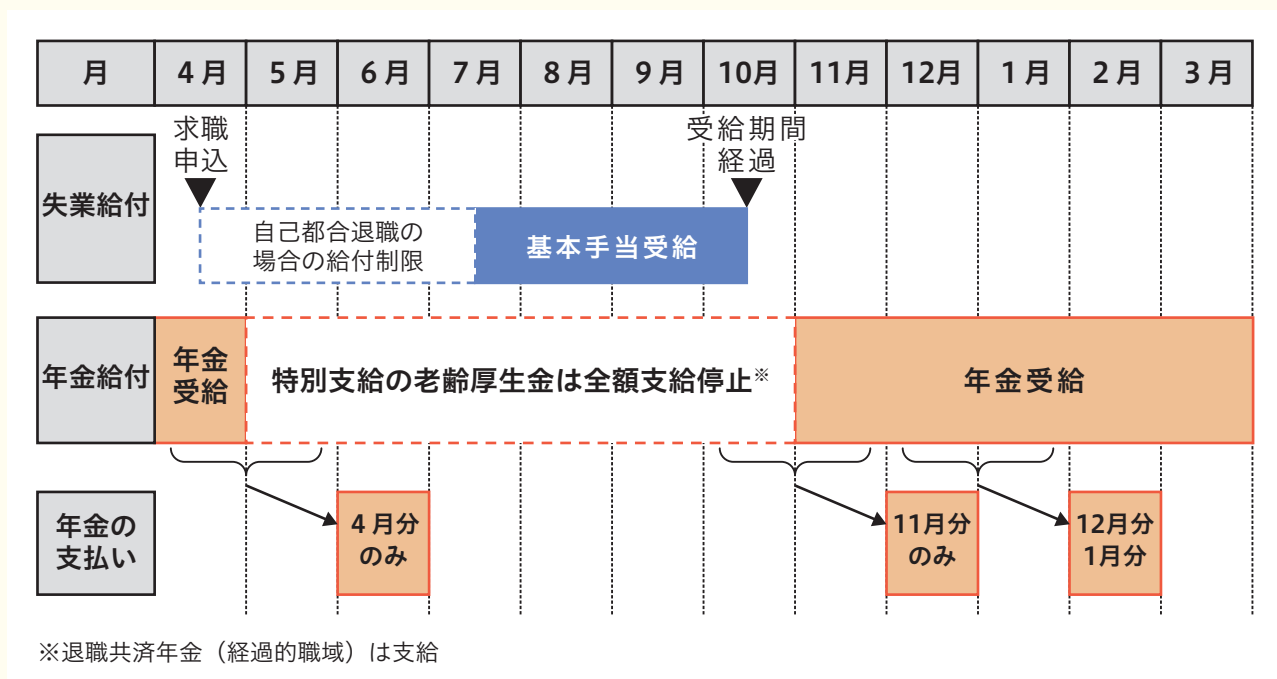
65歳前に支給される「特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金（以後、老齢年金）」と「雇用保険の失業給付（基本手当）」は同時には受け取ることができません。

ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、基本手当の受給期間が経過した日の属する月（又は所定給付日数を受け終わった日の属する月）まで、老齢厚生年金は全額支給停止されます。ただし、「退職共済年金（経過的職域）」は停止されずに支給されます。

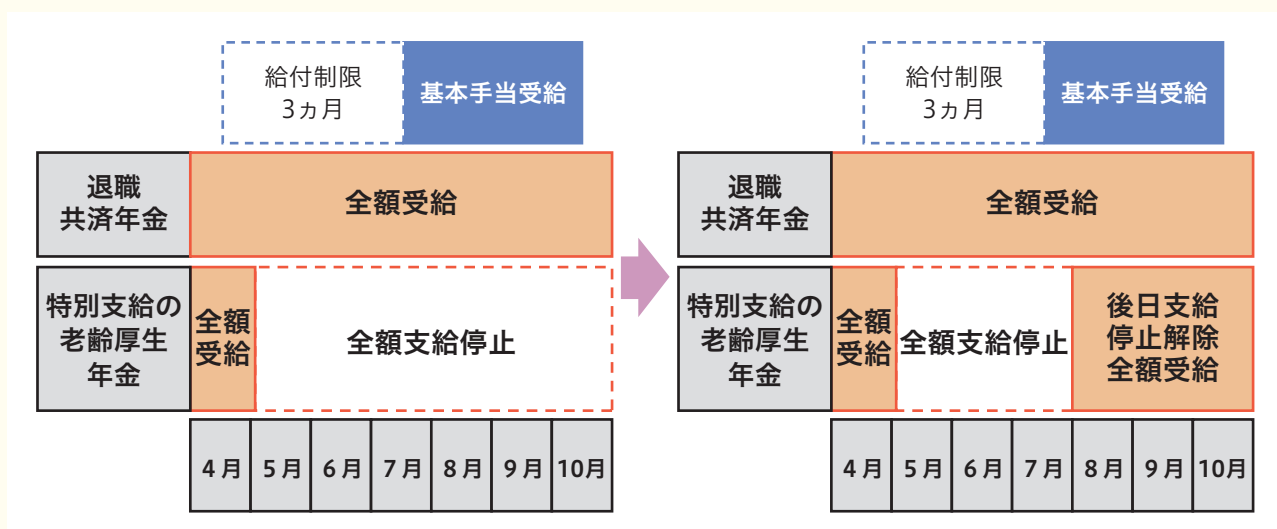
求職の申込みをした後に、基本手当を受けていない月があった場合は、その月分の年金は後日支給されますが、3か月程度後の支給となります。「給付日数 ÷ 30日の月数（1月未満切上げ）」が支給停止され、それ以外の方は遡って支給が解除されます。

65歳以上で退職した場合の失業給付は7日間の待機期間後、一時金として支給されます。65歳以降の本来支給の老齢厚生年金は、雇用保険の基本手当との併給調整はありません。

◆ 支給停止の基本的なしくみ



◆ 遡って支給が解除される場合のイメージ



3 | 年金に係る源泉徴収票の確定申告時電子提供 (e-私書箱)

e-私書箱とは、確定申告時に添付する「年金に係る源泉徴収票」を電子的に提供するサービスです。利用者は確定申告時にマイナポータルサイトを通じて、国税庁の[e-tax]に取得した「源泉徴収票」を提出します。



第 9 章 組合員について

組合員の定義と各種手続

担当
部署

医療保険課
資格担当



03-5320-7324・7325
(内線57-221~7)



s9000064@section.metro.tokyo.jp

1 | 組合員とは

東京都、特別区（一部事務組合等を含む。）及び当共済組合の常勤の職員となった方は、一般職、特別職の別なく、その日から当共済組合の組合員になります。また、令和 4 年 10 月から、一定の要件を満たす方を組合員とする制度改正が行われました。

ただし、公立学校共済組合等他の共済組合に加入する方は除きます。

◆ 組合員の種別

1 一般組合員（特別職含む）	次の 2～11 以外の全て（フルタイムの再任用職員も含む。）の組合員。特別職の職員である組合員とは、地方公務員法第 3 条第 3 項に規定する特別職の職員等です。
2 知事組合員	知事・特別区の区長である組合員（知事長期組合員を除く。）
3 特定消防組合員	消防司令以下の消防職員である組合員
4 長期組合員	高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条に規定する被保険者である組合員等
5 知事長期組合員	長期組合員のうち知事及び特別区の区長である組合員
6 船員一般組合員	船員保険の被保険者である組合員
7 継続長期組合員	地方公務員等共済組合法第 140 条に規定する公庫等に転出した職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 11 条に基づく特定法人への派遣職員で、長期給付のみ適用される組合員
8 任意継続組合員	退職日まで引き続く組合員期間が 1 年と 1 日以上ある方が希望する場合には、退職日の翌日から 19 日以内に掛金の払込みを含めた手続を完了することにより、最長 2 年間、短期給付（介護休業手当金や育児休業手当金等、一部の給付を除く。）及び福祉事業が適用される組合員
9 短期組合員	地方公務員等共済組合法第 74 条第 2 項各号に規定する職員（長期給付の適用を受けない職員）である組合員
10 後期高齢者等短期組合員	後期高齢者医療の被保険者である短期組合員
11 船員短期組合員	船員保険の被保険者である短期組合員

2 | 組合員の資格の取得

◆ 所属所（勤務先）の共済事務担当者に手続きを申し出てください。

都や区の常勤の職員になると同時に当共済組合の組合員となります。また、令和4年10月から、一定の要件を満たす方^{*}を組合員とする制度改正が行われました。組合員はその日から諸給付を受け権利を有する一方、その月分以降の掛金の負担義務を負うこととなります。

※短期組合員の資格を取得する非常勤職員

- 常勤職員の所定勤務時間以上勤務している非常勤職員で、採用当初からの勤務期間が2か月超1年以下の方。
- 1週間の所定勤務時間及び1か月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上の方であって、2か月超勤務見込みの方。
- 1週間の所定勤務時間又は1か月の所定勤務日数が常勤職員の3/4未満の方であって、次の条件を全て満たしている方
 - 一週間の所定勤務時間が20時間以上
 - 2か月超勤務見込み
 - 報酬月額8万8千円以上
 - 学生ではない

資格取得の手続に当たっては、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して「[組合員資格取得届](#)」を当共済組合へ提出してください。

資格取得の手続を行うと、共済組合員資格を証明する「組合員証」が当共済組合から交付されます。

3 | 資格の喪失

◆ 所属所（勤務先）の共済事務担当者に手続きを申し出てください。

組合員が都や区を退職したとき又は死亡したときは、その翌日から当共済組合の組合員資格がなくなりますので、所属所（勤務先）に組合員証を添えて「[組合員資格喪失届](#)」を提出してください（死亡の場合は親族等が手続きしてください）。

また、異動に伴い他の共済（公立学校共済組合、市町村職員共済組合等）の組合員となった場合も同様に資格喪失届の提出が必要です。

4 | 組合員証

◆ 所属所（勤務先）の共済事務担当者に手続きを申し出てください。

1 交付の手続

都や区の職員になった場合は、資格取得の手続後、「組合員証」が交付されます。組合員証の交付を受けたときは、住所欄に住所を自署し、保管してください。

この組合員証は、組合員の資格を証明するもので、病気やけがの治療などを受けるときや、共済組合の福祉事業の施設等を利用するときに必要となるものです。紛失や破損などしないよう大切に取扱ってください。

なお、不正に組合員証を使用すると、刑事処分・行政処分の対象になることがあります。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

医療機関・薬局等でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。本人が同意すれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる等のメリットがあります。

2 臓器提供意思表示欄の記載

臓器提供の意思表示の方法・機会の拡大を図るため、組合員証の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。意思表示欄の記入は任意となっており、家族署名欄への記載は意思表示の有効性の要件にはなっていません（「家族」は被扶養者の認定を受けている方には限りません）。特記欄には、親族への優先提供の意思等がある場合に記載してください。

また、記入内容を他人に知られたくない場合は、意思表示欄保護シール（個人情報保護シール）を上から貼り付けて使用できます。シールが必要な方は、所属所（勤務先）の共済事務担当者へ依頼してください。

なお、臓器移植に係る詳細については、（公社）日本臓器移植ネットワーク（ホームページ：<https://www.jotnw.or.jp/>）にお問合せください。

3 紛失・記載事項の変更等の手続

組合員証を紛失したり破損したりしたとき又は氏名等の記載事項に変更があったときは、速やかに申請書類を所属所（勤務先）に提出してください。所属所（勤務先）から当共済組合に提出され次第再交付します。

最近、紛失等によるトラブル（詐欺、不正使用等）が多く発生しています。紛失等した場合は、必ず警察へ届出した上で、再交付申請を行ってください（当共済組合では、組合員証自体の効力を止めることはできません）。組合員証は大切なものですので、取扱いや保管には十分注意してください。

なお、再交付後に紛失等した組合員証が発見された場合は、発見された組合員証を、当共済組合に返還してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

費用の負担

担当
部署

財務課
計理担当

☎ 03-5320-7311 (内線57-141~3)

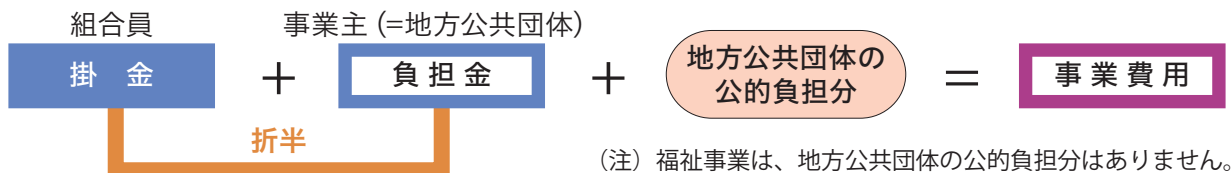
✉ S9000060@section.metro.tokyo.jp

1 | 事業に要する費用の負担

共済組合の各事業に必要な費用は、組合員が負担する「掛金」、事業主（＝地方公共団体）が負担する「負担金」及び地方公共団体が負担すべき「負担金」（公的負担分）で賄われています。共済組合で行う短期給付、長期給付及び福祉の各事業については、第13章（東京都職員共済組合の事業）を参照してください。

掛金と負担金の負担割合は、地方公共団体の公的負担分を除き、折半となっています。

◆ 費用の負担



また、掛金と負担金の負担額は、「標準報酬制」に基づく組合員の標準報酬月額と標準期末手当等の額に一定率（それぞれ「掛金率」「負担金率」といいます。）を乗じて算出されます。

この掛金率・負担金率は、短期給付と福祉事業においては共済組合の定款で、長期給付のうち、厚生年金においては厚生年金保険法で、年金払い退職給付においては地方公務員共済組合連合会の定款で、それぞれ定められています。

掛金と負担金の徴収対象となる期間は、組合員の資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月までの各月となります。ただし、資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、1か月に満たない場合でも1か月分として計算します。

1 | 短期給付の収支

短期給付の主な支出は、組合員とその被扶養者に対する保健給付など各種給付額と、後期高齢者支援金など国への負担金が占めています。

主な収入は、掛金と負担金ですが、その年度の支出額とおおむね均衡するように掛金率・負担金率を設定しています。

なお、短期給付における必要な費用のうち、育児休業手当金及び介護休業手当金のために必要な費用の一部は、公的負担分となっています。

2 長期給付の収支

平成 27 年 10 月の被用者年金一元化に伴い共済年金が厚生年金に統一されたことで、長期給付における厚生年金保険相当分は、厚生年金制度全体を通じた年金等給付の支出と掛金・負担金（保険料）等の収入が、おおむね 100 年間で均衡するように財政運営がなされています。

また、従来の共済年金独自の職域部分（いわゆる旧3階）の廃止と「年金払い退職給付」の創設（新3階）によって、この部分の掛金率及び負担金率として平成 27 年 10 月からそれぞれ 0.75%が追加されました。

なお、長期給付における必要な費用のうち、基礎年金拠出金に係る自治体負担のため必要な費用、公務等による障害共済年金等のために必要な費用及び「追加費用」（共済組合発足（昭和 37 年 12 月 1 日）前の旧恩給等の期間の給付財源）は、公的負担分となっています。

3 短期給付・長期給付の事務に係る収支

短期給付及び長期給付に係る事務は、別経理（業務経理）を設けて実施しています。このために必要な費用は、地方公共団体からの負担金と短期経理と厚生年金保険経理等長期3経理からの繰入金により賄われています。

4 福祉事業の収支

福祉事業は、特定健診・特定保健指導などの保健事業、保養施設（箱根路開雲）の運営及び総合保健施設（アジュール竹芝）の運営に係る費用を支出しています。

これらのうち保健事業に要する費用は、掛金・負担金の収入で賄われています。

2 | 財源率について

令和5年4月1日現在（単位：％）

組合員種別	区分		掛金率	負担金率
一般組合員 知事組合員 特定消防組合員	短期給付	短期	3.77000	3.77600
		介護	0.932	0.932
	長期給付		9.90000	13.99990
	福祉事業		0.176	0.176
短期組合員	短期給付	短期	3.77000	3.77600
		介護	0.932	0.932
	長期給付		－	－
	福祉事業		0.176	0.176
後期高齢者等短期組合員	短期給付	短期	－	－
		介護	－	－
	長期給付		－	－
	福祉事業		0.176	0.176
長期組合員 知事長期組合員	短期給付	短期	－	－
		介護	－	－
	長期給付		9.90000	13.99990
	福祉事業		0.176	0.176
船員一般組合員	短期給付	短期	3.61200	3.93400
		介護	0.932	0.932
	長期給付		9.90000	13.99990
	福祉事業		0.176	0.176
船員短期組合員	短期給付	短期	3.61200	3.93400
		介護	0.932	0.932
	長期給付		－	－
	福祉事業		0.176	0.176
継続長期組合員	短期給付	短期	－	－
		介護	－	－
	長期給付		9.90000	13.99990
	福祉事業		－	－

- (注) 1 掛金は組合員、負担金は地方公共団体（事業主負担分及び公的負担分）の負担となります。
- 2 掛金・負担金の額は、組合員の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に上記に掲げる率を乗じて算出されます。なお、標準報酬月額及び標準期末手当等の額は、以下の3のとおり上限額（最高限度額）が定められています。
- 3 最高限度額 (1) 標準報酬月額 短期給付及び福祉事業 1,390,000円
長期給付 650,000円
(2) 標準期末手当等の額 短期給付及び福祉事業 5,730,000円（年度累計）
長期給付 1,500,000円（1回の支給につき）
- 4 短期給付の介護分の掛金率及び負担金率は、40歳以上65歳未満の組合員に適用されます。
- 5 短期給付の短期分の負担金率には、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用分の公的負担金率が含まれています。
- 6 長期給付の掛金率及び負担金率のうち、厚生年金分に係る掛金率及び負担金率は、70歳未満の組合員に適用されます。
また、長期給付の負担金率には、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用及び公務等による障害共済年金等に要する費用分の公的負担金率が含まれています。
なお、このほか長期給付の負担金には、追加費用に係る公的負担金率（標準報酬月額に1.54%を乗じる率）分があります。

掛金について

担当
部署 会計課
出納担当

☎ 03-5320-7317
(内線57-173~176)

✉ S9000061@section.metro.tokyo.jp

1 | 掛金の徴収

組合員は、組合員の資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月まで掛金を支払います。また、40歳以上65歳未満の組合員は、介護掛金を支払います。掛金は、給与支給機関が組合員の給与及び期末手当等から控除して、当共済組合に払い込みます。

2 | 掛金の算出方法

1 例月給与に対する掛金

掛金の算定基礎額は、平成27年10月からの被用者年金（厚生年金・共済年金）の一元化に伴い、厚生年金と同様に、標準報酬制に基づき算定する額である「標準報酬月額」に変わりました（標準報酬月額の決定及び改定方法については、下記「標準報酬制について」参照）。

掛金は、標準報酬月額に各掛金率（前ページ参照）を乗じて算定します。詳しくは各所属所（勤務先）の給与担当者にお問合せください。

2 期末手当等に対する掛金

支給総額の1,000円未満を切り捨てた額（下記のとおり最高限度額があります。）に各掛金率を乗じて算定します（円未満切捨て）。

* 期末手当等にかかる掛金は、支給額の1,000円未満を切り捨てた額が算定の基礎となります。したがって支給額が1,000円未満の場合は掛金の額は「0円」となります。

◆ 最高限度額

短期・福祉・介護	長期
年度累計 5,730,000円	1回の支給につき 1,500,000円

*令和5年3月現在

● 標準報酬制について

被用者年金が一元化されたことに伴い、その掛金の算定基礎とする額が、給料に一定の手当率を乗じる「手当率制」から、報酬（給与（給料と実際に支給されている各種手当額を加えた額））を掛金の算定基礎とする、厚生年金で採用されている方法に変更されました。

● 標準報酬月額の決定及び改定

標準報酬制による掛金の算定基礎となる標準報酬月額の決定及び改定方法には、「資格取得時決定」、「定時決定」、「随時改定」、「育児休業等終了時改定」、「産前産後休業終了時改定」があります。

3 資格取得時決定

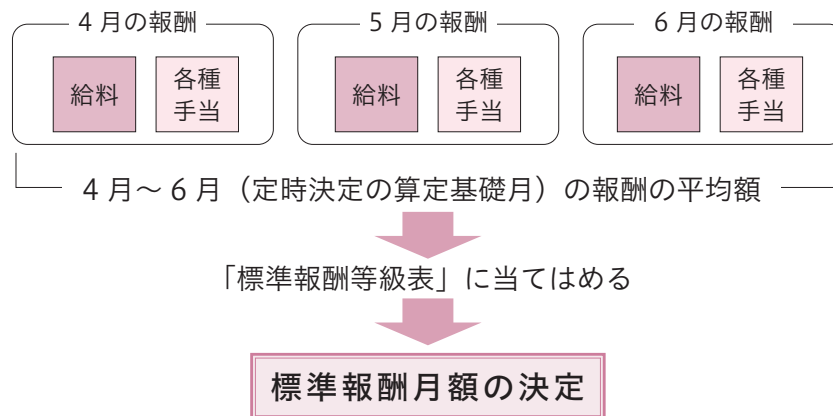
資格を取得した日現在の報酬の額を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

4 定時決定

毎年4月から6月に支給される報酬の平均額で、標準報酬月額を定めます。

これを「定時決定」といいます。

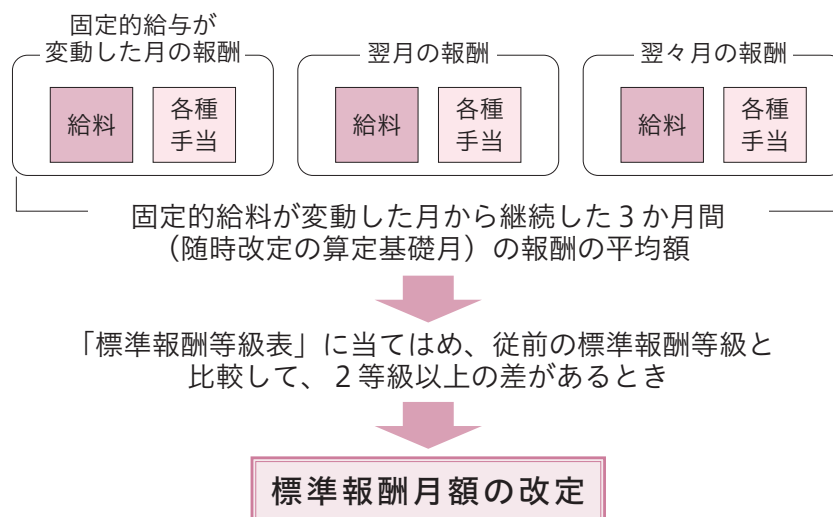
定時決定された標準報酬月額は、原則、その年の9月から翌年の8月まで適用します。



5 随時改定

給料、扶養手当や通勤手当のように、通常、月を単位として一定額が継続して支給されるもの（固定的給与）が、減額又は増額され、かつ報酬の総額が著しく変動した場合（「標準報酬等級表」に当てはめ、2等級以上の差があったとき）は、改定を行います。

これを「随時改定」といいます。



6 育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定

育児休業が終了したとき、その育児休業等に係る3歳未満の子を養育する場合で、報酬が低下し「育児休業等終了日の翌日が属する月」以後3か月間（終了時改定の算定基礎月）の報酬の平均額で算定した「標準報酬月額」が、既に決定されている標準報酬月額と比べて1等級以上の差があるとき、標準報酬月額を改定します。これを「育児休業等終了時改定」といいます。

産前産後休業終了時に育児休業等を取得しないときは「産前産後休業終了時改定」があります。

改定を希望する場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者に「[標準報酬育児休業等終了時改定申出書](#)」、「[標準報酬産前産後休業終了時改定申出書](#)」を提出してください。

● 注意事項 ●

休職等で算定基礎月内に給料の全部又は一部が支給されない場合や算定基礎月内に給与支払者が異なる異動があったとき等は、決定及び各改定において算定方法が異なる場合があります。

3 掛金の免除

1 産前産後休業期間に係る掛金の免除

任命権者から産前産後休暇の承認を得た組合員が当共済組合に申出をしたときは、産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）、産後8週間のうち、組合員が労務に従事しなかった期間、掛金が「月単位」で免除されます。

* この免除期間中は掛金を支払ったものとして各給付を受けられ、年金も減額されません。

免除を希望する場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者に「[産前産後休業期間中の掛金免除申出書（当初・出産後）](#)」を提出してください。

2 育児休業等の期間に係る掛金の免除

任命権者から育児休業等の承認を得た組合員が当共済組合に申出をしたときは、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日（最長該当子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月まで掛金が免除されます。

* この免除期間中は掛金を支払ったものとして各給付を受けられ、年金も減額されません。

* 月の途中で育児休業等を開始又は終了した場合、該当月の掛金について日割り計算はしません。

免除を希望する場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者に「[育児休業中の掛金免除（新規・変更・再申出）申出書](#)」を提出してください。



* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

4 | その他

1 無給休職中の掛金の払込み

欠勤や病気休職、配偶者同行休業等によって給料の一部が支給されない場合や全部が支給されない場合も、既に決定されている標準報酬月額を基に算出した掛金を支払います。

給与から掛金を控除できない場合は、所属所（勤務先）の給与取扱者が組合員から掛金を徴収し、毎月月末までに当該月分を当共済組合に払い込みます。

2 掛金の還付

以下の理由等で徴収の必要がなくなった掛金は、給与支給機関から請求があったときに返還します。組合員本人からの還付請求はできません。

● 注意事項 ●

掛金の還付請求は地方公務員等共済組合法第144条の23第2項に基づき2年で時効となります。

◆ 主な還付理由

- 月途中で退職したにもかかわらず、当該月の給与及び期末手当等から掛金が徴収されている場合（退職後の状況によっては徴収される場合もあります。）
- 月途中で他共済・他任命権者に異動し、異動前及び異動先の両方の給与から掛金が徴収された場合（期末手当等の場合は支給実額に率を乗じて計算するため、原則として両方から徴収されます。）
- 産前産後休業及び育児休業等掛金免除開始月の給与及び期末手当等から掛金が控除されている場合
- 期末手当等の一部を返納した場合
ただし、1,000円未満を切り捨て計算するため、返納額が1,000円未満の場合は還付対象とならないこともあります。



◆ 標準報酬等級表

(令和4年10月から適用)

報酬月額	標準報酬(共済組合法)				標準報酬(厚生年金法)	
	長期(退職年金給付)		短期		長期給付(厚生年金)	
	等級	月額	等級	月額	等級	月額
63,000円未満			第1級	58,000円		
63,000円以上 73,000円未満			第2級	68,000円		
73,000円以上 83,000円未満			第3級	78,000円		
83,000円以上 93,000円未満	第1級	88,000円	第4級	88,000円	第1級	88,000円
93,000円未満(長期給付の下限)						
93,000円以上 101,000円未満	第2級	98,000円	第5級	98,000円	第2級	98,000円
101,000円以上 107,000円未満	第3級	104,000円	第6級	104,000円	第3級	104,000円
107,000円以上 114,000円未満	第4級	110,000円	第7級	110,000円	第4級	110,000円
114,000円以上 122,000円未満	第5級	118,000円	第8級	118,000円	第5級	118,000円
122,000円以上 130,000円未満	第6級	126,000円	第9級	126,000円	第6級	126,000円
130,000円以上 138,000円未満	第7級	134,000円	第10級	134,000円	第7級	134,000円
138,000円以上 146,000円未満	第8級	142,000円	第11級	142,000円	第8級	142,000円
146,000円以上 155,000円未満	第9級	150,000円	第12級	150,000円	第9級	150,000円
155,000円以上 165,000円未満	第10級	160,000円	第13級	160,000円	第10級	160,000円
165,000円以上 175,000円未満	第11級	170,000円	第14級	170,000円	第11級	170,000円
175,000円以上 185,000円未満	第12級	180,000円	第15級	180,000円	第12級	180,000円
185,000円以上 195,000円未満	第13級	190,000円	第16級	190,000円	第13級	190,000円
195,000円以上 210,000円未満	第14級	200,000円	第17級	200,000円	第14級	200,000円
210,000円以上 230,000円未満	第15級	220,000円	第18級	220,000円	第15級	220,000円
230,000円以上 250,000円未満	第16級	240,000円	第19級	240,000円	第16級	240,000円
250,000円以上 270,000円未満	第17級	260,000円	第20級	260,000円	第17級	260,000円
270,000円以上 290,000円未満	第18級	280,000円	第21級	280,000円	第18級	280,000円
290,000円以上 310,000円未満	第19級	300,000円	第22級	300,000円	第19級	300,000円
310,000円以上 330,000円未満	第20級	320,000円	第23級	320,000円	第20級	320,000円
330,000円以上 350,000円未満	第21級	340,000円	第24級	340,000円	第21級	340,000円
350,000円以上 370,000円未満	第22級	360,000円	第25級	360,000円	第22級	360,000円
370,000円以上 395,000円未満	第23級	380,000円	第26級	380,000円	第23級	380,000円
395,000円以上 425,000円未満	第24級	410,000円	第27級	410,000円	第24級	410,000円
425,000円以上 455,000円未満	第25級	440,000円	第28級	440,000円	第25級	440,000円
455,000円以上 485,000円未満	第26級	470,000円	第29級	470,000円	第26級	470,000円
485,000円以上 515,000円未満	第27級	500,000円	第30級	500,000円	第27級	500,000円
515,000円以上 545,000円未満	第28級	530,000円	第31級	530,000円	第28級	530,000円
545,000円以上 575,000円未満	第29級	560,000円	第32級	560,000円	第29級	560,000円
575,000円以上 605,000円未満	第30級	590,000円	第33級	590,000円	第30級	590,000円
605,000円以上 635,000円未満	第31級	620,000円	第34級	620,000円	第31級	620,000円
635,000円以上 665,000円未満	第32級	650,000円	第35級	650,000円	第32級	650,000円
635,000円以上(長期給付の上限)						
665,000円以上 695,000円未満			第36級	680,000円		
695,000円以上 730,000円未満			第37級	710,000円		
730,000円以上 770,000円未満			第38級	750,000円		
770,000円以上 810,000円未満			第39級	790,000円		
810,000円以上 855,000円未満			第40級	830,000円		
855,000円以上 905,000円未満			第41級	880,000円		
905,000円以上 955,000円未満			第42級	930,000円		
955,000円以上 1,005,000円未満			第43級	980,000円		
1,005,000円以上 1,055,000円未満			第44級	1,030,000円		
1,055,000円以上 1,115,000円未満			第45級	1,090,000円		
1,115,000円以上 1,175,000円未満			第46級	1,150,000円		
1,175,000円以上 1,235,000円未満			第47級	1,210,000円		
1,235,000円以上 1,295,000円未満			第48級	1,270,000円		
1,295,000円以上 1,355,000円未満			第49級	1,330,000円		
1,355,000円以上			第50級	1,390,000円		

◆ 標準期末手当等の額の最高限度額

長期	1回の支給につき	1,500,000円
短期	年度累計	5,730,000円

※ 長期(退職等年金、経過的長期、子ども・子育て拠出金)
短期(短期、福祉、介護)



第10章 被扶養者について

被扶養者とは

担当
部署

医療保険課
資格担当



03-5320-7324・7325
(内線57-221~7)



S9000064@section.metro.tokyo.jp

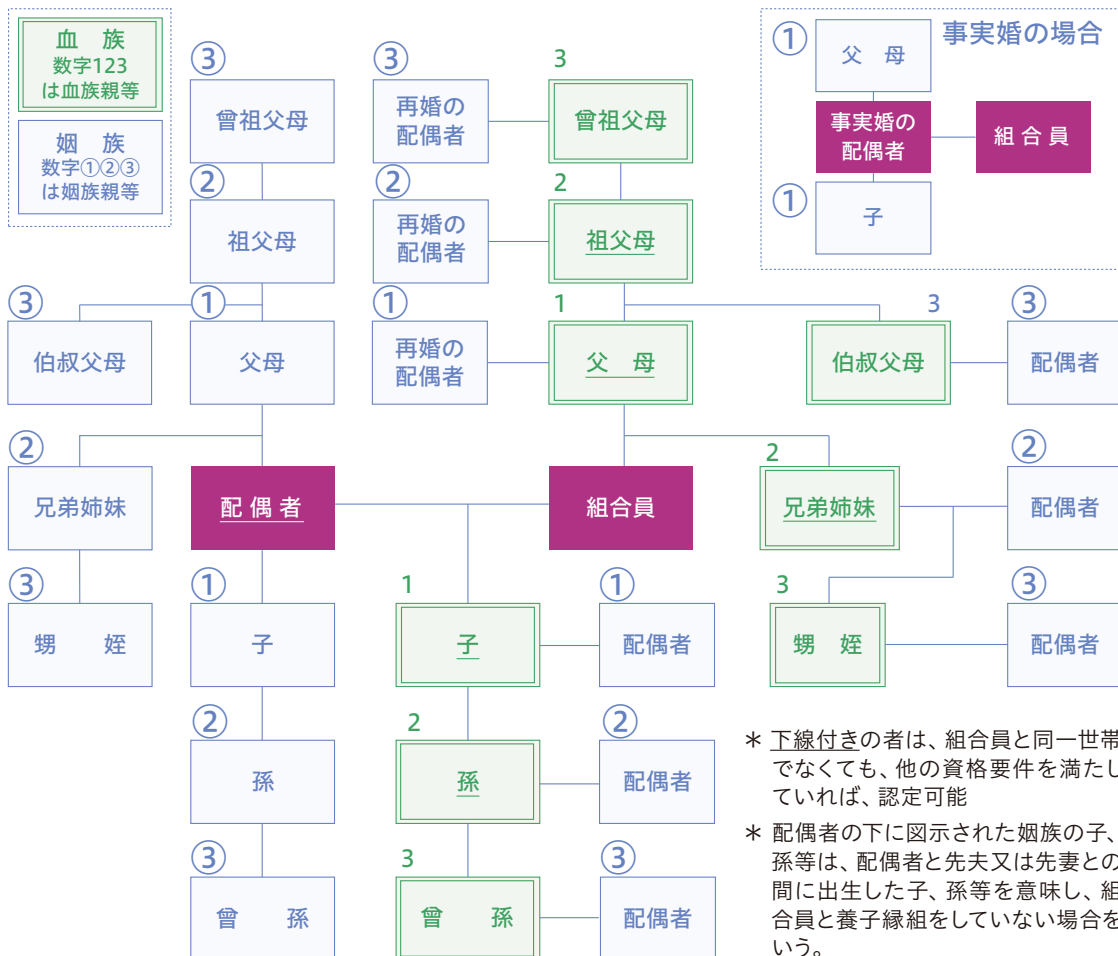
1 | 被扶養者と認められる範囲と基本要件

被扶養者とは、組合員の家族で、主として組合員の収入によって生計を維持されている方です。当共済組合で被扶養者と認められると、当共済組合から短期給付等を受けることができます。

1 被扶養者と認められる範囲

組合員と同一世帯である下表の親族は、収入額等の認定要件を全て満たしていれば被扶養者となります。ただし、配偶者（事実婚含む）及び二重枠内の下線付き親族は、別居していても、他の認定要件を全て満たしていれば被扶養者となります。配偶者*が事実婚（婚姻届未届け）の場合は、配偶者の父母及び子以外の姻族は被扶養者になれません。

※ 配偶者とは、夫である場合、妻である場合、内縁関係を含む。



* 下線付きの者は、組合員と同一世帯でなくても、他の資格要件を満たしていれば、認定可能

* 配偶者の下に図示された姻族の子、孫等は、配偶者と先夫又は先妻との間に出生した子、孫等を意味し、組合員と養子縁組をしていない場合をいう。

* 被扶養者認定要件等の詳細については、所属所（勤務先）の共済事務担当者にご確認ください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

注意事項

- 別居の場合は、客観的に記録が確認できる方法による送金によって、扶養の事実が認められていることが必要です。
- 配偶者が事実婚の場合は、配偶者の父母及び子以外の姻族は被扶養者になれません。

2 被扶養者の基本要件

被扶養者であることを認定するために、次のア～オの全てについて客観的な資料で確認します。

- ア 主として組合員の収入により、生計を維持する者であること。
- イ 将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入額が、130万円未満であること（60歳以上の者、又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、180万円未満であること。）。
- ウ 組合員と一定の親族関係にある者（同一世帯が要件となる場合があります。）。
- エ 所属所（勤務先）で扶養手当の支給を受け、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者（規定上、該当しない者を除く。）。
- オ 共済組合の組合員、健康保険又は船員保険の被保険者でないこと（厚生年金の加入者は健康保険の被保険者とみなします。）。

2 | 認定手続等

被扶養者の要件を備えている方が、当共済組合からの短期給付等を受けるためには、「被扶養者認定申告書」に必要な書類を全て添付した上で、所属所（勤務先）経由で当共済組合へ提出する必要があります。認定に必要な書類や審査の進捗状況等については、必ず所属所（勤務先）の共済事務担当者を確認してください。

なお、任意継続組合員の場合は、直接、当共済組合に相談の上、手続してください。

1 申告書の提出と認定日の関係

申告書を提出し所属所（勤務先）が受付けた日が、被扶養者の要件を備える事実が生じた日から30日以内のときは、その事実の生じた日から認定されます。被扶養者の要件を備える事実が生じた日から30日を過ぎて提出されたときは、所属所（勤務先）が申告書を受付けた日からの認定になり、認定日以前に生じた病気やけがについては給付されません。

例 離職日が10月6日の配偶者が認定された場合



* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

2 認定に必要な主な書類

被扶養者認定申告をするときは、次のア～カの書類が必要です。

ア 「被扶養者認定申告書」

イ 「被扶養者認定申告理由書」

認定を受けようとする方の収入状況や就労状況、他の扶養義務者の状況等を申告します。

ウ 収入状況を証明する書類

(住民税所得等証明書¹の写し、確定申告書の写し、雇用保険被保険者離職票の写し、年金証書の写し等) 認定を受けようとする方の収入状況や雇用保険の状況等を確認します。

エ 今まで加入していた健康保険の「資格喪失証明書」

認定を受けようとする方の前の保険の加入状況を確認します。

国民健康保険に加入している場合は、その保険証の写し(情報連携による省略はできません。)を提出します。

オ 世帯全員の住民票

世帯構成を確認します。

カ 戸籍謄本、改製原戸籍

親族関係を確認し、他の扶養義務者の有無等を確認します。

「住民税所得等証明書」と「今まで加入していた健康保険の資格喪失証明書」は、個人番号を利用した情報連携によって省略できる場合があります。

注意事項

認定を受けようとする方の年齢や組合員との続柄、居住状況等によって、提出が省略できる場合や、その他の書類が必要となる場合がありますので、必ず所属所(勤務先)の共済事務担当者に事前にお問合せください。

個人番号を利用した情報連携について

情報連携とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、行政の各種事務手続で提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等間で情報をやり取りすることです。

情報連携によって、他の医療保険者が共済組合の組合員及び被扶養者の資格情報を確認できるようになるとともに、当共済組合が他の医療保険者が有する資格情報、自治体が有する市町村民税に関する情報等を確認できるようになりました。当共済組合でも平成30年10月9日から情報連携の本格運用を開始し、被扶養者認定等の手続において、一部の添付書類の省略が可能となりました。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク(03-6258-0685)にお問合せください。

年度末・年度始の資格認定手続きについて

年度末・年度始は、退職や新規採用等による手続きが集中し、組合員証等の発行は、通常の時期より日数を要します。特に被扶養者の認定等の手続きについては、申請書等の記入内容及び添付書類に不備がある場合、書類の再提出等が必要となり、手続きに大変時間がかかります。**必ず所属所（勤務先）の共済事務担当者に事前に相談し、確認を受けた上で、提出してください。**

3 被保険者証の取扱い

被保険者として認定された場合は、所属所（勤務先）を経由して、「被扶養者証」を交付します。「被扶養者証」は「組合員証」と同じように取り扱ってください。

なお、被扶養者に該当しなくなった場合は、組合員は、「被扶養者に該当しなくなったときの手续」にしたがって、被扶養者証を所属所（勤務先）に返還してください。

◆ 組合員に扶養されている配偶者（20～59歳）の国民年金の届出代行

～国民年金第3号被保険者に該当したとき／届出事項に変更があったとき～

国民年金法では、基本的に、20～59歳の方は、すべて国民年金に加入することになっています。

国民年金第2号被保険者である共済組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（妻又は夫）は、保険料を共済組合で負担する加入者（これを「国民年金第3号被保険者」といいます。）として取り扱うことになっています。

国民年金第3号被保険者の資格を取得した場合や、届出事項に変更があった場合は、年金事務所に届け出る必要があります。

しかし、夫（妻）が共済組合員である場合は、当共済組合が事業主確認を行い、第3号被保険者に代わって届出を代行しています（短期組合員の場合は、所属所（勤務先）が年金事務所へ直接提出してください。）。第3号被保険者に該当したときは被扶養配偶者の認定手続きと併せて次のものを提出してください。

○ 国民年金第3号被保険者関係届

- 基礎年金番号（次ページ参照）が確認できる通知書又は年金手帳の写し（日本年金機構発行のもの）
 - 日本国籍を有しない場合は、国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届
- 手続き方法の詳細については、所属所（勤務先）の共済事務担当者に確認してください。

● 注意事項 ●

第3号被保険者でなくなったときは、必ずご自身で届け出てください。

当共済組合では、組合員の被扶養配偶者が、第1号被保険者（自営等）又は第2号被保険者（就職）に該当となったときの届出の代行はしていません。第1号被保険者に該当となった場合は本人が直接、居住地の区市町村国民年金所管課に届け出てください。第2号被保険者に該当となった場合は、勤務先が届出をします。

ただし、被扶養配偶者が、死亡等によって第3号被保険者でなくなった場合は、被扶養者抹消の手續が行われれば当共済組合への届出は原則不要です。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

◆基礎年金番号

公的年金への未加入者をなくし、年金給付に係る事務を迅速に行うために、日本年金機構では公的年金に加入している方に「基礎年金番号」を付番しています。

◆基礎年金番号が必要となる場合

- ① 共済組合員の資格取得・喪失、他の年金制度への加入及び年金請求時
- ② 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の認定の手続時

◆基礎年金番号の確認方法等

- ① 「基礎年金番号通知書」又は平成9年1月以降発行の「年金手帳」（国民年金・厚生年金）に記載されています。
- ② 基礎年金番号通知書を紛失した場合には、居住地の年金事務所（巻末付録参照）で再発行の手続を行ってください。
- ③ 基礎年金番号通知書が複数ある方又は異なる基礎年金番号が複数あるという方は、居住地の年金事務所で番号の確認及び番号整理の手続を行ってください。

3 | 被扶養者と認められない場合

次のいずれかに該当する場合は、被扶養者になれません。

- ① 共済組合の組合員、健康保険又は船員保険の被保険者である場合
 - * 75歳以上の方（65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方を含む。）は、後期高齢者医療の対象となるため被扶養者にはなれません。
- ② その者について、当該組合員以外の者が、扶養手当又はこれに相当する手当を、地方公共団体、国その他から受けている場合
- ③ その者について、組合員の他に主たる扶養義務者が存在し、その扶養義務者に扶養能力がある場合
 - * 例えば、収入の無い組合員の母親について、組合員の父親に一定額以上の収入がある場合は、父親に扶養能力があるため、組合員の被扶養者にはなれません。
 - * 子を夫婦共同扶養（夫婦共働き）している場合は、年間収入の多い者の被扶養者（扶養手当が支給されている場合は、当該受給者の被扶養者）とすることが原則です。
- ④ 被扶養者の認定申請時に、将来に向かって1年間に見込まれる当該被扶養者の恒常的な収入額が、130万円以上と予測される者（月額108,334円以上又は日額3,612円以上の収入がある場合）。なお、退職前の給料や、退職金等の一時所得は恒常的な収入に算入されません。ただし、次のア、イに該当する場合は、将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入額が、180万円以上と予測される場合（月額150,000円以上又は日額5,000円以上の収入がある場合）とします。
 - ア 障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
 - イ 60歳以上の者

◆ 被扶養者の収入の認定基準額

60歳以上の者、又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者	年額	1,800,000円
	月額	150,000円
	日額	5,000円
上記以外の者	年額	1,300,000円
	月額	108,334円
	日額	3,612円

* 被扶養者として認定を受けている方に認定基準額以上の収入が発生した場合は、抹消手続が必要です。

⑤ 雇用保険法による給付金を受給する場合

* 雇用保険法による給付金とその他の恒常的収入の日額を合算して3,612円（60歳以上の者、又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、年金及びその他の恒常的収入の日額と雇用保険の給付金日額を合算して5,000円）以上となる場合は、認定基準額以上の収入があるものとみなします。

* 待期間や給付制限期間等の受給開始までの間、被扶養者となることができます。

⑥ 事業収入、財産収入等がある場合には、確定申告日において認定基準額以上である場合

ただし、個人事業の廃業や株式等取引口座全ての閉鎖等、当該収入がなくなったことによって被扶養者の認定を受ける場合には、廃業日や閉鎖日の翌日以降、当該収入が無いものとして判定します（該当日が客観的に確認できる書類を提出してください。）。

⑦ 日本国籍を有せず、「医療滞在ビザ」や「観光・保養等のロングステイビザ」で来日した者

⑧ 日本国内に住所を有しない者

ただし、①留学、②外国に赴任する組合員に同行、③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に渡航、④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた、⑤以上のほか渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者は例外として被扶養者認定申請ができます。

* 収入とは所得税法上の所得とは異なり、恒常的な収入（通勤手当等も含まれます。）の総額のことです。

* 株式、債券、FX、暗号資産等譲渡収入は都共済では財産収入に該当するため、原則、収入に算入されます。

4 | 被扶養者に該当しなくなったときの手続

被扶養者として認定されている方が、上記の①～⑧のいずれかに該当するようになったときは、被扶養者の認定期限日^{※1}にかかわらず、その事由が発生した日に被扶養者の資格が抹消されます。

就職等により被扶養者に該当しなくなったときは、**その事由が発生した日から30日以内に、「被扶養者抹消申告書」**に抹消の事実を証明する書類等を添付し、所属所（勤務先）へ^{※2}被扶養者証等と合わせて速やかに提出してください。なお、抹消手続に必要な書類等については、必ず所属所（勤務先）の共済事務担当者に確認してください。手続が遅くなると、本来医療負担すべき保険者から医療費が受け取れないなど、組合員の不利益になることがあります。

※1 認定期限日は被扶養者の資格の有効期限日ではなく、資格を有していることを確認する期日です。

※2 任意継続組合員の被扶養者を抹消する場合は、直接当共済組合へ連絡してください。

● 注意事項 ●

抹消日以降に被扶養者証を使用し、医療機関等を受診していた場合は、後日医療費等を返還していただきます。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

◆ 主な抹消事例と抹消日

抹消手続が必要なケース（例）	抹消日
就職により認定基準額を超える収入が見込まれる	就職日（雇用（採用）日） ^{※1}
パート等で、月々の収入は変動するものの、収入の3か月平均が認定基準以上あり、その後も同様の収入が見込まれる	4か月目の初日 ^{※1}
パート等で、月々の収入は認定基準月額を上下していたが、過去1年間の収入が130万円を超過した	当該1年間において初めて月収の3か月平均が認定基準額以上となった月の翌月の初日（4か月目の1日） ^{※1}
認定基準額は超えていないが、パート先等で健康保険の被保険者となった（パート先等で保険証が発行された）	パート先等の健康保険の資格取得日
雇用保険（日額 3,612 円以上 ^{※2} ）を受給する	支給開始日 ^{※2}
公的年金等の受給開始や年金額の改定により、認定基準額を超過する	年金決定（改定）通知を受けた日
事業収入が認定基準額を超過した	確定申告書受付日 ^{※3}
結婚し、配偶者の扶養となった	婚姻日
別居により扶養を受けなくなった	扶養を受けなくなった日 ^{※4} 又は 住民票転出日

※1 就職のため給与収入が超過する場合

- ① 雇用契約により月収が決まっている場合又は雇用契約による収入日額及び稼働日数から月収を算定し、その月収が認定基準額以上と見込まれる場合（いずれも3か月以下の雇用契約の場合は除く。）。

⇒雇用（採用）日を抹消日とします。

(抹消例)

- 期間6か月、月収12万円の雇用契約の場合
採用日で抹消となります（6か月の雇用契約終了後、無収入又は認定基準額未満の収入となる場合は、その時点で改めて認定手続を行ってください。）。
 - 当初4か月は月収12万円、その後8か月は月収10万円、年収128万円の雇用契約の場合
当初4か月は月収が認定基準月額（108,334円）を超えるため、採用日で抹消となります（5か月目以降、認定基準額未満となるときに、改めて認定手続を行ってください。）。
- ② パート、アルバイト等で月々の収入が増減する場合で、前記①のように月収の算定が困難な場合⇒月収の3か月平均が認定基準月額（108,334円）以上であり、かつ、将来も同様の収入が見込まれるときに抹消手続をしてください。当該3か月の最終月の翌月の初日（4か月目の1日）を抹消日とします。ただし、過去1年間の収入（注）が130万円以上となった場合は当該1年間において初めて月収の3か月平均が認定基準月額（108,334円）以上となった月の翌月の初日（4か月目の1日）を抹消日とします。

(抹消例)

- 日給、時間給等で、1か月当たりの稼働日数等が未定で、2月から翌年の1月までの1年間の収入[※]が130万円以上となった場合
初めて月収の3か月平均が認定基準月額（108,334円）以上となった月の翌月の初日（4か月目の1日）で抹消となります。

※ 被扶養者の1年間の収入は、1月から12月までの1年間に限らず、例えば2月から翌年1月までの1年間等、どの時点からの1年（12か月）をとっても、認定基準額未満であることが必要です。

※2 雇用保険の受給による場合

雇用保険受給資格者証に記載の支給開始日が抹消日となります。振込日ではありません。基本手当日額とその他の恒常的収入の日額の合計が3,612円以上（60歳以上の者、又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、年金及びその他の恒常的収入の日額と雇用保険の基本手当日額を合算して5,000円以上）となる場合は、抹消手続が必要です。

※3 事業収入、財産収入等がある場合

この場合は、確定申告書の税務署受付日が抹消日となります。申告書控えに必ず受付日を押し印してもらってください。確定申告日における収入が、認定基準年額を超える場合は、抹消手続が必要です。なお、収入は確定申告における所得金額とは異なります。

控除可能な必要経費は、所得税法上のものと異なり、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められるものに限定されます。

※4 別居の場合

別居日や送金額が不足した月の初日が抹消日となります。被扶養者が組合員と別世帯になった場合、組合員から被扶養者へ一定額以上の送金を毎月行うことが必要です。

5 | 被扶養者の要件の確認について

被扶養者として認定されている方であっても、通常稼働能力があると考えられる方等は、被扶養者の要件を欠く可能性が高いため、認定期限を設定し、定期的に被扶養者の要件の確認を行っています。認定期限日は、所属所（勤務先）に備え付けの「組合員原票（控）」に記載されています。なお、**認定期限日は、被扶養者の資格の有効期限日ではなく、資格を有していることを確認する期日**です。

所属所（勤務先）の共済事務担当者から被扶養者の要件の確認に必要な書類を求められた場合は、速やかに「**認定期限延長申告書**」と収入状況を証明するもの等を添付して、所属所（勤務先）へ提出してください。

* 22歳を超えた子、パート・アルバイト等による収入が見込まれる方、組合員と別居されている方、事業収入や財産収入のある方、扶養手当が支給されない方（制度上支給されない方（指定職、部長級及び再任用職員等）を含む）、税法上の扶養となっていない方等に認定期限日を設定しています。

* 他の扶養義務者がいる場合は、その方の収入状況等も確認します。

* 子を夫婦共同扶養（夫婦共働き）している場合は、年間収入の多い方の被扶養者とすることが原則であるため、夫婦の収入も確認します。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

被扶養者認定要件チェック表

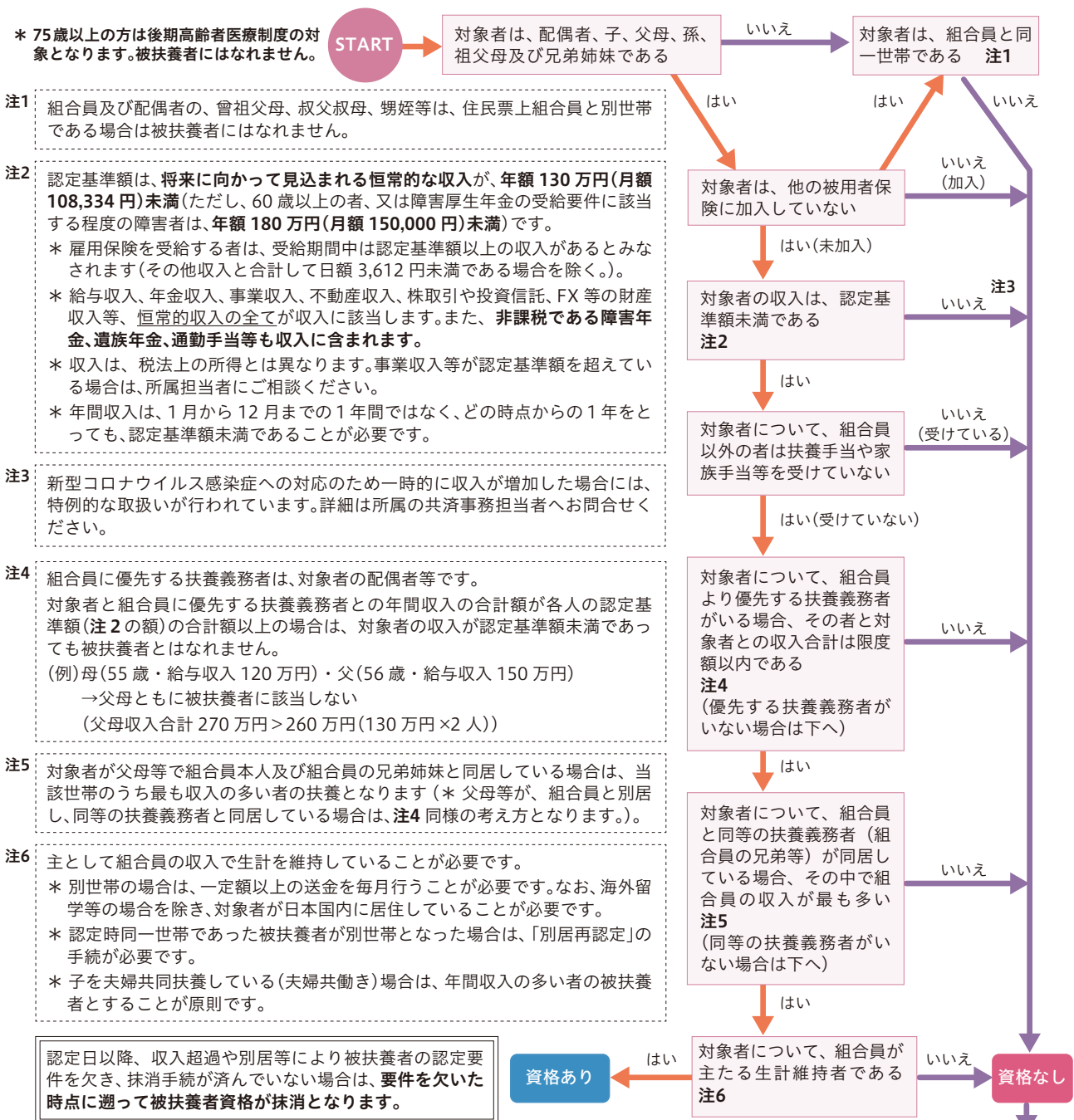
担当 医療保険課
部署 資格担当

☎ 03-5320-7324・7325
(内線57-221~7)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

被扶養者のいる組合員は、次のチャートに従って、チェックしてください。認定要件を欠いている場合には、速やかに所属を経由して抹消手続きをしてください。認定基準等の詳細については、関連ページをよくお読みいただいた上で、所属所（勤務先）の共済事務担当者に確認してください。

抹消日以降に被扶養者証を使用し、医療機関等を受診していた場合は、後日、医療費等を返還していただくことになります。



* 詳細は、所属所(勤務先)の共済事務担当者へお問合せください。

抹消申告をしてください

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク(03-6258-0685)にお問合せください。



第11章 退職するとき

退職に伴う手続等

担当
部署

医療保険課
資格担当



03-5320-7324・7325
(内線57-221~7)



S9000064@section.metro.tokyo.jp

1 | 組合員資格喪失の手続（資格喪失届の提出、証の返納）

組合員は退職すると、その翌日から当共済組合の組合員資格を失います。速やかに所属所（勤務先）に、組合員証のほか全ての証（被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等）を添えて「**組合員資格喪失届**」を提出してください。共済組合の資格を喪失したときは、組合員証・組合員被扶養者証等を遅滞なく共済組合に返納しなければならないことが法令で定められています。

また、退職後は、速やかに新たな健康保険に加入してください。この手続を行わない場合は、医療費等は全額自己負担となります。

なお、引き続き治療を受ける方は、新たな保険証を医療機関等の窓口で提示して、保険証が変わったことを必ず申し出てください（被扶養者も同様です。）。この申出をしないと、医療機関等で行う医療費請求事務に混乱をきたし、関係機関に大変な迷惑を掛けることとなりますので注意してください。

資格喪失日（退職日の翌日）以降、医療機関等で組合員証等を使用した場合は、後日その医療費を返還していただくことになります。その場合、手続が遅くなると、本来医療費を負担すべき保険者から医療費が受け取れないなど、組合員の不利益となる場合があります。

なお、不正に組合員証を使用すると、刑事処分・行政処分の対象となることがあります。

2 | 短期給付に係る給付金の預金口座の届出について

担当
部署

医療保険課
給付担当



03-5320-7326 (内線57-231~5)



S9000064@section.metro.tokyo.jp

在職中に口座を届け出していない方、及び登録した口座を変更される方は、所定の**口座振込依頼書**により届出をお願いします。

短期給付の給付金は、在職中に発生した事由であっても、支給は退職後になる場合があります。この場合、在職中に当共済組合へ届出していた口座に振り込みます。口座を届け出でなかったり、届け出た口座を廃止（解約）されたりすると、給付金を振り込めません。

なお、給付金が発生したときは、事前に「医療給付金等決定兼支払通知書」（圧着式ハガキ）を届出の住所に送付したうえで、前記の指定口座に振り込みます。

任意継続組合員の方も、当共済組合からの給付金が生じる期間については、同様に変更があった場合（通知送付先の変更を含む。）、速やかに連絡をお願いします。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

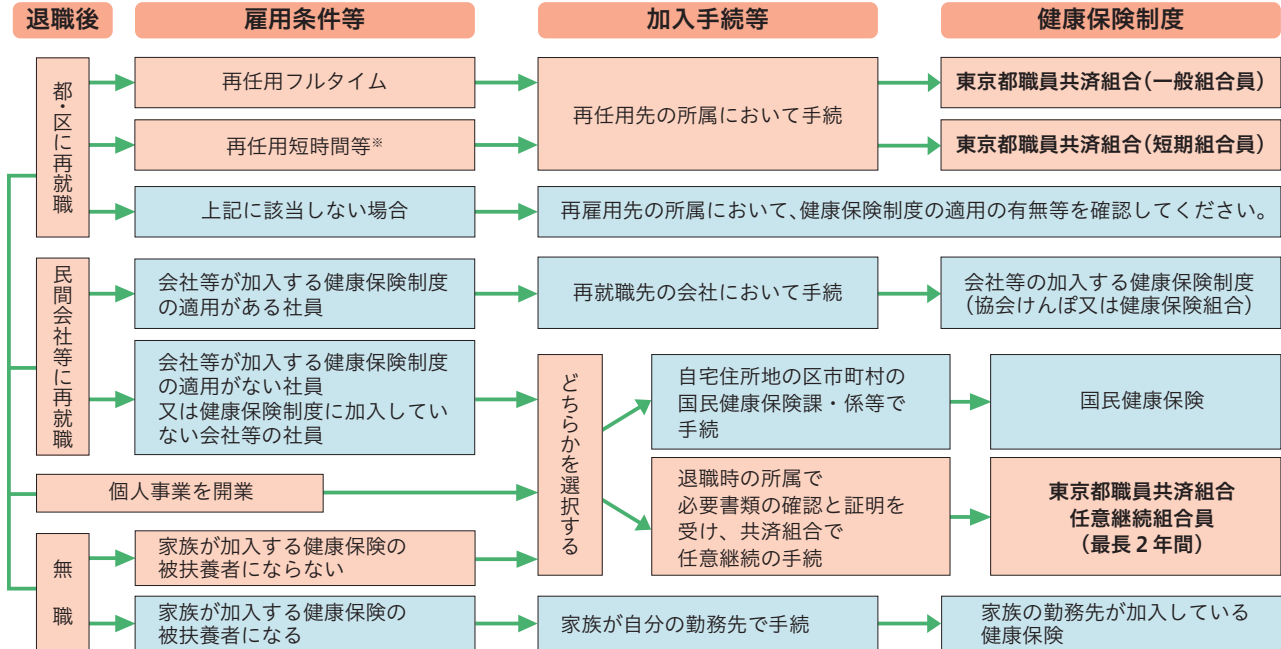
退職後の健康保険制度

担当 医療保険課
部署 資格担当

☎ 03-5320-7324・7325
(内線57-221~7)

✉ 59000064@section.metro.tokyo.jp

退職後は、就職状況等に応じた健康保険制度に加入することとなります。



※ 再任用短時間等職員が短期組合員となるには、一定の要件を満たす必要があります。

1 | 各保険制度の特徴

	東京都職員共済組合の 任意継続組合員	国民健康保険	家族が加入する 健康保険の被扶養者
加入手続	退職時の所属を経由して手続をしてください。	退職後、原則14日以内に居住地の区市町村の窓口で手続をしてください。	退職後、家族が加入する健康保険組合で手続をしてください(詳細は各健康保険組合に確認してください)。 * 収入要件など各種健康保険組合の被扶養者の条件に該当していることが必要です。
掛金	退職時の標準報酬月額に基づき算出されます。 * 退職1年目も2年目も、退職時の標準報酬月額に基づき算出されます。 * 今までの自己負担分にプラスして、事業主の負担分も本人が負担することとなります。	前年の収入等に応じて、区市町村ごとに定めた算出基準に基づいて算出されます。 * 退職1年目と2年目とでは、保険料が大きく変動することがあります。	なし(被扶養者の掛金負担はありません。)
給付等の内容	一部を除き、在職時とほぼ同様の給付を受けることができます。また、施設利用等の福祉事業も利用可能です。	法定給付のみ。都共済で受けられた附加給付の制度はありません(詳細は各区市町村に確認してください)。	家族が加入する健康保険組合によって異なります(詳細は各健康保険組合に確認してください)。

* 再就職先の健康保険の被保険者となる方は、再就職先又は加入する健康保険組合に確認してください。

2 | 任意継続組合員

手続は、所属所（勤務先）の共済事務担当者へ。

1 任意継続組合員とは

退職日まで引き続く組合員期間が1年と1日以上^{*}ある方が希望する場合には、退職日の翌日から19日以内に掛金の払込みを含めた手続を完了することにより、最長2年間、短期給付（介護休業手当金や育児休業手当金等、一部の給付を除く。）及び福祉事業について、在職中と同様の取扱いを受けられるのが、**任意継続組合員**です。

ただし、再就職してその職場に適用されている健康保険（都・区に再就職し、再任用フルタイム又は一定の要件を満たす再任用短時間等勤務の場合は東京都職員共済組合、民間会社等へ再就職の場合は全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）や健康保険組合など）に強制加入となる方は、任意継続組合員にはなれません。

※ 令和4年10月1日施行の法改正に伴う経過措置があります。詳細は所属所（勤務先）の共済事務担当者を確認してください。

2 資格の取得手続等

任意継続組合員になるためには、退職日から20日（退職日の翌日から19日）以内に、第1回目の掛金の払込みを含めて手続を完了させることが必要です。

所属での組合員証交付を希望される場合は退職日の7日前まで^{*}、当共済組合の窓口での組合員証交付を希望される場合は退職日の3日前まで^{*}に、任意継続組合員資格取得申請書などの手続書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して当共済組合に到着するよう提出してください。

その後、退職日から20日（退職日の翌日から19日）以内に、交付場所の希望に応じて組合員が所属所又は当共済組合の窓口で掛金払込書を受け取り、第1回目の掛金払込みを行い、払込受領証（領収書）を提示することにより、任意継続組合員証が交付されます。期限までに手続ができない場合は、任意継続組合員の資格を取得できませんので注意してください。

※ 土・日・祝日、年末年始を除く。

◆ 掛金の払込方法

毎月払いと前納払い（半年払い・年払い）とがあります（半年払い・年払いには前納割引があります）。取得手続時に選択してください。

3 年度末退職者の事前受付による資格取得手続

年度末退職者については、任意継続加入申請・交付手続が集中するため、提出期限や任意継続組合員証交付開始日が上記と異なります（申請書類を2月下旬までに提出した場合は所属所交付、3月以降の提出の場合は共済組合が指定する交付方法となります。）。

毎年1月中旬頃、各所属宛てに年度末退職者の手続方法について案内しますので、詳細は所属所（勤務先）の共済事務担当者を確認してください。

なお、掛金の払込みは、4月19日（土・日の場合はその前日）までに行わないと、任意継続組合員になれませんので注意してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

4 資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、任意継続組合員の資格を失います。

- Ⓐ 任意継続組合員となった日から2年を経過した日（期間満了）
- Ⓑ 再就職等により新たに健康保険等の被保険者となったときは、その健康保険の資格を取得した日
- Ⓒ 任意継続組合員が死亡したときは、死亡日の翌日
- Ⓓ **掛金を払込期限までに払い込まなかったときは、払込期限の翌日**
- Ⓔ 国民健康保険に加入したり、家族の被扶養者になるために任意脱退したりするときは、任意継続組合員資格喪失申請書を提出した月の翌月の1日

○ 任意継続組合員としての資格がなくなった場合には、速やかに当共済組合に資格喪失の手続きをしてください（2年を経過したとき（期間満了）は手続きはありません。期間満了日の半月程度前に任意継続組合員資格喪失通知を送付しますので、期間満了後に組合員証等のみ返却してください。）。

なお、資格喪失の手続きについては、当共済組合（医療保険課資格担当）にお問合せください。

○ 資格を喪失した場合は、組合員証のほか全ての証（被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等）を速やかに返却してください。なお、資格喪失後、任意継続組合員証を使用し、医療機関等で診療を受けた場合は、後日その費用を返還していただくことになります。

● 注意事項 ●

払込期限までに掛金を払い込まなかった場合は、自動的に任意継続組合員の資格を失います。

◆ 任意継続組合員月額掛金計算表（令和4年度）

任意継続組合員の掛金等は、退職されたときの標準報酬月額^{※1}に掛金率を乗じた額となります。

任意継続掛金率 0.0754^{※2}
 介護掛金率 0.0180^{※3}（40歳以上65歳未満の任意継続組合員のみ）

退職時標準報酬月額 ^{※1}	種別	月額掛金
440,000円以上	任継	$440,000 \times 0.0754 = 33,176 \text{円}^{\text{※4}}$
	介護	$440,000 \times 0.0180 = 7,920 \text{円}^{\text{※4}}$
440,000円未満	任継	退職時標準報酬月額 $\times 0.0754 =$ 「月額掛金」 ^{※4}
	介護	退職時標準報酬月額 $\times 0.0180 =$ 「月額掛金」 ^{※4}

※1 算定の基礎となる標準報酬月額には、限度額が設けられています。限度額は毎年算定されます（令和4年度の限度額は440,000円です。）。

※2・※3 掛金率は毎年算定されます。記載の掛金率は令和4年度のものであります。

※4 円未満切捨て。

退職後の短期給付

担当
部署医療保険課
給付担当

☎ 03-5320-7326 (内線57-231~5)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

退職後の短期給付は次のとおりです。

		退職後	
		任意継続組合員	組合員資格喪失
保健給付	出産費・家族出産費	対象	(※1)
	埋葬料・家族埋葬料	対象	(※2)
	上記以外の保健給付 (療養の給付、高額療養費等)	対象 (現職組合員と同様の給付)	対象外
休業給付	傷病手当金	(※3)	
	出産手当金	(※4)	
	介護休業手当金	対象外	
	育児休業手当金	対象外	
	休業手当金	対象外	

給付の種類	給付基準	参照ページ
(※1) 出産費・ 家族出産費	退職のときまで引き続き1年以上組合員であった方が、資格喪失後6か月以内に出産した場合、出産費を支給します。 ただし、退職後、出産するまでの間に他健康保険の被保険者の資格を取得したときは、当組合からの出産費は対象外です。 組合員の資格喪失後における家族出産費は、給付対象外です。	第4章「出産費・家族 出産費（地方公務員等 共済組合法第63条）」 参照
(※2) 埋葬料・ 家族埋葬料	組合員が資格喪失後3か月以内に死亡したときは、埋葬料を支給します。 ただし、退職後死亡するまでの間に、他の共済組合、又は健康保険の資格を取得した場合は、新規に加入した保険で同様の給付が受けられますので、当組合からの埋葬料は対象外です。 組合員の資格喪失後における家族埋葬料は、給付対象外です。	第5章「葬儀を行った とき」参照
(※3) 傷病手当金	退職のときまで引き続き1年以上組合員であった方が、退職時に傷病手当金を受けている場合（退職の時点で既に待期間を経過しており、勤務ができなくなっているが、報酬との調整により手当金が支給されていない場合を含む）には、継続して支給されます（法定給付のみ）。 ただし、その方が他の組合の組合員の資格を取得したときは、対象外です。	第1章「病気や負傷 のために休業したとき （傷病手当金）」参照
(※4) 出産手当金	退職後に出産した場合は対象外です。 ただし、組合員期間が1年以上あり、退職時に既に出産手当金を受給している方は、引き続き支給対象となります。	第4章「出産のため休 業したとき」参照

組合員資格喪失後の保養施設等の利用

担当
部署

厚生課
保養担当

☎ 03-5320-7386 (内線57-341~3)

✉ S9000065@section.metro.tokyo.jp

都共済の保養施設等については、組合員（再任用フルタイム、任意継続組合員を含む。）資格の喪失後も、「共済施設利用証」の提示により利用できます。施設概要は、都共済ホームページや当ハンドブックのほか、「共済施設利用証」送付時に同封する「宿泊施設と清瀬運動場のご案内」をご覧ください。

「共済施設利用証」は、3月末で組合員資格を喪失される方には5月末頃までに、ご自宅にお届けします^{*}。ご利用の際は必ず「共済施設利用証」を持参し、施設のフロント等に提示してください。

◆ 利用できる施設

施設	利用料金	施設概要・予約方法等
保養施設 箱根路開雲	準組合員料金	第7章「保養施設（箱根路開雲）」参照
総合保健施設 アジュール竹芝 (ホテル・健診センター)		第7章「総合保健施設（アジュール竹芝）」参照
直営体育施設 清瀬運動場	組合員料金	第6章「直営体育施設（清瀬運動場）」参照
他の公務員共済組合等の宿泊施設	各施設による	第7章「その他の事項」参照

● 注意事項 ●

- 以下の施設は、組合員資格の喪失後に利用することはできません。
 スポーツクラブ（委託体育施設）（第6章参照）
 夏・冬の保健施設（借上施設）、リフレッシュ施設（借上施設）（第7章参照）
- 組合員資格の喪失前に作成したカードでご利用いただくことはできません。

※「共済施設利用証」の送付対象について

都共済の組合員期間を10年以上有した方で、組合員資格喪失時に50歳以上の方が送付の対象となります。



退職派遣者になったとき

特定法人（株式会社）等への退職派遣者は、長期給付事業（年金）についてのみ都共済の適用を受ける継続長期組合員となり、短期給付事業及び福祉事業は適用されません（派遣先の健康保険等の事業が適用されます。）。このため、当共済組合の保養施設及び体育施設等を、組合員として利用することができなくなります。

ただし、都の職員で特定法人（株式会社）への退職派遣者になった方については、（一財）東京都人材支援事業団（以下「事業団」という。）の行う派遣事業適用職員に対する福利厚生事業として、都共済と同等の給付や事業をご利用いただけます。

1 | 特定法人（株式会社）等への退職派遣者の方

1 事務手続等

派遣時	「 組合員種別変更届 」を提出してください。また、組合員証のほか全ての証（被扶養者証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証等）を、派遣元の所属所（勤務先）共済事務担当者に返却していただきます。
復帰時	「 組合員種別変更届 」を提出してください。また、派遣されたときと同じ被扶養者がいる場合は、「 被扶養者認定申告書 」及び「 退職時加入健康保険証明書 」を提出してください。なお、新たに被扶養者として申告する方がいる場合は、復帰後の所属所（勤務先）で被扶養者の認定手続（第10章参照）をしてください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

2 共済組合施設等の利用

	右記以外の退職派遣者	特定法人への都の退職派遣者
シティ・ホール診療所	一般の保険医療機関としてご利用いただけます。	
保養施設 箱根路開雲（P.76 参照） 総合保健施設 アジュール竹芝（P.80 参照）	準組合員料金でご利用いただけます。	組合員料金でご利用いただけます。
清瀬運動場（P.74 参照）	組合員料金でご利用いただけます。	
夏・冬委託保健施設 リフレッシュ宿泊施設 都内宿泊施設、委託体育施設、 人間ドック、健康相談、健康づくり支援	ご利用はできません。	事業団の会員として、都共済と同等の事業をご利用いただけます。詳細・手続等は次ページを参照してください。

3 貸付金の償還について

従来どおり都共済で実施します。

貸付金の償還方法	一般貸付金及び住宅貸付金の償還については、原則として派遣先団体において借受者から徴収の上、都共済に払い込んでいただきます。
----------	---

4 その他組合員種別等

組合員種別	特定法人（株式会社）への退職派遣者は継続長期組合員となります。
長期給付事業	引き続き適用されます。
「共済だより」及び「共済ハンドブック」	今までどおり配布します。

2 | 都の退職派遣者の方

都の職員で特定法人（株式会社）への退職派遣者になった方については、事業団の行う派遣事業適用職員に対する福利厚生事業として、都共済と同等の給付や事業をご利用いただけます。

詳しくは、事業団発行の「派遣事業適用職員に対する福利厚生事業の手引」（以下「手引」という。）をご覧ください。

＜問合せ先＞ 一般財団法人東京都人材支援事業団 業務部業務課給付担当
電話 03-5320-7447

1 医療等給付事業

事業団に請求の手続をすることによって、給付を受けることができます。

<p>共済組合の給付と協会けんぽ等^{※1}の給付に差があるもの</p>	<p>一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金 出産費、家族出産費 埋葬料、家族埋葬料 傷病手当金、出産手当金等</p>	<p>手引をご覧の上、派遣先の事務取扱者を経由して事業団に請求してください。</p>
<p>協会けんぽ等^{※1}に給付制度がないもの</p>	<p>休業手当金、育児休業手当金^{※2} 介護休業手当金^{※2} 弔慰金、家族弔慰金 災害見舞金</p>	

※1 「協会けんぽ等」とは、派遣先団体で加入する健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険又は組合管掌健康保険）のことです。

※2 雇用保険法の規定による給付が受けられる場合は、支給されません。

2 福祉事業 - 1

都共済と事業団の取決めによって、事業及び施設をご利用いただけます。

<p>保養施設箱根路開雲 総合保健施設アジュール竹芝 清瀬運動場、夏・冬季委託保健施設 リフレッシュ宿泊施設 都内宿泊施設、委託体育施設 健康相談事業、健康づくり支援事業</p>	<p>手続等は手引をご覧ください。 また、施設のご利用の際は、都派遣職員等の身分を証明するものを提示してください。</p>
<p>人間ドック</p>	<p>手続等は手引をご覧ください。</p>
<p>その他</p>	<p>地方公務員共済組合等相互利用宿泊施設もご利用いただけます。</p>

3 福祉事業 - 2

事業団に請求の手続をすることによって、助成を受けることができます。

<p>特定健康診査・生活習慣病健診・特定保健指導助成 三楽病院保険外診療費助成</p>	<p>手引をご覧の上、派遣先の事務取扱者を経由して事業団に請求してください。</p>
---	--



第12章 貸付事業について

新規貸付の終了と現在の貸付業務について

担当
部署 貸付課
貸付収納担当

☎ 03-5320-7383 (内線57-321~2)

✉ s9000067@section.metro.tokyo.jp

1 | 新規貸付の終了

都共済では一般貸付、住宅貸付等、全ての新規貸付は平成25年度で終了しました。

2 | 現在の貸付業務

現在、貸付収納担当では、既に借りている方の貸付金の償還等の事務（例月・期末手当等からの控除に関する事務、繰上償還の相談・受付、年末残高等証明書ほか各種証明書の発行、償還表作成送付、償還猶予の受付、その他、償還に伴う事務）を行っています。

貸付金の償還

1 | 償還表について

最新の償還表（全期間（令和3年1月～最終償還年月）を掲載）は、令和3年1月下旬に、所属の共済事務担当者を経由して配布しています。

以前は3年ごと（36月掲載）の配布でしたが、令和3年1月に全期間掲載分を配布してからは、貸付利率の改正や一部繰上償還等によって償還額に変更があった場合にのみ、変更後の償還表を配布しています。償還表は、償還終了まではお手元に保管し、今後の返済計画の検討や残高等を確認するためにご利用ください。

● 注意事項 ●

償還表は再発行できませんので、大切に保管してください。紛失した場合は、所属の共済事務担当者が保管している所属（控）をコピーしてください。

2 | 貸付金の償還方法

貸付金の償還には毎月の給与から償還する「例月償還」と、毎月の給料と年2回（6月・12月）の期末勤勉手当から償還する「例月償還と期末償還の併用」の二通りあり、貸付金の申込時にいずれかを選択します。償還方法を途中で変更することはできません。ただし、併用で償還している方が、期末分を全額繰上償還することによって、「例月償還」のみにすることはできます。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

3 | 完済通知書について

貸付金の償還が完了した場合は、完済月の翌月上旬に、所属の共済事務担当者を経由して完済通知書を送付します。

4 | 退職時に償還が完了していない場合

退職する時点でまだ償還が完了していない貸付金がある場合は、退職手当から貸付金の残高（未償還元金）、退職後利息（1か月分）、及び期末経過利息（期末併用者のみ）が控除されます（地方公務員等共済組合法第115条第2項）。

退職手当からの控除に当たり、借受人の手続は不要です。ただし、退職手当額より貸付金の残高が多い場合は、所属を経由して不足分の払込書を送付しますので、金融機関でお支払いください。

なお、退職前に繰上償還を希望する場合は、退職する月に繰上償還はできませんのでご注意ください。

例 3月退職の方は2月の繰上償還までは受付ができます。その場合、繰上償還申請書は1月25日までに都共済に届くよう提出してください。

5 | 公立学校共済組合へ異動した場合

公立学校共済組合へ異動する方が、近い将来、都共済に復帰する可能性がある場合は、「徴収嘱託制度」を利用することができます。これは、都共済から公立学校共済組合に給与控除を依頼することで、引き続き、給与控除による償還ができる制度です。

この制度の利用を希望する方は、所属の共済事務担当者を経由して「徴収嘱託願」を提出してください。

繰上償還

貸付金の償還を早く終わらせたい場合や、利息を軽減したい場合等は、繰上償還制度を利用できます。繰上償還には、償還していない元金と利息の全額を繰り上げて返済する全額繰上償還と、一部だけを繰り上げて返済する一部繰上償還とがあります。

一部繰上償還は、1か月分の償還額以上であれば希望の金額が償還できます。一部繰上償還をすることによって、償還回数の短縮及び繰上償還後の償還額の変更ができますが、例月償還が期末償還より先に終了する変更はできません。

1 | 繰上償還の流れ

① 繰上償還申請書を提出

- 交換便・郵送等で貸付収納担当まで提出
- 提出期限内（償還月の前月25日頃）に必着

② 払込書を受け取る

- 償還月初めに都共済から払込書を受け取る

③ 払込書により支払

- 申請者が金融機関で払込み（手数料本人負担）
- ☆ 当組合への事務手数料は不要（金融機関へ払い込む際の手料は本人負担）

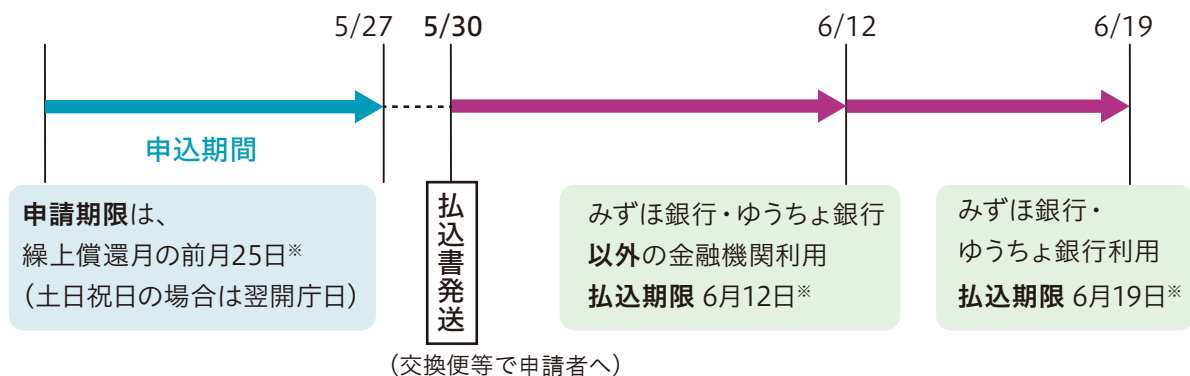
* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

2 | 払込方法

利用する金融機関によって、払込方法及び払込期限等が異なります。ご注意ください。

- ① **みずほ銀行又はゆうちょ銀行で払い込む場合**
窓口、ATM、インターネットバンキング等が利用できます。
- ② **みずほ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関で払い込む場合**
金融機関の窓口で「**文書振込**」により払い込みます。
ATM、インターネットバンキング等は利用できません。
また、ネット銀行など「**文書振込**」に対応していない金融機関もあるので、事前に払込方法を
確認してください。

◆ 繰上償還のイメージ（6月に繰上償還をする場合）



※ 申請期限、払込期限は償還月によって異なります。都共済ホームページ又は「共済だより」を参照してください。

3 | その他の留意点

- ① 借換えをする場合の融資実行日は、払込書の受取から払込みの期限内に設定してください。
- ② 払込期限経過後の払込みはできません。払込みができなかった場合又は繰上償還を取りやめる場合は、貸付収納担当まで速やかに電話で連絡をしてください。
- ③ 繰上償還をする月も給与控除（期末を含む）があります。全額繰上償還をする場合の払込金額は、繰上償還をする月の**給与・期末控除後**の金額となります。
- ④ 一部繰上償還によって償還額の増額又は償還回数の変更を希望する場合は、繰上償還申請書に「直近の給与明細書（写）」を添付してください。
- ⑤ 住宅借入金等特別控除を受けている方が一部繰上償還によって、償還開始から償還完了までの期間が10年未満となった場合は、控除を受けられません。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

償還額（償還回数）の変更

償還額の増額（償還回数の短縮）は、**1年に1回**行うことができます。ただし、一度増額すると減額することはできません。償還額は、例月償還については給料月額の30%以内、期末手当償還については給料月額の範囲内で増額ができます。なお、期末手当償還を併用している場合、例月償還が期末手当償還より先に終了する変更はできません。

申込方法は次のとおりです。

申込締切日	例月償還額又は期末償還額の増額を希望する月の前月の15日まで（必着）
提出方法	交換便又は郵送
提出書類	1 償還額増額申請書 * 申請書は、都共済ホームページに掲載しています。 2 直近の給与明細書（写し）

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

貸付利率

1 | 貸付利率（変動金利）

（平成30年1月改正）

普通 （一般・住宅）	災害 （一般・住宅）	介護住宅
年 1.26%	年 0.93%	年 1.00%

2 | 貸付利率の定め方

- 貸付利率は地方公務員等共済組合連合会の定める「基準利率（地方公務員等共済組合法第77条第4項）」に応じて定められます。
- 貸付利率は「基準利率」の変動に応じて、変動する場合があります。

* 令和4年10月～令和5年9月は基準利率が0.02%であるため、「連合会の定める基準利率」は、「1.0%以下」を適用

連合会の定める 基準利率	①普通貸付 （一般・住宅）	②災害貸付 （一般・住宅）	③介護住宅
1.0% 以下	1.26%	0.93%	1.00%
1.0% 超1.5% 以下	1.76%	1.43%	1.50%
1.5% 超2.0% 以下	2.26%	1.93%	2.00%
2.0% 超2.5% 以下	2.76%	2.43%	2.50%
2.5% 超3.0% 以下	3.26%	2.93%	3.00%
3.0% 超3.5% 以下	3.76%	3.43%	3.50%
3.5% 超4.0% 以下	4.26%	3.93%	4.00%
4.0% 超4.5% 以下	4.76%	4.43%	4.50%
4.5% 超5.0% 以下	5.26%	4.93%	5.00%
5.0% 超	基準利率+0.26%	基準利率-0.07%	基準利率

育児休業中又は介護休業中の償還の猶予

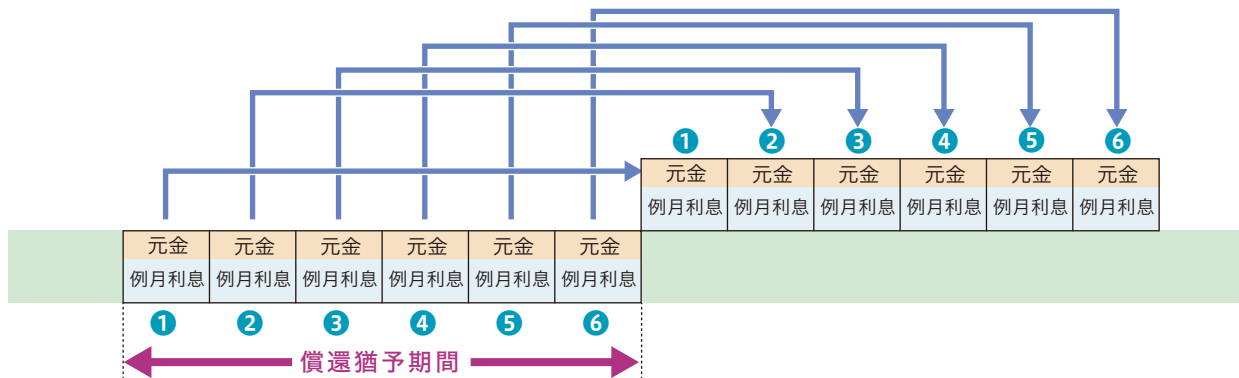
1 | 償還猶予の方法について

育児休業又は介護休業を取得する際に、希望があれば貸付金の償還猶予を受けることができます。猶予の方式は、下記の2つから選択できます。ただし、猶予申請時に選択した方法を途中で変更することはできません。また、償還猶予によって償還期間が延長することはありません。

◆ 償還猶予の方法

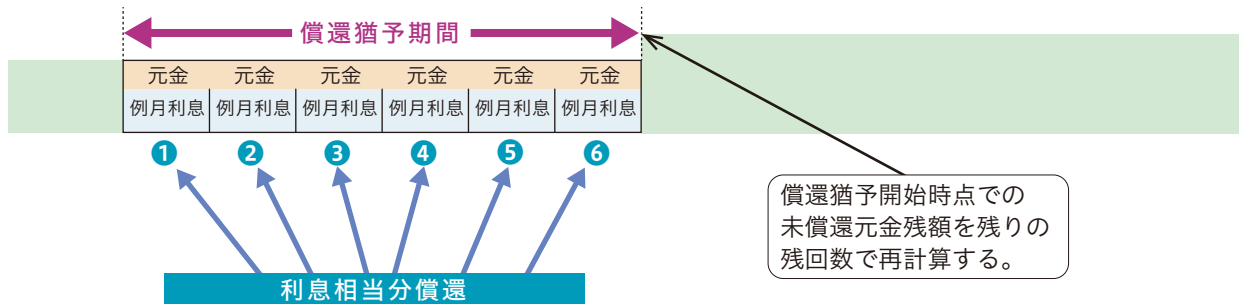
1 倍額方式

- 猶予期間中：償還なし
- 猶予期間終了後：当初の償還額に、猶予した1か月分の償還額を上乘せして償還します。償還猶予期間と同じ月数は、償還額が2倍になります。



2 再計算方式

- 猶予期間中：未償還元金に対する経過利息分のみを月々支払う。
(所属を通じ、毎月、都共済から払込書を送付します。)
- 猶予期間終了後：未償還元金を残回数によって再計算した額を償還



2 | 手続について

- **償還猶予申請書**を、猶予を希望する月の前月15日までに、所属の共済事務担当者を経由して提出してください。
- 休業期間を変更した場合、所属に休業期間の変更届出をしても、**都共済の償還猶予期間は自動的に変更されません**。猶予期間の変更を希望する場合は、再度申請をしてください。

3 | その他

- 猶予期間終了後の償還額が、猶予開始前の償還額の2倍を超える場合は再計算方式を選択できません。
- 猶予期間中、全額償還はできますが一部繰上償還はできません。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

団体信用生命保険

団体信用生命保険（以下、「団信」という。）とは生命保険の一種で、住宅貸付金を借りている人（借受人）が万一、貸付金の償還中に死亡又は高度障害となった場合に、保険金によって残りの債務を返済することで、退職手当が家族等のために確保されることを目的としたものです。

都共済が契約者となり、都共済が負担する保険料に、借受人が負担する保険料（以下「保険料充当金」といいます。）を加えて、毎月、都共済が支払います。

また、借受人の住所変更や、引き落とし口座の変更等の届出も、全て都共済を経由して行います。変更があった場合は速やかにお知らせください。

1 | 団信保険料について

団信保険料は令和6年2月現在、都共済が負担する分と加入者が負担する分（保険料充当金）とを合わせて、貸付残高10万円につき月額35.5円です。保険料は毎年見直されます。

保険料充当金は、貸付金残高を基準に10万円につき月額18円（平成14年8月以前の加入者については月額10円）です。年1回、貸付日（中途適用の場合は適用申込日）から2か月後の22日に1年分を指定口座から引き落とします。

なお、指定口座からの引き落としが、預金不足や口座解約によってできない場合は脱退となります。振替不能の通知が届いた場合は、至急、口座への入金や新規口座の登録をする必要があります。

2 | 保険会社への各種変更届出について

団信は保険会社との契約であるため、住所や氏名の変更を所属に提出しても、団信の登録内容は自動的に変更されません。**住所、氏名、引き落とし口座等**を変更した場合は、所定の「変更訂正通知書」によって、都共済を経由して保険会社に届出をする必要があります。この「変更訂正通知書」は貸付収納担当にあるので、電話等で請求してください。

3 | 団信加入者が償還金を完済した場合

償還金の完済と同時に、団信保険は終了となります。保険料充当金は1年分を前払いしているため、未経過分の保険料充当金は保険会社から返還されます。該当者にはお知らせを送付後、団信保険料引き落とし口座に振り込まれますので、この振込みを確認するまでは引き落とし口座を解約しないでください。

大規模災害に被災された場合

自然災害（平成27年9月2日以降に災害救助法が適用されたもの）の影響によって住宅ローン等の債務の弁済ができなくなった場合、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による手続を行うことによって、債務の全部又は一部が免除される場合があります。

ガイドラインの適用要件及び手続の詳細については、下記ホームページ等を参照してください。

- 災害救助法の適用状況について

【内閣府 防災情報のページ】

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

- ガイドラインの適用要件・手続について

【一般社団法人 自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関】

<http://www.dgl.or.jp/>

住宅貸付金の借受中に制限される行為等

都共済の住宅貸付は、組合員が自分の住まいを取得するために臨時に必要とする資金を貸し付け、組合員の福祉向上を図ることが目的です。そのため、貸付金の返還が完了する前に、貸付金によって取得した不動産を第三者に譲渡、貸与又は滅失する等の行為については制限されています。

下記の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則第16条第1項各号に該当した場合は、直ちに全額償還しなければなりません。

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則（抜粋）

第十六条（即時償還）

借受人が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その者は直ちに、未償還元利金を償還（以下「即時償還」という。）しなければならない。

- 一 組合員の資格を喪失したとき。ただし、地共済法第百十五条第四項に基づく徴収の嘱託をしたときは、この限りでない。
- 二 申込みの内容に重大な偽りのあることが発見されたとき。
- 三 第十三条に規定する住宅の新築若しくは増改築若しくは外構等工事の工事期限、住宅若しくは宅地の購入期限又は借地権の取得期限を経過した場合において、なお相当期間経過しても、その工事、購入又は取得が完了する確実性がないと認められるとき。
- 四 貸付金によって宅地を取得した者が、第十三条に規定する期限内に住宅の建築を完了しない場合において、なお相当期間経過しても、建築を完了する確実性がないと認められるとき。
- 五 貸付金によって取得した不動産の全部又は一部を第三者に譲渡、貸与又は滅失若しくはき損したとき。ただし、第十四条第二項に規定する理事長の承認を得たとき又は災害再貸付を借り受けるとき（災害再貸付を借り受けるまでの間に限る。）は、この限りでない。
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則等に違反したとき。

その他の事項

1 | 年末残高等証明書について

自分の住まい（一定の要件を満たす「土地」を含む。）を取得するために、償還期間10年以上にわたる借り入れをした場合、借入金の年末残高に応じて所得税額から控除する住宅借入金等特別控除が受けられます（令和5年1月現在）。都共済からの借入金で、制度上の要件を満たす住宅又は土地を取得した場合は、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、当該年度の10月に所属を經由して送付します。

なお、住宅借入金等特別控除に係るご相談は、所轄の税務署にお問合せください。

2 | 各種申請書について

各種申請書は、所属の共済事務担当者又は都共済ホームページから入手してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。



第13章 共済組合について

地方公務員共済組合制度の概要

担当
部署

総務課
庶務担当

☎ 03-5320-7306 (内線57-111~3)

✉ S9000059@section.metro.tokyo.jp

1 | 地方公務員共済組合制度の概要

地方公務員共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づいて、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付及び長期給付を行い、併せて福祉事業を実施しています。これによって、地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されています。

1 地方公務員共済組合の構成

地方公務員は、都道府県の職員については主としてその職種によって、市町村の職員についてはその所属する市町村の区分等によって、次に掲げる組合を組織することとされています。

地方
公務員
共済
組合
連合
会

1 地方職員共済組合（1組合）

道府県の職員（2及び3の職員を除く。）、地方団体関係団体の職員

2 公立学校共済組合（1組合）

公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所属教育機関の職員

3 警察共済組合（1組合）

都道府県警察の職員並びに警察庁及び皇宮警察本部の職員

4 東京都職員共済組合（1組合）

都及び特別区の職員（2及び3の職員を除く。）

5 指定都市職員共済組合（10組合）

指定都市（札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）の職員（2の職員を除く。）

6 市町村職員共済組合（47組合）

都道府県ごとの区域内の市町村の職員（2、5、7の職員を除く。）

7 都市職員共済組合（3組合）

旧市町村職員共済組合法の規定の全部の適用を受けていなかった特定の市（仙台市、北海道の一部の市、愛知県の一部の市）の職員（2の職員を除く。）

全国
市町村
職員
共済
組合
連合
会

◆ 組合別組合員数等

組合名	組合数	組合員数（長期給付適用）
地方職員共済組合	1 (47)	325,219 人
公立学校共済組合	1 (47)	1,058,044 人
警察共済組合	1 (49)	297,832 人
東京都職員共済組合	1	125,887 人
指定都市職員共済組合	10	※ 1,194,155 人
市町村職員共済組合	47	
都市職員共済組合	3	
計	64 (143)	3,001,137 人

(注) 組合数の () 内は、支部数

組合員数は総務省の「令和2年度地方公務員共済組合等事業年報」の数値（令和2年度末）

※ 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員数の合計

② 地方公務員共済組合連合会

地方公務員共済組合連合会は、地方公務員の年金制度の健全な運営を維持していくため、年金の財政単位を一元化し、年金財政基盤の安定化を図るとともに、共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として設立された組織です。全ての地方公務員共済組合をもって組織されています。

◆ 連合会の事業

- 1 年金積立金の管理・運用
- 2 組合から預託された業務上の余裕金の管理・運用
- 3 技術的及び専門的な知識、資料等の提供
 - * 年金事務機械処理標準システム等の開発・提供
- 4 実施機関との情報交換及び連絡調整
- 5 厚生年金拠出金及び交付金に関すること
- 6 基礎年金拠出金の納付等
- 7 年金払い退職給付に係る基準利率、保険料率等の算定
- 8 国家公務員共済組合連合会との財政調整拠出金に関する事務
- 9 その他目的を達成するために必要な事業
 - * 基礎年金の給付に関する事務
 - * 諸外国との間の年金通算等に関する事務
- 10 介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料並びに個人住民税の特別徴収に係る事務
- 11 マイナンバー制度における年金関係の情報連携

東京都職員共済組合の機関

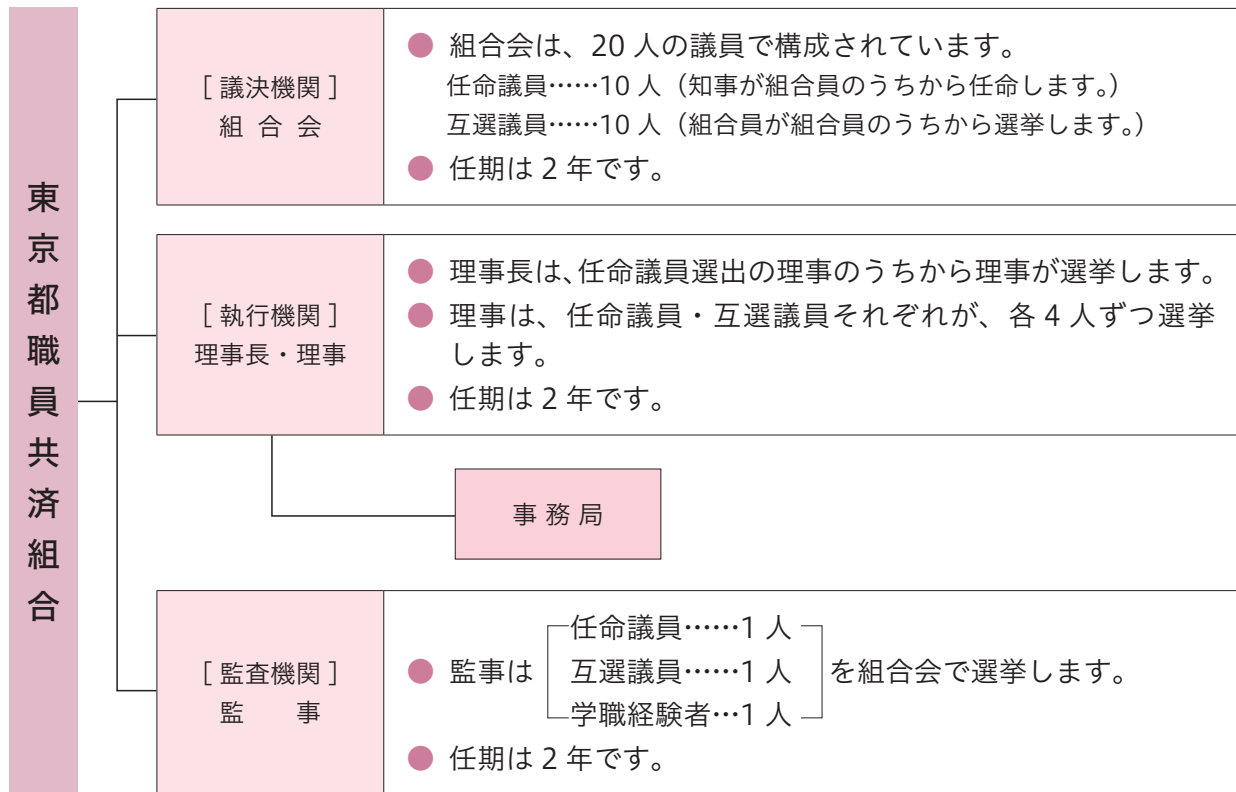
担当
部署総務課
庶務担当

☎ 03-5320-7306 (内線57-111~3)

✉ S9000059@section.metro.tokyo.jp

東京都職員共済組合（以下、都共済という。）を運営するため、議決機関、執行機関、監査機関の三つの機関が置かれ、執行機関の下に事務を処理する事務局が置かれています。

また、このほかに審査会、診療報酬等調査委員、障害審査委員が置かれています。



◆ 不服審査機関——「審査会」

組合員の資格や給付に関する決定、掛金等の徴収、組合員期間の確認、障害基礎年金に係る障害の程度の診査について不服がある場合は、「審査会」に対し不服審査の請求をすることができます。

審査会は、理事長が委嘱した、組合員を代表する者、都及び区を代表する者、公益を代表する者、それぞれ2人の計6人の委員で組織されています。審査会委員の任期は3年です。

◆ 諮問機関——「診療報酬等調査委員」・「障害審査委員」

短期給付と長期給付の適正を期すための諮問機関として、「診療報酬等調査委員」と「障害審査委員」が設けられています。それぞれ、理事長が委嘱した医師によって組織されています。

各諮問機関の運営に関しては、「診療報酬等調査委員」は年金保険部医療保険課（03-5320-7322（内線57-214））が、「障害審査委員」は年金保険部年金課（03-5320-7357（内線57-277））が、それぞれ担当しています。各委員の任期は1年です。

東京都職員共済組合の事業

都共済が目的達成のために行っている様々な事業は、大きく次の三つに区分できます。

1 | 短期給付事業

この事業は、民間の会社などで働く人たちが加入する健康保険に相当するもので、「法定給付」と「附加給付」があります。法定給付は、法律で給付の種類や内容が定められたもので、どの地方公務員共済組合でも同じ給付内容ですが、附加給付は、法令の定める基準に従って、財政事情などを考慮しながら、各共済組合が定款で定めているものです。

1 給付の内容

- ① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付……………法定給付
- ② 組合員の休業に関する給付……………法定給付
- ③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付……………法定給付
- ④ ①～②の給付に加えて支給する給付……………附加給付

2 短期給付事務 担当区分

所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由してお問合せください。

部 署		担 当 事 務
医 療 保 険 課	医療保険担当 03-5320-7322 (内線 57-211 ~ 4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療保険制度に関すること ● 特定疾病療養受療証の交付に関すること
	資格担当 03-5320-7324 (内線 57-221 ~ 7)	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員の資格や被扶養者の認定に関すること ● 高齢受給者証の交付に関すること
	給付担当 03-5320-7326 (内線 57-231 ~ 5)	<ul style="list-style-type: none"> ● 療養費、出産費、傷病手当金、育児休業手当金等の給付に関すること ● 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関すること
	公費担当 03-5320-7329 (内線 57-238)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公費負担医療に関すること
	求償担当 03-5320-7328 (内線 57-236 ~ 7)	<ul style="list-style-type: none"> ● 弔慰金及び災害見舞金に関すること ● 第三者行為（交通事故等）に関すること ● 「公務（通勤）災害に伴う組合員証使用届」に関すること ● 給付制限に関すること

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

3 掛金・負担金と医療費の流れ

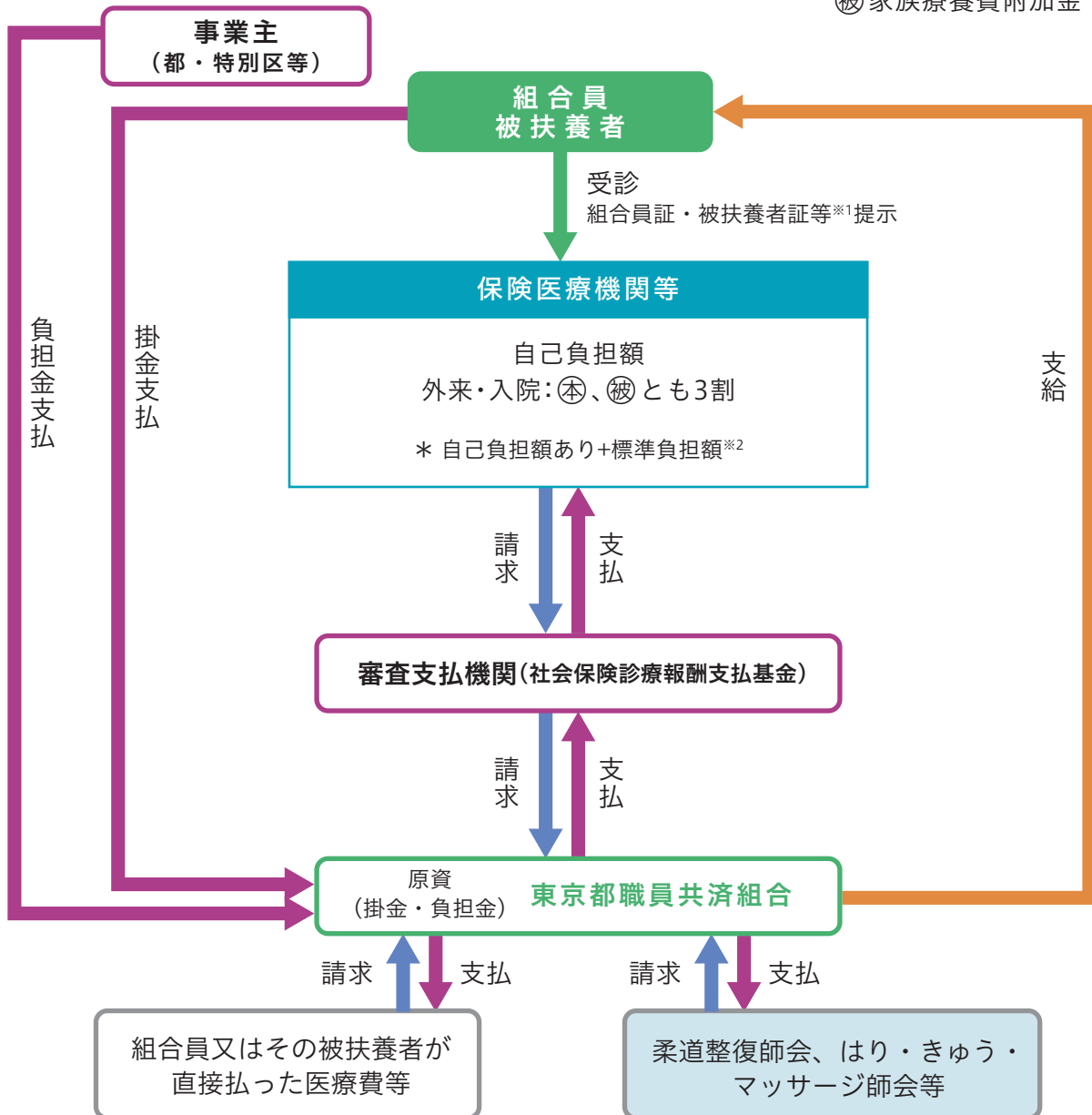
都共済では、組合員とその被扶養者が病気やけがをした場合、その医療費等は、組合員が負担する掛金と事業主が負担する負担金を原資に、原則として審査支払機関を通じ各医療機関に支払っています。また、柔道整復、はり・きゅう、マッサージについては、請求に基づき都共済が各医療機関等に直接支払っています。

◆ 医療費等の流れ

Ⓐは組合員本人、Ⓑは被扶養者の場合です。

Ⓐ 一部負担額払戻金

Ⓑ 家族療養費附加金



※1 組合員証・被扶養者証等とは、組合員証、被扶養者証、高齢受給者証（該当者のみ）、特定疾病療養受療証（該当者のみ）、及び限度額適用認定証です。

※2 標準負担額とは、入院時の食事又は生活療養に係る窓口負担額で、法令等で定められた定額をいいます。

* 受診歴のある全ての組合員世帯に「医療費のお知らせ」を職場を通じて配布します。

- ① 自己負担額は（１）未就学児は２割、（２）高齢受給者証持参の方は２割（平成26年3月31日までに70歳に達している方は特例措置で1割）又は3割、（３）特定疾病療養受療証（P.9参照）の交付を受けている方は1万円（人工腎臓を実施している慢性腎不全の方のうち、70歳未満で、診療月の標準報酬月額が530,000円以上である組合員又はその被扶養者は2万円）までです。
- ② 「高齢受給者証」は、70歳の誕生日の属する月（1日生まれの方はその前月）の下旬に当共済組合から所属所（勤務先）を經由して交付します。70歳の誕生月の翌月（1日生まれの方は当月）以後の受診の際には、組合員証と併せて医療機関等へ提示してください。
- ③ 医療機関等の窓口へ支払った医療費から25,000円（基礎控除額）を控除した額が、高額療養費及び一部負担金払戻金（被扶養者の場合は家族療養費附加金）として組合員に支給されます。なお、標準報酬月額が530,000円以上の方の基礎控除額は50,000円です（P.5参照）（⑤の場合は、一部負担金払戻金又は家族療養費附加金のみ）。
- ④ 訪問看護ステーションを利用した場合は、「保険医療機関」の外来と同様の取扱いになります。
- ⑤ 窓口負担額が高額になる場合、「限度額適用認定証」を提示すると、所得区分に応じた自己負担限度額に軽減することができます。（第1章「高額な窓口負担の軽減」参照）

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

—医療費の返還について—

資格喪失後に医療機関などを受診された場合、 医療費を返還していただきますのでご注意ください

組合員、被扶養者の資格喪失手続後、当共済組合の組合員資格、被扶養者資格は喪失となり、現在お持ちの組合員証や被扶養者証は使用できなくなります。**資格喪失後は、組合員証や被扶養者証を絶対に使用しないでください。**

組合員証や被扶養者証を使用された場合は、当共済組合が負担した医療費7割（一部8割または9割）と附加金などの給付金全額を一括返還していただきます*。

近年さかのぼって資格を喪失される事例が多発しています。数年間さかのぼって資格を喪失した場合、高額な返納金が発生する可能性が高くなります。また、時効により、返還を受けることができなくなることもあります。

※ 医療機関などの受診回数、受診内容によっては高額な医療費などを返還していただく場合があります。

◆ 短期給付の種類

		法定給付	附加給付	給付の理由	参照ページ
保健給付	組合員	療養の給付	一部負担金払戻金	病気・けが 訪問看護	4
		保険外併用療養費			3
		療養費			20
		訪問看護療養費			5
		入院時食事療養費			15
		入院時生活療養費			16
		高額療養費			6
	被扶養者	高額介護合算療養費		医療及び介護の 利用負担軽減	11
		移送費		移送	24
		出産費	出産費附加金	出産	41
		埋葬料	埋葬料附加金	死亡	53
		家族療養費 ^{※1}	家族療養費附加金 ^{※2}	病気・けが 訪問看護	5・20 15・16
		家族訪問看護療養費	家族訪問看護療養費附加金		5
		高額療養費			6
		被扶養者	家族移送費		移送
家族出産費			家族出産費附加金	出産	41
家族埋葬料			家族埋葬料附加金	死亡	53
組合員	傷病手当金		傷病手当金附加金	傷病	25
	出産手当金			出産	45
	休業手当金			休業	30
	育児休業手当金		育児	48	
	介護休業手当金		介護	31	
災害給付	組合員	弔慰金		死亡	40
		災害見舞金		災害	38
	被扶養者	家族弔慰金		死亡	40

※1 保険外併用療養費、入院時食事療養費・入院時生活療養費相当分を含む。

※2 入院時食事療養費・入院時生活療養費相当分は対象外。

2 | 長期給付事業

この事業は、組合員が退職後一定の年齢に達したとき、在職中の病気やけがで障害の状態になったとき、あるいは死亡したときに、組合員の生活や残された家族の生活を保障するために、年金などの支給を行うものです。

給付は、「厚生年金保険」、「経過的職域加算額（共済年金）」、「年金払い退職給付」の各制度に基づくもので、それぞれに「老齢年金」、「障害年金」、「遺族年金」等の給付があります。

「経過的職域加算額（共済年金）」は平成27年9月30日までの共済組合員期間に応じた額が支給され、「年金払い退職給付」は平成27年10月1日以降の共済組合員期間に応じた額が支給されます（共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分は平成27年9月で廃止されました。）。

	(給付の種類)	(参照ページ)
厚生年金保険 ※1	老齢厚生年金	93
	障害厚生年金	105
	遺族厚生年金	122
経過的職域加算額 ※2	退職共済年金 (経過的職域)	138
	障害共済年金 (経過的職域)	139
	遺族共済年金 (経過的職域)	139
年金払い退職給付 ※3	退職年金	142
	公務障害年金	144
	公務遺族年金	144

※1 厚生年金保険法の規定により支給

※2 地方公務員等共済組合法及び被用者年金一元化法附則の規定により支給

※3 地方公務員等共済組合法の規定により支給

3 | 福祉事業

この事業は、短期・長期の給付事業以外で、組合員と被扶養者の健康の保持・増進など福祉の向上を目的として実施する事業です。

都共済では、特定健康診査・特定保健指導や人間ドック利用助成などの健康づくり・疾病予防事業、委託保健施設（夏・冬季、リフレッシュ宿泊施設）などの保健事業、直営健康管理施設（シティ・ホール診療所）、保養施設（箱根路開雲）、総合保健施設（アジュール竹芝）の運営を行っています。

個人番号（マイナンバー）の利用

担当
部署 総務課
文書広報担当

☎ 03-5320-7307 (内線57-121~3)

✉ S9000059@section.metro.tokyo.jp

都共済では、法令に基づいて短期給付（医療給付等）及び長期給付（年金）の事務を行う際に、組合員、被扶養者（短期給付）の個人番号（マイナンバー）を取得し、利用しています。

1 | 個人番号（マイナンバー）を利用する事務

短期給付及び長期給付の決定・支給等に関する事務で利用します。

2 | 個人番号（マイナンバー）の利用目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づき、以下のとおりと定められています。

- ① 「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」（第9条別表1の24）
- ② 「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」（第9条別表1の39）
- ③ 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務」（第9条別表1の101）

3 | 個人番号（マイナンバー）の取得方法

1 短期給付事業

番号法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を用いて取得します。

基本4情報の不一致のため個人番号が取得できなかった場合は、都共済が組合員本人より個別に取得します。

2 長期給付事業

番号法第14条第1項及び第2項の規定に基づき、老齢給付を請求される際に年金請求書に記載していただくとともに、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得します。

付 録

① 全国健康保険協会（協会けんぽ）関東地区支部一覧

支 部 名	所 在 地	電 話
東 京 支 部	〒 164-8540 中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 7F	03 (6853) 6111
埼 玉 支 部	〒 330-8686 さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター（JACK 大宮）16F	048 (658) 5919
千 葉 支 部	〒 260-8645 千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 2F	043 (382) 8311
神 奈 川 支 部	〒 220-8538 横浜市西区みなとみらい 4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー 9F	045 (270) 8431
茨 城 支 部	〒 310-8502 水戸市南町 3-4-57 水戸セントラルビル	029 (303) 1500
栃 木 支 部	〒 320-8514 宇都宮市泉町 6-20 宇都宮 DI ビル 7F	028 (616) 1691
群 馬 支 部	〒 371-8516 前橋市本町 2-2-12 前橋本町スクエアビル	027 (219) 2100

② 後期高齢者医療制度の問合せ先

後期高齢者医療制度は、都道府県単位の広域連合で運営されています。実施主体である居住地の区市町村の後期高齢者医療担当部署にお問合せください。

③ 東京都内の年金事務所一覧

所名	管轄区域	所在地	電話
千代田	千代田区	〒102-8337 千代田区三番町22	03 (3265) 4381
中央	中央区	〒104-8175 中央区明石町8-1 聖路加タワー1・16F	03 (3543) 1411
港	港区、大島支庁管内、 三宅支庁管内、八丈支庁 管内、小笠原支庁管内	〒105-8513 港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館1～3F	03 (5401) 3211
新宿	新宿区、杉並区(厚生年金 のみ)、中野区(厚生年金 のみ)	〒160-8601 新宿区新宿5-9-2 ヒューリック新宿五丁目ビル3～9F	03 (6278) 9311
杉並	杉並区(国民年金のみ)	〒166-8550 杉並区高円寺南2-54-9	03 (3312) 1511
中野	中野区(国民年金のみ)	〒164-8656 中野区中野2-4-25	03 (3380) 6111
上野	台東区	〒110-8660 台東区池之端1-2-18 いちご池之端ビル	03 (3824) 2511
文京	文京区	〒112-8617 文京区千石1-6-15	03 (3945) 1141
墨田	墨田区	〒130-8586 墨田区立川3-8-12	03 (3631) 3111
江東	江東区	〒136-8525 江東区亀戸5-16-9	03 (3683) 1231
江戸川	江戸川区	〒132-8502 江戸川区中央3-4-24	03 (3652) 5106
品川	品川区	〒141-8572 品川区大崎5-1-5 高德ビル2F	03 (3494) 7831
大田	大田区	〒144-8530 大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3F	03 (3733) 4141
渋谷	渋谷区	〒150-8334 渋谷区神南1-12-1	03 (3462) 1241
目黒	目黒区	〒153-8905 目黒区上目黒1-12-4	03 (3770) 6421
世田谷	世田谷区	〒154-8512 世田谷区世田谷1-30-12	03 (6805) 6367
池袋	豊島区	〒171-8567 豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4F	03 (3988) 6011
北	北区	〒114-8567 北区上十条1-1-10	03 (3905) 1011
板橋	板橋区	〒173-8608 板橋区板橋1-47-4	03 (3962) 1481
練馬	練馬区	〒177-8510 練馬区石神井町4-27-37	03 (3904) 5491
足立	足立区	〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9	03 (3604) 0111
荒川	荒川区	〒116-8904 荒川区東尾久5-11-6	03 (3800) 9151
葛飾	葛飾区	〒124-8512 葛飾区立石3-7-3	03 (3695) 2181
立川	立川市、昭島市、国立市、 東大和市、武蔵村山市、 小金井市、日野市、国分寺市	〒190-8580 立川市錦町2-12-10	042 (523) 0352
八王子	八王子市、町田市	〒192-8506 八王子市南新町4-1	042 (626) 3511
武蔵野	武蔵野市、三鷹市、小平市、 西東京市、東村山市、 清瀬市、東久留米市	〒180-8621 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	0422 (56) 1411
府中	府中市、調布市、狛江市、 多摩市、稲城市	〒183-8505 府中市府中町2-12-2	042 (361) 1011
青梅	青梅市、福生市、羽村市、 あきる野市、西多摩郡	〒198-8525 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4F	0428 (30) 3410

④ 埼玉県内の年金事務所一覧

所名	管轄区域	所在地	電話
浦和	さいたま市のうち桜区・浦和区・南区・緑区、川口市、蕨市、戸田市	〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048 (831) 1638
大宮	さいたま市のうち西区・北区・大宮区・見沼区・中央区、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡	〒331-9577 さいたま市北区宮原町4-19-9	048 (652) 3399
熊谷	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡、大里郡	〒360-8585 熊谷市桜木町1-93	048 (522) 5012
川越	川越市、東松山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、入間郡(三芳町を除く。)、比企郡	〒350-1196 川越市脇田本町8-1 U_PLACE 5F	049 (242) 2657
所沢	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、入間郡のうち三芳町	〒359-8505 所沢市上安松1152-1	04 (2998) 0170
春日部	春日部市、さいたま市岩槻区、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、南埼玉郡、北葛飾郡	〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4・6F	048 (737) 7112
秩父	秩父市、秩父郡	〒368-8585 秩父市上野町13-28	0494 (27) 6560
越谷	越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市	〒343-8585 越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ3F	048 (960) 1190

⑤ 千葉県内の年金事務所一覧

所名	管轄区域	所在地	電話
千葉	千葉市のうち中央区・若葉区・緑区、茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、夷隅郡、長生郡、山武郡、大網白里市	〒260-8503 千葉市中央区中央港1-17-1	043 (242) 6320
幕張	千葉市のうち花見川区・稲毛区・美浜区、佐倉市、習志野市、四街道市、八街市、富里市、印旛郡のうち酒々井町	〒262-8501 千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	043 (212) 8621
船橋	船橋市、八千代市、印西市、白井市、印旛郡酒々井町を除く。	〒273-8577 船橋市市場4-16-1	047 (424) 8811
松戸	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市	〒270-8577 松戸市新松戸1-335-2	047 (345) 5517
木更津	木更津市、館山市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡	〒292-8530 木更津市新田3-4-31	0438 (23) 7616
佐原	香取市、銚子市、成田市、旭市、匝瑳市、香取郡	〒287-8585 香取市佐原口2116-1	0478 (54) 1442
市川	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市	〒272-8577 市川市市川1-3-18 京成市川ビル3F	047 (704) 1177

6 神奈川県内の年金事務所一覧

所名	管轄区域	所在地	電話
鶴見	横浜市のうち鶴見区、神奈川区	〒230-8555 横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4F	045(521) 2641
港北	横浜市のうち港北区、緑区、 青葉区、都筑区	〒222-8555 横浜市港北区大豆戸町515	045(546) 8888
横浜中	横浜市のうち中区及び西区、 横浜市のうち南区、港南区、 磯子区及び金沢区(厚生年金 のみ)	〒231-0012 横浜市中区相生町2-28	045(641) 7501
横浜西	横浜市のうち保土ヶ谷区、旭区、 戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	〒244-8580 横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2F	045(820) 6655
横浜南	横浜市のうち南区、港南区、 磯子区及び金沢区(国民年金 のみ)	〒232-8585 横浜南区宿町2-51	045(742) 5511
川崎	川崎市のうち川崎区、幸区	〒210-8510 川崎市川崎区宮前町12-17	044(233) 0181
高津	川崎市のうち中原区、高津区、 宮前区、多摩区、麻生区	〒213-8567 川崎市高津区久本1-3-2	044(888) 0111
平塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡	〒254-8563 平塚市八重咲町8-2	0463(22) 1515
厚木	厚木市、海老名市、座間市、 綾瀬市、愛甲郡	〒243-8688 厚木市栄町1-10-3	046(223) 7171
相模原	相模原市、大和市	〒252-0388 相模原市南区相模大野6-6-6	042(745) 8101
小田原	小田原市、南足柄市、足柄上郡、 足柄下郡	〒250-8585 小田原市浜町1-1-47	0465(22) 1391
横須賀	横須賀市、逗子市、三浦市、 三浦郡	〒238-8555 横須賀市米が浜通1-4 Flos 横須賀	046(827) 1251
藤沢	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、 高座郡	〒251-8586 藤沢市藤沢1018	0466(50) 1151

⑦ 直営健康管理施設 / 直営体育施設 / 直営健診施設のご案内

シティ・ホール診療所

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
都庁第二本庁舎 17F 北側
TEL 03-5320-7358(直) 内線63-821



交通 / ● JR、小田急線、京王線、東京メトロ丸ノ内線、
都営地下鉄新宿線・大江戸線
『新宿駅』から徒歩 12 分
新宿駅西口から都庁循環バスが出ています。
● 都営地下鉄大江戸線『都庁前駅』から徒歩 5 分



都 庁第二本庁舎 17 階にある診療所です。
各診療科が連携を取りながら質の高い医療を提供します。

診療科 / 内科、外科（整形外科）、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、
歯科口腔外科

清瀬運動場

〒204-0023 清瀬市竹丘3-10-5
TEL 042-492-5445



交通 / ● 西武池袋線『清瀬駅』南口から
バス（久米川駅行き又は所沢駅東口行き）
で『全生園南』下車徒歩 2 分
● 西武新宿線『久米川駅』からバス（清瀬駅行き）
で『全生園南』下車徒歩 2 分



都 内にありながら、のどかな雰囲気が残る清瀬運動場には、天然芝の野球場 2 面、砂入り人工芝のテニスコート 6 面があります。組合員の皆さまの健康維持、体力増進に爽やかな汗を流しませんか？ もちろん、温水シャワーもあります。

アジュール竹芝総合健診センター

〒105-0022 港区海岸1-11-2
アジュール竹芝17階
TEL 03-3437-2701



- 交通／●JR 山手線・京浜東北線
『浜松町駅』北口から徒歩7分
- 東京モノレール
『浜松町駅』から徒歩7分
 - 都営地下鉄浅草線・大江戸線
『大門駅』B1 出口から徒歩8分
 - ゆりかもめ
『竹芝駅』から徒歩1分



待合室からの眺望



まごころのアフターケア

美しい東京湾ベイサイドの眺望をお楽しみいただける当センターのご利用を心からお待ちしております。

日本総合健診医学会の優良施設に認定されている当センターは、充実した検査機器による健診内容、スムーズな健診手順で受診いただけます。

また、検査結果も高精度の画像システムを用いた質の高い判定となっています。

さらに、健康サポートの一環として皆さまの健康状況と生活習慣について保健師・管理栄養士等による面談方式のアドバイスを実施しています。

● 人間ドックの種類

日帰り人間ドック、女性ドックA、女性ドックB

《レディースデーを実施》

女性のみが受診できる日を設けています。乳がん、子宮がん検査などの婦人健診は、女性医師及び女性検査技師が対応する日を設けています。

東京都職員共済組合事務局連絡先(令和5年3月現在)

担当部署		業務内容	ダイヤルイン()は都庁内線	メールアドレス	
管理部	総務課	文書広報担当	共済だよりに関すること	03-5320-7307(57-121~3)	S9000059 @section.metro.tokyo.jp
	会計課	出納担当	支払事務・出納全般に関すること 掛金・負担金に関すること (任意継続組合員の掛金を含む) 掛金免除等の申出に関すること	03-5320-7315(57-171) 03-5320-7317(57-173~6)	S9000061 @section.metro.tokyo.jp
年金保険部	医療保険課	医療保険担当	特定疾病療養に関すること	03-5320-7322(57-211~4)	S9000064 @section.metro.tokyo.jp
		資格担当	組合員証の記載事項の変更・紛失等 家族の扶養(出生・死亡・就職等) 任意継続組合員の資格の得喪	03-5320-7324・7325 (57-221~7)	
		給付担当	病気・出産・休業・死亡等に伴う各種 給付金の請求に関すること	03-5320-7326(57-231~5)	
		給付担当 (公費担当)	医療費の公費負担を受けることと なったとき・受けられなくなったとき	03-5320-7329(57-238)	
	給付担当 (求償担当)	交通事故・その他の事故・非常災害 等により損害を受けたとき	03-5320-7328(57-236~7)		
年金課		厚生年金(共済年金)に関すること	【年金課コールセンターナビダイヤル】 0570-03-4165	S9000063 @section.metro.tokyo.jp	
事業部	貸付課	貸付収納担当	貸付金の償還に関すること 団体信用生命保険に関すること	03-5320-7383(57-321~2)	S9000067 @section.metro.tokyo.jp
	厚生課	保養担当	保養施設に関すること	03-5320-7386(57-341~3)	S9000065 @section.metro.tokyo.jp
			アジュール竹芝に関すること	03-5320-7387(57-344)	
		保健施設担当	保健(借上)施設・清瀬運動場・ 委託体育施設に関すること	03-5320-7388(57-351~2)	
	健康増進課	健康増進担当	健康づくり支援・健康相談に 関すること	03-5320-7464 03-5320-7462 (57-411~3・436)	S9000062 @section.metro.tokyo.jp
		職員健康担当	知事部局等職員の健康診断・ 保健指導に関すること	03-5320-7355 03-5320-7353 (57-421・431)	
		特定健診担当	特定健康診査・生活習慣病健診・ 特定保健指導に関すること	03-5320-7466(57-434・437) 03-5320-7465(57-432・417)	
			人間ドックに関すること	03-5320-7352(57-415)	
	精神保健担当	メンタルヘルスに関すること	03-5320-7765(25-270)		
		知事部局等職員の精神保健相談・ 復職支援ストレスチェック等に関する こと	03-5320-7763(25-268) ストレスチェックについて 03-5320-7695(25-261)		
シティ・ホール診療所	診療受付		03-5320-7358(63-821)	S9000083 @section.metro.tokyo.jp	
	旧青山病院の診療情報に関する問合せ		03-5320-7351(63-811)		

※手続については所属(勤務先)の共済事務
担当者にお問い合わせください。

※東京都職員共済組合事務局 所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁舎内
 ◆管理部・事業部(下記除く)(第一本庁舎 北塔38階) ◆年金保険部(第一本庁舎 北塔39階)
 ◆事業部 健康増進課 精神保健担当(第一本庁舎 16階) ◆シティ・ホール診療所(第二本庁舎 17階)
 ※総務事務センター連絡先(東京都の知事部局・議会局・行政委員会対象) 03-6258-0685